

平成27年 12月 2日 開会

平成27年 12月 22日 閉会

平成27年 12月 定例会

# 美作市議会会議録

## 平成27年第5回12月定例会目次

### ◎ 第1日（12月2日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開会	3
散会	28

### ◎ 第2日（12月7日再開）

1. 議事日程	29
2. 出席議員	29
3. 欠席議員	29
4. 出席説明員	29
5. 出席事務局職員	29
開議	30
延会	91

### ◎ 第3日（12月8日再開）

1. 議事日程	93
2. 出席議員	93
3. 欠席議員	93
4. 出席説明員	93
5. 出席事務局職員	93
開議	94
延会	154

### ◎ 第4日（12月9日再開）

1. 議事日程	155
2. 出席議員	155
3. 欠席議員	155
4. 出席説明員	155
5. 出席事務局職員	155
開議	156
散会	211

### ◎ 第5日（12月10日再開）

1. 議事日程	213
2. 出席議員	213
3. 欠席議員	213
4. 出席説明員	213
5. 出席事務局職員	213
開    議	214
散    会	257

◎ 第6日（12月22日再開）

1. 議事日程	259
2. 出席議員	259
3. 欠席議員	259
4. 出席説明員	259
5. 出席事務局職員	260
開    議	261
閉    会	328

◎ その他資料

一般質問	329
------	-----

平成27年12月2日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成27年第5回美作市議会12月定例会)

平成27年12月2日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 (文教厚生委員会)
- 日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について
- 日程第7 請願第 4号 (総務委員長報告)
- 日程第8 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について  
諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について  
諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 報告第 7号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)  
報告第 8号 専決処分の報告について (和解)
- 日程第10 議案第 80号 美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について  
議案第 81号 美作市税条例等の一部を改正する条例について  
議案第 82号 美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 83号 美作市社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 84号 美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 85号 美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について  
議案第 86号 山の学校の指定管理者の指定について  
議案第 87号 作東吉野きんちゃい館の指定管理者の指定について  
議案第 88号 美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について  
議案第 89号 美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について  
議案第 90号 能登香の里小房の指定管理者の指定について  
議案第 91号 美作市バルビール自然公園の指定管理者の指定について  
議案第 92号 美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について  
議案第 93号 美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について  
議案第 94号 美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について  
議案第 95号 美作市東粟倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について  
議案第 96号 美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について  
議案第 97号 美作市英愛センターの指定管理者の指定について  
議案第 98号 美作市コスモス苑の指定管理者の指定について

- 議案第 99号 美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について  
 議案第100号 美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について  
 議案第101号 美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について  
 議案第102号 美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について  
 議案第103号 市道路線の認定について  
 議案第104号 市道路線の変更について  
 議案第105号 平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）  
 議案第106号 平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
 議案第107号 平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番	安藤功	4番	安本博則
----	-----	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	尾崎功三
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	竹田人土
市民部長	安藤郁雄	環境部長	妹尾昌弘
経済部長	江見幸治	保健福祉部長	山本直人
建設部長	真野弘紀	教育次長	小林昭文
消防長	山崎正雄	会計管理者	安東弘子
財政課長	遠藤宏一	クリーンセンター管理課長	小坂田博幸
会計課長	則本尚輝		

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより平成27年第5回12月美作市議会定例会を開会いたします。

欠席者の報告をいたします。森分総合戦略監が公務出張のため欠席をしております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席をいたしますので、これを許可しております。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により3番安藤功議員、4番安本博則議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（山本 雅彦君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る11月24日午前10時から、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、12月定例会の会期及び会議日程等の運営について協議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日12月2日から12月22日までの21日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

次に、市長より送付されました案件は、諮問3件、報告2件、条例の制定案1件、条例の一部改正案5件、指定管理者指定についての議案17件、市道路線の認定案1件、市道路線の変更案1件、補正予算案3件、以上、33件の議案であります。

議員からの議案は、美作市新庁舎整備特別委員会の設置発議1件であります。発議は、議会運営委員会において最終日に発議をいたします。

本日の第1日目は、まず9月定例会において総務委員会に付託され、継続審査となっておりました請願第4号について総務委員長の報告を受け、質疑、討論、採決といたします。その後、議案上程、市長からの提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決といたします。

続いて、2日目の12月7日から12月11日までの5日間は、一般質問、議案質疑を予定しております。なお、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

最終日は12月22日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行うことといたします。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行っていただきたいと思っております。一般質問であります。発言の順番は通告順番であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分であります。

議案質疑については、通告期限を12月7日午後5時までといたします。

なお、通告しない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情案件については、11月20日までに受理した請願4件であり、委員会付託とし、審議いたします。

予備日は、12月3日、14日、18日、休会日は、12月4日、21日としております。

以上、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日2日から22日までの21日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日2日から22日までの21日間と決定をいたしました。

### 日程第3 諸般の報告

**議長（山本 雅彦君）**

続いて、日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告書はお手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、勝英衛生施設組合議会、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、勝英農業共済事務組合議会、美作養護老人ホーム組合議会、勝田郡老人福祉施設組合議会の5組合議会からお手元に配付しております資料をもとに報告を行います。

まず最初に、勝英衛生施設組合議会、萬代師一議員より報告をいたします。

萬代議員。

**7番（萬代 師一君）**

皆さんおはようございます。

それでは報告のほうをさせていただきます。

去る平成27年10月9日に開催されました平成27年第2回勝英衛生施設組合議会定例会について報告をいたします。

今定例会の出席議員は15名でした。

上程されました案件は、議案第3号「専決処分（専決第1号）の承認を求めることについて」、議案第4号「平成26年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第5号「平成27年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」の3議案であります。

冒頭、管理者の挨拶の中で、施設の管理運営の状況といたしまして、平成26年度実績で、生し尿、浄化槽汚泥合計で1万4,145.2キロリットル、対昨年度比980.3キロリットルの減、率にいたしまして約6.5%減との状況であります。また、施設の設備機器については適宜定期修繕を行い、問題なく稼働している。処理につきましても公共下水道施設に排出基準内で放流し、適正に処理を行っているとの報告がありました。

次に、議案3議案の主な審査の内容につきまして報告いたします。

議案第3号につきましては、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び岡山市町村総合事務組合同約の変更の承認を求めるもので、平成27年12月1日から、津山圏域資源循環施設組合の当該組合への加入を承認するとともに、組合同約の一部を変更するものであります。

次に、議案第4号「平成26年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、歳入総額1億2,534万2,885円で、主なものは、組合分担金9,900万円、繰越金1,624万9,361円、歳出総額は1億1,490万2,390円で、主なものは、一般管理費4,750万9,508円、し尿処理費は6,376万9,982円で、下水道使用料、光熱水費等であります。なお、歳入歳出差し引き額1,044万495円は翌年度に繰り越しといたします。

次に、議案第5号「平成27年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」は、歳入歳出予算の総額1億1,700万円に歳入歳出それぞれ150万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,850万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、歳入では前年度決算の確定によりまして繰越額150万4,000円を追加し、歳出では固定資産台帳整備委託料として総務費に87万円を、また予備費に63万4,000円を追加するものでございます。

上程されました3議案は、全て原案のとおり承認、認定、可決をされました。

以上、平成27年第2回勝英衛生施設組合議会定例会の報告といたします。

#### 議長（山本 雅彦君）

続きまして、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、安藤功議員より報告をいたします。

安藤議員。

#### 3番（安藤 功君）

皆さんにおはようございます。

それでは、去る平成27年10月26日に美咲町柵原総合文化センターにおきまして開催されました平成27年第2回柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

まず、赤磐市、美作市において組合議会議員の選挙があり、赤磐市議会1名、美作市議会2名が交代されておりましたので、紹介と議席の決定がございました。

今組合議会定例会への出席議員は9名全員の出席でございました。

今回の組合議会定例会に次の議案3件が上程され、それぞれ原案どおり承認、可決をいたしました。

それでは、議案として上程されました、まず岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の増加及び岡山市町村総合事務組合同約の変更の専決処分の承認についてでございますが、この議案は、事務組合同約の一部を変更する規約で、津山圏域資源循環施設組合をそれぞれ規約の別表に加えるものでございます。この規約は平成27年12月1日から施行をされます。

次に、「平成26年度柵原、吉井、英田火葬場施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、歳入総額が1,550万8,124円で、主なものは、2市1町の負担金1,028万4,000円、火葬場使用料179件で364万5,000円、繰越金156万4,196円でございます。歳出総額は912万9,279円で、主なものとしては、総務費の226万5,363円で、職員給料負担金、火葬場施設費の661万9,409円で、斎場職員の賃金、火葬炉の修繕費、燃料費などでございます。なお、歳入歳出差し引き残額637万8,845円につきましては翌年度へ繰り越しとな

りました。

なお、美作市民が火葬場を使用した件数は23件でございました。

次に、「平成27年度柵原、吉井、英田火葬場施設組合計補正予算（第1号）について」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,017万7,000円とするものです。内訳としましては、前年度決算の確定に伴い繰越金を増額し、予備費に381万9,000円を追加したものでございます。

以上、平成27年第2回柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会定例会の報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

#### 議長（山本 雅彦君）

続きまして、勝英農業共済事務組合議会、岡崎正裕議員より報告をいたします。

岡崎議員。

#### 9番（岡崎 正裕君）

皆さんおはようございます。

それでは、平成27年第2回勝英農業共済事務組合議会の定例会の報告をいたします。

日時は、平成27年11月12日の木曜日午後1時から会議を開きました。場所は勝央町役場の3階の議場でございます。

まず、組合議会議員の異動報告及び紹介がございました。これには、津山市の議会議員の選挙及び西粟倉村議会の選挙並びに美作市議会議員の構成がえがございまして、その紹介がございました。それから、副管理者の異動がございまして、これは勝央町の副町長が退任をされ、後任が決定されたことによるものです。

その後、管理者の挨拶の後、議案審議に入ったわけでございますが、まずは監査委員の学識経験者の選任がございまして、これには宮本政行氏が続投するというようなことに決定をいたしました。

それから、組合議員の監査委員につきましては、津山市の安東伸昭議員が選任をされました。

それから、議案、専決処分が5件ございましたが、その5件全体につきまして議員のほうから、議会を招集する時間がないからというだけではないと、ずっと時間があつたはずだということで、臨時議会でも開いて決定すべきではないかという質疑がございまして、管理者より、上位法の改正によるもので、専決処分をさせていただいた。今後、臨時議会に対応することも検討したいという答弁でございました。内容につきましては、資料をお目通しをお願いいたします。

それから最後に、平成26年度勝英農業共済事務組合農業共済事業会計の決算の認定がございました。質疑はなく、全議案とも原案のとおり可決をいたしました。内容につきましては、資料のお目通しをお願いいたします。

以上で報告を終了いたします。

#### 議長（山本 雅彦君）

続きまして、美作養護老人ホーム組合議会、安本博則議員より報告をいたします。

安本議員。

#### 4番（安本 博則君）

皆様おはようございます。

早速ですけど、去る11月13日に開催されました平成27年第2回美作養護老人ホーム組合議会定例会について、報告をいたします。

今組合議会定例会への出席議員は8名全員の出席でありました。

まず、西栗倉村議会の改選により、欠員となっておりました組合議会の副議長選挙があり、西栗倉村議会の草刈勇一議員が本組合議会の副議長に当選されました。

次に、本組合議会定例会に上程されました議案は、「監査委員の選任の同意を求めることについて」など7議案が上程され、その7議案について審議し、全て原案のとおり可決、認定されました。

まず、「監査委員の選任の同意を求めることについて」は、美作市議会の構成がえに伴い、議会選出の監査委員が欠員となっていたことによるもので、審議の結果、美作市議会の日笠一成議員が選任されました。

次に、「平成26年度養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定」は、歳入総額が1億6,448万2,117円で、主なものとしては、サービス収入6,561万3,302円、市町村支出金7,781万7,006円、繰越金1,587万7,784円等でございます。歳出総額は1億5,338万9,467円で、主なものとしては、人件費6,335万1,334円、扶助費8,052万1,285円、公債費495万1,304円等でございます。歳入歳出差し引き残額1,109万2,650円につきましては、翌年度に繰り越しをいたします。なお、平成26年度末での入所者数は60名の方がおられました。

次に、「平成26年度特別養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定」については、作東寮勘定では、歳入総額が1億8,660万1,935円で、主なものとしてはサービス収入1億5,052万721円、繰越金2,057万6,232円、基金繰入金1,500万円等でございます。歳出総額は1億6,332万9,766円で、主なものとしては人件費1億2,741万6,246円、扶助費2,940万4,650円等でございます。歳入歳出差し引き残額2,327万2,169円につきましては、翌年度に繰り越しをいたします。

やすらぎ荘勘定では、歳入総額が1,736万3,641円で、主なものとしては諸収入1,600万1,052円、繰越金134万2,173円等でございます。歳出総額は1,615万4,952円で、主なものとしては積立金1,230万9,863円、公債費372万6,500円等でございます。歳入歳出差し引き残額120万8,689円につきましては、翌年度に繰り越しをいたします。

なお、平成26年度末における入所者数は、作東寮で40名、やすらぎ荘で56名の方がおられました。

次に、「平成26年度訪問介護事業特別会計歳入歳出決算の認定」では、歳入総額が4,990万4,027円で、主なものとしては事業収入の4,230万6,704円、繰越金の756万911円等でございます。歳出総額は4,009万936円で、主なものとしては人件費の3,966万590円で、物件費の42万6,145円等でございます。歳入歳出差し引き残額981万3,091円につきましては、翌年度に繰り越しをいたします。

なお、平成26年度末におけるサービス利用者数は55名の方がおられました。

次に、「平成27年度養護老人ホーム会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算額の総額から歳入歳出それぞれ299万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,462万3,000円とするものです。内訳としまして、歳入では、決算の確定に伴い繰越金を159万2,000円増額し、介護報酬の見直しによりサービス収入118万4,000円の減額、市町村支出金341万円の減額が主なものです。歳出では、賃金105万円、委託料161万8,000円の減額が主なものでございます。

次に、「平成27年度特別養護老人ホーム会計補正予算（第1号）」では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ317万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,548万1,000円とするものです。

勘定別の内訳としましては、作東寮勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ423万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,724万6,000円とするものです。その内訳は、歳入では、決算の確定に伴い繰越金1,027万2,000円増額し、介護報酬の見直しによりサービス収入951万円、繰入金500万円の減額です。歳出においては、職員給与135万2,000円、職員手当等72万6,000円、委託料216万円の減額です。

また、やすらぎ荘勘定においては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,823万5,000円とするものです。その内訳は、歳入では決算の確定に伴い繰越金6万3,000円、基金繰入金100万円を増額し、歳出においては需用費30万円、委託料7万円、備品購入費90万円の増額、予備費20万7,000円の減額です。

次に、「平成27年度訪問介護事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,868万8,000円とするものです。内訳としましては、歳入では決算の確定に伴い繰越金611万3,000円を増額、介護報酬の見直しにより事業収入161万8,000円の減額、歳出では職員手当等40万円、予備費を409万5,000円増額するものです。

以上、平成27年第2回美作養護老人ホーム組合議会定例会の報告といたします。

#### 議長（山本 雅彦君）

続きまして、勝田郡老人福祉施設組合議会、本城宏道議員より報告をいたします。

本城議員。

#### 11番（本城 宏道君）

それでは、勝田郡老人福祉施設組合議会の報告を行います。既に資料が出ておりますので、要点だけ報告をさせていただきます。

去る11月20日午後3時から、津山市市場にあります塩手荘におきまして、平成27年度第2回組合議会を開催されました。

当日は、管理者である津山市長のほうから、勝央町、奈義町の副管理者、そして美作市からは代理で安部副市長が参加をされました。議員としては、私と金谷議員が出席をいたしました。

管理者の所信表明では、現在の入所者数は、定員が60名ですが、60名中、津山が20名、勝央町が2名、奈義町が5名、美作市が12名、合わせて47名という構成団体からの入所で、そして構成団体以外から鏡野町、美咲町、岸和田市から各1名で、合わせて50名という報告がございました。定員が減ったことで、厳しい運営となっておりますということでございます。訪問介護事業でも利用料の減少で厳しいとの報告でした。

副議長選挙では、推薦により勝央町の村上雪子氏が就任をされました。

認定第1号「平成26年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」では、歳入総額2億1,357万2,957円で、主なものは民生費市町村委託金で9,989万3,676円と民生費分担金の8,940万4,000円で、そのうち美作市の持ち分としましては、1,529万9,819円でございます。歳出では、総額2億623万9,824円で、主なものは民生費、社会福祉総務費で1億7,327万4,305円でございます。そのうち老人福祉費が3,359万1,246円、公債費の3,269万4,972円で、実質収支は733万3,000円となっております。

質問の中で、サービス収入が大きく下回っていることについては、原因は60人定員のところ50人になっていることで、他に新しい老人福祉施設ができて移転されたり、あるいは補充については関係町村からの申請がなかったということで、どこも待機者がいないのだろうかかと不審に思った点がございました。

認定第2号「平成26年度勝田郡老人福祉施設組合訪問介護事業所一般会計歳入歳出決算認定について」は、歳入で総額1,694万7,313円で、主なものは訪問介護受託収入の1,545万9,831円で、歳出は総額で1,582万3,421円でした。その大部分が社会福祉総務費で1,582万3,421円、実質収支は112万3,000円となっております。

認定第1号、認定第2号は、いずれも全員一致で可決、承認されました。

議案第5号「平成27年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第1次）について」は、歳入で市町村委託金が483万3,000円と介護給付費の215万7,000円がそれぞれ減額となっております。歳出で民

生費165万7,000円がそれぞれ減額されて、総額では1億9,654万5,000円になるものでございます。これも利用者減によるものでございました。

議案第6号「平成27年度勝田郡老人福祉施設組合訪問介護事業所会計補正予算（第1次）」で、歳入歳出それぞれ73万4,000円を減額をして、1,506万7,000円とするもので、これも利用者減によるものでございました。

議案第5号、議案第6号ともに全員一致賛成で可決されました。

以上、勝田郡老人福祉施設組合議会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（山本 雅彦君）**

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんください。

## 日程第4 行政報告

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、日程第4、「行政報告」を行います。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

改めましておはようございます。

平成27年度の第5回12月美作市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜りまして、まず厚く御礼申し上げます。

恒例に基づきまして当市の行政の状況について報告をいたしたいと存じます。

まず、財政の総点検ということでございますけれども、平成26年度決算をもとにいたしまして、財政のわかりやすい分析と今後の収支見通しなどについて市民の方々に対して積極的に情報提供を行うため、昨年に引き続き財政の総点検を実施をいたしました。そして、その結果を市民の皆様と情報を共有するというこのために、第二弾としてせんだって美作市のホームページに公表させていただいております。

その内容でございます。

まず、全般的な傾向ということでございますけれども、美作市の財政状況を示すさまざまな指標につきましては、県内各市町村の平均には届いていないものの、おおむね少しずつ改善をしてきているということが確認をされました。例えば、昨年に比べて普通会計の基金残高は10.5%、12億7,400万円増加をいたしておりますし、また市の債務は2.0%、5億8,700万円の減少ということになってございます。

一方で課題がないわけでは当然ございません。

まず、下水道事業会計への繰出金を上げなければなりません。当市におきましては、国が定める繰り出し基準と、つまり一般会計から下水道の会計に補填をするのに国が定める一般的な基準があり、それはやっているんですが、その基準を上回っておりまして、平成26年度につきましては、その繰り出し基準内外を合わせますと、23億円以上が一般会計から下水道会計に流れているということでございます。これにはさまざまな背景がございますが、市内に下水道処理施設が27もあるということでございまして、かつ、これが使用期間を延ばすための長寿延命化に取り組んでおりますとともに、配管、管路の状況などからの統合が可能な施設というものがあれば、統合を検討するなどの形で設備コストを下げていく取り組みをこれからしっかりと

やっつけていかなければいけないと考えております。

また、下水道につきましては、下流域、つまり美作市より下の方々にも処理をした水が流れるわけでございますので、当然その下水道の効果が下流に及ぶというものであることを大きな根拠といたしまして、今後私どもと同様、中山間部の下水道というものは全国の平均よりも実は処理コストは高い、そのことについて広域で負担すべきじゃないかという論陣を張って、それを今後各方面にお願いをしていかなければならないのじゃないかというふうに考えているところでございます。

それから、2つ目の財政上の大きな課題ということで申し上げますと、これは議会でも類似の御指摘をいただいておりますけれども、赤字経営が続く市内の観光施設ということになるかと思っております。武蔵の里、愛の村パーク、大芦高原国際交流の村、つまり雲海でございますけれども、この3施設の平成26年度の収支不足の額は合計で1億2,400万円というふうになってございます。先日、武蔵の里と愛の村パークの業務管理実地指導というものを受けておりますけれども、その中間報告がございましたが、それによりまして、専門的な観点からの問題点の洗い出しや経営分析等が行われているわけでございますけれども、その内容の中に幾つか提案がございましたが、1つは、現在の厳しい経営状況を改善するためには多額の赤字を出し、改善の見込みが立ちにくいサービス、これについては休止をせざるを得ないのではないかとこのものであります。こういう休止ということによって、施設全体の採算性というものが向上するというところでございまして、それを基盤にして施設の存続の可能性をより高め、あわせて指定管理移行による、さらなる経営改善に取り組んでいかなければいけないというふうにも私どもとしても考えているところでございます。

それから、当市に独自なというか、3つ目の課題ということになるんですが、鳥獣被害防止対策というのがございまして、これは岡山県内でも間違いなく美作市が最も市民1人当たりのコストをたくさん払わざるを得ないことでございます。これが増加をしているという状況でございます。市では、イノシシ、ニホンジカの捕獲や被害防止柵の設置に補助制度を設けておりまして、平成26年度はこの関係で1億4,800万円が支出をされているわけでありまして、今後ますます鹿の活躍というか、捕獲頭数が増加することになりますと、それに伴って市の負担も増加をしていくことになり、どこまでも大変なことになる可能性がございまして、そこで、昨年岡山県にも相当強く働きかけをいたしまして、今年度から県の費用も合わせて持ってきて、そして個体数の半減という目標を立てて取り組むことになってございまして、この成果を見ていかなければならないわけだと思っております。

いずれにしても、別に美作市民だけが悪いわけじゃない中で、当市に地形的な状況によって鹿やイノシシあるいは熊、最近じゃ猿も出ておりますけれども、集中をしているという状況を当市だけで一人で黙々と対応するというよりも、広く支援を求め、個体数の増加による被害の拡大が全県に及ばないようにしていくというような対応で考えてまいる必要があるというふうに思っております。

また、今後の数年間の収支見通しでございますけれども、平成31年度から収支不足となるという、とりあえずの見通しでございますけれども、これは合併市の普通交付税の算定の仕方というものがどこまで当市にとって有利な方向で改善できるかといったこと、そして都市公園の面積の増大などによる普通交付税の増額というものを図ること、そして電気代を初めとした固定経費の削減などということによって、この収支不足に陥らないようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、来年度の予算の基本方針について少しお話をさせていただきたいと存じます。

来年度の予算編成につきましては、各部局に対しまして財政の総点検の内容や課題を踏まえた上で、市民福祉の向上と地方創生の実現に総合的に取り組むため、これまでの実施してきた施策に磨きかけるとともに、新たな視点での政策を加えて、総合戦略に掲げた4つの基本方針を推進する観点から予算要求を行う

と、これが大まかな基本的な流れでございますが、特に将来税収やまたは地方交付税の増加につながる、つまり収入がふえる案件については、これを投資的案件として扱うこととして、当面今後10年間ぐらいでその投資額が回収できるものであることを念頭に積極的にこれは予算配分をし、そのための積極的な検討を進めていくことを各部局に求めております。

先日、奈義町の平成26年度の合計特殊出生率の速報値が全国のトップレベルだと、2.81でしたっけね、すごいいい報道がありましたけども、これはいろんな要因があると思います。たまたま高かったとかということもあるんですけども、我々としては謙虚に奈義町が子育て世代に対する福祉政策をしっかりとやってきたということのあらわれであるという認識を持たねばいけないと思っております、そして先ほどの話に戻るわけでございますけれども、市民の福祉の向上ということになるわけですが、美作市としても市民生活の基盤というものがよりよいものになるために、福祉、環境、教育、住宅等、幅広い分野で近隣に負けないものにする、そのために来年度予算を第1段階として考えようではないかという方針を持っているということでございます。

CATV等をごらんの市民の方々にも、そのために御提案ございましたら、市議会の議員の方々やあるいは当局にお申し越しをいただければまことに幸いと存じますので、よろしく願いいたします。

次に、地方創生の現状についてお話を申し上げさせていただきますが、この地方創生の関係では、地方創生先行型の交付金というものがございまして、これにお願いをしておりましたが、この上乗せ交付金につきましては11月10日付で、看護師等養成専修学校誘致事業などの5事業に対して、当市に対しては3,000万円の交付が決定をされたわけでございます。いい報告をいたします。

そして今後の問題として、まずその制度論でございすけれども、11月25日になりましたけれども、過疎対策事業債の適用範囲と、あるいは限度額をこの地方創生のプランに書いてある事業に適用できるようにしてくれと、そして新型地方創生交付金の対象範囲に、今まで余りハードがなかったわけでございますけれども、人口増につながる教育施設等のハード事業に対する私どもからの支援の半分程度というのを持ってくれということなどを内容とする要望書を3県境地域創生会議として石破地方創生担当大臣のところに提出をさせていただき、また担当参事官と懇談をし、意のあるところをしっかりとお話をしてきたところでございます。

次に、中等教育機関の誘致に向けた活動及びその状況でございますけれども、体育・スポーツ振興に関する協定を締結をしております学校法人日本体育大学と推進協議会を立ち上げまして、スポーツ施設の有効活用や合宿の受け入れ等について協議を行い、その実施に努めております。

そして、最終的には美作市への高等支援学校を中心とした施設の誘致の話に持っていきたいわけでございますけれども、その道筋として美作市への進出について前向きに考慮をされておるわけですが、それを表にあらわすものという意味も含めて、同大学、日体大の学生諸君による集団行動の合宿練習が、これ御案内の方も多いと思っておりますけれども、11月16日から20日までみまさかアリーナで開催をされたわけでありまして。期間中は、学生の方々の迫力ある演技を一目見ようと市内外から延べ2,400名の方々が見学に訪れていただきました。また、市内の幼児、園児の皆さんや小学生、中学生の方々も体験参加を通じて、学生たちの一流のわざ、これ一流のわざというのは、子どもを教えるという意味でも一流のわざだったわけでございますけれども、大きな成果があったと思っております。

これに対して子どもたちが感謝の気持ちを込めて作文やさまざまなものを日体大に持っていったということになりました。全部拝見をしたわけではない、ざっと見た限りで非常に子どもたちが、作文を書けって言われますと、何書こうかっていって悩むもんなんですけど、普通は。これがすらすらと書けているんです

ね。つまり心の中から、ああこれ書きたいというものがぱっと起こるような経験をすることが明らかな作文がずっと並んでました。大変私は感動したんですが、その中で学校の許可をいただいて1点、御紹介をさせて頂いていただきたいと思うんです。

美作北小学校5年のえんどうさなさんというお子さんなんですが、その方が日体大の方々に送った礼状の文章です。

この前は忙しい中、私たちに集団行動を教えてくださいましてありがとうございました。さすが体育日本一の大学と思ったのが、運動会で少ししたんですけど、先生に教えてもらったよりも何百倍くらいわかりやすかったんです。ほかにも演技を見せてもらったときに、私たちに教えてくれたときはすごい笑顔で楽しくわかりやすく教えてもらっていたんですが、自分たちの演技に入ると表情がぱっと変わって、物すごいきれいな演技をしていたので、びっくりしました。私たちは気持ちを入れかえられないので、そこを見習いたいです。一生で多分一度しかない経験ができて、とてもうれしいです。来年の運動会でもし集団行動をやるなら、教えてもらったことを生かして頑張りますという、本当によく書けた、このほかにもいっぱい各学年のすばらしい手紙があったわけでごさいます、子どもたちが受けた、この感動という体験が今後の発展、成長に生かされることを確信をしております。

そこで、あさってなんですが、12月4日の日に、学校法人日本体育大学が連携協定を締結をしている全国26の自治体があります。第1番目が美作市でありましたけども、その代表者の方々などを集めて、日体と地方自治体のサミットというものが開催されることになっておりまして、私のところには日本体育大学からの依頼がございまして、体育と体育政策、日本体育大学とどうつき合うかと題した基調講演というものをやってくれということでごさいますので、思いのあるところを申し上げ、殊に日体大というものが持っているすごいソフト、それを体現した人々との人脈形成はいかに地方にとって意味があるかということについてお話をしてみたいと思います。

次に移ります。

医療、福祉の学びの場の誘致に向けた問題、この取り組み状況でごさいますけども、交渉をいたしておりますのは、全国で医療、看護専門学校などを展開をしているすぐれた実績を持つ大阪本拠の学校法人でごさいますけども、その理事長さんや実務責任者の方々と各般の積極的な交渉を続けております。そして、同法人からは、美作市へ設置する場合の設置場所や設置する学科、定員、あるいは赤字にならないための附属機関等について提案があり、また事業費についての具体的な提案や財政支援等についての要望も出るという、かなり具体的な状況になっておりまして、そして昨日でごさいますけども、同学校法人の理事会があり、美作市への設置を正式に前向きに検討するということが了承されました。本格決定というよりも、検討することを正式に了承するというのが昨日の理事会で了承されたという報告を頂戴したわけでごさいます。もう一押しと、もう一押しという状況になりつつあるというのが私どもの熱い認識でごさいます。

次に、自衛隊の体育学校の移転問題でごさいますけども、10月の段階で、これ一度拒否をされたわけでありまして、だめだと言われたわけでありまして。そして、その段階で、私どもと競合して全国で長野県と広島県が要請をしておったんですが、その2団体につきましては、私どもの知る限りにおいては誘致を断念し、そして合宿の受け入れぐらいで勘弁しますと、こういうような状況にあった中で、本市としては有志の議員の皆様方とともに、防衛省の中核、内閣及び内閣府の中心的関係者に美作市移転のメリットをさらに具体的に明確に伝える努力をいたしましたわけでごさいます、おかげさまで現時点で議論の俎上に、一旦流れたんですけど、戻ってまいったわけでありまして。これから12月14、5日から6日ぐらいにかけての諮問会議での議論等を含めて年度末までに大きな方向は決まるわけでごさいますけれども、自衛隊の体育学校につきまして

は、オリンピックと非常に強く関連しておりますので、2020年の東京オリンピックとの兼ね合いが非常に重要になってまいりますので、やや長期の粘り強い要請活動が必要になるのではないかと考えておりますが、いずれにしましても一旦死んだものが今の段階では議論の俎上に戻ってきている。今後とも議員の皆様方のお力添えも心からお願いを申し上げておきたいと存じます。

次に、これも地方創生の一環の議論でございますが、ベトナム国との友好な関係を構築するための取り組みの中で、9月の議会で御承認をいただきましたベトナム看護師等留学希望実態調査委託業務の打ち合わせのため、職員2名、森分戦略監を含めて11月30日から12月3日、あすまでダナン大学に派遣をさせていただきます。また、ダナン大学から私に対しまして、その関係もあって特別講演をしてくれという要請が来ているようでございます。来年の1月下旬ぐらいかなと思っておりますが、日程が合えばダナンにまた行かなければいけないというふうに思っております。

なお、湯郷温泉観光旅館組合に対しましてお願いをした調査がございまして、インバウンドでどれぐらいの人が来ているんだということの結果が出てまいりましたが、インバウンドによる外国人宿泊者数が3年前に比べると3倍以上にも増加をしております、年間ベースで約4,000人を超す宿泊者がいるんなどころから来ております。そのうち約8割が台湾、香港からのお客様ということでございます。湯郷温泉としても今後も外国人宿泊の誘客に積極的に取り組むということでございまして、市としましても市内の観光資源を活用した訪日外国人の取り込みに積極的に動いていく必要があると考えております。

次に、市民生活の現状ということに関連した項目でお話をさせていただきます。

まず、住宅、定住関係でございますけれども、その中の住宅につきましては9月の議会で請願があり、それが採決されました、雇用促進住宅の取得に向けた検討が次第に具体化をしております。そして、雇用支援機構という現在の持ち主から譲渡価格の提示もございました。そして、住宅ストックの有効活用と定住促進のために勝田の宿舍のほか、美作の2団地を含めた280戸について、その低廉な価格で若い人たちに供給をできるということを念頭に、そしてそれは次に経済的に市として回っていくのかという最終評価を今しておるところでございます。もうすぐ結論が出ると思います。

次に、その並びでございますけれども、移住定住の促進ということでございますけれども、空き家の利活用について結構問い合わせがございまして、今年度の空き家情報バンクの新規登録数が15件で、既に4件の契約成立、8件が手続中、それから移住定住補助金のほうも市外から4件6人の転入があり、市内の方については9件34人の定住があるということなんです、これにつきましては昨日、県のほうの調査が私どものほうに知らされたわけでありまして。

これを見ますと、岡山県内の各市町村の窓口でことし4月から9月にかけて行った、結婚だとか就職だとかっていう、そういう理由じゃなくて、要するにこちらに暮らしたい、田舎暮らし希望などの理由により県外から転入した人を対象とした移住者数等調査というのがあって、県が取りまとめてますけれども、それがわかったと。これを見ますと、一番多いのが岡山市で、ある種当然なんです、県北で一番多いのは美作市で、4月から9月の半年間で75世帯121人と、これはさっき言いました県北でナンバーワンらしいんですが、よく見ますと、県南に行くと県南も含めるとナンバーツーなんです。つまり全県で岡山市に次ぐ移住者がどっといらしたと。これは、前の議会でも社会減で勝央町なんかには取られているんだけど、県外からは結構強いよという話をいたしましたけども、私どもとして強いなと思ってたことが県の調査でも裏づけられたということでございまして、自信を持ってこれからも移住定住政策には取り組んでいかなければならないことを申し添えておきたいと思っております。

次に、誘致企業の状況でございますが、これは皆さん御案内のとおり横山基礎工事が作東産業団地の7号

地において岡山第2工場の起工式が行われたわけでございます。また、その関係で8-2号地、8-3号地も同時に用地を購入されて、建設用金属製品及び鉄橋製造、鋼橋、鉄鋼の橋です、鋼橋製造の拠点として工場機能をより充実させることになりました。第2工場の建築予定面積は4,500平方メートルでございます。新規常用雇用者数26名と聞いております。作東産業団地での各企業の総雇用数がこれで約460名程度というふうになるわけでございます。

次に、子育て、教育の面でございますが、学力向上や問題行動の解決に効果を上げている学校を応援し、その取り組みを県下の学校へ普及することで子どもたちの健やかな成長を図ることを目的とした頑張る学校応援事業——これは県のほうでございますけども——の優良実践校に、これも皆さん御案内のとおり、勝田小学校、美作第一小学校の2校が一気に選ばれたわけで、昨年の美作中学校でしたかね、に加えて非常にこのところ当市における教育改革ということについての成果が上がっているというのを喜びたいと思いき、行政懇談会で地元の方々と御懇談をしましたが、それぞれ非常にこの点についてはうれしいということに加えて、肌身に感じているというようなことも伺っておりまして、これからも市民の方々にも当市の教育改善運動に対して御支援、御協力を賜りますように、この場をかりて心からお願いを申し上げさせていただきます。

また、学校園、学校関連の施設の大型補修というのものも、このところ議会でも御指摘がありましたように積極的に進めておりまして、体育館が2カ所、講堂1カ所、危険防止としてつり天井の撤去というものを実施し、計画をしておりました学校施設の大型修繕がほぼ完了をいたしました。これからは子どもたち、あるいは学校を利用される市民の方々の安全・安心というものを念頭に必要な対策をとっていく所存でございます。

なお、本年はサッカー女子日本代表なでしこジャパンの一員として、ワールドカップカナダ大会の準優勝ということに貢献した福元さんと宮間さん、両選手にシーズン終了日に市民栄誉特別賞をお贈りさせていただきました。ありがとうございます。

それから、11月18日でございますけども、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック、パラリンピックに向けてスポーツキャンプ誘致岡山美作実行委員会というものを県の方々、議会の方々、そして県内のサッカー協会、ラグビーフットボール協会、そして地元の各種団体ということで設立をいたしました。この岡山美作というのは、岡山県と美作市という意味だと理解をしております。県としても今後のラグビーのワールドカップ、そしてオリンピックについては美作市を重点的に考えるんだという方向性を明確に打ち出していただいたことを感じ、心から感謝をいたしております。今後、各年の活動計画を立てて事前キャンプの誘致などに向けて一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

次に、その他の本年度の各体育施設の工事状況でございます。

作東のB&Gのテニスコートの改修工事、これにつきましては現在既設の人工芝の撤去が終わり、3月には完成予定、それから英田多目的グラウンドの照明改修工事について、現在LED照明の調達中で、2月末には完了。

また、生活関係でもう一点追加をいたしますが、国の緊急経済対策である地域住民生活等緊急支援のための交付金というものを活用して、若干残があったものですから、これを活用いたしまして、未来の美作市を担う子どもたちの健やかな成長を支援することを目的に、未就学児、つまり平成21年4月2日生まれから平成27年12月31日までに生まれたお子さんたちのいる世帯に対して、元気すくすく商品券、これ5,000円分でございます。簡易書留で送付をさせていただき、子どもたちの健やかな成長のために有効に活用していただくことを希望いたしている状況でございます。

そして、福祉の関係でございますけれども、これもいろいろ皆さん議会の方々や市民の方々からも要請がありましたけれども、重症心身障がい児者が安心して地域で生活ができ、在宅で重症心身障がい児者の介護を行う家族の皆さんの負担軽減などを図るために、短期入所、レスパイトサービスという言葉がありますけれども、について大原病院及び田尻病院において利用者の受け入れに向けた具体的準備が進められている状況になっていまして、もう準備ができ次第、利用が開始される、これいつになるかについてはもう少し時間がかかるんですけども、本当に具体的な成果が上がりつつございまして、報告をいたします。

それから、10月からインフルエンザの予防接種を医師会の方々の御協力をいただきまして実施をいたしております。接種日に満65歳以上の方は自己負担が1,700円で接種ができるということになってございまして、ワクチンの効果は接種後2週間から始まって5カ月間というぐらいでございますので、流行する前に必要と思われる方は接種をお願いいたします。

その他、ふるさと納税につきましては、この11月末で昨年度1年分を件数で3倍、つまり11月の時点で昨年1年間のやつを3倍まで行きましたと。それから、金額で2倍というものを超えましたということで、今度は逆に商品の購入費用が予算上足りなくなったものですから、補正予算を提案せざるを得ないというところまで行っております。インターネットのサイトを見て申し込まれるケースが多く、お礼の品についてもネットで直接選んでいただけるよう準備を進めております。

それから、美作市のホームページにつきまして、何年間かずっと古いものを使っているわけでございますけれども、このたび利用しやすくなるようにデザインを一新をするということで考えておりまして、大分準備ができてまいりまして、来春早々には、切りのいいことを言うと1月1日なのかどうかわかりませんが、そのあたりから新しい美作市のホームページがデビューをさせていただく見通しになっております。

具体的には、高齢者や視覚障がい者の方々の使いやすさというものにも配慮をしたユニバーサルデザインに近いものをぜひやっていこうということになってございます。とともに、情報がどこに掲載されているか一目でわかりやすい、うちの今のホームページは必要な情報にたどり着くのに多分最も苦勞が要るホームページ構造なんです、それがわかりやすいようにしたいと思っております。

9月の議会終了後、各地で行っております行政懇談会というのがあるんでございますけれども、今までに旧美作町、作東、東粟倉、大原、勝田地域の各会場で終了をいたしまして、現在英田地域でやっております。12月15日までかかるということでございます。32の予定が30カ所と、一、二カ所統合がございまして、30カ所の会場でさまざまな議論を聞いております。昨日も上山の関係で、このあたりでは道路の話が大変に重要だということが随分出ておりました。ある道路の話が出たら、私にも言わせてほしいと、道路、私にも言わせてほしい、道路ということで、相当道路事情についての御不満がありました。等々、さまざまな地域に応じた問題の指摘がございまして、これは冒頭も申し上げましたように、当市の生活基盤というものが他の地域に比べてよりよいものにしていく努力をするときの一つの大きなポイントだと思っております、これからもこういう努力を通じながら、我々の町がより住みやすい町になるように、市民の方々と協働で取り組んでいくいいきっかけになったというふうに思っておるわけでございます。

奈義町の報道というのを先ほど引用しましたけれども、これは勝田でも思ったことでございますけれども、奈義町、単独で残ったとこでございますね。私どもは平成の大合併をしたところ。平成の大合併をしなかった周辺市町村の躍進というものが耳にするわけでございますけれども、我々としては団結力と生き残りをかけた強い意志というもので負けるつもりはありません。したがって、本市を取り巻く厳しい環境があるにはありますけれども、市民や議会の方々、市当局というものが英知を絞って団結をして努力をして、いい市だというふうにしななければならない。合併してよかったという市にしなきゃいけないということをこの行政懇談

会でも強く感じた次第でございます。これからもともに市民の幸福の実現のために頑張っていきたい、そう申し上げ、行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時26分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第5 委員長報告（文教厚生委員会）

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第5、「委員長報告（文教厚生委員会）」を行います。

閉会中に委員会を開催されておりますので、報告をお願いいたします。

文教厚生委員長。

### 9番（岡崎 正裕君）〔登壇〕

去る11月11日、教育委員会管轄の施設について、午前9時から文教厚生委員5名、議長出席のもと、執行部より大川教育長、福原政策審議監及び教育委員会関係職員が出席し、視察訪問を実施いたしました。

当日は、大原保育園、勝田東小学校、勝田総合支所内のお達者パソコン教室を訪問した後、8月より調理業務等を民間委託にて業務を行っております勝田給食センターで調理した給食を勝田小学校で試食、午後からは英田小学校、長福寺の三重の塔、美作幼児園建設予定地、美作北幼稚園を訪問し、午後5時に終了いたしました。これらの施設に行きまして、委員の質問あるいはそれに対する回答がございましたので、報告をいたします。

まず、大原保育園でございますけれども、園長より園要覧にて説明を受けた後、委員より質問が出ました。

まずは、大原保育園については、山崎断層に近いが、避難訓練において地震を想定した訓練などはしているのかという質問がございました。回答といたしまして、避難訓練については毎月1回行っており、その訓練のうち、年4回は地震に備えた訓練を実施しているということでございました。それにつきまして、また委員の意見として、大原保育園については、将来防災面から見ても移転も含め、検討の必要があるのではないかというような意見が出ました。

次に、施設整備について困っている箇所があるのではないかという質問に関しまして、施設の整備については一部できていない箇所があるが、本年度中に修理をする予定であるという回答でございました。

それから、他市、ほかの市でも保育士不足の問題があるが、美作市の状況はどうなっているのかとの質問に対しましては、保育士については随時募集をしておるけれども、なかなか集まらない。時間によっては事務所に誰もいなくなる場合があり、大変困っておるということでございました。それにつきまして委員から、保育士不足については、事務室に人がいなくなるということがあるということは、安全面において今後考える必要があるのではないかという意見がございました。保育士不足の件については、他の市町村の状況も参考にしながら今後対応をしたいという回答でございました。

次に、学校関係でございますが、これは勝田東小学校と英田小学校に行ったわけでございますけれど、勝田東では、ユニバーサルデザイン教育推進拠点校として全国に発信するとのことだが、今後どのように進めていくのかという質問がありました。回答として、勝田東小学校を中心として、誰もがわかりやすい授業を研究するユニバーサルデザイン教育を推進しており、今後は全国に発信し、各地から小規模特認校として希望児童を募集していく予定であると。今後、ユニバーサルデザイン教育は美作市全市で推進していきたいという回答でございました。

それから、スポーツの関係でございますが、スポーツで特別に力を入れておるところがあるのかということなんですが、勝田東小学校では、児童全員が一輪車に取り組んでいるということでございます。1年生も含め、全員が乗れるようになり、運動会等で披露しておるとのことでございます。それからもう一つは、水泳を強化種目とし、各大会にて練習の成果を出しているということです。

英田小学校では、スポーツが好きになることから始め、今は投げるスポーツを推進し、児童の体力向上を目指しているという回答でございました。

それからもう一つ、英田小学校では、昨年エアコンを設置したわけでございますけれども、どの程度使用しておるのかという質問がございまして、回答といたしまして、昨年の冬はストーブで対応したが、ことしの冬はエアコンとストーブを併用して利用していきたいという回答でございました。

次に、お達者パソコン教室でございますけれども、パソコン教室の継続について、また消耗品の提供と、パソコンのメンテナンスについてどのように考えているのかということでございますが、これには同行した社会教育課のほうから、利用者の方々がパソコン教室だけでなく、利用者同士の交流の場、生きがいの場となっていると。また、消耗品は必要なものから提供していく。パソコンのメンテナンスについては、市の職員で対応しているという回答でございました。

それから、湯郷幼児園建設予定地に行きましたけれども、教育総務課より図面で説明を受けまして、園舎の位置や園庭の場所等を確認いたしました。

最後に、長福寺の改修工事について御報告いたします。

住職より、工事内容等を説明を受けた後、ふだん入れない三重の塔内部の仏像を拝観させていただきました。屋根や柱の修復状況を確認いたしました。古い木材を使った部分もございました。長福寺の三重の塔は全国でも有数の美しい塔であり、美作市が誇れる文化財であることを再確認したわけでございます。

以上で11月11日、議会閉会中に文教厚生委員会が行いました教育委員会管轄の学校施設訪問についての報告とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

以上で委員長報告を終了します。

## **日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について**

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、日程第6、「議会改革特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員長の間接報告を受けることに決定をいたしました。

議会改革特別委員長。

17番（山本 重行君）〔登壇〕

発言の許可をいただきましたので、9月8日、10月5日開催の議会改革特別委員会の報告をいたします。

9月8日につきましては、1名の方が欠席でございました。

両日とも議会基本条例の内容について協議をし、委員から出された意見をもとに、引き続き議会、議員の役割、そして情報の公開などについて内容を検討していくということにいたしました。

以上、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

なお、議会閉会中も引き続き調査が必要でございますので、御承認をいただきますようお願いをいたしまして、報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議会改革特別委員会委員長の間接報告が終わりました。

ただいまの議会改革特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中も引き続き審査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

## 日程第7 請願第4号（総務委員長報告）

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第7、「請願第4号（総務委員長報告）」についてを議題といたします。

請願第4号につきましては、平成27年第4回9月定例会において上程し、総務委員会に付託、継続審査となっております。このたび総務委員会において審査結果の報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、総務委員会委員長から審査結果の報告を求めることといたします。

総務委員長。

6番（則本 陽介君）〔登壇〕

総務常任委員会の委員長報告をいたします。

先般10月22日に総務常任委員会を開催し、委員全員の出席のもと、9月定例会において付託され、継続審査となっております請願第4号「美作市監査委員の品位向上に関する請願書」について審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

紹介議員であります西元議員に入室していただき、最初に請願第4号について説明をしていただき、その後、後に質疑に入りました。請願書中の一般市民には知り得ない情報が次々と掲載され、また守秘義務に当たる

情報というのは等について具体的に説明を求め、質疑が行われました。

その後、紹介議員に退出していただき、討論では、委員から、書かれていることとされていることが一致していない、不採択にするべき。他の委員から、反対です、守秘義務に当たる内容はないと紹介議員が言われているので全然話にならない。他の委員から、先ほど紹介議員から種々説明を聞きましたが、明確にそういう事実があるように思えませんでした、したがって不採択。他の委員から、反対討論です、紹介議員の審議の中でも守秘義務違反について具体的な内容はないということで不採択ですとの討論がありました。

賛成討論はなく、採決の結果、請願第4号について採択することに賛成の委員の挙手のないため、委員全員で不採択に決定いたしました。

以上で総務常任委員会委員長報告といたします。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

総務委員長からの審査結果の報告は、ただいまお聞きのとおりであります。

これより総務委員長の審査結果の報告への質疑を行います。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

余り異論は言いたくないんですけど、私はこのことが全面的に総務委員会で否決という格好になったわけですから、それはそれでいいと思うんです。しかし、このいわゆる請願というものの意図として、内容が不誠実で、しかも守秘義務にぎりぎり当たらんというからといって、今までのようなそういう監査委員が出て、しかもああいう公の部分に出すということに対しては、私は一定の制約というものが必要だろうと。ただ感情的にそういう……。

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員、委員長報告に対する質疑でございますので。

**10番（西元 進一君）**

だから、委員長報告に対して言よんです。

だから、そういう点ではやはり委員長として取り計らわにやあならんのは、そこに中にある内容として議会が正常に行くか、あるいは市民生活の中でどういうものが違反なのかというものがきちっとした格好で論議されなかったら、感情的に、出たものを否決すりゃえんだという格好のもんだけでは私はいけんと思うてます。そういう点では、議案の提案の仕方も、しかも議案の論議の仕方もやっぱり正常ではない。

きょう私はここで確認しておきたいのは、ここにあの論議の中で一つ大成果があったのは、ここに傍聴者が1人減つるということです。傍聴者は1人減つとる。監査委員が減つとる。あの請願の中での監査委員としての行動というものが制約されているということが現実に起こっておるわけですから、そういう点ではきちっとしたものを論議し、しかも議会としての任務、役割をどういうふうにやっていくかという……。

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員、委員長報告から少し逸脱しておりますので、その辺で終了してください。

**10番（西元 進一君）**

きちっとやっていくということを頑張ろうというふうに思います。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

重ねてお願いたしますけども、委員長報告に対する質疑をお願いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、これで委員長報告に対する質疑を終了いたします。  
暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

---

午前11時49分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。  
委員長報告に対する質疑は終了いたしました。  
したがいまして、請願第4号「美作市監査委員の品位向上に関する請願書」について、討論に入ります。  
なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。  
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案に対しての採決となります。

〔「議長、その前に先ほどの西元議員の意見はこのまま議事録に残るんですか。意見として言うんだったら次々、次々、請願だったら意見として言えることになるんで、削除するんかしないのか決めにゃあおかしいんじゃない」と呼ぶ者あり〕

この件については、先ほど議会運営委員会でも協議いたしましたが、こういった事例は幾つかございます。議長のほうでその都度注意をし、また判断をさせていただいておりますので、今回についてはこのまま続行させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

原案についての採決となります。

再度申し上げます。

本案は原案についての採決となります。

それでは、請願第4号「美作市監査委員の品位向上に関する請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成少数。よって、請願第4号は不採択となりました。  
ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

- 日程第 8 諮問第 5号「人権擁護委員候補者の推薦について」  
 諮問第 6号「人権擁護委員候補者の推薦について」  
 諮問第 7号「人権擁護委員候補者の推薦について」
- 日程第 9 報告第 7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」  
 報告第 8号「専決処分の報告について（和解）」
- 日程第 10 議案第 80号「美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」  
 議案第 81号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」  
 議案第 82号「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」  
 議案第 83号「美作市社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例について」  
 議案第 84号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」  
 議案第 85号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」  
 議案第 86号「山の学校の指定管理者の指定について」  
 議案第 87号「作東吉野きんちゃい館の指定管理者の指定について」  
 議案第 88号「美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について」  
 議案第 89号「美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について」  
 議案第 90号「能登香の里小房の指定管理者の指定について」  
 議案第 91号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」  
 議案第 92号「美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について」  
 議案第 93号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」  
 議案第 94号「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」  
 議案第 95号「美作市東粟倉ふれあいセンターの指定管

理者の指定について」

議案第 96号「美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第 97号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」

議案第 98号「美作市コスモス苑の指定管理者の指定について」

議案第 99号「美作市高齢者生活福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」

議案第 100号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第 101号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第 102号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」

議案第 103号「市道路線の認定について」

議案第 104号「市道路線の変更について」

議案第 105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」

議案第 106号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第 107号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」

議長（山本 雅彦君）

日程第8、諮問3件、日程第9、報告2件、日程第10、議案28件、諮問第5号から諮問第7号、報告第7号から報告第8号、議案第80号から議案第107号を一括議題といたします。

それでは、日程第8、諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」、御説明申し上げます。

人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者のうちから議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することとされており、任期は3年でございます。平成28年3月31日に任期満了となります大原地域人権擁護委員に千原一夫氏を人権擁護委員の候補者として再任推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、千原氏の履歴を報告いたします。

氏名は千原一夫、住所、生年月日及び経歴につきましては、配付いたしております資料をごらんください。

千原氏は、平成25年4月から現在まで人権擁護委員を務められており、相談業務、研修会等に積極的に従事、参加されております。地域の信頼も厚く、識見に富み、人権擁護委員として適任者であると判断いたし、引き続き人権擁護委員をお願いいたしたく、ここに推薦するものでございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、諮問第5号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第5号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、諮問第5号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（安部 薫君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」、御説明申し上げます。

平成28年3月31日に任期満了となります美作地域人権擁護委員にかわり、新たに西山豊秋氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、西山氏の履歴を報告いたします。

氏名は西山豊秋、住所、生年月日及び経歴につきましては、配付いたしております資料をごらんください。

西山氏は、昭和56年3月に島根大学を御卒業後、同年4月から岡山県公立学校教員として長年勤務され、平成26年3月、津山市立一宮小学校を最後に退職されました。在職中は、同和教育主事や教務主任、生徒指導主事を務められ、児童・生徒のいじめやひきこもり、不登校といった問題、そして親からの虐待など、子どもたちを取り巻く問題に取り組んでこられ、地域の信頼も厚く、識見に富み、人権擁護委員として適任者

であると判断いたし、人権擁護委員にお願いいたしたく、ここに推薦するものでございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、諮問第6号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第6号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、諮問第6号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（安部 薫君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」、御説明を申し上げます。

平成28年3月31日に任期満了となります作東地域人権擁護委員にかわり、新たに小林久訓氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、小林氏の履歴を報告いたします。

氏名は小林久訓、住所、生年月日及び経歴につきましては、配付いたしております資料をごらんください。

小林氏は、昭和53年3月に岡山大学を卒業後、同年4月から兵庫県で教職につかれ、その後は岡山県公立学校教員として長年勤務され、本年3月、西粟倉村立西粟倉小学校長を最後に退職されました。在職中は、いじめ問題等に鋭意取り組まれており、4月からは美作市特別支援教育支援委員会委員長を務められておられます。小林氏は、温厚篤実な人柄から地域の信頼も厚く、識見に富み、人権擁護委員として適任であると判断いたし、ここに推薦するものでございます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、諮問第7号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第7号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、諮問第7号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、日程第9、報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（安部 薫君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」でございます。これについて、御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、御報告させていただきました。よろしくお願いたします。

**議長（山本 雅彦君）**

副市長、先ほど4件目は、午前とおっしゃいましたが、午後の間違いじゃないですか。訂正してください。

**副市長（安部 薫君）**

説明の中で間違っていたところがありますので、訂正させていただきます。

4件目の事案につきましては、27年7月26日午後0時0分ごろでございます。大変失礼しました。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

この件につきましては、先般開催をされました全員協議会において執行部より説明を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号「専決処分の報告について（和解）」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（安部 薫君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第8号「専決処分の報告について（和解）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

元市営住宅入居者と滞納家賃の支払いについて納付折衝の結果、民事訴訟法第275条に規定します訴え提起前の和解を行ったもので、これを報告するものであります。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第8号を終わります。

続きまして、日程第10、議案28件について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（安部 薫君）**〔登壇〕

それでは、議案第80号から議案第107号まで28件の議案につきまして一括御説明申し上げます。

まず、議案第80号「美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」でございますが、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律——通称番号法と言われてますが——が公布され、個人番号を美作市の独自の事務に利用する場合や、特定個人情報の授受を各部署間で行う場合及び美作市の教育委員会などの他の期間との間で特定個人情報の授受を行う場合は、その旨を条例に規定する必要があるため、条例の制定を行うものであります。

次に、議案第81号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」でございますが、平成27年度税制改正により地方税法の一部を改正する法律が公布され、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、徴収猶予制度に関する改正が行われました。このことを受け、本市の税条例においても所要の改正の必要が生じるため、同条例の一部を改正するものです。あわせて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴って、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことを受け、同法の施行に伴い関係規定の整備を図ります。

次に、議案第82号に移ります。

議案第82号「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました。このことを受け、所要の改正を行

うものです。主な改正の内容については、申請書の記載事項に個人番号または法人番号を加えるものです。また、あわせて過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が平成33年3月31日まで延長されたことを受けまして、同様に延長するよう規定の整備を行います。

次に、議案第83号「美作市社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例について」でありますが、これは在宅で重症心身障がい児者の介護を行う家族の負担軽減のため実施されるレスパイトサービスの整備拡充を図るため、市外の社会福祉法人も補助対象事業者となれるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第84号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でありますが、美作市放課後児童クラブの開所時間について、時間延長を望む声も多くあり、そうした要望に応えるため、延長時間を条例に明記し、設定するものであります。

次に、議案第85号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」でありますが、市営住宅今添団地及び福本団地の一部について入居者が退去し、耐用年数も経過していることから、用途廃止を行うために一部改正を行うものであります。

次に、議案第86号「山の学校の指定管理者の指定について」から議案第102号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」まで17議案につきまして、平成28年3月31日、指定期間の満了に伴う指定管理者の指定でございます。

山の学校は福山地域農業生産グリーンサービスふくやまに、それから作東吉野きんちやい館は作東吉野特産物生産組合に、美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」は有限会社特産館みまさかに、次に美作市湯郷駐車場は湯郷駐車場運営委員会に、能登香の里小房は粟井地区村創りの会に、美作市ベルピール自然公園は後山部落自治会に、次に美作市トム・ソーヤー冒険村はトム・ソーヤー冒険村管理運営協議会に、以上はそれぞれ3年間です。市内9カ所の美作市放課後児童健全育成事業施設は、株式会社共立メンテナンスに、美作市大原居宅サービスセンター、美作市東粟倉ふれあいセンター、美作市高齢者生活福祉センター、美作市コスモス苑、美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」、美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園は社会福祉法人美作市社会福祉協議会に、それから美作市英愛センターは社会福祉法人千寿福祉会に、美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターは社会福祉法人幸輝会に、次に美作市作東老人福祉センターは能登香の湯運営委員会にそれぞれ5年間、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者として指定をするものであります。

次に、議案第103号「市道路線の認定について」でありますが、公共性及び利用度の高い生活道路を市道認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものです。該当路線は平福地内の1路線です。

次に、議案第104号「市道路線の変更について」でありますが、公共性及び利用度の高い生活道路について、既存市道の終点を延伸して市道に認定したいので、道路法第10条第3項の規定により提案するものです。該当路線は林野地内の1路線でございます。

次に、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」ですが、歳入歳出それぞれ1億1,939万6,000円を追加し、予算総額を210億5,700万円とするもので、債務負担行為の廃止が1件、追加13件、地方債の廃止1件、変更3件を行っております。

歳出におけます追加補正の主なものにつきましては、総務費では退職手当組合特別負担金が5,780万円、ふるさと美作応援寄附事業が117万円、次に民生費では、障がい者生活支援事業533万円、ひとり親家庭医療費給付事業227万6,000円、衛生費では、最終処分場建設工事延期に伴う国庫支出金返納金3,929万6,000円で

す。次に、農林水産業費では、農地中間管理機構集積協力金交付事業が1,570万円、農作物鳥獣害防止対策事業が400万円、森林病虫害防除事業が500万円、次に商工費に移りまして、観光振興助成事業が300万円、続きまして土木費では、市道維持管理事業等が1,200万円、公営住宅修繕及び解体事業が1,050万円、教育費では、スクールバス運行事業が800万円、次に公債費に移りまして、市債繰上償還元金が1億3,947万8,000円、次に諸支出金につきましては、ふるさと美作応援基金積立金が403万円などとなっております。また、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正を行っております。

なお、今回の補正予算の財源は、市税600万円、地方交付税1億2,820万7,000円、県支出金2,560万9,000円、寄附金390万円、諸収入2,300万4,000円となっております。

次に、議案第106号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきまして、説明申し上げます。

これは保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万3,000円の増額補正をするものであります。主な内訳であります。歳入につきましては、国県支出金161万円、一般会計繰入金153万円の増額補正、歳出につきましては、介護保険制度改正に伴う共同処理システムの改修委託料が297万7,000円、人件費21万6,000円の増額補正でございます。

引き続き次に、議案第107号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」についてであります。奨学基金貸付金につきましては、当初、継続が10人、新規が5人の15人分の540万円を計上しておりましたが、新規の申し込みがふえたため、予備費を減額いたしまして、貸付金1名分の36万円を増額する補正予算であります。

以上、議案につきまして御説明を申し上げました。御審議のほどよろしく願ひいたしまして提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は、7日午前10時からであります。

御苦労さまでした。

午後1時31分 散会

平成27年12月7日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（平成27年第5回美作市議会12月定例会）

平成27年12月7日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
14番	小淵繁之	15番	万殿紘行
16番	日笠一成	17番	山本重行
18番	山本雅彦		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

13番 岩江正行

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	尾崎功三
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	竹田人土
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	江見幸治
保健福祉部長	山本直人	建設部長	真野弘紀
教育次長	小林昭文	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	森林政策課長	皆木敏治
農業振興課長	岡本和之	観光振興課長	春名信明
営業課長	平田幸春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	道上総志

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

2日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。岩江正行議員が通院のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号6番則本陽介議員の発言を許可いたします。

則本議員。

6番（則本 陽介君）〔質問席〕

皆さんにおはようございます。

朝晩めっきり冷え込みを感じる時節となりました。昨日の新聞報道でノーベル賞を受賞する大村北里大特別栄誉教授と梶田東大宇宙船研究所長のお二人が日本時間で6日の午後、ストックホルム市内のノーベル博物館を訪れ、喫茶店の椅子の裏に恒例の記念サインを行い、一連の行事が続くノーベルウィークが幕を明けたとのことです。このことは私たち日本の誇りであり、同時に人類の生存に大きく寄与する偉大な貢献に改めて祝福を贈りたいと思います。

それでは、質問に入ります。

最初の質問は、防災力向上のため職場や地域で防災士を育成する取り組みについてであります。

この質問に際して初めに皆さんへお伝えしたいことがあります。それは平成27年9月10日、鬼怒川の堤防決壊で茨城県常総市など、大きな被害が出た関東東北水害に伴う概要についてであります。1週間後の9月17日現在の犠牲者は宮城県で2人、茨城県で3人、栃木県で3人、合計8人です。一方で茨城県内の避難所33カ所には2,256人が今も身を寄せている、また堤防付近の地域への避難指示のおくれなどで住民には不満が募り、復旧に関してももっと要望を聞くべきだとの声が上がっている。堤防が決壊したのは10日午後1時前、しかしこの三坂町の約450世帯のうち、事前に避難指示が出ていたのは約100世帯にとどまった。茨城県によると、県内の床上、床下浸水は常総市を中心に約1万2,186棟、全壊、半壊家屋は未集計、水浸しになった家具やごみなどは推計で約2万4,000トンとされるが、浸水域の広さなどから十数万トンと指摘をする声もある。常総市内では一時約1万1,000件が停電していたが、16日午後復旧した。一方、一部の浄水場が浸水した影響で約7,400件が断水し、復旧のめどが立たない。以上のように近年の地球的規模で環境の変化が指摘される中で、突発的に甚大な被害をもたらす自然災害に対して、ソフト面から備える一つの対策と

して防災士が注目されていることを御存じでしょうか。以上のように近年の防災減災に備える一つの対策として、また災害に対するリーダーとして今日では全国各地で活動を展開している防災士が注目されております。防災士はNPO法人日本防災士機構が認証する民間資格で、所定の研修講座を履修し、試験の合格と救急救命講習の修了で資格を取得できるもので、大きな特色は研修内容にあり、震災や安否確認といった身近な防災対策のほか、地震、津波、風水害、土砂、火山災害等の発生の仕組み、気象情報や避難所運営、復興などの多彩なカリキュラムが用意されています。本年7月末時点の防災士の認証者数は9万5,190人で、一般市民から行政や企業の防災担当者、教職員など、年齢層や職業は幅広く、防災まちづくりの一端を担っているとのこととあります。

以上のことから、次の2点を質問します。

1、防災士に対する認識と育成の必要性について、2、防災士育成講座及び公費助成の取り組みについて、答弁をよろしく願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

危機管理監。

**危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕**

皆さんにおはようございます。

それでは、則本議員の1項目めの防災力の向上のため職場や地域で防災士を育成する取り組みについてということでお答えさせていただきます。

まず、1点目の防災士の認識と育成の必要性についてお答えいたします。

防災士について少し説明させていただきます。災害時の生命や財産に係る被害を少しでも軽減するために家庭、地域、職場の災害現場におきまして、実際に役立つ知識や技術を持ち、災害発生後の被災者支援活動、平常時の防災意識の啓発、自助、共助、活動訓練、その他社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動を行うために必要な意識、知識、技能を有すると認められる者に与えられる資格でございます。NPO日本防災士機構が認定いたします一定の研修を終え、試験に合格した後、登録申請をした者に防災士の資格を与えるものであります。平成15年10月に第1号の認定者を出して以来、ことし10月末現在、全国で9万9,077人、岡山県内では1,329人、美作市では25人の防災士資格取得者がおられます。市といたしましては、自主防災組織の活動を牽引する人材育成や地域防災力向上の担い手となると判断いたしまして、防災士の育成を検討してまいりたいと考えています。また、今後取り組んでいく中で防災士の認定者をふやしていくことも大切であると考えますが、市内在住の25名の防災士の方々には防災リーダーとして自主防災組織の結成率、地域防災力の向上や地域内外での防災訓練での防災意識の啓発活動など、積極的に参加していただく体制を整備していきたいと考えています。

次に、防災士育成講座及び公費助成の取り組みについてお答えいたします。

防災士育成講座は自治体の実施します防災士養成事業であり、県内での今年度の取り組みについてですが、倉敷市、井原市、赤磐市において行われております。

また、講座受講者への助成についてですが、県内12市3町で約3万円から10万円の上限で助成されています。市内で講座を助成することで旅費等の負担もなく、受講生が参加しやすいということもありますので、他の自治体の取り組み動向を見きわめまして、今後検討してまいりたいと考えています。

また、防災士の資格取得には特例により取得することができますので、少し説明をさせていただきます。警部補以上の階級にある警察官や消防士長以上の消防吏員、さらに分団長以上の消防団員など、退職者も含めまして防災士養成研修、資格取得試験などが免除され、防災士の資格認証申請を行うことができますの

で、こうした特例を活用できることを市民の皆様へ周知するとともに、対象となる方への働きかけをするなどして、地域や職場などへ防災士が配置できるよう推進してまいりたいと考えています。

以上で1回目の答弁といたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

則本議員。

**6番（則本 陽介君）**

ただいま危機管理監より1回目の答弁をいただきました。

2回目の質問といたしまして、防災士の育成、認定者を増加させる取り組みについて具体的な計画をお尋ねしたいと思います。また、防災士育成講座の美作市での開催計画の有無、受講者公費助成の実施について再度お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（山本 雅彦君）**

危機管理監。

**危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕**

2回目の質問でございます。

まず、防災士の育成、認定者を増加させる取り組みについてと、具体的な計画についてであります。市内に在住の25名の防災士の資格を持たれている方と美作市との情報交換、相互連携を図り、美作市が推進する防災活動に協力いただくなど、市民とともに減災と自主的な地域防災活動を効果的に推進することを目的に、美作市防災士会を設立いたしまして、減災及び地域防災力向上のための活動体制を整備したいと考えております。

また、自主防災組織、自治会に対しまして防災士の役割と重要性について広報紙、市ホームページや防災講話など活用して推進してまいりたいと考えております。

次に、防災士育成講座の美作市での開催計画の有無、受講者公費助成の実施についてであります。最初に防災士育成講座の開催についてでございますが、日本防災士研修センターへ講座開催を依頼する場合は受講者を最低30人集めることが開催条件と聞いておりますので、県内の自治体での実施状況等をお聞きするなど、近隣自治体の動向など調査いたしまして、検討していきたいと考えております。

次に、公費の助成についてですが、自主防災会、自治会からの推薦を受けられた方であり、資格取得後は防災リーダーとして活動していただける方を限定いたしまして、資格取得に係る経費を対象として助成する事業を既存の美作市自主防災活動支援事業補助金交付要綱に追加する考えでおります。

また、警察官や消防職員、消防団など、特例での資格取得についても、一般の受講者と同様の要件により資格を取得された場合についても、資格取得に係る経費を対象として助成を考えています。いずれにしても助けられる人から助ける人への人材を養成できることを目標として取り組みますので、則本議員にも御協力、御支援をいただきますようお願いいたしまして、2回目の答弁といたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

則本議員。

**6番（則本 陽介君）**

ただいま2回目の答弁をいただきました。

ここで3回目の質問といたしまして、最後に市長より防災士の育成に向けた取り組みについてお言葉をいただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

先ほど危機管理監からお答えをしたわけでありますが、つけ加えるとすれば、私は自治振興の単位で市内全ての地域に出向きまして、住民の方々の思い、あるいは要望を伺っているわけでございますけれども、実はほとんどの場所で地域防災に関する問題が提起をされている状況であります。住民の方々の防災に対する意識、あるいは防災体制の改善に対する思いというのは私は非常に高いというふうに思っております。人口の問題を考えるときにも本当に一人でも多くの方々に住んでほしいという思いがある中で、災害によってたつと人命が失われるということはまことに残念至極であると思えますし、今申し上げたような住民の方々の思いもあるわけでございますので、私どもとしては基本的に32の自治振興の単位全てに自主防災のかなめとなる防災士の方々が存在することがまことに好ましいというふうに考えておまして、先ほど申し上げた防災の補助の体系の中に費用の100%を市として負担させていただくと、そのかわり地域の御推薦は必要ですよということを念頭に来年度以降全ての32の地域に防災担当の防災士が配置、配備できるようにしていくということだと思っております。そして、そういう方々が今後地域において防災の活動のかなめとなるだけではなくて、市が例えば防災の計画の改定をすとか、あるいは避難所の選定をすとかというときに一緒に考えていただく仲間としても今後協力をしていっていただきたい、こんなふうに考えておまして、まことに積極的に取り組むということを申し上げさせていただいて、答弁いたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

則本議員、総括になります。

**6番（則本 陽介君）**

ただいま市長より危機管理監の答弁を裏づける発言をいただきました。本当にありがたく思います。我が美作市におきましても平成21年に相次ぎ自然災害の猛威を経験したことで、甚大な被害が発生した地域を中心に、一部の地域で防災減災措置が講じられたことは記憶に新しいところであります。このような経験や状況から、私は今回防災士の育成と資格取得、認定のための受講者に対する公費助成の取り組みをお願いしましたところ、一定の条件のもとで既存の美作市自主防災活動支援事業補助金交付要綱に追加する考えとの答弁をいただきました。また、警察官や消防職員、消防団員等の特例での資格取得についても、一般の受講者と同様の要件により資格取得に係る経費を対象として助成を考慮する旨の答弁をいただきました。

当市におきましては、いまだ行財政改革の道半ばにあり、新たな事業の展開は厳しい状況にあると認識しておりますが、防災減災の目的のための新たな人材確保とリーダーの育成に先行投資の視点に立って早い時期での実施をお願いしたいと思っております。重ねてお願い申し上げまして、この項の質問を終わりたいと思っております。

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、2項目めに入ってください。

**6番（則本 陽介君）**

2項目め、空き家対策の取り組みについてであります。

少子・高齢化と人口減少社会、さらには消滅自治体の出現を予測した増田レポートは非常に衝撃でした。幸いにも今日我が美作市では萩原市長のもとで美作版総合戦略の策定や人口減少に歯どめをかける各種の施策が推進されております。その中の一つの施策として空き家対策の取り組みが年々重要度を増しておりますが、私の得た情報では美作市の施策は県下でもトップクラスで推進されているとのことですが、さらなる施策の推進と成果を望むものであります。この点について萩原市長の見解をお尋ねし、担当部長に次の

2点についてお尋ねしたいと思います。

1、美作市の空き家対策の取り組み状況と効果について、2、今後の課題と推進策について、よろしくお願いたします。

**議長（山本 雅彦君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（竹田 人士君）**〔登壇〕

失礼いたします。

則本議員の御質問、美作市の空き家対策の取り組み状況と効果についてでございます。

企画振興部で行っております空き家対策でございますが、移住定住対策の一環として空き家情報バンクを運営しております。また移住定住補助金のメニューの一つとして空き家をリフォームした場合の補助制度を設けております。このうち空き家情報バンクと申しますのは、岡山県と美作市を初め、県内14の市や町が参加しております岡山県空き家情報流通システムというのを活用いたしまして、市内の空き家に関する物件の掘り起こしから情報の提供、入居の決定までを支援するものでございます。

また、補助制度のほうですけれども、空き家情報バンクに登録した住宅を貸すためにリフォームをした場合、あるいは3親等以内の親族の方が所有する住宅を継承してリフォームをした場合に、いずれもリフォーム費用の2分の1、上限30万円を補助するものでございます。

さらにこの補助制度では、住宅新築の際に以前あった住宅の取り壊し加算というものを解体費用の2分の1、上限30万円付加することといたしております。これは倒壊の危険性があるような既存の住宅は取り壊し、新築して定住しようというお気持ちを持っていただくということを狙いとしているものでございます。

今年度の実績でございますが、空き家情報バンクに登録した件数が15件、そして空き家情報バンクに登録した住宅のリフォームを所有者の方が行った補助金申請が1件ございまして、リフォーム後はすぐに賃貸契約がなされたところでございます。初年度でございますので、現在までの申請件数は少のうございますが、数件相談も寄せられているところでございまして、今後は申請件数の増加が見込まれるところでございます。

今後の課題でございますが、空き家情報バンクにつきましては、特に市外在住の空き家所有者の方への制度の周知、またリフォーム等の移住定住補助金につきましては、広くPRをしていくということが必要と感じております。11月20日発行の広報みまさか12月号には、2ページにわたりまして移住定住補助金について掲載をしているところでございます。今後とも施策や制度の内容等を皆様にわかりやすく紹介をさせていただき、気軽に利用していただけるよう告知、PRの努力を重ねてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

則本議員。

**6番（則本 陽介君）**

ただいま部長より答弁をいただきました。2回目の質問はありませんので、ここで総括をさせていただきたいと思っております。

今年度から移住定住のための補助金制度が改正され、対象者の幅を広げ、より多くの市民の皆さんが利用しやすいものにしたとのことでございます。内容としては、加算対象枠を広げ、新たに取り壊し加算と宅地購入費用が追加されたことや、市内在住者に対しても、新築のみが対象だったことを新たに中古住宅購入、または購入し増改築した場合も奨励金の交付と加算を付加するとのこととあります。このようにして転入

者、空き家所有者、市内在住者などを対象者ごとにきめ細かく補助金の種類や金額が設定されている美作市は、他の市町村の取り組みよりも幅広く、手厚い移住定住施策として、さらには子育て支援策としても推進が図られており、私の得た情報では最初に述べたとおり県下でも特にすぐれているとのことであります。現在では高齢化や過疎が進む状況にありますが、移住定住には少なからず準備金が避けられない状況があります。この制度はそういう世帯への負担を少しでも軽減できるものでもあり、一世帯でも多くの家族が利用できるようより積極的な広報の推進で人口増加に向けた移住定住促進の施策を推進していただきたいと思います。

以上でこの質問を終わりにします。

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、3項目めに入ってください。

**6番（則本 陽介君）**

3項目め、近年における美作市への行政視察推移と今後の推進について。

今私が感じていることは、数年前まで美作市に市外から視察に来られることはまれのように思っていたのですが、獣肉処理施設や地域おこし協力隊の事業などに対して市外からの視察が増加しているとのことであります。これらのことについて次の2点を質問します。

1、平成25年度から今年度10月末の市外からの視察の状況について、2、成果と今後の構想について、よろしく願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕**

失礼いたします。

それでは、近年における美作市への行政視察の推移と今後の推進についてでございます。

当美作市への視察の状況でございますが、議員お話しのように以前は年間数件といった状況でしたが、特に平成25年度以降増加しておるところでございます。

まず、年度別でございますが、平成25年度1年間で、件数で43件、人数では397名でございます。26年度におきましては39件、463人、平成27年度は10月末の状況でございますが、42件、390人となっております。その後既に11月に5件の視察がございました。本年度まだ今後数カ月ございますが、今後もふえる見込みでございます。

続いて、視察に来られる自治体等の地域別でございますが、県内が最も多く、54件、次いで中国地方が15件、近畿地方14件、次いで関東、四国などが10件、そのほか九州、東海、信越、東北、こういったふうに全国各地からお見えになっていただいております。

続いて、担当部署別でございますが、やはり獣肉処理施設の関係が最も多くございます。そういったことで、経済部が77件、地域おこし協力隊や地方創生関連、またNODAレーシングなど、企画振興部が22件、そして教育委員会10件、環境部9件などとなっております。約2年半の間に延べで124件、人数で1,250人と本当に多くの方々が視察に来られておるという状況でございます。

続いて、今後の推進でございますが、当然市内に多くの方々が視察にお見えになるということでございます。そういった中で市内で食事をしていただくとか、宿泊をしていただく、こういったことが直接的な地域経済に貢献できる、こういったふうに感じてございます。このように全国各地から多くの方々が美作市を訪れていただけるというようなこと、さまざまな機会を捉えまして、市のほうといたしましても情報発信など

も行ったたり、またお見えになった方々への親切丁寧な職員等の対応、こういったものも大きいと考えております。

今後におきましても、引き続きいろんな機会を捉えまして、情報発信に努めてまいりたいというふうに思っております。そして、美作市のよいところを全国の皆様に知っていただきまして、そういった地域活性化等にもつなげていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、私のほうからは獣肉処理施設の関係で多くの方が視察に来ていただいておりますので、そのあたりの成果と今後の構想とございますか、そのあたりを説明を申し上げたいと思っております。

獣肉処理施設では平成25年6月の本格的稼働以来、視察の依頼は数多く受けておきまして、特にことし2月に中国四国地域鳥獣被害対策優良活動表彰を受賞してからは以前にも増しまして申し込みがふえているのが現状でございます。また、自治体が運営しております獣肉処理施設という性質上、国会議員、県会議員、そして市会議員、各自治体職員はもとより、精肉の販売にかかわる業者の方や営農組合、あるいは認定農業者など、幅広い業種の方々が視察に訪れております。そして、視察の訪れる皆様に説明をしているポイントでございますが、鳥獣被害の状況、駆除捕獲実績、防護柵設置事業の現状、あるいは捕獲された鹿、イノシシの市の特産品としての活用する目的で、農林水産省の支援を受けて獣肉処理施設地美恵の郷みまさかが建築されたこと、運営に関しては安全・安心を最優先に岡山県の処理ガイドラインを厳守し、衛生管理の徹底はもとより、市独自の個体搬入基準を設けて条件を満たした個体のみを受け入れるなど、品質の管理も徹底していることを説明に加えております。先ほども少し触れましたけども、視察に訪れる方は国、県、市町村議員、職員を初め、幅広い業種の皆様の視察を受けております。積極的に受け入れる先には全国に向けて美作市のPRにもつながるものがありますし、美作市行政が取り組んでいる成果をしっかりと発信できる機会であると位置づけているからでございます。特に、獣肉処理施設を通して全国的にも大きな問題となっております鳥獣対策につきまして、石破地方創生大臣を初め、農林水産省審議官、鳥獣対策室長、中国四国農政局長などが視察に来られた際には現状を説明しておりますので、必ず国の政策としてジビエ利用活用の推進を含めた支援につながるものと期待をしておる次第でございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

則本議員。

**6番（則本 陽介君）**

2回目の質問ですが、ただいまの経済部長の答弁について再質問をさせていただきたいと思っております。

1つには、ことし2月に受賞した中国四国地域鳥獣被害対策優良活動表彰の受賞理由と意義についてお尋ねします。

2番目に、獣肉処理施設の運営に関する現状や今後の課題と構想についてお尋ねします。

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、2回目の御質問でございます。

まず、中国四国地域鳥獣被害対策優良活動表彰の受賞理由と意義についてでございますが、これは鳥獣被

害対策に貢献し、他の模範となるような活動を継続的に取り組んでいる団体等を中国四国農政局長が表彰するものでありまして、美作県民局の推薦をいただき、広島県世羅町、徳島県上勝町とともに受賞をいたしました。当市以外の2町は防護柵の整備を基本とした地域ぐるみの取り組みに対しまして表彰されましたけども、美作市はそれに加えてまして獣肉処理施設によるジビエ振興と地域活性化にも貢献したことが認められての受賞でございます。真の受賞者は美作市の取り組みを理解していただき、積極的に駆除活動を推進して下さった市民の皆様のお力添えがあったからこそと深く感謝をしております。また、広島県世羅町は観光農園や6次産業化の進んだ町として、徳島県上勝町は葉っぱビジネスが成功している町として全国的にも知名度が高く、この両町ともに表彰されることは美作市にとりまして非常に価値のある名誉な賞だと思っております。

次に、施設運営の現状でございますが、施設開設当初は獣肉の販売先も限られておりまして、取引先の確保に苦慮しておりましたが、営業活動が実を結び、現在では関東地方を中心に大口の取引をいただいております。収入は年々伸びており、従業員の人件費を補える金額は確保されておりますが、課題もございます。それは施設全部の運営費を賄うまでにはなっていないことから、今後は赤字幅を最小限に抑えるべく、肉の付加価値を高めることはもとより、新規の取扱業者も視野に入れて、骨や角、皮の利用を含めた販売促進に努め、健全経営につながるよう努力してまいりたいと考えております。

また、視察に訪れていただいた農林水産省、鳥獣対策室を初め、中国四国農政局との情報交換を行う中で忌憚のないアドバイスをいただけるような関係をこれからも築いてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

則本議員。

**6番（則本 陽介君）**

3回目の質問はありませんので、総括をさせていただきたいと思っております。

平成25年度から当市への視察件数が急速に増加しており、今年度は11月末で47件とのことであり、今後も増加する見通しとのことであります。また、この2年半の間では124件、延べ1,520人と多くの方々当市にいられており、地域経済への影響も貢献できたものとのことであります。また、これらの視察訪問に対する担当職員の対応でもいろいろな機会を通して次へつなげていく成果があったものと思慮されるなどの効果が答弁されました。また、特に、獣肉処理施設では平成25年6月の本格稼働以来、視察の依頼を数多く受けている状況の中で、ことし2月、広島県世羅町、徳島県上勝町とともに受賞した中国四国地域鳥獣被害対策優良活動表彰では、獣肉処理施設によるジビエの振興や地域活性化への貢献が評価され、受賞となったことなども以前にも増して視察の申し込みが増加しているとのことにつながっているとのことであります。

今後の課題としましては、肉の付加価値を高めることや販売促進に努め、施設の健全経営を視野にして業務を推進するとの答弁をいただきました。私は今回の質問を通して改めて県下で15番目の小規模な美作市がいつの間にか上の方へ移動しているという感触がありました。地方創生事業が進められている中で、今後は楽しみだと感じております。市政の進展を期待しまして、この質問を終わります。

続きまして、4番目、4項目め、消防署、駐在救急業務の現状と施策の継続についてであります。

これまで消防署の業務として、英田の河会地区、勝田の梶並地区で駐在救急業務が実施されております。私も現職時代に勤務の経験があります。英田の河会地区、勝田の梶並地区、ともに火災発生時や救急要請などについて地域の皆さんから大変に期待され、現在に至っていると認識しております。近年の火災出動や救

急出動など、現場活動の状況など、次の2点を質問します。

1、河会地区、梶並地区で実施されている近年の活動状況について、2、今後の方針と継続を望む地域の実情についてよろしく願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

消防長。

**消防長（山崎 正雄君）**〔登壇〕

梶並地区、河会地区で実施されている近年の活動状況について。

則本議員からお尋ねの河会地区、梶並地区で実施している救急駐在について、英田救急駐在は平成18年4月から美作市北243番地、河会コミュニティハウスを駐在として活動、また勝田救急駐在は平成18年4月から、現在は美作市梶並70番地、美作市高齢者福祉センターやまゆり苑を駐在として活動、現在に至っております。救急駐在の活動等は土曜日、日曜日、祝祭日を除き、9時零分から16時30分まで、奇数日、偶数日に分けて実施しての状況であります。

業務の実績について、まず河会地区でございますが、英田救急駐在所管内の救急出動件数は、平成22年度から平成26年度までの5年間、1,028件あり、年度平均約206件、うち救急駐在の件数は185件で、年度平均が37件でございます。また、勝田救急駐在所管内の救急出動件数は、平成22年度から平成26年度までの5年間、450件あり、年度平均90件、うち救急駐在の件数は151件で、年度平均約30件でございます。

続きまして、火災出動状況について、英田救急駐在所管内の火災出動件数は、平成22年度から26年度までの5年間、13件あり、そのうちの2件を対応しております。また、同じように勝田救急駐在所管内の火災出動件数は5年間で13件あり、そのうちの1件を対応している状況であります。

今後の方針と継続を望む地域の実情について、今後の方針等でございますが、今後も現行同様に救急駐在所地区住民の安心・安全のため継続していくことに何ら変わりはありませんので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

則本議員。

**6番（則本 陽介君）**

ここで2回目の質問をお願いしたいと思います。

1、救急駐在の活動について、土曜日、日曜日、祝祭日を除き実施していること理由は何でしょうか。また、現在の出動編成上の人員確保が厳しい状況にあるのでしょうか。

以上、よろしく願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

消防長。

**消防長（山崎 正雄君）**〔登壇〕

則本議員の2回目の質問、救急駐在の土曜日、日曜日、祝祭日の救急駐在勤務でございますが、現状は毎日勤務者3名が月曜から金曜の間、英田救急駐在、勝田救急駐在を1日置きに実施しておりますが、土曜日、日曜日、祝祭日の救急駐在勤務は1週間の勤務時間が38時間45分を超えないようになってきていることから、通常の毎日勤務員と同様の勤務体系でございます。

また、現在の人員で人員確保が厳しい状況にあるのでしょうかという質問に対し、勤務体系及び人員からして土曜日、日曜日、祝祭日の救急駐在勤務は厳しいのが現状であります。今後とも一層の救急駐在に対する住民の期待に沿えるよう頑張りたいと思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

3回目の質問はありませんので、総括をします。

消防署の職員の皆さんには平素より常に市民と市民生活の安全・安心のために昼夜にわたる勤務に対し、感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。その消防署の活動の中で平成18年4月から今日まで勝田救急駐在と英田救急駐在の業務が実施されてきました。このことについて、それぞれの地域の皆さんから財政的な厳しさを思うときに救急駐在がとめられることがないようにという趣旨の声がありましたので、今回の質問をしました。幸いにも答弁では今後も現行同様に救急駐在地区民の安心・安全のため継続していくとのことであり、それぞれの地域の皆さんの期待を考えると、大変ありがたく思います。また、土曜日、日曜日、祝祭日の救急駐在勤務についてはいろいろな環境整備のため厳しい状況がある旨、認識しました。今後ともさらなる期待をしまして、この質問を終わりたいと思います。大変にありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号6番則本陽介議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番2番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可いたします。

日笠議員。

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

改めまして皆さんにおはようございます。

それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、日笠が一般質問をさせていただきます。

項目1で、交通網の整備についてで、質問の要旨は交通弱者対策についてでございます。

自前の交通手段をお持ちでない方は通学、買い物、通院、行政機関等への諸手続等の移動に困難されていると思います。その対策として共同バス、デマンドバスの運行が行われていますし、生協法による乗り合い自動車の運行を検討されておられますが、さらに移動手段の確保、満足度を高めるための対策として次の事項についてお尋ねします。

国土交通省が検討している貨物トラックに客を乗せたり、タクシーで荷物だけを運んだりする貨客混載を一部の過疎地で解禁する方針を決めたとの情報があり、当美作市においても有効な解決方法だと思いますので、その情報収集を既にお願しておりますが、その状況をお知らせください。

そのほかに、交通手段がない等でタクシーを利用した場合の費用負担の軽減対策について。

その他がございましたら、お知らせください。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

日笠議員の御質問、交通弱者対策についてのうち、まず貨客混載輸送についてでございます。

ことしの3月議会で日笠議員から国土交通省の有識者委員会が中間報告を取りまとめ、タクシーが貨物を運んだり、貨物トラックに人を乗せたりする、いわゆる貨客混載を解禁する必要性を認めたとの新聞報道に基づく御質問がございました。その際には過疎地での利便性が改善される方法の一つになると期待できる一方、タクシーが貨物を載せたり、あるいはトラックが人を乗せたりということで、これまで対象外だった仕事を扱うこととなりますので、安全対策などの課題もあるということから、今後の国の動向を注視したいというふうに答弁をさせていただいたところでございます。

その後、その有識者委員会の最終報告書というのが7月に取りまとめられましたが、貨客混載につきましては、国においてまず試行的な運行を通じ、車両の使用や安全性、事業としてそれぞれの本業が成立するための条件整備等について整備することとされておりまして、その条件整備の状況など、動向を注意深く見詰めてまいりたいと考えております。

次に、タクシーを使用した場合の費用負担の軽減策についての御質問ですが、美作市では現在道路運送法第78条に基づきます市町村運営有償運送を行っておりまして、市内各地域で市営バスを運行いたしておりますが、利用者の減少に伴いまして、収支は悪化してきている状況でございます。今後もこうした傾向が続くようであれば、市営バスの代替手段といたしまして、日笠議員御質問のタクシーを利用した輸送方法についても検討を行う必要があるものと考えておりまして、その際には利用方法や利用者の範囲、また費用面なども含めて検討する必要があると考えております。

また、新聞報道によりますと、国は10月20日に行われました国家戦略特区諮問会議におきまして、一般の人が自家用車をタクシーがわりに提供するライドシェア、いわゆる相乗りということでございますけれども、これを国家戦略特区の地域限定で認めるという規制改革方針を決定したということでございまして、いわゆるこれは白タクと呼ばれているものにも近いのではないかと考えておりまして、今後の国の動向を注視し、情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆様の利便性を確保できますよう関係機関等とも連携を図り、情報収集を行いながら、持続可能な交通体験の構築を目指してまいりたいと思っております。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

交通弱者対策に前向きに取り組んでいただいていることは今の説明で酌み取ることはできます。同時に、道路運送法等の規制をクリアし、実施に伴う財源確保も図らなければならない課題があることも推測します。過疎化、高齢化が急激に進行している現状であり、それに比例して交通弱者は日々増加しております。その現実も認識していただきたい。住みやすい町の条件は生活の利便性が大きな判断基準になると思います。市の振興計画、福祉計画等が策定されておりますが、その中でもこの問題の解決は喫緊の課題だと思っております。財源は特別交付税等の〔聴取不能〕もらうなど、市長の行政手腕に期待します。対象が各部にまたがっておりますし、政策的課題でありますので、市長としての当事業の優先順位と実施方針等をお知らせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**議長（山本 雅彦君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（竹田 人士君）**〔登壇〕

失礼いたします。

日笠議員の2回目の御質問、交通弱者対策についてでございます。

神姫バスの撤退ですとか、宇野バスの減便など、公共交通を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。美作市といたしましては、公共交通の確保を重要課題といたしまして美作共同バスの運行に対する支援を行いますとともに、交通空白地につきましては、地域循環線やデマンドバスを運行するなど、さまざまな取り組みを行ってまいりましたところでございます。一方、これらの運行につきまして、全てが料金収入で賄われているわけではございません。市内の細部まで循環運行しております市営バスにつきましては、結果的に収益率が悪くなっている状況でございます。比較的収益率がよいのはデマンドバスでございます。その要因といたしましては自宅近くまで車両が来るということだと考えております。そこで、有力な手段の一つとして考えられますのがライドシェア、先ほど御紹介しましたライドシェア、相乗りというものでございまして、これが実現いたしますと、目的地についての制限がなく、比較的安価でサービスが提供されるのではないかと考えておるところでございます。交通弱者対策が必要であることは重々認識しております。実際の需要も把握しながら地域に適した手法を検討していく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

先ほど申し上げましたとおり交通弱者は日々増加しており、その対策は喫緊の課題であります。今の説明では現状把握が甘く、当事者の心情を酌み取った答弁とは言えません。この程度の認識では行政と住民との思いに大きな乖離があると言えません。切実な課題と捉え、スピードを上げた対応が必要だと思いますので、次年度予算に必要経費をぜひ計上していただきたいので、市長の力強い決意をお聞かせください。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それでは、お答えをいたしますが、そもそも私はこの交通弱者対策というのが美作市のような地域においては大変重要であって、今までのバス型の対策では不十分であるというのはそもそも認識をしておいたものですから、白タクを組合活用でやろうかという提案をして、ところがドライバー問題があったものですからなかなかうまくいってない。しかし、認識としては、この町が高齢者の方々が安心して暮らせる地域として存続するためには必ず今以上の対策をしなければいけないし、それができると、美作市の魅力は他の市町村に比べてよりいいものになるだろう、非常にこれができるとプラス、できないとマイナスというぐらい、天下分け目の一つだと認識をしております。さしむき足元の状況を申し上げますと、この間から行政懇談会で回らせていただいております。その中に日笠議員も一部御参集になりましたけど、例えば宮原とか、常にこの課題が出てまいりますし、あと把握をしているところで言いますと、上山でもその話が出ておりましたし、それから梶並や東栗倉、それから福山あたりではデマンドバスの改善という話で出ているということ。全域にこの問題はあったら考えたほうがいいと思うんです。そして、その中で私どもとしても先ほどのライドシェアというか、私どもの言葉で言うと白タクですけども、これを特区で認めてくれるようにという要望を国にもしておいたわけでありまして、特区で認められると、組合があるかないかによらず実施ができるということで、非常にありがたい。そのときに今後考えなきゃいけないのは、特区の範囲が私どもとしては最低限美作市全域という特区にしたいんですね。場合によっては例えば津山までの特区とか、岡山までの特区というぐらいにしておかないと、本当の意味での利便性の向上につながらないんですけども、そこまでの特区を国が認めてくれるかどうかというようなところについてもちょっと情報収集をしますが、いずれに

しても、我々としては最低限美作市全体を含む特区にできるように考えていくこと、それに必要な予算については、美作市を住みやすくする福祉政策のレベルを上げていく計画があるという話を行政報告の中でしましたけども、その一環として捉えていかなければならない。ですから、それに必要な予算については積極的に対応していきたいと考えております。今後の議員の方々の活動の中でもこの問題についてぜひ自分の意見をさらに深く掘り下げて、当局に御提示いただきますようにあわせてお願いをいたしまして、答弁いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

それでは、総括をさせていただきます。

市長より心強い決意をお聞きしまして、住民の方々も安心していただいたんではないかと思えます。環境整備が調って一日も早い対応ができることを期待をして、質問を終わります。

ありがとうございました。

それでは、2項目めに。

議長（山本 雅彦君）

それでは、2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

項目は安心・安全な生活環境について、質問の内容につきましては、イノシシ、鹿、熊などの被害防止対策についてでございます。

田畑の耕作者・山林、果樹園の管理者を初め、生活を営んでいる人で、イノシシ、鹿、熊などの出没で生命の危険にさらされたり、農産、林産、水産物等に甚大な被害をこうむり、困難されておられる方々、地域が広範囲に及んでいると思えますが、その現状と把握状況と被害防止対策のお考えをお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、安心・安全な生活環境につきまして、鹿、イノシシ、熊等の被害防止対策についてでございますけども、御存じのとおり鹿、イノシシによる農作物被害は年々増加傾向にあります。直近の被害額を申し上げますと、平成24年度、被害額約4,350万円、平成25年度は約4,600万円、そして昨年度は約4,700万円の被害額が発生をしております。こうした農作物被害の軽減を図るため、美作市猟友会との連携を図りまして一頭でも多くの鹿、イノシシの捕獲駆除を目指した結果、平成26年度にはイノシシ約1,500頭、平成25年度は約840頭でございました。そして、ニホンシカ約4,870頭、平成25年は3,800頭でございましての駆除が行われました。また、本年10月末の時点ではイノシシ約600頭、ニホンシカ2,720頭を駆除してございまして、今後も猟友会との連携強化を図り、鹿、イノシシの駆除へ取り組み、農作物の被害減少を図ってまいりたいというように考えております。

また、ツキノワグマの出没は議員の御指摘のとおり人命に直結するものでございまして、そのように認識をしております。本年度におきましても、10月末までのツキノワグマの目撃情報は、岡山県では県下では65件ありました。そのうち美作市における目撃情報は32件と約半数近くを占めてございまして、県の特定鳥獣専門指導員による現地確認、誘因物等の撤去依頼、防護対策などを行うとともに、安全確保を第一に告知放送によりまして市民への出没情報提供を行うように心がけております。

また、被害防止対策のため特定鳥獣専門指導員が地域に伺い、出前講座を実施、市民の皆様が熊に遭遇した場合の行動や通報などについて周知を図っております。ちなみに平成27年度におきましては市内11カ所、273名の地域、住民の皆様が被害防止対策について説明を行いました。今後も熊対策につきましては、岡山県を初め、熊に携わっている関係団体等と連携を図りまして、地域住民の安全な生活を守るために取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

有害獣の被害防止対策に猟友会の協力を得て取り組んでいただいていることは深く感謝しております。今回は特に熊の被害防止対策について質問をします。

絶滅危惧の観点から保護政策に軸足が移ったと思いますが、生態数の調査結果等からか、人身に危険が及ぶ状況判断が比較的緩和され、駆除申請が受理されやすくなったとの情報があります。出没情報に基づき、危険のお知らせ看板を設置していただいておりますが、出没地域の住民は無論、通行人が被害を受けてもいけないので、駆除を含めた被害防止対策を積極的に講ずる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、ツキノワグマの保護政策につきまして御説明を申し上げます。

岡山県に生息いたしますツキノワグマは環境省のレッドデータブックに記載されておりました、絶滅が危惧される動物として保護が優先をされております。岡山県は第4期保護管理計画に基づきまして県内に生息するツキノワグマの生息数推定を平成17年1月から平成26年12月末までの出没件数、捕獲数、再捕獲数等のデータをもとに推定をしております、平成26年の生息数の推定は中央値で170頭と推定をしております。現在もツキノワグマの保護の方向性は変わりませんが、平成22年度の大量出没などを受け、岡山県が作成したツキノワグマ対応マニュアルにおきまして住民の安心・安全を最優先に考え、住居付近や通学路など、人身被害発生の危険性が高い場所に出没した場合には有害獣として駆除が可能となっております。このような駆除を含めた対策を行うためにもどこで、どのようにといった目撃情報の収集が不可欠でありますので、市民の皆様から目撃情報など、情報提供について御協力をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

安心・安全な生活環境整備には危険要因を予測し、除去するなどの対策が必要だと思います。近ごろは聞きませんが、過去にはイノシシ、鹿、熊などによる人身事故がありました。対策が後手にならない施策を講じていただきますようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（山本 雅彦君）**

以上をもちまして通告順番2番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番3番、議席番号14番小淵繁之議員の発言を許可いたします。

小淵議員。

#### 14番（小淵 繁之君）〔質問席〕

議長のご一般質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は項目といたしまして、里山整備について、それから2問目にスポーツ医学・看護学校、介護学校について、2項目について質問をさせていただきます。

まず、1番目の里山整備について、趣旨は、1番としまして有害鳥獣駆除対策の現状について、2番目、獣肉処理施設の健全経営について、そして3番目に、森林状況と環境整備について、そして4番目に、山林の活用について、この4点について質問をさせていただきます。

私もこの有害鳥獣対策については、合併してからはや五、六回この質問してまいりました。それでもなおかつ一向に減らない、ふえているというような状況であろうというふうに思っておりますし、この3番、4番の森林整備、山林の活用についても去年の9月議会で質問をさせていただいております。改めて質問をさせていただきます。

里山整備について、森林を取り巻く環境は従事者の高齢化、あるいは材木価格の低迷として依然として厳しいものがあり、森林整備の立ちおくれにより下草も生えない暗い森となっている、こうしたことが原因で山に獣の餌がなくなり、有害鳥獣による農作物被害にもつながっていると思われまます。猟友会の方にも大変協力いただきまして、保護も行われております。近年木材を燃料として暖をとるまきストーブの販売もじわじわではありますが、ふえていると新聞にも取り上げられているところであります。こうしたまき燃料の生産は里山整備にとってのどのような位置づけとなるのか、そこで里山整備に関して次のとおり質問をいたします。

1番としまして、有害鳥獣捕獲を実施してるが、生息数は減少していると思えない。捕獲対策の現状についてをお答えいただきたいと思います。

2番目に、獣肉施設の健全経営、これについてもお願いいたします。

そして、3番目の森林の状況と環境整備についてと山林の活用について、この4項目についてまずお答えを願いたいと思います。

#### 議長（山本 雅彦君）

経済部長。

#### 経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、里山整備につきまして御答弁を申し上げます。

まず、有害鳥獣駆除対策の現状でございますけれども、先ほど日笠議員の御質問でもお答えしましたように美作市猟友会との連携によりまして平成26年度には、鹿約1,500頭、ニホンシカ約4,870頭を捕獲駆除しております。確かに小淵議員の御指摘のとおり、鹿、イノシシの捕獲駆除頭数が年々増加しているにもかかわらず、生息数が減少しているとの声は聞こえてまいりません。保護柵、防護柵の要望があることも鹿、イノシシが減少していない根拠の一つになると考えております。ちなみに生息分布等の資料から推測をいたしますと、あくまでも推定ではございますが、市内には約2万頭から3万頭のニホンシカが生息していると考えられておりまして、自然増加率を加えまして、ニホンシカだけでも年間約6,000頭以上捕獲する必要があると思われまます。その上にイノシシの駆除も求められることとなります。このような観点から総合的に熟知したとき最前線で駆除対応を担っていただいている美作市猟友会の皆様や、わな猟などの免許を持っておられる方の御理解と御協力を得ることが最も重要であると思っております。そのためにはまず新規の猟友会会員をふやすことが必要であるとの考えに基づき、今年度の猟師数は45増の307名となっております。来年度においても猟友会と連携をして、新規の会員をふやすことはもとより、一頭でも多くの有害鳥獣の駆除に努め

てまいりたいと考えております。

次に、獣肉処理施設の健全経営についてでございますけども、地美恵の郷みまさかは平成25年6月に事業を開始いたしました2年6カ月が経過をいたしました。当初は猟師の皆さんが時間をかけてまで施設へ個体を搬入していただけるか、大変心配をしておりましたが、初年度では予想に反しまして、計画処理頭数1,000頭を超える1,300頭余りが搬入をされました。また、昨年度では年々駆除頭数がふえるのに比例いたしまして、施設への持ち込みも1,500頭を超え、時期によっては解体処理が間に合わないためやむを得ず受け入れをお断りする、こういう事態も起きております。さらに、本年度では昨年度に増しまして多くの搬入が行われておまして、1日に10頭以上搬入される日もたびたびありまして、施設の従業員も日々処理に奮闘している、そして受け入れをとめる日も昨年以上に多くなっているというのが現状でございます。

それから、加工した獣肉の販売についてでございますけども、開設当初は販路もごくわずかで冷蔵庫に在庫を抱えるといった状況が続き、安い単価で日本ジビエ振興協議会に引き取っていただいたこともございました。しかし、最近では営業努力が実りまして、東京方面での取引が順調な状況にあり、施設がオープンした平成25年度は、売り上げ680万円に対しまして、経費が1,721万円、赤字額が1,041万円でございます。それから、平成26年度は、売り上げが1,670万円に対しまして、経費が2,379万円、赤字額は709万円となっております。市費負担額も徐々にではございますけども、減少傾向にあるのではないかとこのように思っています。本年度においては、2,000万円を超える売り上げを見込んでおまして、昨年よりも市費の負担額は少なくなるものと予想はしております。この獣肉処理施設は有害を駆除する猟師の負担軽減と捕獲された鹿、イノシシを市の特産品として有効に活用することを主たる目的に建設した施設でありまして、小淵議員を初め、各議員のお尋ねに対しまして一貫して黒字になる施設ではないというふうに答弁をまいりました。この点につきましては御理解をいただいていると思っております。しかし、財政負担を少しでも減らす必要があることは十分に認識をいたしておまして、先ほども申し上げましたが、本年度は獣肉の販売収入を2,000万円にまでふやしたいと、販売促進、営業活動に取り組んでいるところで。

先月下旬にも取引会社を訪問いたしまして、経営の現状を説明申し上げ、相互の利益増収を目指して情報交換を密にして販売促進に取り組むことを確認をいたしました。今回の会議の中で明らかになった点を少し申し上げますと、美作市産の鹿、イノシシ、特に鹿が納入されてる施設を伺いましたところ、ジビエ料理の素材として東京ドームホテル、ホテルオークラ、東京ディズニーランド直営ホテルから居酒屋までの幅広い範囲において利用されているとのことでございました。特に多くの外国人がインバウンド効果もあり日本を訪れております。さらには2020年には東京オリンピック、パラリンピックが国家の威信をかけて開催をされます。今名前を上げたホテルはもとより、気軽に立ち寄れる居酒屋にも多くの外国人、あるいは日本人が訪れると確信をしており、ということは美作市産の鹿がメインとなったジビエ料理が一流のシェフたちにより振る舞われるものと大いに期待をしているところで。それは自然の流れとして利用価値を高めることにより単価の見直しにもつながり、小淵議員が指摘をされてる健全経営のドアが開くのではないかとこのように考えております。

次に、森林の現状と環境整備についてでございますけども、なぜ鹿やイノシシなどが人里へおりてきて農作物に被害をもたらすのか、その原因は、森林整備がしっかりとできてないということによりまして鬱蒼とした森となり、餌となる広葉樹が育たないことが要因の一つと考えられます。森林に手を入れることで草木が成長し、有害獣の餌場が確保され、人里への出没減少にもつながるものと認識をしております。里山整備は木を活用するために伐採し、活用するために育てるの好循環がサイクルとなりまして、地域林業の振興につながっていくもので、生活に不可欠な資源を生産するために人の手を加え続ける里山管理は欠かせないも

のというふうを考えております。

次に、山林の活用でございますけれども、御承知のとおり樹木は成長過程で二酸化炭素を吸収し、酸素を供給しているため燃やしても大気中の二酸化炭素量を増加させることなく、地球温暖化の削減効果が期待できるものでございます。こうした伐採木を燃料とするまきボイラー、まきストーブを設置することにより灯油等の化石燃料の使用量削減が図られ、地球温暖化を防止し、環境によいものをと考えられることから、現在環境省の事業を活用いたしまして、愛の村へまきボイラーの導入を進めております。さらに、既に設置されております勝田、大原、東栗倉の各総合支所のまきストーブにも美作産のまきを燃料として本格燃焼へ向けての取り組みを行っている状況でございます。一般家庭でのまきストーブ設置につきましても、補助制度を設けて普及に努めております。まきを燃料として利用することは山に人の手が入ることで日差しが注ぎ、樹木の成長を促し、良質の樹木が育ち、間伐材を使用することで森林資源が活かされ、森林の持つ公的な機能の発揮にもつながっていくものと考えております。そして、森林資源を循環させるシステムを確立することは単に樹木の育成だけではなく、地域農業の推進にも深く影響を及ぼしております。有害鳥獣対策にも寄与する施策であると、このように考えております。

以上でございます。〔降壇〕

#### 14番（小淵 繁之君）

ありがとうございました。前日も……。

#### 議長（山本 雅彦君）

小淵議員、市長から答弁があります。

市長。

#### 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

熱のこもった答弁でございますが、若干補足をさせていただいておきたいと思っております。

1つは、特に鹿について、今年度から、これは行政報告でもちょっと申し上げましたけれども、岡山県当局に我々の努力だけでは数が減らないんだと、ですから県としてもやってくれという話を、私も対策委員の一人なものですから、申し上げて、美作市がきちっとやらなきゃ、美作市域における頭数管理ができることは岡山県の他の地域に対する被害の予防につながるんだということを明確に申し上げた結果、県としては今後、たしか5年だったと思っておりますけれども、この地域における鹿の数を半減させるという目標で県も独自にハンティングを行うということになってまして、その効果を今後見ていきたいということを申し上げましたので、ぜひ県との連携もしっかり答弁の中でもしていただくようお願いしておきます。

それからもう一つは、山の活用ということでございますけれども、これにつきましては、もう一個効果がありまして、お金が我々の地域の中でめぐると、同じお金がサウジアラビアに行くんでは大分違うんですね。要するに、10万円のコストがかりましたと、その10万円のうち8万円が外へ出ると、10万円のうちのほとんどが、若干あるんですよ、エネルギーは若干使ったり、針金代が新日鐵に行ったりするみたいなのはあっても、ほとんどうちの中に閉じ込めることができる、中で循環するという、CO<sub>2</sub>の循環もありますけれども、お金の内部循環というのは今後地域経済として非常に重要な観点なものですから、そこでこの問題というのは大きな意味が出てくると、これを追加させていただきたいと思っております。

それからもう一つ、ジビエの話なんですけれども、例えば日体大でも買ってきて評判よかったというような話で、私うろうろしょうりますと、いろんなところからこんな話が出てくるんですね。美作産のジビエを食べたと。この間も新幹線の中である人とだべってたら、実は娘が京都におってと、京都で結構高い有名なイタリア料理店に行ったんだと、非常にうまいステーキがあって、豚かと思って、これ何ですかって、イ

ノシシだと、どこのイノシシって、知らないんですか、これ美作産ですよって言われて、びっくりしたって  
いうね。この辺の人が京都に行って、京都で高級料理店で美作産のイノシシだと言われて、いかにもブラ  
ンドっぽく言ってましたよと、こういう話が出てるんです。そうしますと、次の政策の中に、今特許庁がロ  
ーカルブランドの登録っていうのをやってるんですね、ローカルブランドの商標登録、若干お金がかかるん  
ですけども。これで何らかの形で美作産の鹿肉と、そしてイノシシ肉をブランド化して登録をすることによ  
って、売り出しのしやすさを狙っていくという段階にひょっとしたら来たのかなということ、その方とお  
話をしているときに思った次第であります。いいロゴマークをつくって、そしてそのロゴマークのついたや  
つをぺたっと箱に張っつけて、特許庁商標登録への5号みたいな話でやっていって、ブランド力をだんだん  
つけていくということが可能かなというぐらいの今ブランド力の第1段階をクリアしつつあるんじゃないか  
と思います。そうすると、同じ肉をもう少し厳密に選別をすることによって、1等級高いものがとれるよう  
な気もいたしております。そんなことも今後考えてくれるようにこの場をかりて経済局にはお願いもして  
きたい。

以上、補足をさせていただきました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

小淵議員。

14番（小淵 繁之君）

部長の話を前回聞いたような気もせんでもないんですが、市長が補足されましたけれども、やはりこれは  
本当に減ってないんですよ。これから質問に入りますけれども、本当に山の本なんかでも好循環で木が回  
ればお金も回る、これは80%が美作市は山で囲まれております。これは市の財産で、資源でございます。こ  
れをうまいこと使うために思って今回質問にするわけですけども、先ほども則本議員や日笠議員もやはり  
この有害鳥獣等に関する質問をされました。これはもう皆さんが共有して持っている美作市の本当の悩み  
の一つだろうと私も思っております。そこで、2回目の質問に入らせていただきますが、有害鳥獣対策の現  
状についていろいろと先ほど答弁いただきましたが、大変厳しい状態であるというふうに思っております。  
鹿の駆除状況だけでも平成25年には3,800頭、26年には4,870頭、1,070頭もふえているんですね。それか  
ら、駆除金にいたしましても、25年が7,800万円に対して、26年は1億1,195万円なんです。保護柵につい  
ても、25年が2,559万円、26年度が4,345万円、1,786万円、これだけふえてるんですよ。もう減っていく  
んならともかくもうふえてくるような状態であります。被害額については答弁されておられません。大変な数  
字が出ると私は思っております。私はこの有害鳥獣による全ての補助金合わせれば、年間に2億円近いと、  
数字になると思っております。なぜかという、この被害額の中に家庭菜園や鳥獣が原因による交通事故、  
これは報告に上がってこないんですよ、行政に。これは本当に大変な金額になると、恐らくもう私の推測で  
はもう2億円超してるだろうというふうに推測しておるわけですけども、部長は答弁の中では市内に2万  
頭から3万頭生息していると言われましたが、私は部長の言われる二、三倍おるのではないかと、生息して  
るというふうに思っております。部長の読みは甘い、私はそう思うております。なぜかという、鳥取県、  
他県の鳥取県や兵庫県、そして美作市の県境、ちょっと見てみますと、この鳥取県、兵庫県、岡山県の分布  
図を見ますと、豊岡市、これは25年度にとれた数、とれた数が5,396頭、それから養父市、これが4,790頭、  
朝来郡2,901頭、宍粟市3,846頭、佐用町4,168頭、美作市が3,794頭、26年度では4,868頭というような数  
で、この県境を境に群生しとんですよ、ここへ、鹿が。津山市なんかは130頭、鏡野町は60頭、真庭市は  
68頭、こういうふうに少ないんですよ。南に下がるほど少ないん、南や西へ。そういうことを考えてもやは  
り本当に部長の言われる倍ぐらいは私は生息しとるんだろうというふうに思っております。それで、部長も

年間6,000頭以上捕獲する必要があると言われていましたが、私は年間少なくとも1万頭捕獲しても減少しないと思っておりますので、県や国に対していろんな面で要望していくべきと思うんですが、いかがでしょうか、お聞きしておきます。

次に、獣肉処理施設の健全経営についてですが、もともとこの施設は捕獲したイノシシや鹿の処理に猟師の方が困っていることから獣肉を逆手にとって美作市の特産物として販売してはどうかと、そのためには獣肉処理施設が必要であると提案し、元市長が日本一の地美恵の郷みまさかが建設された経緯があります。今では各地から先ほども言われましたけれども、日本一の施設ということで視察に訪れる人が大変多い。地美恵だけでも77件ということも先ほど聞きましたが、その施設が赤字の中で職員はどのように説明し、視察に訪れた方はどのように理解して帰られたかなど、本当に私は疑問に思っています。もうこの施設を見た限りは帰ったらこの施設はつくるまいというような考え方もあるんですよ。本当に、ああ、ええとこ見させてもらうたな、視察したなと、うちも困るとるけどもこういう施設はもうやめとこうというような感じにとられとるかもわからんのです。だから、視察に来られた方にたとえ500円でも1,000円でも視察料としていただく、そういうことも提案を私はしたいん。部長が言われるように初年度の計画処理数は年間1,000頭処理できるが、肉をどこに販売できるのか、単価は幾らなのか、手探り状態で試行錯誤しながら取り組んできた担当職員は大変苦労があったというふうに私は思っております。施設の従業員の方も1日に10頭以上搬入され、受け入れをとめることもたびたびある。平成26年の売り上げは1,670万円、経費が2,379万円、赤字が709万円、それに対して今年度は2,000万円の売り上げを見込んでいるということですが、それでも赤字が施設となるのはなぜでしょうか。健全経営にするには私は販売価格の見直しをと思っております。どのように考えているのか、お聞きしておきます。

また、有害鳥獣の対策と獣肉処理施設の両方にかかわる質問にはなりますが、これまでもたびたび質問しています。保護された鳥獣の全面処理、処分についてお尋ねをしておきます。本当にここに環境省から有害鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律というものがあるんですよ。それで、ここの中にもいろいろと書いてありますが、ここに保護物の放置の禁止ということで、規定要項なんかも書いてあるんですよ。とったものは自分たちできっちり始末してくださいと、放置したらいけませんよというような環境省からの通達もありますので、このことについて本当に真剣にもう一遍考えなきゃいけないんじゃないかなと。それで、このことについてもお聞きしておきます。

現在鹿だけでも年間5,000頭程度駆除されておりますが、このうち3割は市内の処理業者で処理施設で処理しております。7割、約3,500頭は従来どおりの処理施設が行われるということになるわけです、これを使えば。かねてより猟友会、保護団体の全頭処分をしてもらいたいとの要望もされておりますので、その7割分が積み残しになっているわけでありまして。確かに全頭処理を行っている自治体は全国でもごくわずかと聞いておりますが、しかしながら、課題を解決しなければ部長の言われた年間6,000頭以上の保護目標は達成できないのではないかなというふうに思います。全頭処理〔聴取不能〕と獣肉施設が併用できれば、良質な個体はジビエとして全国に発信し、またそうでない個体は自治体が責任を持って処分する、そして猟師の方々が皆さんが誇りを持ち、かつ安全にして駆除に取り組むことができるのではないのでしょうか。地美恵の郷の健全経営にあわせてお考えを聞かせていただきたいというふうに思っております。

それから、3番目の森林の状況と環境整備についてですが、私は平成26年9月の議会で美作市の山の現状について質問をしております。そのときの答弁の中で、効果的な事業を実施するためには森林組合の事業者と連携を密にして、森林計画の作成による集約を図って、一体的で効率的な森林施設に推進するということが必要であると部長は答弁されております。森林計画の作成ができたのでしょうか、これについてもお答え

をお願いします。

そして、4番目の山林活用について、部長の答弁は大変理解ができますが、環境整備や里山整備をすれば必ず木材が出てきます。私はその木材の活用について聞いているわけでありまして、現在愛の村にまきボイラーを導入と勧めている、例えばボイラーが設置されました、まきはどのようにするのかという話なんです。まず、木を切る人、そして運ぶ人、その木を買う人、またその木を売る人、そしてボイラーやまきとして消費する人、このようなシステムができていないのか、また原木の価格設定もできていないのか、木材の種類や木の状態、生木であったり乾燥木であったりとした場合の木によつての条件が違うと思います。これら好循環して初めて山の活性ができるのではないのでしょうか。

以上についてお聞きしますが、今先ほど市長が言われました私がまきを切る人、運ぶ人と言いましたが、これもやっぱり価格も、金額も美作市内でぐるぐると回ると意味のことでお尋ねしております。

以上、2問目お願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

小淵議員、2回目の答弁は休憩の後からお願いいたします。

ただいまより1時まで憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順番3番、議席番号14番小淵繁之議員の1項目めの2回目の答弁から再開いたします。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

それでは、小淵議員の質問の答え、私から幾つかお話しして後具体的に補足をさせますので、よろしくお願いたします。

まず、この鳥獣害問題についての県や国との関係でございますけれども、これはもうもとより議員がおっしゃっておられるように移動性のものでもあり、さらに岡山県内で鹿については私どもと備前市と和気町ですかね、これが防波堤にならないと、いわゆる西播磨から来る兵庫県由来の個体群に対抗できなくなっちゃって、県内全域が鹿の被害で本当埋め尽くされてしまうということになるもんですから、大変市単独でやる、量を超えてるだけじゃなくて、市単独でやるには影響が多過ぎると、効果も全県に及ぶと、こういうことでありますので、私も鳥獣害対策の県の委員に任命されておりますので、かなり強くこのことは主張し、さらに岡山県市長会もことは鳥獣害対策としてかなり強い要望を県にもさせていただいておまして、その結果さまざまところが変更になって、基本的には、後具体的に言いますけれども頭数の半減という目標を新たに掲げて、県も独自に予算計上して、いわゆる本当の意味での管理に持っていこうということになっております。

なお、県や国との関係でもう一点これ申し上げておくべきことは、他県との関係も重要であるということでもあります。これはどういうことかといいますと、それこそ鹿さんには県境が余りないもんですから、どこへでも行くんで、少なくとも兵庫県及び鳥取県との連携というのは必要であり、その観点から岡山県当局におかれてもその点での連携を確保するように我々も申し上げ、県としてもそういうふう動きになってま

す。一方で、私ども単独市と例えば兵庫県との関係というのも今後構築をしていかなければいけない。具体的に言いますと、例えば今猿の出没が結構ふえております。海田から粟井とか、勝田の宗掛かな、いるでしょう、猿が。目視したでしょ。大町にも出ましたよね、この間ね。ということで、猿の個体群がどうも出没をしてるんですが、猿対策についての知見がまだ十分に岡山県には蓄積されていない。聞けば、ほかの県では結構やり方に習熟をしていらっしゃるというところもあって、私どもから他県の動物管理、あるいは動物愛護について非常に詳しい方々に対して、どうやったらいいのということについて御所見を伺う、教えていただくということも含めて、その県や国との関係を今後も拡大をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、処理施設の問題についても若干お答えをしておきたいんですが、視察の効果は、こりゃあおえんからやめとこうでっていう話になったのではないかということなんですが、私の感じる場所は、僕も視察に若干同行しておったんですが、大変ですねと、美作市はと、こういう感想が一番出てくるんですよ。いや、頑張ってるんですけど、県民全体の福祉のためにもこうやって頑張ってるんですけどというお答えをしますが、県内でも見ると、獣肉処理施設を必要としている自治体が二、三カ所手が挙がってるんですけども、全て自分とこでやるというふうにはなっていない。国や県にお願いしてやってほしいという動きになっています。したがって、恐らく来られた方々はそれぞれの御地元でこういうのをつくってほしいという話があって、お越しになって、計算聞いて、ちょっと待てと、こういうことになってるのは多分間違いない。ただ、そのことを全面的に僕は悪い方向に評価すべきではないと、こう思ってるんです。といいますのが、先ほどのブランド化の話ですけども、今のところ県内では私どもの地美恵の郷が独走状況なんですね。この状況を利用せざるを得ないんですよ。要するにジビエと言えば美作という、つまりブランド化の前提として、ほかのところにいっぱいあったらなかなかそうもいかないもんですから、とりあえずこの状況を使って、ブランド化をして、価格を上げていくという戦略で。うちのほうで言うと、例えば同じ処理頭数をベースにして、売上高が2,500万円ぐらいになったらペイするんですよ、恐らくね。あと、だから2割5分ぐらいの収入増を同じペースの中でやれるかどうかにはかかっていると思うんですけども、それができると状況が大いに変わってくると、それと同時にブランド化が進んでるわけですね。肉のこの部位でこの季節でこういう霜降り状況のものがこんだけですよと、それを特Aと言いますと、美作イノシシ特Aみたいなのができてきて、ブランド化して行って、値段がついていくというふうになったり、鹿についても、この料理にはこれだとか、若い鹿がこれがいいんだとかというようなことが言えるんですけども、そういったやや細かいブランド化をした上でやっていくと、収入上がっていきます。上がっていくと、まずうちの獣肉処理施設が黒字になって、次に民間施設の可能性が出てくるんですよ。今民間で肉の処理を免許として持ってらっしゃる方、処理場持ってらっしゃる方々がこれができるようになって、そこで処理したのもうちのブランドの一部として組み込んで売っていくという姿ができることによって最終的に我々の地域全体で処理をして、そして提供していくと、よってもって全頭処理に近づけていくということなんです。だから、我々が頭の中に描いているのは、まずは私どもの獣肉処理施設が近いうちにプラスになって、それを見て民間の方々が参入してきて、全体が組合かなんかになって行って、処理の体系をつくって行って、さらに場合によってはほかの地域からもどうぞと、ただし岡山県の北部地域に限るといったようなことでだんだんに減らしてこうという戦略を今持っているんだということ、これを申し上げ、その一環として、第1回目の答弁でも言いましたように特許庁の地域ブランドの商標登録ということもあわせて考えていきたいということで、私からのお答えをいたしておきます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

2回目の御質問でございますけど、先ほど市長のほうは駆除対策につきまして触れられておりますけども、この駆除の実施に当たりますとこのあたりを御答弁させていただこうと思っております。

この実施に当たりますと、先ほども市長のほうに申されました岡山県が市長のほうの働きによりまして策定をされておりますニホンジカ管理計画に基づくものでございまして、これがニホンジカの管理計画でございます。小淵議員、こういうものがございまして、これに基づいて実施がされている、このあたりを説明をさせていただこうと思っておりますけども、岡山県におきましては10年後までに平成23年度時点で6万3,000頭が生息しているというふうに把握しております、そのうちの半減、すなわち3万2,000頭を減らせるということでございまして、美作市におきましても鹿の推定生息数が3万頭で、これを半減させるために捕獲頭数の目標値を年間6,000頭というふうに定めまして、岡山県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業によりまして美作市ではことしが1,600頭のニホンジカを確保、捕獲をいたしまして、また備前市においては600頭を捕獲する、こういう計画になっております。また、この事業に取り組むに当たりますと、捕獲奨励金につきまして現在1頭当たり2万円となっております、この2万円というのは美作市が1万2,000円、国から8,000円、合計で2万円、こういうことで御認識いただきたいんですけども、そのうち県が1万6,000円を払っていただくということは、市とすれば4,000円の交付ということになるわけでございます、このような取り組みによりまして1頭でも多くの捕獲につなげていきたい、こういうものでございまして、私どものほうはこれからこのニホンジカ管理計画、これに準じまして粛々と捕獲に取り組みたいというふうを考えております。

また、国のほうのを少し話をさせていただきますと、この前も農水省の農村振興局鳥獣対策室長をお訪ねしてお聞きしたわけでございますけども、平成28年度予算要求の中に鳥獣被害防止対策の推進を掲げているということでございました。背景には野生鳥獣の増加、それから拡大のために農作物被害額は年間約200億円となっております、経済的被害のみならず、営農、林業経営の意欲の減退や耕作放棄地の増加、あるいは森林生物多様性の損失、土壌流出等の一因にもなっております、鹿、イノシシの生息数の半減の目標達成に向けて地域の実情に即した対策が不可欠であるとの考えから、国では約50万頭の捕獲を目標に鳥獣対策防止事業交付金を要求するというところでございました。さらに、支援と対策事業の一環として今まで省庁単位で進めておりました補助事業を農林水産省、林野庁、環境省、総務省、経済産業省の関係部署が一体となって野生鳥獣の捕獲強化と食肉等の利活用を推進し、地域の活性化を目指して積極的に取り組むということでございました。まさに小淵議員が危惧されている課題が国においても議論されておまして、形になって進んでいくんじゃないかというふうに感じております。これからも国の事業を有効に活用して有害鳥獣の実施によりまして個体数を削減させる、減少させることで森林の生態系の維持につながり、イノシシや鹿による農作物被害の軽減となる取り組みを進めていきたいというふうと考えております。

次に、獣肉処理施設の運営についてでございますけども、先ほども市長のほうに御答弁をされたところでございますけども、私のほうからは実際にどのような販売強化に取り組んでいるのかというあたりを御説明をさせていただこうと思っております。

まず、精肉として活用できない皮や角の部分につきましては、さまざまな分野において有効活用に向けて試行錯誤を繰り返しながら取り組まれているという現状がございます。既に小淵議員も持っておられます名刺入れ、財布、あるいはバッグなどは美作市産のイノシシ、鹿皮が製品として使われておまして、専門雑誌による販売も行われました。最近では販売活動をされる商品を少し紹介しますと、鹿皮はセーム皮とも呼

ばれまして、特徴のある繊維の細かさから磨き皮として高い評価がございまして。例えば眼鏡、宝石、貴金属、時計などのほこり、油汚れを拭き取るクリーナーとしての役割を担っております。また、吸水性が高いことから自動車の洗車にも活用されるなど、鹿皮の活用範囲がまだまだ広がるものと期待をしております。

もう一点は、先ほども少し触れましたが、農林水産省が来年度より取り組むこの鳥獣被害対策の推進の重点目標の一つに鳥獣食肉の利用率向上が掲げられております。増加する捕獲個体を地域資源として活用する観点から、ジビエ活用を推進するために関係機関と共通知識と認識、連携、迅速な搬出体制や低温管理体制、全国的な流通規格の検討等の取り組みを推進するということが含まれております。現在獣肉処理施設を運営する中で迅速な搬出体制と低温管理体制は私どものほうではおおむね完了していると思っております。今回議員が最も心配をされております健全経営につながるジビエ料理のレシピ集作成、ジビエ新商品開発と販路開拓や取引単価等を含む流通規格の検討等、幅広い分野においてジビエ活用推進のための支援策を考えているとのことでした。この点も十分に踏まえまして、美作市は全国最大の処理能力を持つ施設であり、先進地であります。各業界からの信頼を得ている利点を生かしまして、今後も関係省庁を初め、業界との連携強化を図り、情報収集に努め、健全経営につながる運営に取り組みたいと思っております。

また、捕獲される個体の全頭処理という課題でございますけれども、かねてより市猟友会からも強い要望があり、市としても研究、検討を重ねております。その実例を御紹介いたしますと、小淵議員も一緒に御同行願いました、ことしの夏には平成23年度に焼却施設を整備された福井県若狭町を視察し、施設建設の経緯や維持管理、運営形態など、細部にわたり説明を伺いました。若狭町に整備された施設は近隣の6市町で共同設置されておまして、建設費はアクセス道路も含めると、約5億8,000万円、維持管理費については年間4,700万円程度とのことでありまして、これを構成している市町村で負担されてるということでございます。建設費4億700万円、維持管理費年間2,500万円は核燃料税が財源として充当されるなど、地域特有の措置が講じられておりました。また、年間計画処理頭は1万頭と、かなり大きな計画をされておりましたが、平成26年度の実績では既に9,900頭が焼却されてるということから、施設の増設や改修も建設されてるということでありました。獣害対策がこれからも続くということを痛感したわけでございます。このほかにもことし9月に京都府福知山市に全頭処理施設が完成したとの情報を得ております。この施設も同じように3市の共同施設として運営されているということでございますので、今後の参考に視察するべきというふうに考えております。その節はぜひともお声をおかけいたしますので、ぜひとも同行願えればというふうに思っている次第でございます。

次に、森林の現状と環境整備でございますけれども、議員のほうから昨年平成26年9月議会定例会におきまして、山の荒廃、それに伴う森林整備の必要につきまして御指摘をいただいております。美作市においても全国的な課題として取り上げられている人工林の間伐実施対応のおくれなどから森林管理が十分できてないということは否めません。美作市といたしましても、こうした現状を克服するために森林組合や林業事業体と連携を図りまして、森林経営計画制度に取り組み、計画に基づいた低コストで効率的な森林の施業、集約化と適正な森林の保護を通じて森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることにより好循環サイクルが機能して、里山整備が継続できるための補助事業等に取り組んでいるところでございます。現在森林組合、林業事業体において策定された森林計画を認定している状況過程にありまして、勝田地域では18地区、3,530ヘクタール、大原地域では9地区、960ヘクタール、作東地域4地区で757ヘクタール、東栗倉地域は5地区、925ヘクタール、英田地域2地区、約794ヘクタール、美作地域1地区、70ヘクタール、合計で39地区の7,038ヘクタールという状況になっております。里山整備を図る上でも経営計画は重要であるということは承知しておりますので、今後も森林組合、事業体との連携を図りまして計画策定を進めてまいりたいという

ふうと考えております。

次に、山林の活用でございますが、議員御指摘のとおり里山の整備や環境整備を実施することにより伐採木が出てまいります。現在保全活動の実施跡地では、切り捨て間伐の手法によりまして伐採木が放置されている光景を見たときに、活用という観点から考えますと、資源を無駄にしているなという感じを受けます。このように多くの伐採樹木を森林資源として活用することで世界規模で取り組まれている化石燃料燃料の削減による温暖防止化と経費削減につながるものと考えまして、まきボイラーの導入、それからまきストーブの普及を図っているところでございます。この燃料となります蒔につきましては、市内の林業事業者の方が設立をされた美作市林産生産委員会から木材の集積、加工されたまき燃料を購入していきたいというふうと考えております。

また、燃料となりますまきにつきましては、乾燥した含水率をおおむね40%ということを基準といたしまして、大きき20センチ程度、長さが90センチのまきと考えております。まきの購入単価につきましては、先進地の事例や平成26年9月定例議会におきまして御提案をいただきました単価をもとに、針葉樹1立方メートル当たりを1万円程度、それから広葉樹は同条件にて1万1,000円程度ということで、現在検討しております。小淵議員のお考えのとおり伐採、搬出、集積、加工、製材、搬入、投入これが一体となりまして初めて山林活用が進むものというふうと考えております。

それから、このまきボイラーの件のまきの購入といえますか、その件につきましても、もっと山の整備を進める上で、地元愛の村パークは当然東粟倉地域になるわけでございますけれども、そのあたりの皆さんにも積極的にこの燃料となるまきを搬入していただくということもありまして、私どものほうは市長のほうと色々な協議をする中において1点、地元の方にはそれなりに直接、生産者組合を通すんじゃなくて、直接持ってきていただいて、それで例えば風呂に入ってもらおうとか、風呂の回数券で渡すとか、いろんな形のもので還元をすべきじゃないかなということも現在検討しております。とりあえずこのまきボイラー、まきストーブにおきましても、この私どもが考えている燃料というものをスムーズに搬入していただく、これが第一でございますので、それが山の整備にもつながると、このことを第一に考えて、これからはさまざまな考えのもとに施策を考えていきたいというふうと考えておりますので、小淵議員におかれましては、いろんな知恵がございましたら私どものほうに御教授願えればということでございまして、今後も森林に携わる林業事業者の御理解と御協力と、それから地域の皆様の御理解と御協力、これをもって森林整備に取り組みたいというふうと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

小淵議員。

**14番（小淵 繁之君）**

大変長い答弁いただきました。必ず実行してください、本当に。実行しなければ何にもなりません。

それと、福知山へ全頭処理場施設ができたということで、行きます。行きましょう。行って見てきましょう。どれだけかかってどれだけの効果があるんかということで、我々の会派としても行きたい。一人でも多くの議員が行っていただきたいなというふうに思っております。

それから市長、余談のことですけどね、これはもう先ほど言いましたように2億円ほど毎年赤字が出よんです。災害被害が出よう。これは緊急事態だと私は捉えとんですよ。ある人と話をしとったら、ええ方法があるんじやと、とってしまう方法があるがな、何があるんかなというたら、これはもう緊急事態だったら、国、県に要請して、今の時期じゃったら枯葉が落ちてしまうん。ヘリコプターで上から見ようたら何ば

でも見える、全部自衛隊の訓練として上から撃ってしまえと、これも緊急事態じゃ、何も災害復旧で自衛隊だけが動くんじゃないに、これも災害の一つだろうというようなことも笑い話のようなんですけど、そういう発想もあるんですよ、本当に。大変なんです、2億円も赤字を垂れ流すのは。

それでは、3番目の質問に入りますが、獣肉処理施設の健全経営については、これまで防災事業や捕獲などの導入、あるいは捕獲奨励金などの上乗せなど、数々対応してきましたが、まだ鳥獣被害は減少しているという現状ではありません。美作市が打つ手、効果的な対策はどのようなことを考えておられるのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

美作市は全国に見てもニホンシカの生息が一番多い地域で、捕獲頭数も、加えて食肉加工施設での処理数も先ほども言われましたが、トップクラスである。農林水産省の有害鳥獣対策室では石破大臣初め、ジビエ、議会連盟、各地区で開催される会合でも美作市の取り組みを優良事例として最優先で紹介されていると伺っております。このように国からも認められ、なおかつ期待をされている美作市としてはその期待に応える必要があります。農林水産省において有害鳥獣対策のための対策室が設けられていますが、美作市では有害駆除、被害防止、防護柵、そして営業活動、そして獣肉処理施設の運営が複数の部門に分かれております。国が掲げる施策に対し敏速かつ適正に対応するためには日本中から注目されている美作市においても今後今の体制を一度見直して、一連の対策に専念できるよう専門部署の配置が必要、例えば有害鳥獣課等を考える時期に来ているのではないかと思います。そして、この体制を見直しを充実することが健全な里山を創造することになり、ひいては市民の安全・安心につながるものと考えますが、市長のお考えをお聞きしておきます。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

先ほど2億円の話も含めて、これは冒頭の、冒頭というか議会初日に行政報告でも言いましたように私も市の財政の典型的圧迫要因があるとすれば、下水と、それから観光施設と鳥獣害対策と。下水については、今後少しずつ減っていくようにしていけるだろうなと思っています。それから、観光施設の赤字についても、これよりはふえんだろうと思っていますし、減らせるためのいろんな工夫もできると。鳥獣害対策に要する経費、これも赤字かどうかは別として市民の負担になってますんで、これは放つとくと、それはもう議員がおっしゃるようにふえていくに違いないんですね、これ、放つとくと。これはやはり市財政及びその背景にある市民の福祉の向上への差しさわりという面からぜひとも避けたいし、加えて今議員がおっしゃるような場合によってはこれを特産物化する、あるいは観光資源として活用するというところでありますんで、重要な施策分野の柱であることは当然認識をしています。そして、今度はそれを組織としてどう対応するかでございますけれども、今、ちょうど去年からことにかけて経済部の体制の見直しを図ったわけでございますけれども、組織はそれで決まりというものじゃございませんので、来年度どういう組織をつくるかについては今後人事や予算の編成の中でもう一度再考をすることに当然なる、毎年の再考が必要でございますけれども、その再考する中に今議員の御提案のあったことは検討項目として入れさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

小淵議員、総括になります。

**14番（小淵 繁之君）**

総括をいたします。

実は、我々友和会も谷本議員と11月25日、農林水産省に出向き、課長や室長、それから担当者と1時間余り話をいたしました。有害鳥獣と里山整備について意見を述べて、有意義な意見交換ができたように思っております。その中でいろんな資料も提出いただきました。このような資料を提出いただきましたけれども、先ほど部長も言われましたように28年度鳥獣対策事業対策ジビエ活用推進関係予算の概要請求の概要というものでいただいております。それによりますと、ことし27年度は27億円だった、ところが今年度はこの農水省、環境省、農林水産省、経済省、一体となってこのことについて取り組もうという本格的に本当に動いていただいております。それで、今回28年度の概算要求を200億円という大きな予算を要求するということが言われております。その中にはこの中に本当にいろいろと鳥獣防止対策とかジビエ推進とかという項目がたくさん入っております。いろんな予算が組まれておりますので、ぜひこれもとりに行っていただきたいと思っております。

また、この25日に美作市最大のジビエで取引がある会社に挨拶に行かせていただきました。その中で獣肉施設の説明や価格についてもお願いいたしました。我々の対応についても、社長、専務、副部長、マネジャーという4名の方が対応していただき、これも有意義ある話し合いができたと思っております。そしてまた、大日本猟友会にも行き、事務局長ともお話ができてまいりました。今回質問いたしました4項目が、全てがこれが好循環で周り続けると、続けなければ環境整備や里山整備はできません。先ほど言いましたように専門部署を配置して、さきで答弁いただきました全ての実行に移していただきたいとお願い申し上げまして、1問の質問を終わります。

#### 議長（山本 雅彦君）

それじゃ、2項目めに入ってください。

#### 14番（小淵 繁之君）

続きまして、2項目めに入らせていただきます。スポーツ・医学看護学校についてお尋ねいたします。

現在までの進捗状況について、去る11月5日、全員協議会で重要な誘致案件について、現状と課題について説明がありました。その内容は自衛隊体育学校について、またスポーツ・医学看護学校について、3番目に日本体育大学特別支援学校について、そして4つ目に国立保健栄養研究所の4項目の誘致についての説明がありました。聞くと、いずれも折衝状況が多く、課題もあり、いろいろとクリアしなければいけない段階だというふうに私は思っております。しかし、この4項目の誘致事業の中で一番早期に実現できるのはスポーツ医学・看護学校ではないかと思ひ、私は今回一般質問することといたしました。

平成27年の3月定例議会の萩原市長の所信表明の中で、医療、介護など、学びの場の誘致に向けての取り組み状況が報告されました。市が施設を整備し、経営を民間で力のある学校法人を想定していると言われました。成果が出次第、議会の方々に報告するとも言われました。私はその所信表明を受けて、友和会代表質問の中で次のように質問をしております。医療、介護の学びの場、専門学校の誘致について、公設民営方式で設立すると聞き、ぜひ実現に向けて市長には頑張っていただきたいというふうに言っております。私は大原高校の跡地が最適だろうというふうに思い、また既存の設備を活用しながら誘致できたらというふうにも言っております。この地域は病院や介護施設、福祉施設も集中している場であり、新たな学びの場がこの地域にできれば、医療や介護の自主体験も適している場所であると、またこの大原地域には智頭急行、鳥取道、そして国道が2本もあり、交通の便でも最適であり、その上、兵庫県、鳥取県も隣接し、3県境創設会議を設立し、その3県境でいろいろな協議を仰ぎながら誘致を実施していただくよう重ねてお願いをしております。早速市長は全国に看護師等の養成で名声をはせている学校法人滋慶学園や文部科学省私学部の助言を受け、3県境地域創生会議の協力等、積極的に折衝を行い、その1段階での検討が終了したと。そこ

で、質問いたしますが、第1段階で進行中と思われるので、わかる範囲でいいですから、答弁していただきたいと思います。

2番目として、建設場所について、全国的に看護師等の養成で名を名声をはせている学校法人滋慶学園専門学校を大原付近に誘致するものであるが、場所は大原高校の跡地でいいのでしょうか。私は場所については大原高校跡地を最適と考え、それを前提に質問をさせていただきます。

文部科学省の私学部の助言と3県境地域創生会議の協力を背景にここ数カ月精力的に交渉されたようですが、誘致する場所、適正規模、6,000平米と概算事業費約10億円の見通しが立ち、事業的に成り立ちそうな学科編成についても第1段階では検討が終了すると聞いております。学校の大原高校の宿舍や体育館など、既存の施設は利用するのかわしないのか、また6,000平米とあるが、新たに建設するようですが、建設する場所があるのかもお尋ねしておきます。

3番目としまして、概算事業費について、概算事業費は15億円で、その見通しが立ったと言われておりますが、全てを15億円で賄うことができるのか、予算発生はしないのか、お尋ねしておきます。

4番目として、現在ある岡山県大原高等学校の校舎について、現在の建物の改善、または改修、改築工事は行われぬのか。

5番目として、学校建設に対する支援と財源について、そして財源はどのような財源があるのか、国、県の補助金は使えるのかどうか、財源の割合はどうか、お尋ねしておきます。

6番目に、学科編成について、具体的に看護、理学療法、スポーツトレーナー、針きゅう、柔道整復の学科で3年または4年の就学時期を想定し、国家試験を取得できる。また、4年生の学科については学士称号も獲得可能となる、入学定員は1学年170名で、総枠収容定員は600名と予想されると聞いております。もちろん学校法人滋慶学園の方々と市長または担当部長との折衝の結果なのか、現在の状況であるのか、聞いておきます。

7番目としまして、建設事業費の負担について、公設民営化した場合に15億円が市の負担になるため学校法人に土地全て無償で貸し付けた上で施設整備に投資が補助するほうが得策、これまで折衝で10億円負担してくれば設立後の運営は学校法人が責任を持つて行うとの水準までたどり着いていると聞いておりますが、今後折衝で当市の負担額をどこまで下げるのか、努力を傾注すると言われております。要するに、概算事業費15億円が必要であるが、当市が公設民営化するよりも土地、建物を無償で貸し付け、施設整備に当市が補助する、あと10億円を負担すれば運営費は学校法人が責任を持つて行う、さらに今後の折衝で当市の負担額をどこまで下げるのか、努力を傾注するという事ではないでしょうか、お尋ねしておきます。

8番目としまして、開校時期について、仮に誘致が決定した場合、完成、開校はいつごろを目指しているのか、また地元説明会も必要となるが、どのように考えているのか、また当初入学定員は170名と言われていたが、3期生、また4期生になれば600人と言われております。市として学生たちの受け入れ態勢、今後のですね、どのような計画があるのか、以上8項目にわたってお尋ねをいたしたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

総合戦略監。

**総合戦略監（森分 幸雄君）**〔登壇〕

ただいまの小淵議員の質問に答弁させていただきます。

まず第1点目、現在までの進捗状況についてでございますけれども、平成27年3月議会で小淵議員が所属する友和会による代表質問を受けまして、旧岡山県立大原高等学校の跡地利用について、民間事業者や学校法人等、関係者に対して医療、介護などの学びの場の誘致に向けて文部科学省の助言をいただきながら誘致

活動を行ってまいりましたところ、本年6月に大阪市に本部を構える学校法人大阪滋慶学園の理事長、常務理事などの関係者の方々に旧大原高校を視察していただき、意見交換を行うことができました。その後学校法人大阪滋慶学園の理事長、常務理事と精力的に交渉を行ってまいりましたが、美作市へ誘致する場合の場所、設置する学科、定員、構造規模、概算事業費と旧大原高校校舎の活用案について提案を受けるに至ったわけでございます。また、学校法人大阪滋慶学園から積極的な受け入れ態勢が整備されるかも期待をされてございまして、美作市議会議員の皆様方による誘致議員連盟の設立や大原地域の方々を初め、市民の方々による誘致促進期成会の設立が課題解決につながってまいりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

2番目の建設場所についてでございますけれども、建設場所につきましては、1番目の御質問の進捗状況で少し触れさせていただいておりますが、旧大原高校跡地を最適と考え、それを前提に誘致の話を進めているところでございます。また、旧大原高校の校舎や体育館など、既存の施設を有効に活用していただけるように働きかけをしているところでございます。

第3番目の概算事業費につきましてですけれども、今後詳細な設計がなされる中で事業費が変更になることも想定されますけれども、旧大原高校体育館と智頭急行の線路との間にありますグラウンドに校舎を新設する場合、15億円程度になるという提案を受けております。

4番目の現在ある大原高校の校舎についての御質問でございますが、旧大原高校の校舎につきましては、学校法人大阪滋慶学園より当初は学生のためのトレーニング施設や市民向けのデイケア、あるいはリハビリ施設、市民と学生の交流の場とかに活用できないかという提案を受けておりましたが、新たな提案としまして、学校法人大阪滋慶学園グループが有する通信制学校のスクーリング会場に利用できないかとの提案も受けておまして、今後の協議の中で有効な活用方法につきまして決定をしてみたいと考えているところでございます。

5番目の学校建設に対する支援と財源についてでございますけれども、学校法人側から提案していただいている概算事業費をもとにした答弁となりますけれども、公設民営とした場合には全額の15億円が当市の負担となります。そのため学校法人大阪滋慶学園に土地を無償で貸し付けた上で施設整備に当市が補助をする形のほうが得策と考えております。これまでの協議で10億円調達してくれば設立後の運営は滋慶学園が責任を持って行うとの水準にまでなっており、現在これを前提に財源確保について検討してまいっているところでございます。

まず、看護学校設立として制度上ございます国の交付金がございますけれども、それは看護師等養成所施設整備事業交付金及び看護師等養成所初度設備事業交付金という名前の2つの交付金がございますけれども、施設規模や看護学生の定員等により交付金の金額が確定できていない状況でございますけれども、合わせて約1億5,000万円程度は要望してまいっていくこととしております。

また、国に対しまして地方創生に係る新型交付金の創設をお願いしているところでございます。

さらに、医師会を中心とした受益可能性のある方々からの支援金や3県境地域の自治体に対する支援もお願いしてまいりたいと考えておりますけれども、これらにつきましては現時点では金額は不明でございます。足らざるところは一般財源から充当するということとなりますが、総務省との協議を精力的に行ったところ、合併特例債を活用することができるようになりました。国の施設整備等に係る交付金を仮に1億5,000万円確保できたとすれば、残り8億5,000万円は合併特例債の活用と考えているところでございます。

なお、合併特例債の発行に当たりましては、国、県との協議で本事業は合併特例債の対象事業となることについて内諾をいただいておりますけれども、前提として看護師等養成専修学校に対する支援事業の名称を

明確に新市建設計画に載せることを条件とされております。新市建設計画の変更を来年3月議会に提案してまいりたいと考えておりますので、御承認方よろしく願いいたします。

6番目の学科編成につきましてですけれども、協議を行っている中で学校法人大阪滋慶学園から提案いただいております案では看護学科、理学療法士学科、針きゅうスポーツトレーナー学科、柔整スポーツトレーナー学科、鍼灸師・柔道整復師学科で、3年または4年の就学期間を設定し、国家資格の取得を目指します。また、4年生の学科につきましては、学士の称号の獲得が可能となる予定でございます。入学定員につきましては、1学年当たり130名から170名で、4年目以降では在籍する学生の数が最大で680名となっております。また、教職員の数につきましては、グループ学校の状況による推測となりますけれども、約35名程度で一人でも多くの地元の方が採用されるように働きかけをしてまいりたいと考えております。

7番目の建設事業費の美作市の負担についてでございますけれども、5番目の質問に対して答弁させていただいておりますけれども、これまでの協議で美作市が10億円調達してくれれば、設立後の運営は学校法人が責任を持って行うとの水準までたどり着いております。

8番目の開校時期につきましてですけれども、開校時期はいつごろを目指しているのか、地元説明会も必要となるがどのように考えているのか、学生たちの受け入れ態勢はどのような計画があるのかとの御質問でございますけれども、まず開校時期についてですが、現在協議の中で平成30年4月の開校を目指すことで一致をしております。

次に、地元説明会についてですけれども、早期に大原地区の区長さんを初めとした代表者の方々に集まっただけ、概要を説明してまいり、その後市民の方に周知してまいりたいと考えております。

次に、学生の受け入れ態勢についてですが、開設4年後には最大で680名に及ぶ学生が美作市で学ぶこととなります。その中で何名の学生が宿舎を必要とするのか判断を慎重に行うこととなりますが、隣接する3県境地域の自治体と協議を行うとともに、民間資本を活用しながら市内に必要な宿舎が整備されるものと期待をしております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

小淵議員。

**14番（小淵 繁之君）**

多岐にわたり詳しく答弁していただきました。

平成30年4月の開校を目指しているということです。これを実現するためには相当な覚悟が市長要るんだろうというふうに思っております。それについて2回目の質問をさせていただきます。

1番目として、美作市が大原高校の土地、建物を無償で貸し付けることにより建設事業を抑制していることについて私の考えと大きく違うことはありません。概算事業費、設置価格、建設事業の負担については、1回目の答弁で、学校法人滋慶学園から提案を受けたと言われております。今後事業が進む中で事業費が増加し、美作市の負担が増加するのではないかと、私も含めて多くの人が心配するところであり、仮に事業が増加した場合美作市の負担をどのようにするのか、協議の中で決定していくものと思いますが、現時点での基本的な考え方を伺います。

2番目としまして、今後滋慶学園との協議の中で具体的な内容が詰まってくると思いますが、来年3月の議会で平成28年度当初予算で補正予算の提案、そして新市建設計画の変更提案、3月から4月ぐらいには協定締結と行われるのではないかとおられます。それを議会へどのように報告していくのか、市民にどのようにして伝えていくのが重要だと考えております。いきなり議会で議決、承認していただきたいということにな

らないように各委員会や全員協議会で事前に説明する方法があるのではないかと思います、どのように考えているか、お伺いしておきます。

3番目として、最大の学生数が680名程度になるということですが、本当に生徒が集まるのか、不安なところもあります。生徒を集めるための工夫とか何か方策があれば教えていただきたい。

また、せっかく美作市に学校施設が設置される上に市も相当な財源を使うので、市民の何か恩恵があってもいいのではないかと思います。地元林野高校の推薦枠の確保や他市の学校で学んでいる美作市出身の学生のための特別枠といった考えがあるかどうか、お聞きしておきます。

4番目としまして、民間事業費を含めてですが、美作市のほうで学生受け入れ態勢を整備することが必要と考えられますが、生徒、教員を含めれば700名を超すという数になり、それなりの合宿、寮が必要だと考えます。民間業者の力をかりて新たに整備することも考えていますが、私は大原地域に全てを整備するのではなく、勝田、作東、美作地域といった広い範囲で合宿の整備などを考えれば美作全体の活性化につながるのではないかと考えております。9月議会で採決された雇用促進住宅や東粟倉のこぶしの里をリフォームして、間に合えば学生に寄与、貸し出すと、一つの方策ではないかと考えますが、現時点でどのように考えているか、お聞きします。

5番目としましては、事業促進するとなると、市も体制を整えなければならないと思いますが、現時点でどのように考えているか、お伺いいたします。

#### 議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

#### 総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

小淵議員の2回目の質問の答弁をさせていただきます。

1番目の事業費が増加した場合に美作市の負担が増加するのではないかと御質問でございますけれども、事業費が増加した場合に美作市の負担も連動して増加するのではと、そういう御懸念があるのではないかと推察いたします。当然事業費が増加したとしても国、県等の補助金、支援金や合併特例債を財源とした美作市の負担など合わせて最大10億円を超えることがないよう本市の考えを伝えてまいりたいと考えております。

次に、2番目の滋慶学園と協議した内容などを議会にどのように伝えてもらえるのかという御質問でございますけれども、滋慶学園の12月の理事会におきまして美作市への設置を前向きに検討することが決まりました。来年3月に予定されている理事会で正式に了承されるまで滋慶学園と細部にわたって必要な協議を重ねてまいる時期となっており、重要な案件につきましては議員の皆様のお意見を伺いしながら決定してまいりたいと考えております。

次に、3番目の生徒を集めるための工夫があるのかという御質問でございますけれども、現在協議を行っている中で滋慶学園から何点か提案を受けており、具体的には美作市から財政支援を受けているため授業料については幾らか、大阪なんか等に比べて低く設定すると、他の大学では余り実施していないスポーツトレーナーを養成する学科の設置であるとか、学校卒業と同時に学士がとれる学科の設置など、都市部から学生が入学したくなるように設置する科目も当初から計画をいただいている状況であります。また、地元林野高校生の推薦枠の確保や美作市出身の学生のための特別枠の確保につきましては、今後の協議の中で林野高校生の推薦枠の確保や他市の学校で学んでいる美作市出身の学生のための特別枠の確保が実現できるように要望を行ってまいりたいと思います。また、現在までの協議の中で学生の募集や運営については滋慶学園が責任を持って行うと表明をいただいております、本市としても何らかの協力ができるか、今後の協

議の中で決定してまいりたいと考えております。

次に、4番目の宿舍などの整備を大原地域以外の地域に分散し、美作市全体が活性化するよう取り組んではという御質問でございますけれども、これは小淵議員からのある意味御提案ではないかと考えますけれども、宿舍などを大原地域以外の地域に分散して整備し、美作市全体を活性化させてはという御提案は非常に市全体を見据えたすばらしい御提案であると感じておまして、私どもの考えていることと基本的な考えは一致してございます。民間資本を活用しながら市内に必要十分な宿舍の整備がなされるものと期待しております。また、払い下げ条件にもよりますが、雇用促進住宅が取得できることになれば、それを活用することも一つの方策になるのではと考えているところでございます。

最後に、5番目の市の体制を整える必要があるのではないかと御質問ですが、平成30年4月の開校を目指し取り組んでいくためには重点的に事業を進めなければならないと考えております。来年4月から設立準備室の設置など、専門部署を新たに設置する必要があるものだと認識してございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

私のほうから少し補足をさせていただきますけれども、まず事業費について、同じ内容のものであれば、15億円のうちの10億円を超えないということは当然私どもとしては押し通し、さらにその10億円も市民負担をなるべく減らすようにさまざまな形で今国に制度要求もしています。今補助金制度がないところへ新しい助成制度をつくってくれという要望をしておまして、ちょうど今予算期でありまして財務省と内閣府及び文部科学省が関連しますけれども、折衝が続いておまして、これはうまくいけばですよ、うまくいけば、先ほど1.5億円がまず控除されてという後に、最大わかりませんが、総額の規定がはっきりしないんですけれども、例えば2億円ほど国が面倒見てくれて、残りを起債にすると。起債については、今合併特例債の話で動いております。これも認めていただいたこと自身が大変大きな前進なんですけど、さらに条件のいい、今合併特例債7割でございますけど、その7割を超えるものを地方創生特別支援事業債というようなことをお願いしてるんです。これができますと、さらにこの辺も減ってくるというようなことでございまして、非常に国としてもいい政策玉を美作市は持っているというようなことの中でそういったものが実現できるようにいろいろ工夫をしようという動きもあります。これを財務省がどう判断するか、あるいは総務省がどう判断するか、年末を超えて予算がセットされたときには、また1月の時点で議会の方々にも、こうなったよという報告をし、その報告によって3月議会どう組み立てるかということが変わってまいります。全協がいいのか、あるいは議員連盟ができればそれがいいのかわかりませんが、いずれにしても、こういう当市の浮沈に非常にかかわる一大案件でございますので、議会の協力がどうしても必要であります。したがって、休会中にお呼び出しをすることがあるかもしれませんが、それはぜひ御容赦を賜っておかなければならないというふうに思います。

2点目に、事業の内容が変わるときがあるんですね。さっきちょっと出てましたけれども、通信制の学校を設置すると、これはどういうことかといったら、通信制の学校で幅広く専門学校へ入る前の年代を捉えて、そこから選抜して専門学校に入ると、こういうことですね、多分ね。ですから、そこがその滋慶が考えている一番大きな集客、集客じゃなくて、募集対策になっていて、これが非常に大きな意味を持ってくるんですけども、そうすると、例えば大原高校のところを耐震補強しなきゃいけないという議論が出るときにどこまでの負担を市がするかどうかというところはまだ議論ができてませんが、もしそれが当市として

より大きなメリットがあり、そのメリットに比較してコストが少なければこれは乗ったらいいと思ってるんですが、そこはまだはっきりしないもんですから、申し上げられない。つまり新たに内容が拡大するときにはその内容の拡大に伴うメリットを考慮して当市の負担もふえることがあるけれども、その負担はメリットによって解消されるべきものであるというのが私どもの今の考え方でございます。

ところで、メリットとは何かということで、今議員もお尋ねあったように、お尋ねの中にありましたけれども、宿舎自身がこれはメリットなんですよね、下宿代が発生するわけですから、あるいは子どもたちが買い物をする、あるいは大原で言うと、担ぎ手がちょっと減っていたみこしに担ぎ手がどっとふえるというようなことも含めて、間違いなく活性化、メリットがあるんですけども、加えて、これはお気づきだと思いますけれども、学生であれ、国勢調査のときに人口把握ができますね、人口把握ができますと、学生の場合には一番単価少ないんですけども、1人年間10万円の交付税が上乘せになります、年間10万円、1人。そうしますと、600全部こっちに住んでもらえるとは思いませんけれども、もし600人全部我々のところに住んだ形になりますと、1年間で6,000万円なんです、これ。こういった大きな財政上のメリットが追加的に発生をするということになってまいります。その辺をよく考えながら私どもとして負担がどこまでできるか、しかし負担する際にも国、県の助成を最大限とっていくということだと思います。私どもとしては滋慶さんの今の動きを見てますと、非常に真面目に考えていらっしゃるんで、総額をけちることによって規模が縮小するというのもう避けたほうがいいかなと、どんとやってくれと、そのかわり国、県でもっていろいろな制度をつくる中で当市の市民負担は下げていくと、こういうことを基本に考えていきたいと思っておりますので、引き続きの御支援を賜りますようお願いいたします。

なお、滋慶さんとしては議員連盟であるとか、それから期成会ができると、直接滋慶としてそういう方々に例えば宿舎の要望はこんな形なんだけどあれしてくださいとか、こういう学生が来ますからというようなことで直接お話ができるということを期待をされているようでございますので、申し添えさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

小淵議員。

**14番（小淵 繁之君）**

多岐にわたってありがとうございます。市長も丁寧に説明していただきました。まだまだ聞きたいことがたくさんあるんですけども、時間もございませんので、総括いたします。

市長は各地域に出向いて行政報告されておられます。その報告の中でも学校誘致について説明をされております。11月19日には大野地域にも報告に来られたと聞いており、傍聴者も80名を超したということも聞いております。ただいまの答弁では具体的に誘致の方向性については進行中であると思っております。既に鳥取県でことし4月に滋慶学園が開校し、募集定員が200名に対して200人以上の応募があったということも聞いております。もし実現できれば、大原地域はもちろん美作市全体にとっても大きな波及効果があります。また、経済効果にもつながり、投資効果も出てくると思っております。大阪滋慶学園の誘致に向けて市長は政治生命をかけて臨んでいただきたいと思っております。そのためには議員の皆様や市民に対して十分な説明と御理解と努力をしていただきたいと思っております。そうすることによって誘致、議員連盟や市民からによる誘致促進期成会の設立につながってまいるものと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

**議長（山本 雅彦君）**

以上をもちまして通告順番3番、議席番号14番小淵繁之議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時23分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続きまして、通告順番4番、議席番号10番西元進一議員の発言を許可いたします。

西元議員。

10番（西元 進一君）〔質問席〕

議長の発言の許可を得て、私の発言時間をお許しを願ってこれから議会の一般質問を行います。

一般質問を行う前に、きょう盛んにいろんな問題が出ておりますが、私たちも平成27年11月9日、10日と議員有志によるいわゆる美作市の行政を挙げて取り組んでいるいろんな諸問題を中央に要望に行こうということで、万殿紘行議員、日笠議員、尾高議員、鈴木議員、私と5人が行きました。政務調査費は5万円を使って行っております。それを報告しておきます。私たち議会議員は政務調査費を使わせてもらってます。市議会はやはり市民のために一定の犠牲というか、そういうものを私たちに与えてくれて、政務調査費は月3万円、この東京請願、あるいは要望に対するのを私たちがまとめて5万円ずつ払って行っております。そういう点では大きな成果というか、私たちの活動としての限界までやってきたということを報告したいというふうに思います。

何件かあるんで、それを少しだけ報告させていただきます。

まず、9日の日にここを5時半に出ました、朝。それで、大原の駅に着いて、大原から姫路まで行って、東京に行ったということで、日笠議員の要望事項である本当に民間で今困っている人たちの交通の問題をどうするかということで請願をさせていただきました。国土交通省自動車貨物局というところで8階で要望いたしました。国土交通自動車局貨物課の課長補佐である福田ゆきえ氏に会い、その福田ゆきえ氏が私たちに会うために10人ぐらいの職員を連れてまいりました。いろんな意味でびっくりしたし、それからそういう私たちの素朴な、本当に地域が全然くすんで発展しないというような部分にどうメスを入れるかということを実際に考えてほしいということで、課長補佐だったけど一生懸命話しました。やっぱり中央で考えられて一生懸命されてとんだらうけど、有効的な手だてであるんでしょうけど、私は申し上げました。なぜ、一生懸命してくれて出てきたときにはもう私たちの場所では制度疲労なんだと、全く使いにからんような制度を持ち出してきて、そういう点ではあなたたちの努力というものが報われないと、私たちもそういう点では本当にここへ来て要望させてもらったり、あなたたちが真剣に私たちの要望に対して耳を傾けてくれているという姿に対しては敬意を表しますが、間に合うようにしてほしいということを要望しておりました。それから、朝早くから行っとなで、次は自衛隊の朝霞の駐屯地に参りました。それもこの貨物局では、まだ時間残ったんかというたら、あと4分しか残ってないというようなことを言われて、はい、ほれじゃ出ようということで、4分で朝霞の駐屯地に行くようにして、時間はそれなりにあったわけですけど、行って、朝霞の駐屯地ではそれははっきり言って私たちの想像を絶するような設備や施設がどんどんあるんです。私たちはこの施設を美作市に呼ぶということが本当にできるのだろうかというぐらいな規模だったです。それでもこれは私は言うときたいのは、萩原市長がいかに大きな広大なそういう人脈や、それからそういう点での私たち美作市民に対して貢献をするという点での仕事としては大きな市長の役割を持っているし、私たちに与えて

くれているという、その点では感謝しながら朝霞の駐屯地で施設を見る前にとりあえず駐屯地の一番偉い人とおって、それはスポーツ局ですから、物すごいいろんなことを説明されました。私たちは全然そういう点では理解もようせんようなそういうことだったです。しかし、10人ぐらいの方々が一人ずついろんなスポーツに対する取り組みとか、スポーツに対するいろんな考え方なんかを説明してもらいまして、施設を見学しました。見学しても、施設の見学といってもこの方は全国でこの洋弓で優勝した方ですというような人がおるわけですから、目の前に、びっくりするというよりかどうにもならないというぐらいな、そういう規模での施設の見学でした。一つは、レスリングというところに行ったら、全国で6人ぐらい全国レベルで優勝した人や副優勝した人たちが3人も4人もおるような場所で、しかも器具というのは全部そろっております。そういうものが私たちの場所に少しでもいいから来てほしいということを感じながら、しかし市長と話をしたら、いや、全部で来させにやいけんのじゃということだったんで、私の感覚が緩いかなと思いつつ、いろんなことを感じてまいりました。

それで、夜になって、私たちは御飯を食べたりして、10日の朝萩原市長と自衛隊の防衛省の前で9時半に会うようにして会いました。自衛隊の中での防衛省の中で西正典という参与に面会をさせてもらって、いろんなことを、これは省庁ですから、朝霞の駐屯地を移動させるという大きな任務を持つような、そういう省庁ですから、本当に真剣に考えてもらっていると。私たちはどうしても来てほしいと、場所もあるんだということを書いたり、場所としては朝霞の駐屯地に負けんぐらいな場所もあるから、お金はふんだんに使うということをお私はいつつも言うんですけど、言うとききました。あんたたちが来るということになれば、どんな算段でもしてやっていきますということを言いながら、冗談も言いながら西正典さんとはかなりの時間、1時間以上ぐらい話させてもらって、いろんなことを中央の省庁での政策推進に対する考え方なんかを教してもらいました。そこで終わって、今度出るときにはいわゆる三島由紀夫が4階の腹を切ったところを見せてもらいながら通って、裏から出ました。そういうことであります。まだあったんです。総務省の原田淳志という官房地域力創造審議官という偉い人と会わせてもらいまして、これもいろんなことでしました。それから、総務省でもう一人、猿渡知之という官房審議官とも面会いたしました。最後は文部科学省という、いわゆる杉野剛という方に会って、高等教育局私学部部長と面会しました。これでは先ほどから大問題になったいわゆる小沢議員が言われたような私学ですから、大阪滋慶学園の問題というか新設問題というか、そういうものもあって、いろんな意味で大成果をおさめたというふうに思います。

明るる日に、今度は大阪に行って、いわゆる本題の学校法人大阪滋慶学園の橋本勝信という常務理事との面会でありました。これは本当に早く待ってくれて、時間的には2時間半ぐらいを割いてくれました。いろんな話をしました。そこで御飯も準備して下さるとような関係ですから、その点では大きな成果をおさめて、今私は感じながら森分戦略監が報告をここで小沢議員に答弁をしながらですが、私たちはあの答弁は私たちが行ったときにははっきり言ってなかったです。なかったというのは、やるという姿勢はこの勝信氏はやるということをいろんな意味で言ってくれました。私は島根県の人間だと、島根県で、帰るときはあそこの智頭線を通して大原を見ながら帰るんだと、その点では大原という地域は大きいと、場所的にもいいということをおかれて、理事会も近々まとめてやると、その理事会でやれということになるように私は準備しますということをお言って、準備してくれたんでしょう。その答弁が今森分戦略監の答弁になったというふうに私は思います。このときには森分戦略監も企画振興部長の竹田部長も一緒に参加してくれました。そういう点では大きな成果をおさめながら、森分戦略監の言うことが少し小さいというぐらいに橋本勝信氏が、常務理事が言うぐらいに私たちの面会は成果をおさめて大きなことを言っていました。そういう点での政務調査費を使わせてもらって、美作市民が何をしょんだらうということを感じるということでおなしに、私たちはこ

ういう活動も含めて議会議員として公選で選ばれてそういう活動をやってるということを報告したいというふうにして、まあ、早くやれえということですから、これで私たちの政務調査費に対する活動というのには一回区切りを入れます。

本題に入らせてもらいます。

まず第1点は、全市民的な課題である農業問題、林業問題、福祉問題という問題で質問させていただきたいというのを思います。このことは一番大事なことであるというふうに私は思います。萩原市長のアキレス腱と言うてもいいぐらいに農業問題というのは余りさわられない。第1次産業の中では農業問題というのは美作市では一番大きい産業であります。そういう点では萩原市長が本当に農業に対して深い理解と農業に対する今の現状を、どういう苦しみであるかということを理解されて対応されてほしいというのを思いながら質問していきます。

私は一番弱い部分として〔聴取不能〕を入れる意味で米の問題があると思います。前日も言ったように供出米というか、これはよう言わんのじゃそうですけど、いわゆる供出米です。供出米を1,000円ぐらい補助したらどうかということをおっしゃいます。私はこの1,000円というのはちょっと大きいというふうに思うんで、1反を作付すると、1反管理費が何ぼ要るかということをお大事に考えているほうがええと思います。田んぼを1反管理すると何万円も要るわけですが、5,000円ぐらいの補助金でも出して、農民が、いわゆる萩原市政が農業に向かって、あるいは農民に向かって手だてをする、あるいは地方創生が農民にまで届いてきたということを感じるような施策を持つ必要があるというふうに思います。私はTPPという問題は妥結したというふうに言われとるけど、比準があたりいろいろするそうですが、これは本当にこのTPPという問題は直接いろんな意味で勉強してみようと思って真剣に勉強してみました。アジア太平洋研究会と言われる、そういう組織があるそうです。これはいわゆる甘利大臣についていったりするような関係で、私は与党の人が行かれとんかと思ったら、どうも違うと。これは女の方で物すごく優秀な方です。TPPというのは本題が1,000ページあるそうです、A4で。それで、いわゆる副読書が5,000ページあるそうです。日本に今要約されて出ているのが100ページだそうです。これはその方が言われるのには完全に農民を裏切った条約だと。恐らく今度の参議院選挙ではこのまま出せる、100ページにしとるというのはこのまま出せたら農民がいわゆる自民党を諦めてしまうだろうというぐらいなことが起こるとるそうです。しかし、このTPPが農民に届くまでには完全にごまかしをするということがおあるそうです。というのは、地方創生で予算化されたものを農民に対してある程度補助をしたり、いろんな手だてをしていくということがおあるようです。そういうものを私はTPPが、自民党がやるとるけんいけんのじゃとかええとかというのは、それはそれほどは思っていないです。ただ、TPPで行き詰まった農業政策をどう救うかというたら、地方創生でいわゆる農民を救済するという農民事業を起こしていくと。それを私たちは精神的にそういう政策を一步でも二歩でも早くとっていくと、それで美作市民の農業問題を救っていくと、そういう予算化をとっていくというようなことをしないと、本当に私たちは農民というのはもう完全にいけんようになって餓死するということになるんで、そういうことではないと、そういうことではないので、いわゆるTPP問題も大きな問題ですが、私たちはその条約を実行する上でやっぱりごまかしをやるんだと、ごまかしをやるのにはそのごまかしを私たちに先どりするんだと、それが美作市民や職員、それから議会に課せられた大きな課題であろうということをお思います。そういうことを私たちが真剣に考えて、いわゆる中央の政策を先どりして美作市民に貢献していくと、そういうものが起こってくるということをお職員がもう少し勉強してほしいということをお思います。私はこれは偶然にそういうものがあるということがわかったんですが、本当にこの問題については、大きな農業政策の転換や、いわゆる全国の農業問題が破壊されるかどうかというぐらいな条約になっているようで

す。そういうことについては本当に私たちがどういうふうな条約をつくれようと、私たちは私たちの農業を守ると、農業を守る上では、政府の、いわゆる行政がやろうとしているということを先に感じて、先に勉強して、その政策をとっていくと。美作市民にそれを生かしながら農業を守っていくことをしないと、本当に美作市民として、あるいは私たちに課せられた課題として農業問題というのは行き詰まってしまうということを感じるんで、ここではひとつ、市長さんも含めて答弁よろしく申し上げますということです。

それから、林業問題については、先ほどからいろんな意味でいろんなことを言われておりますが、しかし私は本当に掃除をしないといけないというふうに思っております。林業は、言うたら森林組合だけに任すんでなしに、ボランティア団体ではないんですが、やっぱり1日5,000円ぐらいの金額でも払って、やっぱり美作市の市有財産をやっぱりきれいにしていくと、一遍きれいにすると、そういう点では雑木を切っていくと。そうしないと、本当に森林というのが完全に森林になって、美作市民を救うようなもんでなしに、いわゆるごみだらけになってしまうというのが現状だろうというふうに思います。そういう点ではかちっと直していくと。森林組合との関係もあるでしょうけど、やっぱりここでの林業の関係を担当しておる職員は精を出してやるということをおひとつお願いしたいというふうに思います。

それから、福祉の問題ですが、これは私も再々言うし、共産党の本城議員も言われとんですが、前は美作市も行政の中でしとるようでしたし、勝田の時代も勝田もしとったです。そういう点では恐らく20カ所ぐらいが公費を充当しながら一定の国保の料金を一定の水準で抑えてきたということがあるんで、そういう点では今全国に先駆けてそういう水準を維持すると、全国に先駆けて私たちが模範を示していくと、その模範が全国に波及するような政策となっていくことを考えて、福祉の問題は、国保の問題です。国保の問題についてどうなのかということをお答弁願いたいと思います。

1回目の質問にします。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

御苦労さんです。

農業問題についてお話をさせていただきたいと思いますが、具体的に何をするかはさておき、議員の御質問は都道府県、国、市町村という行政体制の中で、市町村、基礎的自治体である市町村がどこまで一定の施策分野で力を使うべきかと、こういうふうなことになってまいります。といいますのが、農業とか、林業もそうですけれども、基本的に国の政策が一番あって、県が相当程度の政策権限を持ってやって、市町村の場合にはそこが非常に付随的になってる、主体性が発揮しづらいと、こういう今までの流れがあるわけがあります。ただ、それで本当にいいのかどうかということをお本質的に尋ねられた質問だというふうに思っております。私の答えは、TPPがあるかどうかは別として、本市における農業政策というものは、国、県がやってらっしゃるものはそれでいいんですけども、やっぱり独自のものを少しずつ出していくべきであろうとは思ってるんです。その端的に示しているのは野菜の生産、プランニングみたいなものを念頭に置いて栄養評価というものを着実に今進めて、結構成果が上がつつあるんですけども、そういったところにとりあえざる独自性というものを出してきたわけでございます。

続いて、ただ米を中心とした農業政策についてどう考えるかという論点が浮上してくるわけでありまして、米につきましても、誰を対象にした米生産の議論をするかというところがあります。これはいろんな対象の設定の仕方があるわけでありまして、一つは農協を相手にするかどうかということ、あるいは

は全ての生産者を相手にするかどうか、そうじゃなくて認定農業者を中心とした農業、米生産で生計を営んでいる方々を主たる対象にするのかといったところがさまざまな問題になってくるわけでありまして。全国的な流れを見ておきますと、副業で米をつくってらっしゃる方々に対して、その副業でつくっていらっしゃるところに例えば1,000円とか2,000円とか付加的なお金を出しますと、うちで言うと、例えば安部副市長のところにお金が回っていくと、こういう算段になるんですが、そこまでするのかどうかといったところがあって、やっぱりこれは市として、米作でもって生計を立てていらっしゃる方々の意見を聞きながら、その方々がしっかりと今後も担い手として私どもの農業生産の現場を支えていていただけるようにするにはどうしたらいいんだというところに焦点を当てながら議論をしていくということが妥当じゃないかと。これは私だけじゃなくて、恐らく過去数代にわたってそういう方針をだんだん明確にしているかと思っております。

そこで、認定農業者の会というのがあって、今月19日だったかな、会合がまたありますけれども、私もぜひ行こうと思ってるんですが、そういった場合において本当に何を彼らが求めているのかということをよく聞いていく作業が必要であるかなと、こんなふうにしていて、そういう意味では、まだ私たちとしての独自の米政策というものが十分にできてるとは言えないけれども、独自の米政策をやるとしたら、誰を対象にして考えていこうかというレベルがようやく見え始めてきているのではないかということになっております。

今誰を対象にしてということを上げるときに、もう一つどうしても申し上げておく必要があるのは、生産者のグループの中でどういう方々を相手にするかということも一つの大きなポイントなんですけど、もう一つは消費者の方々をどう考えるかということでもあります。日本の農業政策の最大の問題点、これはずっとそうなんですけど、消費者のことを余り考えない農業政策をやっているものから、これがずっこけるというか、政策としていつも空回りが生ずる論点になっています。米であれば我々はその農協を通じることによって生産者と消費者を切り離してるんですね。農協の倉庫に入って、小林さんがつくったのか安部さんがつくったのかがもうわかんなくなっちゃって、そのどっか産のコシヒカリか、どっか産のあきたこまちになってしまっているんですけども、本当にそれがいいことなのかということは、その米がマイクロブランド化していく方向にあるんですけども、その流れの中で大変大きな疑問がある。例えば美作市の米を誰が今食べていただいているのかということについての知識が私どもの政策部局に非常に少ないんですね。ところが、市内で非常に一生懸命に米作でもって農業を担って、そしてある程度の収益を上げておられる方々を個別に訪ねていくと、うちはあそこの人に売ってんだと、うちはあの会社と取引をして、その会社はこれとこれとこういうレストランでうちの米を提供してて非常に評判がいいんだという消費者との関係も物すごく密接に持っているわけでありまして、我々としてもその流れを見てると、市としても、例えばどこの地域の方々に我々の米が提供されているのかということを見た上で、その評価を聞きながらその生産現場にその評価を反映をしていくというようなことが、農協ができないんなら私どもでやったほうがいいのかもしれないと思っております。ましてや、農協がかつては各基礎自治体に1個あって、大原町農協があり、云々かんぬんで、みんなそれぞれの自治体の中で完結をしていたんですが、だんだんこれが広域化してきますと、美作市の米がという話を、例えば県全体の中の本当一部の、全体で岡山県のコシヒカリみたいな話になってくると、余計この問題が逆に重要になってくるわけでありまして、にらめる視点としては誰がというときに消費者のどんな方が私たちを評価し、その評価はいかほどのものかということ調べていく作業が多分必要になってくるというふうになっております。それが市としての今後の農業政策の礎になってくる、その礎はできてないんで、それをつくったらどうかというふうな考えを私自身は持つてることを申し上げておきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、私のほうから林業問題について御答弁をさせていただきます。

本市の民有林面積は3万1,759ヘクタール、そのうちヒノキ、杉を主体とした人工林面積は1万4,437ヘクタールでございまして、人工林率は45.5%という状況になっております。しかしながら、木材価格の低迷によりまして森林整備の実施が適正な時期に行われていないという現状もございまして、林業従事者の高齢化が進んでいるということも原因の一つでありまして、先進地と比較いたしましても十分な森林整備ができていないということになってきていると思っております。森林を間伐することによりまして太陽光が適度に注ぎ、樹木の成長を促し、温暖化防止や土砂崩れなどの災害防止、そして下草も繁殖し、生物の多様化の保全化等、森林等が持つ環境保全が確立されまして、鹿やイノシシ等の餌場確保にもつながるものと思っております。森林の整備は木を伐採し、育てる、そして元気な森林、里山づくりはもとより、地域林業の振興につながっていくものと考えております。

この4月から森林政策課という課が新しくできたわけございまして、今まで私も答弁のたびにおくれているという表現を使ってまいりましたけれども、これからは一步一步少しでも先進地のほうに追いつくと言わんばかりの気持ちで進めていきたいと思っておりますし、現在間伐事業におきましては国と県の補助対象となった間伐事業に対しまして、切り捨て間伐で1ヘクタール当たり2万5,000円、搬出間伐で1ヘクタール3万円の補助金の交付を行うものとしたしまして、1,900万円余りの予算にて事業に取り組んでおります。

また、木材の安定供給を進めていくためには現在の小規模零細で高コストな施業方法を見直しまして、施業の集約化によりまして路網整備等を推進し、間伐等の生産コストを削減していくことが不可欠なことから、森林経営計画を作成する際に必要となる林種や林齢等の森林情報の収集、森林所有者との合意形成、森林の調査、境界の確認等の事業といたしまして、国が提唱しております森林整備等地域活動支援交付金制度に取り組み、本年度においては4,300万円余りの予算を計上いたしまして、粛々と事業を進めております。今後も森林政策課を中心といたしまして森林事業体との連携を図り、事業推進に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

失礼いたします。

福祉問題について国民健康保険への市費の大胆な投入についてという御意見でございますけれども、国保は無職や低所得者世帯のセーフティーネットであります。平成26年決算見込みでは単年度1億5,000万円の赤字であり、運営は厳しい状況にあります。国の改革方針は平成30年4月からの国保の広域化という対応であり、市費のさらなる投入ではなく、国費の投入や公務員共済、大企業が加入する健康保険組合からの負担増を求めるものとなっております。増大する医療費に対し、議員のおっしゃられる市からの繰り入れや国保税を上げるのではなく、国保基金を取り崩して対応し、来るべき2年後の国保広域合併を視野に、国保加入者の方や市民の皆様の御負担を軽減する方針でございますので、どうか御理解のほうをいただきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

一通り答弁もらいました。

市長の米問題ですが、はっきり言うて消費者に届くときはいわゆる中間の方々の手を通過して、私が見る限り〔発言の削除〕やイズミで米を、いわゆるコシヒカリというものを見る限り3万円が切れんなどということもいつも思います。それも私は農協がせなければ市がある程度面倒見てもええんじゃないかという市長の主張には同感を感じます。というのは、本当に私たちが精を出して一生懸命つくったコシヒカリが、27年度のコシヒカリは50%とか40%しか入ってないんです。あと26年度が20%だったり、20何年度が30%だったというように、全くコシヒカリとしての、食べて、今のコシヒカリがおいしいかどうかというのは比べ物にならないようなことなんです。そういう点では私は中間でやっぱり米屋さん一生懸命してもらよんだらうけど、やっぱりそういう点ではコシヒカリはコシヒカリとしてやっぱりその年に食べてもらうということではないと、古米の古いやつを安いやつをまぜながら3万円ぐらいの単価にしていくということだったら、本当の農業政策としては合わんというふうに思います。そういうことからいうと、いわゆる萩原市長ができるかどうかは別として、市がやっぱりある程度担当すると、市がそういうものをつくって行って、そうするとやっぱり流通関係もうまくいくし、それから農民の米もやっぱりその年その年にちゃんとやっぱり消費されていくということで、それこそ去年の米、一昨年米という古米がまじったようなコシヒカリというものが本当にコシヒカリかどうかということは見てください。本当に私はもう何回もそれは〔発言の削除〕では見ております。そういうことをされて食べるということについては私は問題があると。そういう点では米問題というのはいわゆる中間業者がだぶつかせながら、米をだぶつかせながら安く低価格で抑えているということがあって、そういうことからいうと、低価格を打破するために私たちの市が先進的にやってくると、やり方については私はわかってないんで、そういうことを言よんですけど、そういうものが本当にできるとして、あるいは政府管掌でできるとしたらやってほしいということを研究してほしいということをおきたいと思っております。もう一回答弁をお願いします。

それから、森林問題です。森林問題については、これは自民党の議員も含めてですが、山にはヒノキや杉は何ほどもあるんだと、ほんなら柱にするかというたら、一本もないという、つかいにかかる柱の木はないというのが現状です。今杉やヒノキを植林しとりますとかというても、はっきり言うたら雑木です。そういうことからいうと、今でもいいからやはり美作市の植林をしたものをやっぱり美作市がある程度管理する、これは県もそうですし、国もそうです。物すごくいわゆる官行造林とかなんとかといってつくっていても、全部赤字です。全部赤字ですから、銭は入れるだけでどうにもならんというふうに思いますが、そうではなしに、やはり林業業者がやっぱり柱を売れるというところまで手だてをすると、その林業もある程度はヘクターあるじゃあ、荒れとりますというんでなしに、荒れたところを製品にしていこうということを考えながらやってもらわんと、江見部長はいつもいい答弁を私にはしてくれるんですが、ここでの答弁で終わって、よかったよかったということで、いつもそれを終わって答弁書を重ねていくだけではなしに、やはりある程度一定の責任を持ってやると、しかも林業業者の利益に対して私たちも含めて林業の職員さんも含めて市長に理解を求めて、やっぱり予算化していくということをしないと、本当にどうにもならんような山になってしまう。もうどうにもならんような山にはなっとなんですが、本当に貧しい山林、森林政策になっていくと。森林政策を遂行する上では、私たちは空気を吸って、酸素を吸って生きております。この酸素

を本当につくり出していっとなのは森林です。森林がもし仮にないようになって山に全く木がないようになって、人間が生存しようとしたら、10兆円ぐらいかかるそうです、その酸素を供給するために機械化すれば。そういうことがあるんで、私たちは森林は必ずやっぱり守ると、守るためにはどうするかというたら、いつも私は市長に無理を言うようなことしかよう言わんのですが、やはり市長と一緒にあってやっぱり森林を直して、手だてをひくと、していくということを大きく発展しないと、部長も職員さんも含めて一定の大きな成果は上がらんだろうということを思うんで、再度答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、国保の問題ですが、いつもあなたたちは国保はそういうで広域化するというで言うんですが、正直言うで広域化ができるんですか。私はできないと思っとなですよ。というのは、その団体は利益団体ですから、国保を救済するようなそういう援助団体になるということはほとんど可能性がないです。何ぼ政府が言うたって私はできないというふうに思っております。そういうことがあるんで、一定の国保の政策というものはいわゆる政府管掌ですから、セーフネットですから、そういう点では政府に求めていくのが、個々での支援もいいからやっぱりある程度の補助金をもらおうと、市もある程度上乘せしていくというような制度を今確立しないと、本当に30年にできればいいですが、できないというふうに私は可能性からいうとあると思うんで、もう一度答弁をよろしくお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

米の問題についてお答えをしておきたいんですが、今市内の量販店での例えばコシヒカリならコシヒカリの売られ方についてお話がありましたように、もう完全にいわゆるビンテージ、年度と生産地が縦横でごちゃごちゃになってるわけでしょう、これ。それは本当に米がマイクロブランド化といって、誰がいつつくったやつかというやつが非常に重要になってる中で、米生産者農家の方々にとっては大変につらいことなんです、それは。特に一生懸命つくってらっしゃる方にとってはそういう米の扱いこそ絶対にしてほしくないと思ってるわけですが、そう申し上げた上で近場の実例を申し上げますと、西栗倉村のある地点から北側の米については岡山市内の某有名デパートが大変好調に引き取ってることは御存じのとおりで、その引き取り値段は当然ですけれども、西元流に言えば供出よりはだいぶ高い値段になっているわけでありまして。数も結構多いんですね。新米の時期は非常に売れ行きもいいと。その米について僕よく知ってる米なんですけども、確かにうまいんですが、うまいんですが、私どもの市内にあるほかの産地の米と比べてそれは物すごく違うとも思えないんですね、これ。つまりその売り方の差があったのかもしれないと思います。ですから、さっき言ったように誰に消費してもらってんだということを丹念に調べる必要がありますし、経済部には西栗倉の米はどういう経緯でどういう量でどういう品質を保持するという条件のもとにその岡山市内の某有名デパートに提供されているのかということ为例え調べてみたらいかかと、それが一つの出発点になります。具体的にはそういうことなんです。きちっとつながってんですね。そのつなぎ役ぐらい市役所でしたっていいだろうと。それで、農協はそれを切る役してるんです、これ。生産者と消費者を切る役しちゃってるから、僕はこれ長く続かないだろうと思う次第であります。農協の中でもそれがだんだんわかってきてるところがあって、一部の農協はそれをつなぎ役割をして、全農から叱られたりもしてるんですけれども、その辺を勉強しながら、生産者と、それから消費者をそれぞれ求める内容においてつないでいく作業がどっかに必要じゃないかと私は思って、答弁にいたします。

それから、山については、江見部長が何を答弁するか知りませんが、全面的にということにならないんだけれども、とりあえず市が関与したらどんなふうな山になるんだというモデル林を2カ所ほどつくってみよ

うとは思ってるんです。これも通常のいつもやってる予算がありますね、間伐予算をどこに入れるか、あるいはナラ枯れ予算をどこに入れるか、そのときに市が今までと違って積極的に生態系への配慮をしながら、やればこんなふうになるんだ、あるいはそれに加えてまきの搬出を考えてやったらどんなふうな仕上がりになるんだというところを少しモデルとして試してみたいと思ってまして、モデルの一つは右手の市有林であったり、2つ目のモデルは恐らくこの城山のどこかで民間の山を対象として数ヘクタールまずやってみて、こんなふうになるんだよと、公園としての景観もいいし、山としての健全性も保たれ、若干収入が上がったと、収入については所有者と市が折半をたしかすとなってると思いますけども、そんなふうにしてみんなが、ああ、うまくいったなというようなものをモデル林として右手と、もう一カ所この近辺でやってみて、それをみんなで再評価しながら、もう少しこういうふうに工夫すべきでないかとかというんで次のもう少し大きな展開につなげていきたいと、こんなふうを考えておりますので、よろしく御支援をお願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）**〔登壇〕

2回目の御質問でございますが、国保の広域化はできないのではないかと、それで今こそ市のほうで独自の補助金を入れるシステムを考えてはいかがかというような御質問だったと思います。現在のところは国のほうで平成30年4月という国保の合併の日程が示されておりまして、これは県単位で運営をしていくと、そういうもので肅々とそれにつきまちは準備をしておりますので、まず国がやるので、市としてはそれに追従するしかないというふうを考えておりますので、御了解をお願いしたいと思います。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

それで当たらずさわらずでそれでよろしい、よろしいということよりはしょうがないんで、何ぼれいばっただってできんのでしょけえ。そじゃけど、国保なんていうのはもう初めからわかっとして、私も国保に入っとるわけですが、本当に困っている人たちが入って、救済を受けて喜んでいる、そういういわゆる団体ですから、そういう点では国の方針がそうだからそういう方向で行くということは私は本当言うたらしたくないんです。できたら市独自でやっぱり少しでも援助をしていくことが30年につながっていくということになるのではないかとこのように思います。それはそれで結構です。

それから、林業問題については、市が市長が言われるようにそれはモデルケースとしてでもいいです。その点ではモデルケースというのはええ思いつきだというふうに思いますが、本当にそれをこたしてもそれは間伐をして、枝打ちをしてみてください。それはほんまにどえらい森になります。見ばもいいし、それからつくっていく人たちのいわゆる活性化という問題については林業では大きな成果をおさめると思います。じゃから、いわゆる問題になつとるんですけど、城山公園の周りでもいいです、それはもう投資して、これは右手もしてもらわにゃいけんのですが、本当にきれいなものをつくり出していくということをやしてほしいというふうに思います。

米の問題については、研究されるということですから、それで結構です。米というのはずっと主食で私たちもきとるわけですから、そういう点ではつくる人たちの側での政策というものが大きくしてくるし、それから私たちの祖先は本当に米をつくって生活ができよったわけですから、それも大したことはないんですよ、2万2,000円ぐらい1俵があつたら生活ができよったわけですから。そういう点では2万2,000円にせ

えでも1万8,000円ぐらいにはしちやるということを思っしてほしいというこふうに思います。そういうことからいうと、美作市だけが独自にやれるというようなもんでもないでしょうから、そういう点ではここでこいう質問としては終わらせていただきます。ありがとうございました。

次、ええですか。

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、10分間休憩しますので。

午後3時14分 休憩

午後3時24分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

西元議員、2項目めの質問に入ってください。

西元議員。

**10番（西元 進一君）〔質問席〕**

2項目めに入らせてもらいます。

私は本当に美作市の発展のためには絶対に切り離させないというのが湯郷の発展だろうというふうに思っております。そういう点では湯郷が今、皆さんかなり発展しとると言われておるようですが、私の見る限り全然発展の度合いというのがテンポが遅いというふうに思います。湯郷地域には本当に湯郷の方たちが一生懸命考えられてされとんでしょうんですが、行政、あるいは私たちが働きかけて大きなプロジェクトをつくり、全国制覇でやっぱり客が寄るような、そういう施設というものをつくり出していく必要があるんじゃないかと。今地方創生を叫ばれております。実際に私たちは地方創生を叫ばれている中では、地方創生という言葉はあるけど、私たちのためになる地方創生は一つもないというふうに思います。地方創生を本当につくり出していったんのは鳥取県だけで、あと全国の予算を鳥取につぎ込んだるようなことで、私たちがそれを応援しとるといようなことになるんだらうというふうに思います。そうではなしに、やはり美作が森分戦略監も行って、6カ市町村ですか、で発言をさせてもらったように、美作市というのはかなり今全国シェアでクローズアップされております。森分戦略監に対してはいろんな意見が私はあるんですが、これは言うわけにいかんので言いませんが、湯郷会館というものを本当につくり出してほしいというのが私の希望です。今湯郷館という風呂があります。そこではもう本当に汚い汚れた湯があって、そこで入って、どぶどぶとしたら人間の油がついて離れんというような、そういうものを私たちは全国の人たちに、あるいは来られた人たちに提供しとるわけです。そういうもんでなしに、少々は市がかぶってでも湯郷会館という温泉会館をつくり出していくと、これが地方創生の旗印になる……。

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員、ちょっと固有名詞は控えていただきますように、先ほどのスーパーの名前も取り消していただくようにお願いしますよ。

**10番（西元 進一君）**

議長からの訂正があるんで、ちょっと言わせてもらいます。〔発言の削除〕というのを削除していただきます。これは固有名詞じゃそうですから、いけんそうです。湯郷もいけんわけじゃな。

**議長（山本 雅彦君）**

固有名詞はだめです。

10番（西元 進一君）

湯郷はえんじャろ。

〔「湯郷は全体じャろ」と呼ぶ者あり〕

そういうことで、全体としてはそういうものをつくり出していくと、私たちは大きな財産を私たちの力じゃなしにもらっております。それはサッカーの女子のチームを湯郷でこしらえてもらっています。そういうものが全国でやっぱり大きく花開くというのがあるので、湯郷館というものをつくり出していくと、それで湯郷で大きな活性化事業を発展させていくということをしてもらいたいというふうに思います。そういう点では行政の力というのが必要だろうというふうに思うんで、市長さんの答弁や担当者の答弁を力強くよろしくお願いします。時間がないので。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

私のほうからは湯郷温泉の発展と活性化を取り戻すための方策という大きな観点から御説明をさせていただきたいと思います。

現在円安や外国人観光客のビザ発給要件の緩和などの要因から、岡山県全体におきまして本年4月から6月の外国人宿泊者数は前年同期に比べて53.2%増となっております。県は今後も外国人宿泊者数は伸びると見込んでおりまして、いろんな形でこれからも施策を考えられると思っております。

また、湯郷温泉旅館組合によりまして、このインバウンドによる外国人宿泊者数は3年前に比べますと、約3倍以上に急激に増加しておりまして、平成26年8月からことしの7月までの1年間には年間4,000人を超す外国人の宿泊者が湯郷温泉を訪れているという結果となっております。9月現在で見ますと、この4月から9月まででは約5,200人の宿泊者の方が来られてると、こういう状況になっております。このうち約8割が台湾、香港からの宿泊者でありまして、湯郷温泉各旅館の継続した営業努力によりましてインバウンドによる宿泊者はさらに拡大する方向にあるというふうに分析をしております。

また、湯郷温泉には岡山県が発行したふるさと旅行券の利用が多く見られるなど、好調を裏づける要因もありまして、湯郷温泉全体の宿泊者数も増加傾向にあるということから、地域への経済波及効果は今後も増していくものというふうに期待をしております。これらの状況からもインバウンド観光客の年間宿泊者数は先ほど申し上げました数字よりも1万人ということで、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標を早々に達成する見込みというふうに思っております。市といたしましてもこの地方創生に向けて来年2月には湯郷温泉を初め、観光関係者とともに台湾のほうに行きまして、現地旅行代理店等の業者を集めて、美作市の魅力を発信する観光PRや商談会を実施いたしまして、さらなる積極的な訪日外国人宿泊者数の誘客に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

江見部長、本当にうまく答弁されました。私はそれでいいと思います。しかし、湯郷全体での宿泊客は増加しとるということはわかるんですが、全体での宿泊客はどれぐらいおるんですか。今私は30万切っとんじゃないかと思うんですが、そういう点では、まあそれほど江見部長が言われるような成果ではないというふうに思うんで、ちょっとだけ答弁よろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

先ほど申し上げましたけども、インバウンド効果十分にあるわけでごさいます、現在は、今までは25万と言われましたけども、現在は20万ぐらいになっているのが現状でごさいます。これから当然外国人を初め、日本人の方にも来ていただこうということで、これからも積極的に観光PRに取り組んでいきたいというふうに思っております。〔降壇〕

〔10番西元進一君「ちょっと待ってよ。会館の関係は全然ないん、答弁は、取り組み」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

ちょっと直接やらんようにしてください。直接やらんように。

答弁漏れですね。

〔10番西元進一君「そう、答弁漏れ、済みません」と呼ぶ〕

もう一回。

経済部長（江見 幸治君）

この湯郷会館の件でごさいますけども、これ一応鳥取に砂丘会館というのがございまして、そちらのほうを調べてみますと、議員が言われてるようなところと似通ったところもございまして、この鳥取のほうは50年以上にわたりまして鳥取砂丘の玄関口ということで、食事の提供や、それから土産品の販売等を行っております。近年では観光客の案内にも力を入れている民間の大型ドライブインということでございまして、温泉会館につきましてもいろんなところを調べますと、内容につきましては、地域住民や観光客の入浴に利用されている温泉施設であるとか、それから明治以来の湯治場として利用されてると、そういうところも全国にはあるわけでごさいます、私どものほうとすれば箱物といいますか、そういうものをつくる場合にはやっぱり十分研究をしないと、一旦つくってからでは、どうしても赤字ということもあるわけでごさいますんで、そのあたりは十分に研究をいたしまして、また御相談を申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、3回目です。

10番（西元 進一君）

3回目。

江見部長、ほんまに十分に研究してみてください。私は行政だけが担当せえと言うんじゃなしに、固有名詞になるけど、京阪の観光局とか阪急とかって、今日本で有数なのが関西におるわけですから、そういう点ではそういうものをつれてきてするということも、学校だけではなしにやっぱりやってもらいたいということを思うんで、その点での研究もよろしくお願いします。答弁があれば言うてください。

議長（山本 雅彦君）

答弁ありますか。

西元議員、答弁もうございませんで、次の質問に入ってください。

10番（西元 進一君）

それじゃ、次の質問に入らせていただきます。

私は常に言っとなんですが、右手のキャンプ場ですが、これは水洗化ということをやるとなると、水洗化はいわゆる合併槽でも水洗なんだということと言われる人がおりました。議会の中でもあります。これは私

が言うのは合併槽ではいけないのです。何でというたら、下流に魚がおるわけですから。合併槽というのは大腸菌はとります。一定の制約はあります。しかし、成分としては窒素分があったりCOがあったりという成分はとつらんわけですから、そういう点では流れてくると。それは病気の源泉になるということなんで、そのことについては金額が張るということを言われましたけど、しかし3年でも5年でも計画を立てて、やっぱりとってくるということをしないと、県の施設ですから、県は閉鎖すると言う、閉鎖できりゃあせんのかから、はっきり言うたら。じゃから、その点ではとってくるということをやってもらいたいと思いますが、答弁をよろしくお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕**

失礼します。

議員の右手キャンプ場につきましての思いというのは十分私どものほうも聞いておりますし、今までも何回もこの件については質問されております。私どものほう今までどういうふうにして議員の期待に応えるべくやってきたかということをおっしゃっていただきますと、右手キャンプ場の水洗化ということと改善につきましては、3月議会、6月議会と両方受けたわけでございますけども、特に6月議会に質問されております。まず、その後の岡山県との協議経過というものを報告させていただきます。6月議会閉会后、県の担当課に対しまして市が次年度以降契約を行わないことを決断した場合はどうなるのかという、その質問を提起したところ、県の回答は、施設は閉鎖、休止となることとありました。その後、6月下旬に再度私と観光振興課長が担当課を訪問いたしまして、委託契約の内容について検討してほしいと要望したところでございます。仮に県が施設に投資をした場合、施設を地元へ譲渡する方向や廃止と回答する可能性があるとの向こうの答えでございました。これを受けまして、8月7日には氷ノ山後山那岐山国定公園津谷野営場についての要望書を市長名で県知事宛てに出しました。これは市長のほうからそういうふうにしなさいという命がありまして、出したわけでございます。現在の委託金に加えまして、合併浄化槽の管理経費の2分の1相当50万円の増額をその中で要望をいたしました。8月18日には県の担当課長らが市のほうに来られまして、50万円の増額はできない旨の回答がありましたが、経費削減に向けて引き続き両者が協議していくことを確認いたしました。

また、施設設置の経緯を確認いたしましたところ、昭和50年代に旧勝田町から県へ施設要望がありまして、経費については折半という約束で合意ができていたそうでございます。平成8年に合併処理施設を設置した際には維持管理費は旧勝田町で行うという約束のもとで現在に至っているというふうに言われておったわけでございます。いずれにいたしましても津谷キャンプ場の今後のあり方につきましては、継続した協議、検討が必要であるというふうに考えております。県に対しましても施設を取り巻く環境や地域の実情等を説明しながら粘り強く交渉し、地域、そして市としての最善の方向性というものを見出していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

江見部長、それでよろしい。それで、私は必ずやっぱり水洗化をしてほしいということがあるんで、あそこであんたたちは見たことがないんで、江見部長は見とんだらうと、大きなマスやヒラメが泳いどんのにその上に、浄化槽だからというて水洗にもないようなものが流れておるといのは本当にしのびん。それで、

もうほとんどあそこでは魚を飼ってないんです。大きな水槽が5つも6つもあるんですけど、飼ってないんですよ。ほかのところで補っているというのが普通なんで、その点ではどうしてもあそこを、美作市でもいいということはよう言いませんが、やってほしいということを切に要望しておきます。江見部長の決意のほどをもう一回聞かせてください。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

議員が言われるように現地行ってきました。下にマスが泳いでいるところを見ましたし、たくさん実際に泳いでおりました。経営されてる方にもいろいろとお話を聞きまして、一番の問題は要するに湯水だと、水が必要なときに水がなくなるということが一番困るんだということをお聞きした次第であります。そういうことを踏まえまして、今後の問題解決に向けては、先ほども答弁いたしましたけども、県に対しまして再度お互いが問題を解決するという強い意志に基づきまして継続した協議、検討をしていきたいと、これからもそのあたりは十分に、またこちらのほうからお邪魔したりしていきたいと思っております。そのためには地域や施設に携わる皆様との協力、当然議員にも協力をさせていただくということで、キャンプ場を取り巻く実情、キャンプ場に対する地元の熱い思いというものを再度強く訴えながらこの問題に向けた交渉と要望を今後とも継続していきたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで結構です。

時間もないんで、次に進ませてもらいます。

議長（山本 雅彦君）

4項目めですね。

どうぞ。

10番（西元 進一君）

湯郷地区で一方通行になつとるところがあるんです。これは皆さん知っておられるようにそれは本当に私はあそこの方たちがよう〔発言の削除〕にならずにおるんだというふうにいつも思うんですが。

議長（山本 雅彦君）

〔発言の削除〕という言葉はよくありません。

10番（西元 進一君）

ああ、そうか。

議長（山本 雅彦君）

訂正してください。

10番（西元 進一君）

あれは本当にお客さんが来てもらって、あそこへ一日気持ちよく住んで、生活してもらうためにはあの一方通行は本当に邪魔になります。そういう点では萩原市長のときに前にも1回質問したようですが、どうしても一方通行を取り払って、私は知つとる範囲のことを言えば、あの一方通行を計画する前におかみの会が反対したりして、しかもトンネル化をすると、トンネル化でごまかされて、あそこでは美作市の約束された

ようにあそこの水路に水をあげてコイを飼うんだというようなことまで、何にもせんのうそを並べて一方通行にしたわけですから、そういう点では市の責任もあるんで、何とか一方通行をとめてほしいということを切にお願いしたいんですが、執行部の決意をよろしくお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員、その前に先ほど不適切な発言がございましたので、これについて削除をしていただきますので、ちょっとお待ちください。

先ほど西元議員の発言については削除をいうことで今御本人もおっしゃっております。皆、これに同意してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

それじゃ、そういうことでこれを削除させていただきますので、よろしくお願いします。

それじゃ、続けてどうぞ。

〔10番西元進一君「いやいや」と呼ぶ〕

答弁ですか。

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

失礼いたします。

湯郷地区の一方通行の是正についてという御質問です。この質問は昨年の6月に西元議員のほうから質問がございました。答弁といたしましては、それと同様なことになるかもしれませんが、答弁をさせていただきます。

この道路は現在一方通行になっております。市道湯郷本線でありますが、この道路は平成12年に岡山県により湯郷地区の活性化を目的として国道374号バイパスと湯郷の町の幹線道である現在の市道湯郷本線をさらに温泉街路である市道を対象として美作三湯、湯郷地区と、当時はやっておりましたが、道路環境整備基本計画が策定されまして、電線の地中化、歩道の整備などの計画がされました。これは湯郷温泉まちづくり計画策定委員会が湯郷自治会、湯郷温泉観光協会、湯郷温泉旅館協同組合ほか、関係団体と岡山県、当時の美作町が構成員となり、浴衣で歩ける道づくりをテーマに協議を重ね、一方通行に経過としては反対というような意見もあったようですが、結果的に協議の経過を経て、歩道を広くする、車道を狭くして歩道を広くするということになるわけですが、広くする観光客や一般の歩行者を重視した1車線、両側歩道の一方通行となっております。一方通行の解除ということになりますと、湯郷の各自治区ですね、それから観光協会、その他関係団体のコンセンサスをまず得ることが一番だというふうに思っております。

加えまして、工事関係でございますけれど、現在クランク状になっておるわけですが、それを直線に直したり、現在歩道のところを車道にするということになります。したがって、今電線の地中化で地上に機械が据えつけてあるわけですが、そういうものを全部移動して、工事からいうと、全部昔に戻すというようなこととなりますので、大変な工事費がかさむということになりますし、当時は岡山県によりまして、11億円をかけて投資をして整備をしておるということですので、もとに戻すということになれば、それ以上かそれぐらいな金が要るということなんで、大変難しい問題であるというふうに我々のほうでは思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

真野建設部長一生懸命答弁されとるし、一生懸命考えてくれておると思うんですが、初めて一方通行にするということに対しての方針みたいなものが出てきたというふうには思います。というのは、湯郷自治会とかいろんなものがコンセンサスを出せば、当然一方通行を廃止してくださいということを申し出れるということがあるというふうには今言われたように思うんです。そういうことになれば、私はしたほうがええと思うんです。11億円は確かに大きな錢だろうというふうには思います。しかし、それは美作市だけがするんでなしに、やっぱり国道や道路を整備するという点では、美作市の県会議員はおらんのでしょうか、やっぱり県会議員も比較的力を入れてもらったりして、美作市の議員ですから、当然やっぱり美作市を大事にするということをしてもらいたいというふうには思います。そういうことからいうと、比較的その方は消極的なんです、ハード事業は今西元さんできんのじゃ、ハード事業ができなんだら何ができるんなというて、ひとつもせんことができんだということになるんで、そういうことでなしに、真野部長が一生懸命されとるし、そういう点では真野部長もその方と会われたり、いろんなことで実際には具体的に進めていってほしいということがあるんで、答弁をよろしくお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

先ほどの答弁ですけど、誤解があったらいけないので申し上げますけれど、地元のコンセンサスを得ることが最低条件であります。今言いましたように費用のこともかかりますので、これは大変難しい問題だというふうには思っております。

それから、我々の今課されとる課題といたしましては、一方通行ということで、今歩道と車道を分けるために60センチぐらいな擬石ですけど丸い石がところどころ置いておるんですが、それが車の運転のときにちょうど死角になって車が当たるというようなことを聞いておりますので、地元の方々と、美観的なこともありますので、協議をしながらそういう分離になるようなものを今考え中ということでございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員、総括です。

**10番（西元 進一君）**

真野部長、それで結構です。また質問させていただきます。いろんな意味で私は湯郷の関係だけじゃなしに、本当に地方創生が美作市に生きる国の政策としてやっぱりやっていきたいと。その点では職員の力が大なんで、職員も積極的に取り組んでいくと、一つ一つの問題を地方創生に絡めてやっぱりやっていくということでない、美作市が発展しない。美作市の職員が美作市民がおるから給料もろうとんですから、給料に見合うような仕事をするということをしてください。

終わります。ありがとうございました。

**議長（山本 雅彦君）**

以上をもちまして通告順番4番、議席番号10番西元進一議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番5番、議席番号8尾高誉久議員の発言を許可いたします。

尾高議員。

どうぞ。

## 8番（尾高 誉久君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので。

12枚つづりのカレンダーも残すところ1枚となりました。月日がたつのは早いもので、春、夏、秋が過ぎ、いつの間にか初冬が訪れ、朝夕の寒さと師走の気ぜわしさを覚える中で、自然の風景も、行き交う人の服装も冬模様に変化してまいりました。暦の上ではきょうは二十四節気の一つ、大雪です。北風が吹き、大雪が降り、この日を過ぎると日一日と寒さが厳しくなるということですが、市長を初め、議員並びに幹部職員の皆様も風邪など引かれないう健康管理には十分に気をつけられまして日々を過ごされますことを申し上げまして、質問に入ります。

今回の質問は、平成27年11月、26年10月に出た際に担当部長のところへ行きまして、すばらしいと、この紙の質は悪いと、中身はすばらしいと、紙の質が悪いだけに中身のよさが非常にすばらしいものだ、非常にわかりやすいということを行ったことがあります。まずページ1に、初めに基本姿勢が示されておりまして、中段のところから平成26年度に引き続いて、平成27年度も財政のわかりやすい分析と今後の財政収支見通しにかかわる情報提供を行うため財政の総点検に取り組みました。そして、市民と情報を共有するため財政の総点検第2版として公表することにしました。財政状況を公表することで財政に関する規律の維持やコンプライアンスの確立に市民の目が向けられると考えます。美作市は最少の経費で最大の効果を上げることがを基本に、情報公開に努めながら重点課題の推進に取り組んでまいりますので、市民皆様の御理解と御協力をお願いします。私もこれに基づき、単純明快に質問いたしますので、わかりやすい答弁により最少で最大の効果が上がる丁寧な答弁をお願いいたします。

それではまず、大きい1番の財政状況について、2ページでございます。

2ページではタイトルとして、市税収入はほぼ横ばい状態が続いています。これは答弁はできまじらしていただくんですが、不要ならば、それでよろしい。

3ページ、市税収入は徴収率が問題です、についてお尋ねします。市税と普通交付税の関係、特に固定資産税と普通交付税の関係についてお尋ねします。このことについてここに書いてあることについてお尋ねします。

次に、4ページですが、地方交付税の確保に取り組んでいますという表題ですが、の中で平成26年度末臨時財政対策債残高は86億3,500万円とのことですが、臨時財政対策債とは何か、お尋ねいたします。

5ページ、普通交付税の算定は正確な統計調査だというタイトルです。これが6月、9月と国勢調査というものの大事さがあるということで質問したわけですが、まだ結果としてはこの年度末というぐらい期間がかかるかと聞いております。

ページ6からページ7については、交付税算定には施設規模、国勢調査による職業別就業者数による算定が示されていますが、お尋ねします。

ページ8、普通交付税の合併算定がえが縮減とのことですが、このことについてお尋ねします。

ページ9、特別交付税についてお尋ねします。

ページ10、美作市は財政力が弱いと、ページ11の留保財源は財政力指数に比例しているの関係についてお尋ねします。

次に、ページ12、財政力格差を縮める過疎対策事業債ソフト分について、ページ14の合併特例債は平成31年度までとは何かについてお尋ねいたします。

ページ16、普通会計の市債残高は債務の質がよくなっている、ページ17、普通会計以外の市債残高、ページ18、基金残高は増加していますについてお尋ねします。

次に、大きい2番の財政指数による健全化判断について、ページ20からページ23、これは11月15日の山陽新聞に県内市町村の財政指標というものが掲載されました。中で経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率についてどのように受けとめられておられますか、お尋ねします。

大きい3番の今後の課題、ページ24、作東産業団地は分譲面積が85%を超えました。

また、ページ25、美作市土地開発公社の経営状況、ページ26からページ28は赤字経営が続く観光施設についてお尋ねします。

ページ29以降、その他の課題についてということで、今回、経済部長、私は一般質問、今までに鳥獣の問題、獣肉の問題、それとそのことを1番最初の議員から私の前までの議員が細かく鋭く突かれる中で、私はよく経済部長はもつなと、よくやっていると、あなたは本当にこの1年厳しい空気の中でよくやってこられたという思いを持っています。これから先も前を向いて、障害を乗り越えてやっていただくことをお伝えしておきます。

それから最後に、今後の収支見通しですが、ページ38に収支不足にならないようどう対応するかの取り組みについて、1から5と今後の収支見通しと財政調整基金までお尋ねいたします。これは代表して、企画振興部長、お願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕**

失礼いたします。

尾高議員の御質問、美作市財政の総点検第2版についてでございます。

前年度に引き続きまして財政のわかりやすい分析と今後の収支見通しに係る情報提供を行いますために財政の総点検に取り組んだところでございます。そして、先月こういった形で財政の総点検第2版というのを取りまとめまして、ホームページのほうにも公表させていただいております。

その内容につきましてお答えをいたします前に、地方交付税の制度についてでございますが、地方交付税と申しますのは、地方公共団体の間の財源の不均衡を調整するものでございますが、その地方税収の25%の部分は留保財源と呼ばれまして、自治体の間の財政力格差の要因となっております。地方交付税の算定には財政力に応じた補正というものがございまして、格差が縮小されておりますが、税収が多いほど留保財源というものも多くなりまして、自治体間に財政力の差が生じるということをもまず御理解をいただきたいと思っております。

それでは、内容についてでございますが、御質問がこの冊子の順になっておりましたので、答弁のほうも順にさせていただきます。

まず、第1章財政状況についてのうち、2ページから3ページにかけての市税収入についてでございます。市税収入はほぼ横ばいの状態が続いておりますが、徴収率が課題となっているところでございます。と申しますのも、美作市の平成26年度の市税現年課税分の徴収率は97.0%ですが、普通交付税の算定ではおおむね98%徴収されるものとして計算をされているからでございます。特に美作市の固定資産税の現年課税分の徴収率は95.5%と、基準の98%に比べますと、2.5%低い状況でございます。固定資産税の調定額は約16億円でございますので、基準に比べますと、4,000万円収入が少ないという状況になってございます。普通交付税の算定では市税収入の75%が差し引かれますので、1%下がりますと1,200万円実際には収入していないのに普通交付税が少なくしか入ってこないということがございます。ですから、特に固定資産税の徴収率向上に取り組まなければならないということになるところでございます。

次に、4ページでございますが、臨時財政対策債についてでございます。国のほうで地方が必要とする地方交付税の総額が確保できないため、返済については国が補填するというを前提として地方公共団体が発行している債券が臨時財政対策債でございます。したがって、国が地方交付税をいわば後払いしているということもできます。美作市が赤字にならないために発行しているというものではございませんので、誤解のないようにお願いいたします。

臨時財政対策債は所得税や法人税など、5つの国税の一定割合とされております地方交付税のもとになる資金がその必要額に比べて不足しておりますために発行することができます代替財源でございます。その使い道は自由でございますが、元利償還金の全額が後年度の普通交付税に算入をされます。平成13年度に臨時的措置として導入されましたが、その後も続いておりまして、その返済をさらなる臨時財政対策債の発行で賄うといった状況になっております。美作市では市債残高の減少に取り組んでまいりましたが、臨時財政対策債残高が占める割合が年々増大しておりまして、普通会計市債残高の30.4%を占めているという状況でございます。

次に、5ページでございますが、普通交付税の算定についてでございます。普通交付税の合併算定がえが縮減されるという問題につきましては、美作市は全国379の合併市が加入しております財政対策連絡協議会の幹事市として、全国に8市あるわけでございますが、その幹事市といたしまして普通交付税の算定が合併市の実態を反映したものとなるように活動をしてまいりました。その成果といたしまして、支所に要する経費ですとか、消防費、清掃費の見直しがございましたが、まだ不足しておりますので、引き続き見直しを求めているところでございます。美作市の合併算定がえによります加算は約28億円ございまして、これが平成32年度には全部なくなるという見込みでございましたが、今までの取り組みで一本算定額となるベース、いわゆるベースの部分がふえておりまして、減額となる普通交付税は15億4,000万円の見込みでございます。国は来年度以降も人口密度等による割り増しを見直すと言っておりますので、さらに一本算定額がふえることを期待しているところでございます。

6ページでございますが、普通交付税の算定では人口によって算定される項目が多くあるところでございます。そのため漏れのない正確な国勢調査をお願いをさせていただいてきたところでございます。また、市道や都市公園、小・中学校のように項目によりましては施設規模に応じて算定をされるものがございます。算入額は、例えば幅員1.5メートルの市道の場合は延長1キロメートル当たり36万円、それから都市公園の面積は1,000平方メートル当たり3万6,000円、小・中学校ですと、1校当たり900万円などとなっております。

7ページに参りまして、普通交付税の算定のうち、産業経済費の算定では、林業従事者1人当たりの算定額が平成27年度算定で96万5,500円となっております。この従事者数には国勢調査における職業別就業者数の数値が用いられております。農家は農家数による算定でございますが、農業と水産業に比べますと、林業の従事者1人当たりの算定額は約10倍と大きくなっているところでございます。

次に、9ページ、特別交付税の推移についてでございます。特別交付税は普通交付税の算定で捉え切れなかった特別の事情などを考慮いたしまして配分をされるものでございますが、交付額の明細は明らかにされておられません。しかし、その中にはルール分と申しまして算定方法が具体的に明記されたものもございませぬ。平成26年度に交付されたルール分の大きなものは、大原病院が対象となっておりますが、不採算地区病院、あるいは有害鳥獣駆除、地域おこし協力隊、簡易水道高料金対策などでございます。特別交付税は自然災害の被災地に手厚く配分されることを考慮いたしますと、安定した財源とは言えませんが、ルール分に限っては財源として見込めますので、市の施策を検討する際の重要な要素となっておりますところでございます。

次に、10ページからの留保財源についてでございますが、普通交付税の算定におきましては標準的な収入の75%が差し引かれますが、先ほども申しましたが、残りの25%が留保財源と言われておるところでございます。この留保財源は市税収入が多いほど多くなり、財政力が強いということになるところでございます。このように普通交付税は各地方公共団体の収支の差を単に補填するものではなく、留保財源の部分が財政力格差を生じさせているということでございます。留保財源が多いか少ないかに応じまして市町村独自の事業をどの程度行うことができるかが決まるということもできるかと思えます。

美作市の財政力指数は0.26に近いところを推移いたしておりますが、市税収入が1,500万円ふえますと、財政力指数が0.001上がる計算になります。このとき留保財源は増収額の4分の1、つまり375万円ふえるということでございます。したがって、市税の増を図り、留保財源をふやすということはとても大切なことでございますが、そう簡単にふえるものでもございませんので、都市公園の面積増や市道認定の増、あるいは統計数値に漏れないように取り組むといったことなどによりまして普通交付税の増額を図るということもとても重要なことだと考えておるところでございます。

次に、12ページ、財政力格差を縮める過疎対策事業債ソフト分についてでございます。過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法に定められております過疎団体の要件では、財政力指数の上限は0.56となっております。過疎団体の中でも地方税が豊かな団体と、そうでない団体というのがございまして、そこに留保財源の差が生じております。過疎対策事業債ソフト分は税収格差による留保財源の格差を5分の1相当縮めるように発行枠が設けられておるところでございます。ソフト事業分の対象となる事業は地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など、住民の安全・安心な暮らしの確保を図る事業ということに限られております。平成24年度から発行限度額の2倍まで要望できるようになりまして、美作市では作東産業団地分譲促進補助金に充当いたしますために限度額を超えて発行をしているという状況でございます。

次に、14ページでございますが、合併特例債でございます。合併年度とこれに続く15カ年度に限り発行することができます。したがって、美作市の合併特例債の発行期限は平成31年度となっております。美作市の本庁舎は耐震強度が不足するなどの問題が指摘されておりますが、庁舎に関する有利な財源というのは合併特例債のみとなっております。おとところでございます。

次は16ページ、市の借金であります市債についてでございます。普通会計の平成26年度末市債残高284億3,800万円のうち、79.3%が普通交付税によりまして補填をされる見込みでございます。合併前はこれが約60%、補填分は60%であったと推定できますので、全体の残高が減っている上にその内容もよくなっていると言いうことができるかと思えます。

17ページ、普通会計以外の市債残高も減少しておりますが、簡易水道特別会計と下水道事業特別会計は、使用料収入や国の基準に基づく繰入金などでは経費を賄えませんが一般会計で国が定めた繰り出し基準を超えて負担をしている状況でございます。

次に、18ページ、市の貯金であります基金についてでございますが、普通会計の平成26年度末基金残高は133億6,600万円と増加をいたしております。そのうち合併特例債基金造成分を活用して積み立てました地域振興基金の残高は32億8,000万円で、美作市の発展の基盤となる事業への活用が期待されることとところでございます。

次に、20ページからの第2章財政指標による健全化判断でございます。美作市の主要な財政指標であります実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率はいずれも改善をしておりますが、まだまだ改善の途上にございまして、岡山県内の市町村平均には届いていないという状況でございます。また、実質公債費比

率は低下しておりますが、下水道事業分は増加をしております。これは下水道事業会計に一般会計から多額の負担をしているということが影響しておりますが、美作市の下水道事業は地理的条件から効率が悪く、大都市のような運営はできない状況となっております。

24ページからの第3章今後の課題についてでございます。

まず、作東産業団地につきましては、14区画中11区画が分譲済みとなり、分譲済み面積は85%を超えております。作東産業団地への企業誘致には独自の優遇制度を設けて取り組んでございまして、平成26年度までに16億500万円を支出をしておりますところでございます。

次に、25ページですが、美作市土地開発公社の経営状況についてでございます。作東産業団地に企業誘致が進み、平成26年度末の借入金は16億8,000万円となっております。金融機関からの借入れはなく、美作市が基金を運用して貸し付けをしているという状況でございます。損益を見ますと、土地の簿価と売却利益の差額や借入金の利子の支払いなどのために6億5,600万円の損失が生じている状況でございます。

次に、26ページからの市内の観光施設についてでございます。武蔵の里特別会計で運営をしております施設には運営の収支不足を補うため平成26年度までに一般会計から7億3,800万円を負担をいたしております。これとは別に施設整備のため借り入れておりました市債の返還金として普通交付税で補填される額を除きまして5億7,100万円を支出をしているところでございます。

愛の村パークにつきましては、運営の収支不足を補うため平成26年度末までに一般会計で1億9,500万円を負担しております。これとは別に施設整備のため借り入れておりました市債の返還金として、普通交付税で補填される額を除きまして2億2,800万円を支出しております。

大芦高原国際交流の村雲海では平成26年度までに運営の収支不足を補うためと施設改修のため2億3,700万円の運営基金を取り崩してございまして、一般会計でも8,100万円を負担しておりますところでございます。これとは別に施設整備のため借り入れておりました市債の返還金といたしまして、普通交付税で補填されます額を除いて7億6,300万円を支出しております。

これらの観光施設につきましては、人件費や修繕費の一部につきましても一般会計で負担をしているという状況でございます。

29ページ以降のその他の課題についてでございますが、下水道事業では、維持管理費の低減と将来発生することが予想されます更新費用を削減するため市内に27ございます処理場の統合を検討をいたしております。鳥獣被害の防止につきましては今議会でも御質問いただいておりますところでございます。ニホンジカの捕獲頭数がふえておりますが、今のままの対策ではニホンジカが今後爆発的にふえるということが予想されてございまして、今の2倍以上の捕獲が必要と言われておりますところでございます。また、上下水道料金の統一ができていないということにつきましては、一月の使用水量20立方メートルと比較いたしますと、市内で最大1,523円の差が生じているところでございます。

36ページからの第4章今後5年間の収支見通しについてでございます。今までの流れ、トレンドをベースとして見通しますと、平成31年度決算から収支不足となっております。平成32年度では1億2,300万円の収支不足になると見込んでおります。収支不足になる主な要因は、普通交付税が一本算定まで段階的に縮減されていくということでございます。したがって、収支不足にならないよう取り組まなければならないところでございますが、その取り組みといたしまして5点上げさせていただいておりますところでございます。

まず、1点目といたしましては、国に対して普通交付税の算定が合併市の実態を踏まえたものとなるよう見直しを求めております。来年度以降も人口密度の補正の見直しなどで3億円以上増額されるよう期待し

ているところでございます。

2点目といたしまして、城山公園のほか、都市公園面積の拡大や市道認定の増によりまして普通交付税の算入増に取り組むことといたします。城山公園整備計画により400ヘクタールを都市公園とした場合には翌々年度から27年度単位費用で1億4,000万円の算入が見込まれるところでございます。

3点目といたしましては、国に対して合併前の市町村を対象とした簡易水道高料金対策の継続など、地方公営企業の経営支援を求めてまいります。

4点目といたしまして、地方創生の進化のため新型交付金の確保に取り組んでまいります。また、新型交付金を使い勝手のよいものとなるよう国に対して求めてまいります。

5点目といたしまして、電気代を初めとする固定経費の削減に取り組んでまいります。これらの取り組みを初めといたしまして収入改善に向けた不断の努力を続けていかなければならないと考えているところでございます。

なお、この収支見通しでは、財政調整基金につきましては20億円以上増加し、その残高は75億900万円になると見込んでおります。

以上、概略を申し上げましたが、財政の総点検第2版は美作市のホームページで公開いたしておりますので、多くの市民の簡単にごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

尾高議員。

**8番（尾高 誉久君）**

本当に丁寧な答弁ありがとうございました。

地方税収の25%部分が留保財源と呼ばれ、これによって自治体間に財政力の差が生まれることを理解いたしました。1番の財政状況の3ページですけど、市税収入は徴収率が問題ですについて、特に固定資産税現年課税分の徴収率が基準の98%に比べて2.5%低い状況にあって、基準に比べて4,000万円少なく、普通交付税の算定では市税収入の75%が差し引かれますので、1%、1,100万円、実際には収入していないのに普通交付税が少なくなっていると、ですから固定資産税の徴収向上に取り組まなければならないとのことですが、私も市長のまきストーブじゃないですけど、美作市に落ちる金がどれだけかということで、市がもつこともあれば、市民の皆様がそれを振ることもあればいいという観点から一つの提案ですけど、固定資産税の前納報奨金の復活はどうかと。16億円ですから、1%として、皆さんが全納されたら1,600万円要るかもしれませんが、前納されるということがあったとしても、それは100%ですから、交付税は当然98%以上あるわけですから、このほうが得であるというふうに単純に考えます。だから、市民税はクリアしてる、クリアしているものについてはいいじゃないか、また固定資産税というものについてそういう方法はどうかと、このような正面の正道のやり方ですけど、もう少し調定額というものに創意工夫がなされることがあればいいのと思うんですが、これは行政側での考え方だと思っております。

14ページの合併特例債は平成31年までという、これと庁舎建設に有利な財源は合併特例債のみということで、11月5日に全員協議会で説明を受ける中で、これで2つ大きい問題があるなと思ってるのは、合併特例債が31年まで、ここに書いとる金額ですと、庁舎が42億500万円かかると、除却なんかが入ってるか細かくチェックしていないんですが、50億円ぐらいの仕事になるだろうと考えてます。それと、みまちゃんを見ている市民皆さんにお伝えしたいのは、これはここで議会で普通議決じゃなくて、特別議決を置かなければならない、議員の3分の2以上が賛成をしなければ、このことはできなくなると。そうなったときに否決された

ら、勝田と作東の総合支所を増築ということで、増築修繕云々ということですが、そのときに私は非常に疑問を持っておりますが、ここの建物が耐震に耐えられるか耐えられないかということでやることに対して、そちらに持っていくということになったら、美作の支所は一体どこを使うんだと、ここを使うんですかというような疑問が多々あります。それで、もしも31年過ぎた場合は年に5億円ためても10年かかれば、それは一般財源として市税でもって50億円になった時点で10年先にまたやればできることと思いますが、せっかく今やろうとしている対外的な部分、美作市は結構今注目されてるんじゃないかと私自身が思ってる中で、そういうようなことではなくて、子どもや孫のために考えた上で、またこれは庁舎特別委員会の建議書に基づくことを重く受けとめて、これはやるべきだというのが私の考えです。

それから、大きい3の今後の課題で質問いたします。

ページ24の、これは、経済部長、作東産業団地は分譲済み面積が85%を超えましたと、また25ページでは美作市土地開発公社の経営状況について、行政報告の中では10月27日に株式会社横山基礎工事が作東産業団地の7号地において岡山第2工場の起工式を行い、8の2号地、8の3号地も同時に用地を購入され、予約済みを含めると、約93%が分譲済みとのこと。ここに(3%)と、正確に言うと、92.9ですから、これを約93%と表現しましたが、現時点で美作土地開発公社の借入金の状況をお尋ねします。また、分譲促進のための補助金支出に対して費用対効果、よく聞かれることですが、これについてお尋ねします。

ページ26の、次は赤字経営が続く観光施設についてですが、私も商工部長の時分から強い決心を持っております。3月定例会の友和会の代表質問の中で強い指摘と提案がありました。武蔵の里では、途中の文面はちょっと省略しておりますが、重要なところを言いますと、武蔵の里ではクアガーデンの赤字が大半を占めている、当施設の閉館によってかなりの赤字解消になると言われております。また、市長の行政報告の中でも、武蔵の里、愛の村、大芦高原交流の里雲海の3施設の平成26年度収支不足額は計1億2,400万円に上っています。先日武蔵の里と愛の村パークの業務管理実地指導の中間報告がありました。専門的な観点からの問題点の洗い出しや経営分析等を行っており、その内容を幾つかの提案とともに、現在の厳しい経営状況を改善するために多額の赤字を出し、改善の見込みが立ちにくいサービスを休止せざるを得ないというものです。全くこのときの友和会の代表質問の中では全部もう閉館してしまえというのはちょっと厳しいから、そういう赤字施設を休止したらどうかと、全く同じ考えで市長もそのときにその方向性を持たれたと思いますが、このことについて、仮に、経済部長、クアガーデンを閉館したらどの程度の、今赤字がどれだけあつて、これを閉館することによってどれぐらいの割合の赤字解消になるのか、お尋ねします。

次に、29ページの下水道事業は統合を検討しますとのことですが、美作市の下水道事業は公共下水、特定環境、俗に言う特環、農業集落排水、農集、小規模排水、小規模というんですが、戸別、それから特定排水の6事業と合計27の処理場を有しています。また、本市の下水道の普及率は97.7%、県内15市の中で最も高い普及率です。一方で平成26年度には年間23億円以上の一般会計からの繰り出しをしており、使用期間の長寿命化、施設の統合を目指す美作市下水道事業中期経営計画がホームページに掲載されておりますが、どのように取り組むのかお尋ねしますが、市長が行政報告の中で、たしか県北の水は高いところから低いところ、南に流れるのだから、広域下水道的な考え方を持って、南の人は恩恵を受けてるわけですから、そういうふうにすると、私は大賛成です。そのような、例えばバスにおいても赤磐市に負担金を出している、津山市はなぜ出していないか私は非常に疑問を持っていますが、これは蛇足です。非常に賛成でございます。

水道のことを次に移ります。

次に、ページ34で上下水道料金の統一が課題ですについては、これは水道施設の更新が関連していると思いますが、思いますがというのは、大原は簡易水道統合がなされたと思っております。いつだったかちょっと

とはつきりしません。今現在が東栗倉において工事が進んでるんじゃないかと、事業が進んでるんじゃないかと、ここは緩速ろ過なんですよ。それでもって急速ろ過、そして膜ろ過という形になっていると思うんですが、簡易水道施設についての進捗状況、またこれから先の上水道施設、3浄水場の老朽化に対する取り組みについてどうなのか、上下水道料金の統一とあわせてお尋ねします。

次に、ページ38の都市公園整備についてお尋ねします。市長は市内30カ所、32のうち2カ所が同じ場所でやられたので30カ所をめぐり、懇談会を精力的に行っておられます。その中で、例えば私たちの地域にも都市公園をしてほしいとの要望が都市計画区域外の方からあったようにお聞きしておりますが、基本的に、建設部長、市民の皆さんが都市公園についての正確な理解がなされていないのじゃないかと、都市がつくからすごい公園だと思われてるんじゃないのかと、またどの程度の整備をするのか、どのようなメリットがあるのか、十分理解されていないのではないかと思いますので、これをお尋ねします。

2回目の質問です。

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）**〔登壇〕

それでは、尾高議員2回目の御質問に答えさせていただきます。

まず、固定資産税の全期前納報奨金制度の復活についての御提案でございますが、この前納報奨金制度につきましては全国的には廃止の方向で、美作市も平成22年度に廃止いたしました。しかしながら、議員独特の視点、逆転の発想と申しましょうか、税収のみならず交付税の増を目指すこの考え方は、例えば報奨金制度の経費が1,500万円かかっても、1%固定の収納率が上がれば約1,600万円の税収増となるとともに、交付税も375万円の増となります。こうしてみると、費用対効果を含め、収納率向上、市財政収入の増収策として検討の余地があると考えます。改めて廃止に至った経緯や費用対効果などを調査研究し、検討してまいりたいと思います。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）**〔登壇〕

失礼いたします。

尾高議員2回目の質問の中で、庁舎の建設に伴うスケジュール等についてでございます。

先ほど議員お話をされましたように合併特例債は合併市町村が新市建設計画に基づいて行う事業に対して合併年度と、これに続く15カ年、平成で言いますと31年度末になります、その期限までに限り利用できる有利な起債、地方債ということでございます。対象事業費の95%が合併特例債が借れる、その借りたお金の元利償還金70%が普通交付税によって措置をされるという有利なものでございます。この有利な合併特例債を活用するためには当然平成31年度末までに新庁舎の建設すると、完成が必要になるということになってまいります。新庁舎の建設におおむね2年程度の期間を仮に要するというふうなことを考慮しますと、来年度平成28年度の早い時期に用地等をまず決定をすると、それを受けまして設計なりに入っていきますと、遅くとも平成30年度には建設の工事に着手する必要があるというふうに思っております。あくまで大まかなスケジュールでございます。市の方針といたしましては、この7月にいただきました美作市庁舎整備検討市民委員会の皆様からの建議書を尊重いたしまして、その中でもございます市民の利便性、また防災拠点としての位置づけ、そしてコスト意識、こういったものを十分考えながら、平成31年度末までの完成を目指し、新庁舎の整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、美作市土地開発公社の経営状況等について御答弁を申し上げます。

美作市土地開発公社の借入金の状況でございますけれども、平成26年度決算時点では議員の御質問のとおり16億8,000万円を計上しておりましたけれども、作東産業団地等の売却によりまして、このうち約9億円弱を本年度既に返済をしております。これによりまして合併時から課題でもありました土地開発公社の借入金も平成27年度決算では初めて10億円を割りまして、7億8,000万円となる見込みでございます。土地の簿価を終わっての分譲のため、団地分譲が進むたびに損失が計上される仕組みになっておりますけれども、各種優遇措置による企業誘致が実を結び、ようやく借入金返済のめどがついてきたのかなという思いでございます。

それから、費用対効果でございますけれども、分譲促進のための補助金申請に対しましての費用対効果は支出済み補助金額約16億円に対しまして、固定資産税、法人税、市民税を合計しても5億円弱の収入でございます。しかし、今後長年にわたる安定的な収入と雇用拡大による効果は絶大であるというふうに思っております。現在約260人の美作市民が作東団地で就業をされております。これらの人件費を考えますと、1年の年収を約200万円と仮に計算しても260人分でございますので、年間5,200万円もの金額が美作市に加えられるということになると思います。これを10年続ければ、誘致した企業が美作市に人件費として支払った金額は52億円というふうになる計算でございます。今後は新たな優良企業の誘致はもとより、進出された企業との連携、協力体制にも今まで以上に力を注ぎまして、美作市の雇用安定、産業振興を目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、仮にクアガーデンを閉館したらとのことでございますけれども、どの程度の赤字解消になるのかということでございますが、業務管理実施指導の中間報告に基づきます試算でございますが、クアガーデンを閉館することによって平成28年度においては約3,600万円の赤字解消になるというふうに報告を受けております。ちなみにこの計算でございますけれども、既に4月から始まりまして11月が終わったわけでございますけれども、それから後残りの12月、そして3月、今までの昨年のこのあたりを合わせますと、約7,200万円程度の赤字になるんじゃないかなと、そのうちの半分がクアガーデンであるというふうなことでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**〔登壇〕

それでは、尾高議員2回目の御質問の下水道施設の統合を含めた美作市下水道事業中期経営計画の取り組みについてでございますが、美作市の下水道事業は平成元年の美作地域の供用開始を皮切りに、順次整備を行い、平成24年度で全ての面工事が完了し、下水道普及率97.7%、水洗化率86.5%と、県内15市の中でも最も高い普及率となっており、県南への水質、環境保全にも大きく貢献をしております。市内には現在27の処理施設があり、管渠やポンプ場などを合わせた建設費は莫大な額となっております。建設時に借り入れた企業債も多額ではございますが、年間償還金額は平成21年度の約23億4,000万円をピークに少しずつ減少をしておる状況でございます。また、施設の維持管理費にも年間約4億6,200万円と莫大な費用を要しております。これらの施設は合併前のほぼ同時期に建設されたものであり、更新時期も同時期となり、その際にも多額の費用を要すると予想されております。利用人口も年々減少していく中でこれらの施設を維持管理してい

くためには処理原価も今後ますます高くなることが予想されております。

このような状況を踏まえ、今後の下水道経営の健全化を図る指針とするため美作市下水道事業中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画の中でも統合に触れておりますが、施設全体を見ますと、旧町村ごとに建設された施設同士が近接している箇所も多く、改築することにより統合可能な施設が見受けられます。このような施設を大まかに5つのブロックに分け、統合計画の検討を行いますと、維持管理費の低減、更新費用の削減が期待できるため投資効果を考えながら順次進めていくよう現在検討しております。今後10年間で統合関係経費を約40億円と、不明水対策経費などに約3億円を見込んでおります。これらに係る費用については、今後積極的に国庫補助事業を利用し、単独費用を抑えるよう努力をいたします。また、統合計画実施には施設の増築、廃止について関係省庁との協議を重ねるとともに、関係地区の皆様のご理解を賜りながら順次進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、上水道施設の老朽化に対する取り組みでございますが、市内には旧美作、英田、作東の上水道施設と旧大原、東粟倉、勝田の簡易水道施設がございます。簡易水道施設につきましては、勝田地域は平成16年度に、大原地域は平成24年度に施設の統合を完了をいたしております。東粟倉地域は本年度統合が完了する予定となっております。上水道施設につきましては、美作浄水場は昭和50年度、英田浄水場は昭和52年度に、作東の浄水場は昭和59年度に建築されておまして、現在も稼働中でございます。特に上水道施設は施設の老朽化も激しく、耐用年数も2040年を皮切りに順次迎えることとなります。現在は各施設の機械設備など、部分的な更新、修理などを行いながら、長寿命化を図っております。管路につきましては、耐用年数を迎えたところもあり、順次老朽管の布設替え等を行いながら、安定した給水に努めております。今後も機械設備の更新や老朽管の布設替えなど計画的に行い、安心、安定、安全な給水の確保に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

また、上下水道料金の統一につきましては、合併協議会での協定書では合併後5年以内に料金の統一を行うものとなっておりますが、合併10年を過ぎた現在でも統一ができておりません。現在の水道料金につきましては、6立方メートルまでの基本料金で5種類、1立方メートル当たり超過料金でも5種類の単価が設定されており、それぞれ約1.43倍と約1.63倍の差異が生じております。下水道料金につきましても6立方メートルまでの基本料金で2種類、1立方メートル当たり超過料金でも2種類の単価が設定されており、それぞれ1.07倍と約1.3倍の差異が生じております。平成26年度の企業会計決算審査意見書の中にも意見及び指摘事項として料金の見直しについての記載がございました。また、本年5月19日に開催されました産業建設委員会でも本年度中に水道料金の統一について方針を提示するよう御意見もいただいております。今後上下水道料金の統一に向けては早急な課題と捉えており、議会の皆様にも御理解をいただきながら段階的に進めてまいりたいと考えております。具体的な内容につきましては、よく検討を行い、本年度中に御提案させていただきたいと考えますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

失礼をいたします。

尾高議員の美作市の財政総点検第2版の中の普通交付税の増額についての観点での都市公園の御質問です。

まず、都市公園でございますけれど、都市公園は都市計画区域内に設置をされるということが条件であり

ます。すなわち設置をされる公園ということになります。都市計画区域というのは、地理的、社会的、経済的条件により一帯の都市として整備、開発及び保全を考えなければならない区域というふうになっております。当美作市には旧美作町の一部、東は平福、檜原から、西は湯郷、上相にわたる一帯の区域のみでございます。したがって、都市公園として整備計画ができるのはこの区域の中ということになります。なお、この区域は建築物については届け出の必要が要るなど、また接続道路が4メートル以上要るというような制約がございます。制定は昭和43年5月26日に区域指定がされております。

このたび計画をしている公園でございますけれど、この地域は病院やスーパーがあり、商業地と言えますが、かつ交通の利便性が高い地域で美作市においては中心的な場所でございます。その中にある山林を地形や樹木、現存する施設等を生かした公園計画により地理的なポテンシャルを發揮させるということができるものではないかというふうに思っております。整備の内容は市民の皆様の山歩きなどによる健康増進、里山を生かした観光客の誘客、間伐等の資源の有効活用等のために必要な遊歩道や周辺を見渡せる展望地等の整備を進めてまいります。結果といたしまして、遊歩道や展望所の設置、間伐等による里山としての魅力を發揮させることで市民の皆様の先ほど申しましたが健康増進、観光資源、雇用の確保等の活用の場となり、美作市の中心的な場所としての魅力がさらに増すものというふうに思っております。管理運営の面においても自然林の活用により管理費の軽減に努めること、それから風倒木の処理もでき、加えて災害の未然防止につながるというふうに思っております。また、工事費等はインシャルコストを最低限に抑えますよう努めてまいります。

なお、交付税については、先ほど企画振興部長が答弁したとおりでございます。

以上でございます。〔登壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

尾高議員。

**8番（尾高 誉久君）**

3回目ですが、まず、市民部長……。

**議長（山本 雅彦君）**

尾高議員、答弁漏れもう一人おりましたので……。少々お待ちください。

ここでお諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。それでは、本日は延長することに決定をいたしました。

それじゃ、続けて質問をどうぞ。

**8番（尾高 誉久君）**

市民部長が今全国的な流れなんだと、私は全国的な流れとかそういうものを前も言いましたように、よそがするから、これは日本人的な感覚で特に、市長は全く違います。全く違います。このような考え方を、だから6月定例で申しましたのが、麻痺しちゃあいけないと。その中でこの美作市の市民の皆さんがどういうふうになったら福祉の向上、すなわち幸せにつながるのかという観点に立って物を見るべきだと私は考えてます。

それから、経済部長、赤字のほうは言われたんじゃけど、260人が、もとの作東産業団地には500いるのか600いるのか、そのうちの何人が260人なんだという部分をちょっと聞いてないので。

それと、上下水道部長、私は非常に心配しているのが、例えば湯郷処理浄化センター、あそこには超高度処理といって補助金をもらったところがあるんですね。だから、補助金とか起債というものをもらったところに更新事業としての補助が出るのか出ないのかというようなことは、これは答弁要りませんが今後研究してもらいたいことや、また下水道についての〔聴取不能〕がもらえるものはもらったらいんじゃないかと。

それから、高料金の話ですが、簡易水道、勝田の簡易水道についてはこれは特高の関係で、これから努力していくという財政のほうは、でも全国の流れとしては一本化するんだというのが大きな流れです。その中であって、上水で作東町は確かに大きな借金も46億円か7億円だったか忘れましたが、約46億円近い作東工業団地というのを持ってこられましたけど、非常に努力されてる部分も紹介しておきたいのは、高料金制度です、水道の。高料金制度を長くもらって、この考え方が作東町全体に落ちる金が大事なんだと、ここが物すごく大事なことだと思ってます。

それからもう一点、これは市長に、市長がおっしゃられてるように高規格、またはこの工業団地と作東の工業団地がうまくいったということで、次の部分も考えたいと、ここで私はもう本当に慎重にさせていただきたいというのが、中尾の工業団地しかり、作東の工業団地しかり、何が問題か、水がない。だから売れなかったんですよ。工業用水、何のために、冷却する、安部副市長はよく御存じですけど、そこにある中尾の工業団地の設備というのはもう高熱になるんで、それを冷却しなければいけない。私もいろんな農業用水使うようなことも考えたり、いろいろ努力しましたが、井戸が出ない。それから、作東も井戸が全く出ない、弾性検査をやったんですよ。でも、水が出ないと。だから、もしも工業団地を計画されるときにはイの一番に、経済部長、水の検査からやるべきだと、水の検査が一番大事なというふうに私は思っております。

それから、建設部長、簡単に、こういうふうに私は思うんですよ。例えばこういう感じなんだというような一つの建築的にパースとか、鳥瞰図的なものなのか、スカイツリーにクワガタ云々、津山のびょうぶでやったあれ鳥瞰図のようなあんなものを簡単なものを作って、百聞は一見にしかずという形で、こんなものなんですよということと、私は今先ほどこの美作町の都市計画区域、これはなぜ制定したかと、私の我流ですけど、昭和43年5月2日に都市計画、都計街路を必要としたんですよ。それは中国縦貫道が通ると、だから北山というところに行くときには幅広い高架の下を通ることができます。それで、今話をしました中尾の工業団地のところは4メートル幅の高架幅しかない、それは都計街路がなかったから、計画線がなかったから。当時やった職員の人はもうこの世を去られましたけど、その当時の上司がこう言ったらいいです。おまえはジェット機でも着陸させるためなのかと、そのように言ったといういろんな過去の経過を踏まえて、その中に今に生きることがあるというふうに私はそのように考えております。

それでは、3回目ですけども、本当に各部長さんからの丁寧な答えありがとうございました。今回の総点検ということは、まだまだ過疎のソフト分なんかというのは私何回も理解しようと思っても理解できませんでした。一つにはこれを踏まえて財政の総点検、財政をいかにあれをするかという点で私の一つの提案なんですけど、例えば公共施設ではある、行政財産ではない、すなわち普通財産だと、管財の管轄だというものについての施設の長寿命化のための予防保全はどうだろうか。私は大きなこと割合よく言わない、小さなことの積み上げをもって、理科系なのでそういう感覚なのかもしれませんが、小・中学校の統廃合とか、によって家屋の維持管理についての、例えば体育館の屋根についていい材でふいてるものはもう25年も30年ももちますけど、一般的には薄いトタンの瓦棒でふかれております。美作中学校でもいつも教育次長に何でこんなに早くはげるんならということで、そのことをよく言うんですが、最初につくったときの塗装というのは15年から20年もちます。何もしなくても大丈夫です。でも、その後は5年から8年の間に塗装をし

てやらなければさびてきます。さびてきて、あの厚さというのは0.4ミリから0.5ミリあります。それで、5年から8年程度で塗装を行えば、地域の皆さんに長く利用される建物になるんじゃないか。そうなれば、少額の金額を投じることによって多大な財政の多額の節約につながると、金を投じることによって節約につながるんじゃないかと、またこの地域の拠点としての利用することが美作市の今市長が目指されてる自治会という大きな組織に、ピラミッド型の組織に変える場合、または自主防災の拠点となるのはそこだと思うんです、そういうところに多額のあれじゃなくて、少額でいいから予算枠というものを計上することが一つと。これはちょっときょう思ったんですが、私もうつらい思いをしとった商工部長時代を思い出しましたが、やっぱり専決という場合、部長専決ができるならば、部長にそれなりの融通の金の枠というようなものがあれば、もう少し市民との間の気持ち、だから市民部長、私が言ってる固定資産税は1%は大したことじゃないんですよ。土木業の人たちが、普通作業員の人が喜びをあらわすのは、昔は一人役、一、二人役と表現してたんなんですが、例えば仕事に出て、そこの所長、支店長なり社長なりが現場に来て見ている、その中でよくやってくれるから、1日のあれを100円上げようと、25日働いても2,500円なんですよ。そんなことを言ってるんじゃない。人間はそれで動くんですよ。自分を認めてくれたんだと、自分を認めてくれたという気持ちが生きる力になって、生きがいになって、働く力に全てなるんだと、そういう思いというものが大事なんだということを強く要望し、最後のお尋ねといたします。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、尾高議員の3回目の質問に対して包括的にお答えしておきたいわけですが、議員自身もおっしゃったように財政の総点検をごらんになってさまざまな観点から改善すべき論点が出てくるということなんですが、これは私どもが総点検を実施している目的に非常に沿った動きでありまして、こういった尾高議員のような発想とかがほかの市民の方々も多分お聞きになって、じゃあこの問題はどうかんだということで、次から次へと出てくることを期待をしているわけでございます。

その中で少し個別の話でございますけれども、報奨問題、納税督促というのはいろんな形がございまして、組合があつたり、あるいは表彰制度があつたり、感謝状制度があつたりして、そこの商品がどうだとか、いろんなバリエーションもございまして。そういったことも含めながら、新しい事例として研究検討をしていかなきゃいけないし、また固定資産税を持ってらっしゃる方が市内の方かそうじゃないかということも、これが若干重要になってまいりますので、この辺も含めていろんな勉強をするようにちゃんと指揮をさせていただきたいと思っております。

また、赤字の縮小問題につきましては、これは小淵議員が代表された3月議会での質問で、たしかもうやめてしまえという話があつたんで、ちょっと待ってくれと、もう一回本当にだめかどうか点検はせにやいかんだろうというようなことをお答えしたわけでございますけれども、全面的に黒字にするということは無理にしても、頑張れば相当改善するというものと、頑張ってもこれは今の状況だと相当世の中変わらない限り改善の見込みは難しいよというものには差があるわけでございます。そういうものについては、大きな状況変化があるまではじっと休止をしたらどうかということが専門的な方からも出たものですから、これはもう来年度の予算に向けてそういう方向で判断をせざるを得ない部分があり、そしてその中の筆頭典型がクアガーデンであるというふうに思っております。ただ、廃止というのもつらいものですから、休止で、例えば大きな合宿が来るときには動かしてみるとか、特定のその需要期を狙ってやるとか、そういうことはやるかもしれませんけれども、いずれにしても経営診断を見た限りではこれは小淵議員の代表質問に答えたとき

にもう一回専門的に点検をしてみて、それでもだめだったらということをたしか言ったように覚えてるんですけども、そういう流れになってきたのかなというふうに思います。

それから、いろんな御提案を頂戴しておりますけれども、その中で都市計画を当時43年に旧美作町が導入したことの歴史的意義を考えろということをごさいます、まさにそのとおりで思っております。せっかくつくっていただいた都市計画、区域の網を我々は十分に活用しなければ損です。まさにこれは資産なんです、都市計画は。この都市計画区域というものがあることをお金に変えることができるわけですから、それを我々は確実にし遂げなきゃいけない、けれどもそこにかかる費用はなるべく限定をしなければいけないというのは、これはもういかにも当然と言えば当然のことです。

また、そのほか、答弁漏れがないようにほかのところからのことがありましたら、お答えいたしますけれども、以上私から総論として3回目の質問にお答えをさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、立地企業の数でございますけれども、8社でございます。総従業員数が436名、そのうちの260名が市内の方と、こういうことでございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

尾高議員、総括になります。

**8番（尾高 誉久君）**

総括です。

12月5日の人権の集いは閉会までに間に合って大変安心いたしました。その講演で辺真一さん、コリア・レポート編集長の講演は結構私にとって考えさせられるものがありました。エスニックジョークを交えながら、エスニックというのは民族を端的に言葉であらわして、その中にジョークを入れたようなことの話をして、結構説得力があって、引きずり込まれる話だなと思って、また逆にこれが教育だと思いました。教える、教わる、教育のやり方次第で子どもたちに限らず私たちもそうなるんだと、そうになっているのかもしれない、みずからこれでいいのか、自問自答することが必要かもと痛感いたしました。ただ、その前にまずは知るということが必要だと。そのために私のためでもあり、また市民皆様のために今回の質問を表面だけ、表面だけをなぞったような質問をさせていただきましたが、来年のことを言うと鬼が笑いますけれども、もう鬼も笑わないでしょうから、平成28年の12月定例会はまだ私は議員だと思いますので、もう少し掘り下げた質問ができるよう努力したいことをみずからに誓いまして、平成27年の12月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（山本 雅彦君）**

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日8月午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後 5 時10分 延会

平成27年12月8日

(第 3 号)



1. 議事日程（3日目）

（平成27年第5回美作市議会12月定例会）

平成27年12月8日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	尾崎功三
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	竹田人士
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	江見幸治
保健福祉部長	山本直人	建設部長	真野弘紀
教育次長	小林昭文	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	農村整備課長	宿野豊彦
都市住宅課長	小林英樹	建設課長	春名隆広
教育総務課長	山名浩二		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

**議長（山本 雅彦君）**

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

本日は全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

**議長（山本 雅彦君）**

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

通告順番6番、議席番号2番重平直樹議員の発言を許可いたします。

重平議員。

**2番（重平 直樹君）〔質問席〕**

皆さんにおはようございます。

議長の発言の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

交通事故のない安心・安全で快適な交通社会を実現することは市民の願いでもあります。最近の事故の実例を挙げて説明いたしますと、平成26年度中の岡山県内の人身事故件数は1万2,271件で、平成15年以降12年連続減少しており、負傷者、死者数も減少しておりますが、高齢者の死者の割合が64.4%と過去最高となったほか、人口10万人当たりの交通事故死者数は4.7人、岡山県が全国ワースト14位であり、まだまだ課題が多い状況にあります。

このような状況を踏まえ、市民一人一人が交通安全の意識と悲惨な交通事故を防ぐためにも、急速な交通安全整備のお願いと交通安全施設の進捗状況をお尋ねいたします。

1 項目めとして、交差点改良と市民の安全・安心、1、危険な交差点の進捗状況と事業計画について、2、点字ブロック設置計画について、3、横断歩道と信号機の設置計画についてを質問いたします。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

おはようございます。

それでは、重平議員の交差点改良と市民の安全・安心ということのお答えをさせていただきます。

まず、危険な交差点の進捗状況と事業計画についてでございますが、市内の交差点における交通事故の状況でございますが、美作警察署交通課に確認をいたしましたところ、過去1年間に市内で発生した事故件数の約10%を占めております。地域的には通行量や交差点にもよりますが、美作地域での発生が多いようにございます。

市内に多数ある交差点については、カーブミラー設置や視距改良など、いろいろな要望がございます。現

在道路改良及び交差点改良で交差点部を改良している箇所は市道で2カ所ございます。交差点の安全を確保するため、一旦停止、速度表示、標識、カーブミラー等で規制を行うよう、さまざまな対策を岡山県及び公安委員会へ要望をしまいでいておるところでございます。

続きまして、点字ブロック設置計画でございます。

現在、市内の点字ブロック設置は、国道2路線、県道3路線、市道5路線の一部で約7,700メートルが設置されております。今後、岡山県に対し、要望等でございますが、要望等により病院や公共施設などの周辺については、点字ブロックの設置を要望をしまいでいたいというふうに思っております。

続きまして、横断歩道と信号機の設置計画についてでございます。

横断歩道及び信号機の設置、管理は、県の公安委員会が行うこととなっております。市民の皆様方から提出された要望書は、美作警察署を経由し公安委員会へ上申されます。市が直接設置できるものとしたしましては、交通安全啓発用の看板等であり、必要に応じて対応し、事故の発生を未然に防止するように努めたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

重平議員。

**2番（重平 直樹君）**

2回目。

いずれにしても、市民の安心・安全のためにも危険な箇所の一日も早い改良を望みます。

2項目めに入ります。

**議長（山本 雅彦君）**

はい、どうぞ。

**2番（重平 直樹君）**

2項目めは、歩行者に安全な通学道、自転車道の歩道の整備について、1、障がい者、高齢者に配慮したバリアフリー化の整備についてお尋ねいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

2項目めの歩行者に安全な通学路、自転車道の歩道の整備についてということで、障がい者、高齢者に配慮したバリアフリー化についての整備についてでございます。

平成12年に、高齢者、身体障害者の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律が施行されて以来、平成18年度の、いわゆるバリアフリー法の施行により、全ての人にとってのバリアフリー社会を実現していくことが求められております。現状は、岡山県が管理をしております国道、県道は31路線約255キロメートルのうち約100キロメートルに歩道が設置されております。また、市道では90路線で約31キロメートルを整備しております。

歩道の形状は、古いものでありますけど、以前はマウンドアップ形式といいまして、道路面より歩道が高くなるという形式で整備をされておりましたが、近年といいまして、最近ずっとですが、フラット形式で車道と歩道が同じ高さで、ちょうど境のところに縁石があるというような方法で整備を進めております。

次に、歩道の進捗状況でございますが、現在、市道改良で歩道整備を行っている路線は4路線でございます。市道平福山外野線、同じく田原吉田線、同じく河内線、それから檜原下中尾線、国県道の歩道整備を行

っている路線は4路線5カ所で、全てフラット形式での歩道整備を進めておるところでございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員。

2番（重平 直樹君）

2回目です。

通学時間帯とかで車が多い車道の狭い通学路とか時間の規制がとられた箇所があるのかなのか。PTAや校長などとの相談はされたのか、されてないのか。中学生の自転車通学路での危険箇所の把握はできているのか。自転車通学路と一緒になんですけど、歩道と車道の白線が薄く消えかかっているようなところの把握はできているのか、できていないのか。これはちょっと教育長にもお伺いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

済みません、失礼いたしました。

先ほどの御質問にお答えいたします。

ちょっと御通告のほうに質問相手、建設部長としかございませんでしたので、十分なデータの持ち合わせがございませんが、通学路につきましては、学校保健安全法によりまして、学校安全計画の策定の中に、学校がこの児童・生徒の通学を含めた学校生活、その他日常生活における安全に関する指導等、こうしたことを決めるというふうに定められております。したがって、学校のほうは通学路をそれに基づいて学区内の最も安全な箇所ということで指定をし、そして毎年この通学路につきましては点検を行っております。この点検の状況につきましては、教育委員会として把握をさせていただいております。また、学校のほうからはこうした歩道の危険箇所とか、あるいはこうしたところを改良してほしいというような要望も受けながら、これを受けて担当箇所をお願いをしたり、あるいは公安委員会をお願いしたりという形で進めているところでございます。

済みません、十分なお答えになりませんが、以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

先ほどの通学路の交通安全の確保ということでございますけれど、先ほど教育長が御答弁申し上げたとおり、教育部局とそれから学校関係者、それから建設のほうで点検をしたり、要望があったところを見て回るというふうにしております。

それから、白線についての御指摘です。もう御指摘のとおりで、私も最近いろいろと地区懇談会にも参りますし、市内を運転しておりますと、白線が……

〔「もうちょっと大きい声で」と呼ぶ者あり〕

白線が消えておるところがございます。白線の役割は、車道と路肩のところは線が引いてあるわけですけど、視線誘導というのが主でありまして、運転する際に車を安全に通行させるというふうなのがありますし、歩行者の安全を確保するというのもございますので、しっかりその辺のところを今後手当てをしていきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員。

**2番（重平 直樹君）**

障がい者、高齢者、そしてまた子どもたちの安心・安全のためにも自転車道、歩道の整備をお願いしまして、3項目めに行きます。

**議長（山本 雅彦君）**

それじゃあ、3項目めに入ってください。

**2番（重平 直樹君）**

交通事故の多発しやすい危険な箇所整備計画について、要望箇所の進捗状況、国道路線、県道路線、市道路線、路線ごとについてお尋ねいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

交通事故の多発しやすい危険な箇所整備計画についてということで、要望箇所の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

まず、議員の御指摘のとおり、最近の交通事故件数は、減少傾向にあるものの、高齢者がかかわった事故の割合は高まり、重大事故の発生もマスコミ等で報道されておるところでございます。これは高齢化による身体的な衰えも要因の一つと考えられますが、道路の設置形態によるところも多分にあることから、事故を減らすには、その因子となる危険箇所の解消ということが重大と考えております。交通事故の多発しやすい危険箇所の把握と早急な対策をとるため、地元からの要望に基づき、国道、県道については岡山県へ要望しているところでございます。市道においても地元からの要望を受けましたり、それから各支所で平素から見えておりますところなどを優先度に応じて従事対応を進めておる次第でございます。

現在の状況といたしましては、国道については要望箇所が16カ所ございまして、うち4カ所を、それから県道は要望箇所が36カ所のうち16カ所を対応する予定であると岡山県のほうから報告を受けております。市道におきましても、今年度9路線の道路改良を初め、維持修繕工事等も行いながら、安全・安心で快適な交通網の整備に努めていきたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

重平議員、2回目です。

**2番（重平 直樹君）**

国道16カ所、県道36カ所とありますが、国と県にしっかり要望していただきたいと、よろしく申し上げます。

私の一般質問を今回は終わらせていただきます。

**議長（山本 雅彦君）**

以上をもちまして通告順番6番、議席番号2番重平直樹議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番7番、議席番号17番山本重行議員の発言を許可します。

山本議員。

**17番（山本 重行君）〔質問席〕**

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、私の12月の一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回、私は公共施設についてというふうな題目と、それから市制施行の記念式典についてと、大きな題目

で言いますと2項について質問をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、公共施設の関係についてでございます。

2012年の中央自動車道の笹子トンネル事故によりまして、公共施設、公共インフラに対する老朽化問題が浮上いたしまして、昨年の4月に公共施設等の総合管理計画の作成が示されているところでございますけれども、その取り組みの進捗状況について、まずお尋ねをいたしたいと思えます。

それから、その関係でございますけれども、公共施設の統廃合、総面積の縮減をどうして進めていくのかといった面からでございます。市町村合併、学校の統廃合等で使用されない施設、そして使用頻度の少ない施設がたくさん生じてきているわけでございます。また、老朽化した施設も存在するところでございますけれども、財源面を配慮しながら統廃合、総面積の縮減をいかに図っていくのかというふうなこと、そういった必要が出てくるというふうに思っていますので、その辺のことをどのように進めていくのか、また老朽化施設の判断基準、どの辺に置かれるのか、またどの程度、その分を把握されているのか、それについてのお尋ねをしたいと思えます。

それから、3点目といたしまして、公共施設の活用、また利用変更、再編をどのように進めていくのかというふうなことでございます。過疎化によって人口減少が著しいわけでございます。公共施設の余剰化であったり遊休化が進んでいるところでございます。また、少子・高齢化に伴いまして人口構造の変化も生じてきております。そういったことで地域の活力は非常に低下もしてきております。そういったことが課題になっておる中で公共施設のあり方が問われてきているところでございます。教育施設の余剰であったり、あるいは逆に高齢者、介護施設の不足、先ほどありましたけれども、公共施設等につきましてもバリアフリー化、そういった必要性も生じてきておるわけでございます。

こうした状況を踏まえながら、公共施設の活用であったり、利用変更、そして再編をどのように進めていくのかお尋ねをいたします。

まず、1回目の質問とさせていただきます。

**議長（山本 雅彦君）**

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕**

それでは、公共施設についてでございます。

まず、1点目の公共施設等総合管理計画の策定の取り組み状況ということでございます。

この計画につきましては、国のほうから指定をされております期限内に計画を策定するというところで本年から進めておまして、平成28年度末を目途としております。市の所有する全ての公共施設等の現状と市の状況を全体的に把握すると、そうしたことによりまして施設全体量と老朽化とかの状況、また今後の人口の推移、こういったものを見通しまして、財政の状況など、今後の見通しを分析することを前提に置いたものでございます。

そうしたことを踏まえまして、現在、まずは10月に全関係職員の説明会を開催しまして、各担当部署が管理しておる施設等の洗い出しを行う、そういったことから進めてございます。この計画の概要や必要性を十分まずは職員に周知をし、課の各部署の担当者を設置し、施設ごとの全体量を洗い出すということでございます。

それを踏まえまして、2点目の公共施設の統廃合とか総面積の縮減、こういったものをどういうふうに進めていくのかということでございますが、現在把握している施設だけでも既に10年、20年先には耐用年数が来ると、こういったものが数多くございます。当然合併したことも要因がございます。同類の施設が数多く

あるということもその要因でございます。こういったものも当然耐用年数が来れば、建てかえ、または必要に応じて大規模な修繕、また必要が利用度がないという場合には当然取り壊し、こういったことになってくるものと思っております。

それから、3点目の公共施設の活用、利用変更、再編ということでございます。今回の策定する計画では、どのような考え方に基づいて公共施設の再編、配置を進めていくのかという、この基本方針が当然必要になってまいります。その中で町村合併の前と後では、当然配置が変わってくるものがございます。こういった施設の建てかえの時期、これを迎えたものが多くありまして、その機能の優先順位、例えば教育であるとか、福祉であるとか、こういった優先順位をつけまして、施設の維持の可能性を考えていきたい。また、そういった施設についても今後、複合化または多機能化、こういったものを検討していく必要があると考えております。

基本方針もあわせまして来年度末までに計画を策定する予定でございます。そういった中で当然老朽化でありますとかというものを判断基準というものも当然今後十分調整をしましてまいりたいというふうに思っております。また、その中で余剰スペースでありますとか、結果的に必要がない施設というものが出ました場合には、賃貸でありますとか、最終的には売却、こういったものも検討する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

山本議員。

**17番（山本 重行君）**

2回目の質問をさせていただきます。

昨年4月に総務省からおりにるわけでございまして、ことしの10月になってから、職員の説明会というふうなことをされたというふうなことでございます。少しおこなっているのかなというふうに思いますけれども、とりあえずはそういった形でおこなされたというふうなことでございますけれども、進んでいるところでは、有識者の検討委員会というふうなものも立ち上げをされて、公共施設の再配置計画等を作成していくというふうな形で進められるところがございます。そういった委員会等の設置予定とかはございますでしょうか。

公共施設でございますけれども、これから公共施設の役割とはどういったものなのか、何のための施設なのかというふうなことであったり、あるいは利用者と利用形態の想定の見直し、それから管理運営形態、料金であったり、経費であったりと、そういった面での検討、そこのところを十分に議論をしていく必要があるだろうというふうに考えます。

東洋大学の南という先生によりますと、管理計画をする上での留意点というふうなことでございます。その人が述べられておりますけれども、施設の40年、50年の長期のビジョンとともに10年という中間的な目標を定めていくというふうなこと、そして最初の3年間という短いスパンでの具体的な地域であったり、あるいは施設を想定をして一つのモデル的な形でやっていくことがいいんだというふうなことも述べられております。

それから、先ほど老朽化の判断自体はこれから出てくるだろうというふうなことでございましたけれども、正確な施設老朽化の判断基準、そして更新の、これも先ほど部長言われましたけれども、更新の優先順位の決定に向けての固定資産台帳、そういったものをつくっていくといいんじゃないかというふうなことも言われております。

また、これも市のほうも今議会も出てますけれども、指定管理であったり、民間委託であったり、そういったことをするとともに、受益者の負担額の見直し、そういったことでの財源の確保、そのことを進めていくこと。また、施設における機能統合であったり、複合化、多面的な利用を進めていく、そういった形で最大限施設を利用していくと、そういったことを図っていくこと。そういったことを述べられておるわけですが、この辺についても十分参考にすべきじゃないかというふうには思います。

次に、公共施設の縮減、統廃合についてでございます。

過疎化による人口減少、あるいは市町村合併、学校の統廃合と市内各地の施設の余剰化、遊休化が進んでいます。財源のこともございまして、そういった施設を整備もできない、あるいは放置もできない、やっぱり統廃合とか縮減というふうな形で進んでいくわけでございますけれども、そのときの視点としては市民の視点、そしてコスト分析などのそういった観点から評価を十分していただいて、これも先ほど部長が言われましたけれども、社会的役割の終わった施設についてはやっぱり廃止をしていかなきゃいたし方がないんじゃないかというふうなことでございます。また、市民や企業が有しているノウハウであったり、人材、資金などを最大限に利用して公共施設の改革を進めていく、そういったことも必要でございます。

3点目でございます。公共施設の活用、利用変更、再編についてでございます。

公共施設の活用では、まずは地域の資産として長寿命化、これはきのうも誰か議員が言っておられましたけれども、そういったことが必要になってきております。今まで以上に一つの施設をできるだけ長く利用する、そういったことが必要でございます。今までは公共施設は悪くなったら修繕というような形でございましたけれども、事後保全、そういった形でございましたけれども、今後は時間の経過に合わせて、時間を基準とした保全、あるいは状態保全、一つの状態の基準を設けて、それによって修繕保全をしていく、いわゆる予防保全、そうすることによって長寿命化を図っていくというふうなことでございます。

そして、使われる施設を目指していくというふうなことが求められているだろうというふうに思っています。使われる施設というふうなことでは、佐賀県の伊万里市図書館というようなことが出てきましたけれども、その施設は多面的に使えるホール、収納可能な雨よけの、そのために雨よけの建屋が伸びてくるような中庭、そして400人という市民の方が活動できる、フレンズというふうなことが書いてありましたけれども、そういった事務スペースを支えるような、そういった建物といいますか部屋、随所に使いたくなるような工夫がしてあります。図書館であっても市民のコミュニティ活動の拠点として公民館、ホール、子育て交流センターなど、複合館としての機能をしており、非常に高い利用率を誇っております。

同じ佐賀県武雄市では、図書館にスタバを併設いたしまして、人口5万人に対して100万人の利用者が訪れるというふうなこと、これも前回、以前にこの議場の中で紹介された議員もおられましたけれども、そういったさまざまな工夫をしていく中で、施設そのものは縮減しながら、利用していただく施設と、そういったことをさまざまな形で各地がやられているわけですが、そういったことも参考にすべきだろうというふうには私は思います。

次に、再編でございます。一つには機能統合です。時間によって午前、午後、あるいは夜間のみというふうな、それぞれ単発的に利用されている部分がございます。そういったところを1カ所に集めて、あきのない利用といいますか、そういったことも利用も可能になってきます。

少し参考ということでもございませませんが、ちょうど機能統合、ある意味で機能統合でございますけれども、昨年度末に福山地区に完成をさせていただきました、福山地区多目的集会所、これはもともとは小学校の体育館だったところが老朽化したというようなことで、そこを潰して集会施設であったり、あるいは診療所を兼ねて建物を建てております。機能統合というふうなことでございます。本当ならば体育館の機能も備えたも

のをしてほしかったわけですが、これは予算の関係とかで体育館の部分はないわけですが、そういった機能統合したものを建てていただいています。現在まで美作市におきましても社会福祉協議会であったり、あるいは森林組合、障がい者に対する団体とかにも一部貸し出しをしておりますけれども、さらに公共施設等の総合管理計画を早期に作成していただきまして、施設の再配置計画を出すべきだというふうに考えております。市民検討委員会のそういった設置の予定とかはございますか、1点だけお聞きします。

**議長（山本 雅彦君）**

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕**

2回目の御質問でございます。

市民等の検討委員会の関係でございます。

議員御指摘のように、近隣では津山市さんが若干進んでおりまして、そういった委員会を設置されまして計画の策定をされておるということでございます。

当然先ほども申しましたように、総合管理計画ではいろいろと中に盛り込むべき内容がございます。議員お話しのように当然老朽化の建物の基準をどうするかとか、施設の長寿命化、それから当然耐震化の考え方でありまして、統廃合、その辺のところを全てこの計画の中で考えながら、今後どういうふうに整理していくかということを決めていくようになろうと思っております。当然その中でいろいろと市民の方でありまして、専門的な方の意見もお聞きしながら調整をしていかないとなかなか進まないのかなという点も確かにございます。当然そういった中で、委員会につきましても来年度に向けて設置については十分検討はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

山本議員。

**17番（山本 重行君）**

検討委員会についても、それこそ検討していくというふうなことだったろうというふうに思いますけれども、そうはいいまして、いろんな立場の方、いろんな知識であったり、経験であったり、そういった人の、どうしても僕たちもそうだったわけですが、役所の中の人間だけだとやっぱり偏ったような考え方になると思いますので、できるだけ広い立場の方を集めてといいますが、お願いをしてそういったこれからに向けての公共施設のあり方についての十分検討していく必要があるんじゃないかなというふうなことを思いますので、ひとつその辺は十分検討していただきたいというふうに思います。

公共施設の再配置計画についての基本方針も来年度末には作成されるというふうなことでございます。先ほど申し上げましたことを十分に参考にさせていただいて、速やかに計画を作成していただきまして、美作市の人口動向に見合った公共施設の配置をしていただき、地域再生のために施設が有効に活用されまして役立つ公共施設となりますようなことをできますようなことを要望いたしまして、私のこの分の質問については終わりたいというふうに思います。

次行きます。

**議長（山本 雅彦君）**

それじゃ、続けて次の項に入ってください。

**17番（山本 重行君）**

2項目目でございます。市制施行記念式典についてでございます。

昨年、美作市制施行10周年記念式典に続きまして、ことしも11周年記念式典を実施をされたわけでございます。昨年の式典内容におきまして、私にしてみれば非常に理解しがたいところがございます。また、ことしも記念式典を実施されましたけれども、記念式典の意義をどのように理解されているのかお尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

それでは、市制施行記念式典についてということでございます。

市制施行記念式典については、昨年度市制施行の10周年を記念いたしまして岡山フィルハーモニック管弦楽団の演奏とともに美作市顕彰条例に基づく顕彰者の表彰を行い、多くの市民の方々から好評をいただいたところでございます。そして今年度、市制施行11周年記念事業といたしまして、昨年と同様の顕彰式典と熊本県から宮本武蔵「五輪書」プロジェクト実行委員会の皆様をお招きいたしまして、熊本の民謡、民芸等を御披露いただいて、熊本の郷土芸能の発表会等を兼ねた開催をさせていただいております。

お尋ねの式典の意義についてでございますが、毎年、美作市顕彰条例に基づく顕彰をとり行うということとなっております。同条例におきまして、顕彰の時期は市が行う記念事業等においてこれを行うということと決めてございます。そういったことがありまして、式典の意義といたしましては、市の表彰の日と御理解いただきたいというふうに思っております。当然、この表彰に合わせまして、各種のアトラクションを行うということでございます。今年度は同じく岡山フィルハーモニック管弦楽団の演奏と、先ほど申しました熊本県からの郷土芸能発表というものをアトラクションとしてさせていただいたということでございます。

御理解のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

山本議員。

17番（山本 重行君）

顕彰をするために市制施行記念式典をするんですかね。おかしんじゃないですか、それはちょっと。施行規則の中にあるんですけれども、先ほど部長言われましたけれども、顕彰は市が行う記念行事等ですよ、おいて行う、ただし市長が必要と認めるときはその都度実施することができるというふうなことがあるんです。先ほどありました、おかしんじゃないんですか、逆じゃないですかね、そこはちょっと。別に市制施行記念式典とかじゃなくても、顕彰式そのものをされたらいいと私は思いますけど。

先ほど好評だったというふうなことが言われてましたけれども、私の周りでは非常に10周年、11周年とも不評だったというふうに私の周りの人は結構そういうふうにいるんですけど。せんだって私が、今回質問する機会にもあったんですけども、出席いたしましたある集いの中でも非常に市制11周年、これおかしいんじゃないかというふうなことを何人の方も言っておられました。

また、ある行政懇談会でそういった意見が出て、市長が職員に振ったというふうなことを聞きましたけれども、私はその場におりましたけれども、市長、どうなんですかね、これ。ほかの人に、ああそうなのかなというふうなことで、市長が職員にこのことを誰か市民の方が言われたら、そうなのったかなあというふうな感じで言われたと、それは私はいなかったんで、そのことが事実かどうかというのはわからないんですけれども、そういうふうなことを言っておられたというふうなことでございますけれども、それは別にいいです、それはそうじゃなかったんで、いいですけども、市長どうなんですか、何のためにこの11周年記念というのは、そのことを私は聞きたいんですけど。市制11周年というのが必要だったんですかというよ

うなことをお聞きしたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

先ほど総務部長からお話をしたとおりでございまして、市制11周年が必要だったというよりは、定期的に市民の方々の中で功労のあった方々を表彰するという事は、これは必要だというふうに思っております、それが本筋で、そこにどういうものをつけるかということではないかと思っております。つまり、例えば善行表彰なんかも見えておりましたが、毎年毎年新たな方々が、ああこれは表彰をするに十分な年数がたったなあということもございまして、あるいは一定の分野で活躍された方々がその職を辞して、これは感謝の気持ちをささげないかんとかということが、小さい町ではございますけれども、毎年毎年重なっていく。そういう方々に対してきちっと表彰する、顕彰するということは毎年必要であると、そういうふうに私どもは思っております、それが軸だというふうにちゃんと説明をしたんじゃないかと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

山本議員。

**17番（山本 重行君）**

私は市長が言われたとおりだと思います。それは功労のあった方に対して表彰というのは、それはもう十分していただいたらいいし、する必要もあるだろうと思っておりますけれども、先ほど、これ何度も言う必要もないんですけども、市長が必要と認めたらば、その都度表彰することができるというふうなことで、美作市顕彰条例施行規則の中にもあるわけです。そのところはやっぱり私は再度申し上げておきたいというふうに思います。

広辞苑によりますと、記念とは後々の思い出を残していくことだというふうなことが書いてあります。市制施行後10年という一つの区切りを迎えたから、一つの思い出を残すという形で市政誕生に向けて労苦をされた人を一堂に会してする式典というふうなことで、私はそんな市制施行というのが軽いもんじゃないんじゃないかというふうに思っております。

市制の施行、合併に当たりましては、1,500項目にわたる調整項目を事務方は本当にもう日夜、毎日のように集いながら議論を重ねて調整をし、一つの合併というような形で市を誕生させたわけでございます。そして、市制施行後におきましても、時の市長、それぞれ苦勞をされましたよ、そりゃあ。市政のかじ取りをする上で、そういった苦勞をされましたし、議会においてもさまざまな議論をされて、全国でもない委員会を廃止したというふうなこと、そういったことを経て今日を迎えているわけでございます。そういった苦勞された方々も、一部でございまして、招待もされていませんでしたし、また逆に岡山市の元幹部というふうなこと、何が市制施行に関係しているのかわからない、そういったことで10周年をされました。私にはそのところはわかりません。それぞれの市長というのは、やっぱりトップ、萩原市長も前は岡山市の市長だったわけですから、それぞれの思いを持って力いっぱいやっぱりやってこられたわけですね。結果がついてこない、それはあるわけです。誰でもあるわけです。やっぱり式典というのは、そういった市長の思惑であったり、あるいは政争があったからというふうなことで、そのところは離れて、やっぱり厳粛な形ですべきじゃないかと私は思います。そのところは私は10周年において、まあそれはええわと思ってた。たまたまことじされたから、この場で言うわけですけども、あれは非常に私にとっては不快だったというふうなことを申し上げておきたい。

それから、11周年記念でございます。各市あちこちあるわけですが、11周年記念という式典をやったというふうなことは私は聞いたことはございません。商店などで創業祭というふうな形で毎年やっておられるところもございます。また、公営の競艇であったり、競馬であったり、それは毎年何々記念という形で実施をされております。それはやっぱり一つの営業であったり商売というふうなことを目的としているからじゃないかなというふうに思います。市制施行記念式典もそういった営業的な人気取りを行政がやっているんじゃないかというふうなことを思ったりもします。これは私の市制記念式典に関する意見でございます。あくまでも私の意見として申し上げておきたいというふうに思います。

終わりになりますけれども、私はこの夏からさまざまな催しに参加をしてきました。作東の夏祭り、森林を考える県民のつどい、作東のふるさと祭り、作東地区敬老会、人権の集いなどなど出席をいたしましたけれども、市長が開会式にはおられない。本当一部副市長であったり、部長が開会の際に挨拶をされましたけれども、開会式の際にはおられないわけです。森林を考える県民のつどいにおいては、市長、僕も後ろにおりましたけれども、ずっとよその来賓のところ、ずっと並んでおりました、うちと西栗倉でしたかね、あいてる席で市長おくれてこられて、また途中で帰られるというふうなこと、それから最たるものは作東のふるさと祭りです。当日はお通杯の式典があるというふうなことでオープニングをして、わざわざ来賓の紹介の時間までとってあったわけです。その席に、お通杯に行っておられた方々、県会議員であったり、市会議員の方も既に並んで待っておった。それでも市長は来られない。やむなくそこでまた来賓を紹介して、その後また別に市長が来られたからというふうな形で紹介をされて挨拶をされましたけれども、副市長2人もおられるわけですから、これはやっぱり初めからわかっただけなら、そちらに行ってもらって、そういう形でやってもらわんと非常にいつも、誰でも人間ですからおくれたりすることはありますけれども、一つの式典であったり、催しであったりするわけですから、その辺のところはやっぱり考えて出ていただくというふうには私は思います。あらかじめ時間とかは決まっているわけですから。教育長、子どもたちに時間を守るようにと言ってるわけでしょう。そりゃあ、トップじゃからというふうなことで、やっぱりいつもこっつもそれじゃちょっとおかしいんじゃないかというふうなことで私は思います。そういったことで、私の12月の質問を終わります。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

以上をもちまして通告順番7番、議席番号17番山本重行議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番8番、議席番号13番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）〔質問席〕**

皆さんおはようございます。

一般質問の通告をいたしましたら議長の許可をいただきましたので、これより始めさせていただきます。

1項目めですが、都市公園の進捗状況について。

都市公園事業は、湯郷温泉を眼下に見おろす城山から天王山を観光の拠点として位置づけて、吉野川のせせらぎを聞きながらというふうな形の中で市が計画しているんですが、都市公園の地権者の同意について進捗状況についてを質問いたします。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

都市公園の地権者の同意についての御質問でございます。

城山公園の用地は、地権者と無償の貸借契約をした上で市が整備し、長期的な管理を継続するために都市公園の指定を計画しているものでございます。

御質問の貸借契約の進捗状況でございますが、地区所有の土地を含め、地区の内諾をいただいたところより順次個人との交渉を進めているところでございます。進め方といたしましては、整備予定の箇所を中心に地区単位で説明会を開催いたしまして、地区有林等がございますので、まずその貸借契約の合意をいただいた後に各個人の貸借契約に取り組んでいるところでございます。整備計画を5年の予定で、同意を得られたエリアから施設整備を進めてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

2回目ね。

部長、この進捗状況というて、まず大きな事業を計画しよう思うたら、これ一番に同意書をとるのが常識なんよ。この順序をちょっと間違えとる。生活に直結する桂坪〔聴取不能〕線、この当初予算の中で住民からたくさん、地権者全員の要望書が出とんよ。生活に直結する、市民の安全・安心の立場から考えたら、これは一番にせにゃあいけんのんよ。いまだたってせんものんよ。これどがいなとんかな。この間、ちょっと話しとったら、市民に遅れるんだったら遅れるような説明責任をきちっとせにゃあいけんでしょう。あんたがしたんかというたら、僕じゃねえ、誰がしたんというたら、市長がやめとけというて言うたんじゃ。頭かしげることねえがな、部長が言うたんじゃから。二代表制の中で、当初の27年度の予算を審議したときに、承認しとんじゃ。何があるんか知らんけども、こういうようなやつを反対して、けだもの道、そのの上へつくりようる、こがいなもんを優先になるのは、この辺のともちょっと十分聞かせてください。

これなぜならというて言うたら、この間も県に行とった、情報開示もした。天王山と城山は、それから林道3線、本谷線、四の谷線、北原線、これらについては来年の年明けて28年度の3月31日に済まにゃあいけんのじゃ。できとんかな、これが。これはどがいするんな。

それで、この変更届、これあんた方は持っていっとなんよ、県のほうに。情報開示したら、こがいなもん出とんじゃ。観光レクリエーション、今、先ほどちょっと読んだけど、美作市では美作三湯の一つの湯郷温泉を眼下に見おろす城山から天王山を新しい観光拠点として位置づける。一体的な公園として整備する事業を計画しておりますんじゃと。これいろいろとできなんたら、大変なほいでここの中で注文がついてきとる、ここの中へ。意見または調整事項、これ全部クリアできよんかな。たくさん金がかかるいよんじゃが。これお金が借れんようになったら、一般財源で皆せにゃあいけんのじゃけど、あんた方は責任持って払えるんかな、これ。副市長も2人おるし、市長もおるし、部長さんらは関係しとる人、払うてもろうたらえんじゃけどもな。こんなとんでもない無謀な計画をすること自体がおかしんよ。

これについて、こういうような環境部局との調整を図ってくださいというて書いとるわけじゃ、これに

な。また、本計画に位置づけられた事業であっても、事業の実施方法によっては、補助金や地方債等の対象にならない場合がありますので、関係機関と十分調整、事業を執行してください、この辺のところについての経過をちょっと教えてください。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

まず、進入道路として整備をしております3路線の件でございます。

〔「もっと大きい声」と呼ぶ者あり〕

はい。3路線でございます。この件につきましては、以前議会のほうでも御質問がございまして、若干説明会が、事業の性質上、進入道路ということで先に着手をさせていただいておるということを御答弁させていただいております。

それから、進入道路で整備をしております3路線の進捗状況でございますが、今工事のほうを進めておりますので、3月末の完了に向けて頑張っておるところでございます。

それから、起債申請の折の調整事項でございます。各関係機関との調整でございますけど、必要に応じて調整をさせていただきながら進めてまいっておると。当然御指摘を受けたりもしておりますけれど、それをクリアすべく調整をしてやっているところでございます。

〔13番岩江正行君「ちょっと何をどがぁにクリアしとんか、それをきちっと言わにゃあいけんが。天王山やこうどがいなとん。状況を全部言いんさいよ。天王山や城山の関係を言わにゃあいけんが」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

今の時点でわかる状況を説明してください。

**建設部長（真野 弘紀君）**

各調整機関といいますのは、県のいわゆる農林部局であったり、土木部局であったりするわけですが、そこらのほうと調整をしながら、いろいろ規制があるところもございますので、調整をしながら進めているというところでございます。

〔13番岩江正行君「議長、説明を聞いてくれにゃあいけん、あがあな答弁じゃ答弁になつたらんよ。進捗状況はどがいになつとんというて先ほど言うたでしようがな。天王山、城山の関係、全部ひつくるめて、来年の3月31日までにはこれだけ済まさにゃあいけんようになつとんでしようがな。できるかできんのんか」と呼ぶ〕

まず、同意の進捗状況ですけれど、地元のほう、説明をさせてもらっております。一部、同意書をまだいただけてないところもございます。

ちなみに、進入道路をさせていただいたところにつきましては、地元の同意を得て現在進めているという状況でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

ちょっと部長、はっきり言うてくれなんたら、質問に対しての答弁になつたらんけえな。天王山と城山から美作三湯の一つを眼下を見おろすというて、一番これがポイントになつとんよ、この都市公園の。ここに

ついでの今の状況はどがいなつとんなら。林道3線は聞いた。あそこはどがいなつとんですかということを開きよんじゃ。言うたことに対して答えたらえんよ、あんた。これはだからここへ書いて出いとんじゃから、とおから。早いうちからもう質問をこれこれしますよというて書いて出いとるわけじゃから。どうなるんな、これ、ほいで。これをまた変えていかな、また変更を出すんか、これを。これができなんだ場合には。その辺のところもやっぱしひつくるめて、800人からおる中で、何人ぐらいが同意してもろうたんじゃとか、あんたが言よんのは林道3線の話だけじゃがな、そうでしょうがな。余りにもとぼけたような答弁してもろうちゃあ困る、答弁してもろうちゃあ。

**議長（山本 雅彦君）**

3回目の答弁を。現在の状況、同意等の状況についての説明をしてください。

それでは、市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

合意の状況、契約になるんですけども、たしか今年度50ヘクタールぐらいを目標に御同意をいただくための説明をするということで動いております、私がまだ具体的な数字は聞いておりませんが、大まかに言いますと、それぐらいは行けそうだというふうになっておると。ある意味ではその計画どおりには行っているんだというふうに聞いております。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

部長、ちょっと言ようことがよう通じんのんじゃ。城山と天王山、ここについての地権者の関係についての同意はどがいなつとんならということを開いとんじゃから、やっぱしそれに対して文言をここに書いとるわけじゃから、こういうな形の中であんた方が出いとるやつじゃから、県に。それがどがいな状況なんか、これ3月31日までにここをしますよというてあんた方が書いて出いとるのを見せてもろうたんじゃ、県で。林道3線と天王山、城山を3月31日に工事を完了しますよというて出いとんじゃ。これできなんだらどがいするんな。おかしいじゃろう。

次に入ります。

**議長（山本 雅彦君）**

それじゃあ、2項目めに入ってください。

**13番（岩江 正行君）**

防災工事と市民の安全・安心ということです。

あそこの上は非常に防災マップの中で危険な指定地域になつとる。そういうことで、市民の安全・安心を守るためにも、今行われとる事業の中では防災工事に対するお金を予算化してないんでしょう。やっぱししてないんじゃけども、ちょっと話を聞いたら、副市長、ちょっと聞いてな。あんた、あそこへ説明会に行ったときに、もし災害があった場合については、市が責任を持ちますというて言うわけじゃ。言うてとるテープをとったやつを聞かせてもろうとるわけじゃから。市長と議会は二元代表制であつて、やっぱし議論した中で言うてくれなんだら、先に先に責任を持ちますというて言うて、どのくらいな金がかかるんか。これ大変な問題じゃ思いますよ。

その辺のところで、いよいよあそこを防災工事を、下へあんだだけの民家があるわけじゃから、仮定、想定したときにおいて、事業をしよう思うたときに、これこれいろいろたら、こがいな事故が起きりゃあへんじゃろうかという、それは事業計画を立つ上で一番必要な問題なんよ。あんた方、情報開示したら、仮定しとるや

つちやから、あの仮定じゃからというようなことを書いて、ここにうにやむにやとわけのわからんようなことを書いて答弁書が出てきとる。仮定の災害に対する検討文書は作成されてない。こんな大きなあんだけの事業を山の上をいらい回るのに作成されとらんというのはもつてのほかじゃねんか、これが。そうでしょうがな。いよいよどのくらいかかるんか、これやり出して途中でほんなら、やり出した、ありや、大変なことになり出した、ほんならそれをもうほっときゃあええ、そこのところはというようなことにならんわけじゃから。全体事業費の中できちっと初めから入れとかにやあいけんのんよ、これ。多いか少ないかは別にして。どのくらい考えとんか、ちょっと答弁をお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

防災工事について答弁。

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

防災工事と市民の安全・安心ということで御質問です。

城山公園は、適度に人の手が入る里山に回復することで多様な利活用をするもので、施設整備は既存の林道や里道を利用し、最小限の形状の変更に努めることを基本としております。したがって、大規模な調整池や擁壁等は見込んでおりません。

土砂災害警戒区域は、市内に913カ所ございまして、城山公園の計画の中にも24カ所ございまして。この土砂災害警戒区域は、国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策の推進を目的に指定されるものでありまして、市内での基礎調査としては、岡山県により平成26年度で全部を完了しておるところでございます。

また、開発や建築の規制や移転促進等の対策が行える土砂災害特別警戒指定区域は、現在市内にはございませんが、今年度より岡山県が基礎調査に着手をしたところでございます。

公園予定区域内にある警戒区域のうち11カ所は、砂防、治山、道路防災等により、既に一時的な対策や今後実施予定がございまして。したがって、各施設管理者と調整を行いながら点検をし、周辺の倒木や支障物の撤去などを園内の管理として保全に努めたいというふうを考えております。

また、残る未対策区域については、地形変更等が規制されているものではございませんが、計画には十分配慮し、災害の助長とならないような施設整備と管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

ほんなら事業費については、もう全然考えてないというこっちゃな。今のところじゃなしに、初めにするときに考えなんたら、なし崩しにしてもろうたら困るがな、先の槌より柄の方が大きくなったら困るんで、これ、言うとかけど。あんたが全部見れるんか、そんなものを。責任のないようなことを言うなよ、そがんとこで答弁。そうでしょうがな。10億円より多くなったらどがいするんですか、これ。そうでしょうがな、責任のないようなことを言んさんな、そこでべらべらべらべらしゃべり回って。とんでもない話じゃがな。そうでしょう。やっぱしあんだけの事業をするわけじゃから、何が起きてくるやらわからん、やっぱし仮定、想定して、やっぱしその中で起きた場合については、このくらいの場合を想定しとんじやと、それやっぱし議会でどがいぞ御承認をいただきたいというような話をせなんたら。わしらが45分はか持ち時間がないから、もうもじゃもじゃというて言うたらしまいじゃぐらいのことを思って答弁しよんか。とんでもない

話じゃぞ、そうじゃろう。

ほじゃから、生活に直結した道路、これをあんたは10月までにはします言うたんで、わしに。今度はこの間、調整が来たときにはどがい言うたんな、3月までというて。とろいことを言うな、去年の3月に承認しとるやつじゃないか。誰が言うたと言うたら、市長が言うたというて、市長がとめたんじゃというて。市長、とめたんか、それ。とんでもない話じゃな、これも。

3項目め。

**議長（山本 雅彦君）**

はい、どうぞ。3項目めに入ってください。

**13番（岩江 正行君）**

災害が起きたときの責任の所在は、誰が保障するんかと。やっぱし2番と関連しますんで、その辺のともきちっとした明快な回答をお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

災害が起きたときの責任の所在はということの御質問です。

災害が起こった場合の責任についてでございますが、自然災害による施設の被害については、林道等の既設施設による災害復旧事業のほか、公園施設は都市災害復旧事業の対象となる場合があります。また、状況に応じて維持管理の中で対応する必要もあるというふうに考えております。

また、隣接地等の第三者に対して損害を与えた災害や事故については、原因によりさまざまなケースが考えられると思いますが、豪雨等の自然災害による不可抗力を除いては、市の管理責任がある場合もございますので、管理上の瑕疵に原因がある場合には、市に賠償責任が生ずるというふうに思っております。そのため、貸借した園内については、適宜、点検と安全対策に努めてまいりたいというふうに思っております。

〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

2回目ね。

この間の横山副市長の話じゃないけども、裁判じゃ何じゃというようなことになっても困りますし、裁判や最高裁まで行ったら、わしらおりゃあせんわちゅうようなことを言われたんじゃ、これはたまったもんじゃない。その当時のある、ここでやっぱし議論を十分して、その責任の所在だけは明確にしてもらわんだら、下で住んどる人たち、不安でかなわん思うわけよ。城山をいらわんうちでも大変だったんでしょ、そのところずっと急傾斜しとるけど。城山をいらわんうちでも。今度、人が歩きようたら、そこがといになるんじゃ。溝になったら、その溝のところを水が今度はどっと流れてき出いたら、どがな状況が起きるんか。その上、いよいよどこまでどがいいらうんかわからんわけです。そこをちょっと、あんたの言う話がかつたら、けだもの道ぐらいのもんをちゅつとするんじゃというて言うたら10億円も入れとんだつたらおかしいじゃないかと言わにやあいけんようになる、また。そうでしょうがな。

ほじゃから、どういうふうな総合計画を立ててやりよんか、その辺の説明だけは部長せえよ、きちっと市民の前に。もう答弁できんのんじゃろう。答弁できるんかな。もうできにやあできんでよろしい。

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員、市長が答弁をするそうです。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

公園整備と安全性の関係について、当局の基本方針をもう一度申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども。

1番目に、その詳細計画を、具体的な計画をつくる時に、山の安全性が下がるものは一切やらないというのは基本方針です。ですから、今おっしゃるように、道を踏み固めて、それがだんだん水道になったりするようなところに道をつけないということがまず基本になりますし、そしてそういうことを見直して、1番目にその安全性が低下するようなことはしないというのが1点目。

2点目に、我々公園管理をしますから、管理主体が民間の方から市に移ります。つまり何か起こったときに、その民間の方が管理責任を問われるのではなくて、市が管理責任を問われる場合が生ずるということです。したがって、市としては管理責任を全うするために予防的な対応を必要に応じて行っていく。ただしこれは公園整備の金額とは別付けになる可能性があります。つまり公園整備は先ほど言いましたように、過疎債でございませけれども、災害対策についてはさまざまな別途の制度がございませるので、これは公園整備とは切り離れた上でやっていくことが可能というふうに思っておりますし、それが公園内であるからやるんだということにもなります。つまり2番目の論点は、市が管理主体になることによって、安全性の向上が図れるケースが多いというふうに私どもは考えておまして、その費用につきましては、公園整備の費用の中に紛れ込ませる必要は必ずしもないということで多分今返事が出てこなかったというふうに思っています。

3点目に、上限10億円と言っておりますけれども、このうちもう既に2億円ばかりは道路整備で使っていて、あと8億円でございますけれども、恐らく今申し上げたような形で住民の方々の声をじっくり聞きながら具体の対策を練り上げていきますと、上限の中から相当程度、その整備自身については減額が起ってくる、これは見直しをまたどこかでする必要がありますけれども、その減額を今後、具体的にどこまで減額できるのかということについては議論をしまいついて、その議論の結果、ああこの辺だなというのができ、あるいは防災についてはこの辺だなというのができたときには、またきちっと議会にも御報告をしまいたいというふうに思っています。

いずれにしても、原則は公園整備によってこの山の危険性が増すことがあれば、それはしない。そして2番目に、管理主体が我々になることによって、防災面で予防的に何らかのことができるというふうに、2点申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

3回目。

市民の生命、より最優先してしょうる仕事じゃあけん、後でござよござよ言わんように。担当の部長も、よう中で連携とらなんたら、あんたら。間違えは間違え、これこれせなんたら地元は同意できんのだったら、同意できませんと、今のできんような状況は、こういう状況の中で同意ができてないんじやとかというような説明をしてくれなんたら、ここで。そうでしょうがな、おかしいがな、これ。仮にも美作市の建設部長じゃろうがな。とんでもない話じゃ。副市長もまた言うて、同じような話しとんじやけん。困ったもんじや。もうええわ。あんたの答弁を聞かあでもええ、もう。言うるとことは間違いないんじやけん。

あんたらが責任を持ってやってくれたらえんじゃけえ。

次に入ります。

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、次の項目に入ってください。

**13番（岩江 正行君）**

毎回のこっちゃけども、下町の圃場整備に向けての取り組みの現状についてのお尋ねをいたします。

まずは相続登記、本換地の手続がまだ済んでないようですが、どこまで進んでいるのか、本換地のその換地する予算、これは国から圃場整備の中で事業する中で、国の補助事業でもらえる思うんじゃけども、どんなかな、どこが保管しとんかな、この金の保管区分。その辺のところにちょっとついて。

4番目としまして、会計検査院の現地調査と指摘事項についてです。会計検査院、農水省としては事業は完成したのに成果が上がってない。未耕作田についての指摘をされているが、どのように対処しているのかを尋ねるということです。

毎年草刈りをしょんよ。毎年草刈りをして、このお金は誰が払いよんか。あれで将来ずっと草刈りばかりしていくんか。それから、相続登記もそれでできるんか、その辺のところについてちょっと答弁をお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

まず、会計検査院の現地調査と指摘事項ということで、会計検査院、農水省としては事業は完了したのに成果が上がっていない未耕作田についての指摘をされているが、どのように対処しているかということのお尋ねでございます。

未耕作田についての指摘をされているが、どのように対処しているかということでございますが、まず経過といたしまして、平成23年4月の会計検査で、工事は完了しているが、耕作をしていない人がいるの指摘を受け、同年5月に、市と第三者である農事組合法人赤田営農センターを含め、未耕作地解消に向けて関係地権者と調整を行いました。調整が整わず、耕作には至っておりません。

同年11月4日に、下町基盤整備組合地権者会議において、未耕作地の解消について協議を行っております。早期に耕作が行えるように、市が草を刈り、耕耘、代かきを行うことを提案した結果、会議の参加者全員の同意により、赤田営農センターへ草刈り、耕耘、代かきの作業委託を行っております。その後は、個人や組合で責任を持って管理作付をしていただくことを強くお願いをいたしましたが、未耕作地の解消には至っておりません。

平成25年2月11日の下町基盤整備組合地権者会議において、未耕作地の草刈りを赤田営農センターへお願いすることについて、1人を除いて全員賛成をされました。耕耘についても、したほうがよいのではないかという意見が出まして、賛否をとった結果、お一人を除いて賛成となり、草刈り、耕耘が行われております。しかしながら、耕作には至っておりません。

その後、平成26年12月、平成27年5月、7月、8月にかけて、未耕作地の草刈りを3回行っております。その間、個別に耕作のお願いをしておりますが、耕作には至っていないというのが現状でございます。

利用権設定等、耕作に向けて粘り強く取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、いずれにいたしましても、まず地元の方々の合意形成が一番でございまして、それに向けて今後も努力をしてまいりたいというふうに思っております。

〔「工事は完了しとんじゃないんか」と呼ぶ者あり〕

〔13番岩江正行君「ちょっと黙っとれや」と呼ぶ〕

〔「ちゃんと見えよ」と呼ぶ者あり〕

いうことです。

〔13番岩江正行君「黙っとれや、ちょっと質問しょんじゃけえ」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

不適切な発言は控えてください。

**建設部長（真野 弘紀君）**

続きまして……

〔「何も遠慮することはありゃへん」と呼ぶ者あり〕

続きまして、本換地事務手続ということで、相続登記がどうなっているのかという御質問でございます。

まず、御質問の相続登記についてでございますが、現時点で相続代位登記対象者16名おられまして、そのうち7名が相続登記が完了をしております。残り9名の相続につきましては、役員の方に登記に必要な関係書類をお渡しをいたしまして、事務作業をしていただくよう依頼をしておるところでございます。

また、相続等の事務作業について説明の必要を要する場合には、役員の方と市の職員と一緒に地権者のほうへ出向いて説明をするということにもしております。相続関係の書類がそろったものから随時相続登記を進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、9月の議会で答弁しましたように、相続が延びれば延びるほど、相続権を有する人がふえる可能性がございますので、早急なる処理が必要だというふうに思っております。

次に、本換地の終了はいつごろかという御質問でございますが、本換地に至るまでの作業といたしましては、確定測量、変更法手続、換地計画書の作成、換地処分等の事務処理が必要でございまして、期間としては2年半程度、通常はかかっているのは通例でございます。

平成27年7月の役員との協議の中で……。

〔「部長、項目が違うがな。会計検査院のどこを言やえんじゃない。換地の話は違うで」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

4番、5番が一緒に出ましたので、あわせて答弁しております。

〔「終了したんか」と呼ぶ者あり〕

〔13番岩江正行君「終了しとらへんで」と呼ぶ〕

終了してません。

〔13番岩江正行君「4番、言ようやつを」と呼ぶ〕

〔「5番の答弁をしよう」と呼ぶ者あり〕

〔13番岩江正行君「4番目を一遍言うただけじゃがな」と呼ぶ〕

**建設部長（真野 弘紀君）**

答弁控えます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

それじゃあ、まだ一緒には質問がありませんので、5番についてはまた後ほどしていただきます。4番の答弁は……

〔13番岩江正行君「4番言うとんのに、4番、指摘事項は何です、どういうふ

うな指摘されとんですかということを探ねてくれにゃあいけんが、議長。このことについての答弁せなんだら」と呼ぶ]

指摘事項についての答弁がありませんでしたか。その点についての答弁できますか。

それじゃあ、建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

指摘事項は、23年4月の会計検査で、工事は完了しているが、耕作をしていない人がいるというような指摘を受けております。

以上です。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

部長、この会計検査院の現地調査と20年末と23年4月と2回来とるわけじゃ。ほいで、1回目のときについたら、こういうふうな指示をいただいたんじゃ。2回目についたら、こういうふうな指示をいただいたんじゃと。それをどういふふうな形の中でクリアしたんじゃと、これが答弁じゃないんか。おかしいよ、何言よんな、ほいで。ぐじゅぐじゅぐじゅぐじゅ、わけのわからんことばっかし言うて、そんなことをわしは聞いとりゃあへんのんよ。会計検査院の現地調査と指摘事項について、会計検査院は草刈りだけ済んだらええというて言うたんか。区画整理は済んだるけども、まだいろんな問題、これ国会で議論しとるやつなんよ。今後の県の対応について、会計検査院の指摘や国会報告の議論とは関係なく、農林水産省としては事業を完了したのに成果が上がってない、成果が上がとらん言よんじゃ、全然。あんた方は事業が完成しとる言よんよ。全然成果が上がとらん。未耕作田がある、このことに対してということを指摘されとるわけじゃろう。未耕作田があるんじゃろう。ほんなら、どうしたらえん。そのことを農水省はこういうな認識でおるんじゃが、ほいで県としても、これは県としてもこれを指摘されて、農水省から県としても中四国農政局、美作市、地元の方々と連携をとりながら耕作ができるように引き続きいくんじゃと。これもまた、今言よる最高裁まで持って行って裁判せえという話か。この間そうやって言われたんじゃけどな、最高裁じゃ、裁判所じゃというて。その辺のとこのちょっと回答、お願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

先ほど岩江議員の御指摘のありました、工事は完了しとるけど、未耕作地があるということをおっしゃったけれども……。

〔13番岩江正行君「わしが言よんじゃないんで、これは。国会で議論しとる問題を言よんで、これ」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

1対1の対話は控えてください。

**建設部長（真野 弘紀君）**

結論といたしましては、未耕作地イコール耕作をしてないということでございます。したがって、私どもといたしましては、耕作をしていただけるように、先ほども申しましたけれど、赤田営農組合とか地元協議をして再三お願いをしてきたところでございます。しかしながら、いまだにまだ未耕作地があるというのは残念でありますけれど、今後とも解消できるように進めてまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

要点、全然違う方向ばっかしの話をしてくれるんじゃないけども、営農組合に頼まれた、わしが一番に、この草刈りしょうるお金について、田んぼを耕うんしたりしょうるやつについての、このお金はどこで出よんならというてわし言うたろう。これはずっと美作市がまだ本換地が相続登記ができません間はずっとこうやして草刈り、赤田営農といわれるんか、そこのとこへ頼んでいかにゃあいけんのか。その金は誰が払うんなら、これ。事業主体はあんた方じゃねんか。美作市じゃねんか。早う責任において解決しんさいよ。言ようること、その言うたことをちょっとお金の支払い、誰が払よんならという。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

赤田営農組合にお願いしている分でございますけど、23年にお願いしている分については、市費でやっております。それから、その後については地元のお金で対応をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、問題の解決に向けてそのときそのときで判断をされてきております。私どもも今後その問題解決の糸口がはかれるなら、積極的な対応をしてみたいというふうに思っております。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

5番目。

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、続けて5項目めに入ってください。

13番（岩江 正行君）

本換地事務の現状ということで、相続登記、本換地の終了はいつごろになるのか。

もう済んでから、あんた方は済んだ済んだ言よんだったら、済んでから長うなるんでしょう。本換地が今までできんのがおかしい。いつごろまでに責任を持ってできるんか。その日時を御回答お願いします。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

本換地事務の現状でございます。先ほどちょっと申し上げたんですが、再度御答弁させていただきます。

まず、御質問の相続登記についてでございますが、現時点で相続代位登記対象者が16名おられまして、そのうちの7名については相続登記が完了しております。残り9名の相続につきましては、役員の方に登記に必要な関係書類をお渡しし、事務作業をしていただくよう依頼をしておるところでございます。

また、相続等の事務作業について説明の必要を要する場合には、役員の方と市の職員が一緒に地権者の方へ出向き説明をするということとしております。相続関係の書類がそろったものから随時相続登記を進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、9月の議会で答弁いたしましたように、相続が延びれば延びるほど、相続権を有する人がふえると

いう可能性がございますので、早急なる処理が必要だというふうに思っております。

次に、本換地の終了はいつごろかという御質問でございますが、本換地に至るまでの作業といたしまして、確定測量、変更の法手続、換地計画書の作成、換地処分等の事務処理が必要であり、期間としては2年半ぐらいが通常かかっております。

平成27年7月の役員との協議の中で、地権者と会議をしるわけですけれど、なかなか堂々めぐりなので、とにかく確定測量をしてほしいという要望がございました。それを受けて市といたしましてもいろいろと検討した結果、工期的なこともあり、一部の確定測量をことしすることといたしました。確定測量を実施するに当たり、境界標の設置基準を決める必要がございます。このことから、役員会の招集をお願いし、本年ですが、11月9日に役員会を開催したところでございます。その役員会において、今回実施する確定測量の内容及び境界標の設置基準案の説明をしておりますが、役員会ではなかなか承できないと、皆に言えないというのがありまして、役員会ではなく、地権者会議を開いて決定したいというような結果となっております。その後、まだ地元からはアクションは起きてないというような状態です。

いずれにいたしましても、確定測量をまず行わないと次の作業には移れません。したがって、早急に地権者会議等で境界標の設置基準を決定をしていただき確定測量を行いたいというふうに思っております。今後、要望に応じて作業がスムーズに進むよう、御協力やお力添えをしてみたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

2回目。3回目か、2回目やな。

**議長（山本 雅彦君）**

2回目です。

**13番（岩江 正行君）**

部長、仮換地ができたらんのに、今言よう確定測量ができるんか。仮換地が済んどらんというて言うところぞ。これについては、内容証明も再々出いとるはずじゃ。おい、何しょんな、おまえ。

仮換地が地元のほうから内容証明でおかしいじゃないかというて再々内容証明で出とるでしようがな、内容証明で。仮換地したらんもんが何で確定測量ができるん。あんたはそこで一人しゃべりょうる、市長と同じようなことを言う、何でもできる思うとんじゃろう、あんたここで。そうじゃないんで。そがいせなんだら、相続登記のとこへ行かんのじゃねんか、まだ。相続登記じゃなしに本換地のとこへ。仮換地ができなかつたら確定測量もできてない、できない。これができなんだら、本換地はできんのじゃないん。

ついでに、それで本換地するのにどのくらい予算がかかるん、これから。その辺のとこについてもわかる範囲でよろしいから、御答弁。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

まず、事前換地、仮換地ですけれど、平成17年2月3日に役員5名が土地改良団体連合会の主催する換地研修会に役場職員2名とともに参加をし、換地の勉強をしております。その後、地元で全体会議を2回、役員会を6回から7回開き、また市の担当者にもアドバイスを受けながら、約半年間を費やして事前換地原案を作成し、平成17年9月5日、最終事前換地案として提出され、それをもとに事業に取りかかっておりま

す。

それから、まず換地に至るまでのいろいろな諸費用でございますけれど、まず確定測量に係る費用が概算で450万円程度かかるというふうに思っております。それから、変更の法手続とか資料作成に50万円、換地費で410万円、合計910万円程度というものが必要になってくるというふうに思います。

美作市の作業と地元の作業をちょっと紹介させていただきますと、相続登記についてでございますけれど、相続登記のほうは市で戸籍の収集とか相続関係図の作成とか、相続の登記申請は市のほうでさせていただきます。地権者の方をお願いするのは、相続に必要な書類の押印とか、書類をいただくということであったり、印鑑証明をとっていただくというふうになるというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

内容証明で仮換地についての異議申し立てしとるでしょう。しとんじやろう。そのことについての回答は全然まだ出いとか出いてないんか、その内容証明に対する御回答。その後ろのほうでちょろちょろちょろちょろ物を言う、あんたが皆かような問題を起こしとん。あんたが前に出て説明すりゃあえんじやがな。

そういうことで、とりあえず換地がいつごろできるんか、早うせなんだら、これはほんまに大変なこっちゃ。わし自分とこの自治区の山の登記、ちょっと手伝うたんよ、するやつを。それは枝がまたどっと出てしもうて大変なことになるん。わしの妹が大阪や加古川やたつのほうへ行つとる、その子らまで全部判が要る。そういうふうになりますんで、地元の同意を早う得られて、横山副市長が言ようたけど、裁判でも何でもすりゃあえんじやがなというようなことを言ようたんじや、これは換地は済まんど。事業主体は恐らく全部あんたとこですから、これ地元が裁判するんかどがんなんか知らんけども、それは個々の考えじゃでわからんけども、こういうなことでは、相続登記はいつまでたってもできないんじやないか、本換地ができないんじやないかと思えます。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員、次の項からは休憩の後をお願いします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員の質問を続行いたします。

6項目めの質問から入ってください。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）〔質問席〕**

では、6項目め、7項目めについては、NODAレーシングスクールについての質問をさせていただきます。

初めに、6項目めのNODAレーシングアカデミードライバー養成学校誘致についての財政支援と投資効果についてのお尋ねをさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

岩江議員からのNODAレーシングアカデミーへの財政支援と投資効果についての御質問でございます。

財政支援につきましては、議員の皆様の御理解、御協力をいただきまして、本年3月議会におきまして、平成27年度予算として施設改修費1,100万円を、また平成26年度第7号補正予算として、国の地方創生の予算でございます地域住民生活等緊急支援のための交付金を財源といたしました施設移転・親切補助金、施設移転・新設奨励金、そして施設運営補助金、計2,700万円をそれぞれ議決をいただいたところでございます。

今後は、長期的に安定した経営が行われますよう、国の交付金を活用しながら、設立後5カ年間は定額1,000万円の施設運営補助金を、その後は市内に住所を有する方の数に定額20万円を掛けた金額の交付を計画しているところでございます。

次に、投資効果についてでございますが、NODAレーシングアカデミーを誘致したことによりまして、現在NODAレーシングアカデミーの校長とその御家族を初め、生徒や施設関係者など計12名の方が美作市内に住んでおられると聞いております。本年10月に国勢調査がございまして、その結果は今後5年間の地方交付税算定の基礎数値となるところでございますが、1人当たりの交付税額はおよそ30万円でございますので、今回12名の方が増加したことによりまして、年間360万円程度の地方交付税の増額が見込まれることとなるところでございます。

また、地域への波及効果に関しましては、施設運営に当たり、常勤講師1名、非常勤講師3名、給食調理員1名、事務職2名、計6名の地元の方が採用されております。さらに、週2回程度使用いたします岡山国際サーキットへの使用料として毎月20万円程度、寮生活を送る生徒たちの地元食材を中心とした給食材料費として毎月20万円程度、それぞれ支払われておりますほか、12名の方が市内で生活するために必要な日用品や物品の購入などもあり、地域の消費拡大、経済循環に寄与いただいているところでございます。

あわせて、NHKテレビのニュース番組などでもその活動が特集として取り上げられておりまして、美作市の情報発信にも寄与いただいていると考えておるところでございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

戦略監の答弁がありますか。

ほかにはございませんので、2回目の質問をお願いします。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

至れり尽くせりじゃな、これ。それで360万円、年間に効果があるやつを毎年毎年1,000万円ずつ金を入れて、足し算引き算がようできよんじゃろうかな思うて、なあ教育長。足し算引き算できるん。360万円効果があるんじゃと、早う言うたら。360万円金を使うて、1,000万円ほど、毎年毎年5年間払うというて言よんじゃが。それで効果があるというて言えるんかなという。

それと、これ森分総合戦略監が答弁しとんじゃけども、車を買うやつ。これらの説明ありやせんがな。どえらい効果があるようにあんた言われとんじゃ。2,500万円も予算つけて、わしが聞いとる限りでは、これA級ライセンス持った人をこの間紹介してもろうた、勝央の人で。全国でもそのクラスで何回か優勝されとる。物すごうこういうふうなもん、スポーツカーに関しては詳しい。この2,500万円の内訳わかる、あんた、よう。わかってこんなところ説明しとるか。わかっちゃらへんのんじゃろう、これ。なぜ2,500万円も

かかるんならということをお願いよ。これあんたの答弁じゃ、これな。答弁書をここに持ってきとんよ。これ一遍乗ったらオーバーホールせにゃあいけんらしいわ、一遍乗ったら。ほいで、一遍乗ったらオーバーホールの三百何万円か400万円ぐらいの金がかかるらしいんじゃ。じゃから、これはこのオーバーホールするのは、やっぱし車を買うときには本体だけ買って、エンジンはリースするらしいんじゃ、リースな。一遍乗ったらエンジンがペアになるんよ。一遍乗ったらエンジンはオーバーホールし、せにゃあいけんから、あんたのこういうなことをしようたら、何ぼう金があっても足らんじゃ。あんたら出稼ぎで来とるやつちゃけんな、そりゃあ後の借金を美作市の者は皆払やあええぐらいのことを思うてしょんかもわからんけども、こっちの者はたまったもんじゃない、こんなことをされたら。

ほじゃから、1,400万円ぐらいだったら新車を買えるらしい、ええ車が、一番ええのが。何で2,500万円、なぜこの数字になったんか、そこまで研究されたんか、議会上に上程するときにはそこまできちっとした説明ができるようにしてせにゃあいけんわけよ。その辺のところは1点。

それと、やっぱし360万円、1人当たり、ずっとこういうふうに計算しようたら、360万円の効果しかないんじゃというて言ようわけじゃ。交付金に来るやつが。それから、雇用問題も何ぼうか解決しとるでしょう。そじゃけど、6人の食事をつくるのに1人かかり詰めでおるか。そりゃあ、もう向こうの者にしてもらわなんだら、何かそっちのほうでやってもらわなんだら、もう至れり尽くせりじゃ、話を聞きようたら。そういうなこっちゃどがいもならんので、数字についてどのぐらいの効果があるんか。これ書いとんのに、湯郷温泉のお客さんが、本物のレーシングカーに乗るといふ、それ一般のお客さんができると、そういうことをやれば、これは岡山国際サーキットに対しての我々の地域資源、観光にも役立ちますというて書いとる。これ事故の関係やこう、関係したことあるんですか。事故をどういふふうな事故を想定しとんか。それに対しての補償はどがいするんか。これ出いとん、本当のことを書いとんか、これうそを書いとんか、どがいなんな、これ。うそを言うとなか。ちょっと答弁お願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

まず、企画振興部長。

**企画振興部長（竹田 人士君）**〔登壇〕

2回目の御質問でございます。

財政支援と投資効果という関連で1,000万円の今後5年間の施設運営補助金を計画しておりますというところで先ほど御答弁申し上げたところでございます。360万円と申し上げましたのは、12名の生徒さんや施設関係の方などが美作市内に住んでおられて、その方がおられるということで、地方交付税の入ってくる見込みの数値ということで申し上げたところでございまして、そのほかの波及効果といたしましても、6名の方の地元の方の雇用の確保でありますとか、それからその生徒さんや施設関係の方がこの美作市内で生活等がされますのに消費等はあるというふうなことも見込めるところでございます。それから、先ほど最後にも申し上げましたけれども、美作市の情報発信といったようなところでも大いに寄与していただいているというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

総合戦略監。

**総合戦略監（森分 幸雄君）**〔登壇〕

岩江議員の今の御質問に御答弁させていただきますけれども、経済効果につきましては先ほど企画振興部長が申し上げたとおりでございます。

先ほど2,500万円の補助金のございましたけれども、あれにつきましては残念ながら国の交付金から今回不採択ということになってございまして、予算のほうは今回の補正予算から落とさせていただくということで御審議をお願いすることになってございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

ほんなら、戦略監が今まで一生懸命努力したやつは、これは無駄になったん、無駄だったというこっちゃな。国のほうに認めてもらえなんだという話じゃな。国のほうにあんたがした仕事が認めてもらえなかったという話ですね。評価してもらえなんだという話じゃな。そりゃあ、評価するわけがないがな、わしでも評価せんに、あんたのしょうること。国のほうのプロの金出す人が評価するわけではないがな、ほいで。とんでもない話じゃ。

それと、企画振興部長、もう少しようわかるような足し算引き算がきちっとして、ほんまにテレビの前できちっと市民に説明できるような取り組みをしてもらわなしたら、これはいかがなもんか思います。

もう次に入ります。

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、7項目めですね。

**13番（岩江 正行君）**

7項目め、生徒の中に15歳未満の生徒が在籍しとることですが、教育委員会としての見解、法令遵守についてお尋ね、市長は就任後、法令遵守をずっと言われてきております。この意味は文字どおり法令違反をしない、法律や条例を守ることであるが、朽木の地区にNODAレーシングドライバー養成学校を誘致しており、生徒の中に15歳未満の生徒が二、三人おられるというふうに聞いております。学校教育法16条では、修学させる義務を負うとあるが、法令遵守はしていないのか、尋ねます。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

生徒の中に15歳未満の者がいるかどうかということでございますが、美作市内の児童・生徒の修学につきましては、議員御指摘の憲法第26条第2項、教育基本法第5条、学校教育法は17条、いずれにしても保護者は修学させる義務を負うというふうになってございます。美作市に在籍する子どもに関しましては、この法令及び美作市立学校の通学区域及び就学に関する規則にのっとりまして適切に行っていると認識をいたしております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

教育長、「市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第17条第1項又は第2項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童」、こういうふうなことも書いとるわけ。じゃから、うちのはそこの前を見てみんさい。人間の一生というのは教育から始まるというてたびたびわし言よう。そういう中で、人権尊重

と教育というのは切ってもかわせんのんじゃ。そこに人権宣言の認定で大きな立て看板が出とる。ほじゃけど、うちのは役所の中に魂が入っとらん。先ほど部長にも言うたんじゃけど、生活に直面する市民の安全・安心に必要な道路の関係についても、それらを当初の予算で承認しとるものを市長がだめじゃと、理屈はそうなんです。説明は全部言わにゃあいけんじゃろう。なぜここでおくらせたんじゃと、すなというて言うたんじゃということ。そういうなことで、ここへお金を出しよるわけじゃ、公費を。犯罪に手助けしようような話じゃ、これな。

ほいで、この前も県の県教委のほうにも再々言うたんです。義務教育は子どもの将来にとって必要不可欠じゃと。そういうな認識であるんかねんか、美作市の教育委員会は。これ県教委の義務教育課に相談したんじゃけども、教育の根幹を揺るがす行為じゃないかと、こういうに言ようるわけよ。今うちのがしよるやつが。とんでもない、今言ようる公職にある人間があんなことをしますか。あんた行ったということも聞いとんじゃ、教育長が。行って、玄関払いくうて、おまえ二度と来るなというて言われたということも聞いとんじゃ。ほいでも、それじゃあ済ませたらいけんのんじゃ。あんた努力しとるというのは聞いとんじゃ。次長がそがい言われようりました。うちの教育長、努力されたんじゃと言ようるけども、こういうふうな二度と来るなというようなところに金を出すか、これを。国へ行って言うど、今度は。戦略監、国へ行って言うど、わしがこのことを。とんでもない会社じゃがな。こがいなどこ、交付金を出すか、ほいで。そうでしょうがな。

これについての答弁なんじゃけども、今言ようるやっぱし人権という立場から、子どもの将来を考えたときに、どうでも学校だけは行かしちゃらにゃあいけんという気持ち教育長にもなからにゃあいけん。何遍でも行かなんだら。そういうことで、何か答弁がございましたら。やる気があるんだったら、してもらわにゃいけん。私は出稼ぎじゃけん、そういうなことはもうようしませんというて言われるんだたらよろしいし。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

NODAレーシングアカデミーの在籍する子どもにつきましては、これは美作市としては、先ほど申し上げたように通学区の就学に関する規則ということによりまして、保護者の住所ということでございますので、現状ではこちらとして、通常不登校の子どもに関しては欠席の状況を学校長が把握をして、教育委員会には報告し、また学校長は出席を督促すると。それから、教育委員会におきましても、それを促すということがございます。市内にも多くの不登校の子どもたちがおりますが、それにつきましては通学をしていただくように登校を促しているところでございます。しかしながら、権限の及ばない範囲というのもございますし、また不登校の子ども、私も多くの不登校の子どもたちを見てまいりましたが、無理やり私もベッドにしがみついて学校へ行きたくないという子どもの指を一本一本剥がしながら、でも学校へ行かなくちゃと無理やり連れていったこともございますが、それだけではやはり解決しないという例もございます。不登校の子どもたちが学校へ行かない選択の中で、自分の学びたい場所を見出し、そして大人になって成功するという例もございますので、このあたりは軽々にはなかなか言い切れないという部分もございます。

ちょっと長くなりますが、「あかね色の空を見たよ」という映画、少し古い話になりますが、中学校時代、不登校だった方が高校で定時制という学びの場所に出会い、そして現在は今度は逆に不登校の子どもたちを救うカウンセラーとして活躍をしていらっしゃるというようなこともございます。大きな一生の流れの中で、どの学びが子どもたちにふさわしいのかというのは、なかなか軽々には判断ができないと、私の長い

教員生活の中からの思いでございます。済みません、答弁にはなっておりませんが、以上でございます。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ちょっとこれコンプライアンス違反しとんか、しとらんのか、これを聞いてくれにやあいけん。コンプライアンスを違反しとるんか、しとらんのか、聞いてもらわにやあいけん。

議長（山本 雅彦君）

コンプライアンスについて。

〔13番岩江正行君「法令遵守」と呼ぶ〕

そのことの答弁を、じゃあ、お願いします。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

現状で申し上げれば、学校教育法にはのっとっているかと思いますが、実際にここにいる子どもたちのことでございますので、現在文部科学省とも相談をいたしていると。フリースクール等の法案も出されるかもしれないということもございますので、相談をいたしているところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

教育長、県教委の話をしたけど、不登校の子どもについて。県庁の義務教育課は、教育の根幹を揺るがす行為じゃと。美作市の教育委員会は何をしちよるんじゃろうかと、こういうふうに言うとなよ。何をやっとなんじゃろうかと。ほんなら、あんたのほうからきちっと指導してしてやってくれ、わかっとなんのじゃから指導しちやってくれませんかというて言うとなわけよ。ほじゃから、このことについて、在籍しとる校長さん、親御さん、これもう絶対責任があるんじゃ。ほいで、この子ら2人ともこっちに籍を持ってきとらんのか、学校に行きょうらんのか。この辺のともありますし、その辺のどこについての御回答。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

NODAレーシングアカデミーは、学校教育法に定めるところの学校という位置づけはございませんので、教育委員会としては、子どもたちの在籍とかそういうことについては把握はできておりません。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、総括。

13番（岩江 正行君）

とりあえず学校教育法にどうのこうのというて言ゆるけども、子どもがそこで一人、不登校の子がおるわけじゃから、就学の義務を憲法で保障しとるわけじゃから、そこに行かさずに、何ぼう車が好きじゃからというて、それは許されない、中学校の子どもに対しては学校に行かしょうらにやあいけんということになっとなんじゃから、それについてやっぱしきちとした指導をこれからも粘り強く、何遍来るな言われても行っていただきたいと、ここへあんたが教育長でおる限りはな。春からやめるんじやったら、それはええ

けどな。

とりあえず、次に入ります。

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、8項目めに入ってください。

**13番（岩江 正行君）**

8項目め、体は食べ物でつくられると言われております。児童の成長、栄養管理についてお尋ねします。

食の安全、子どもの成長と栄養バランス、指定管理についてですが、誰しも子どもに食べ物で健康に育ってほしいという、これはもう誰しも同じ願いじゃ思います。それには、児童・生徒が健やかに成長していくためのことが、子どもたちの将来につながるの子ども健康を守ることになるんじゃないかと思えます。学校内における危機管理、安全・安心な学校づくりについて尋ねるわけですが。

この8項目めですが、体は食べ物でつくられると言われております。これについて、1番目、食べ物は将来の健康に直結すると言われるが、教育指導はなされているのか、ならないのか。2番目に、子どもの成長と栄養バランスについてですが、これについての御回答。3番目は、食物アレルギーの調査研究についての、この3点について御質問いたします。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

食べ物につきましての御質問でございます。食べ物は将来の健康に直結するというふうに言われておりますが、指導ということでございます。学校教育法には、学校給食を活用した食に関する指導についての定めがございます。その中で第10条には、栄養士もしくは栄養教諭が児童・生徒が健全な食生活をみずから営むことができるよう、学校給食において摂取する食品と健康増進の関連性について指導するというようになっております。これは例えば、中学校を卒業、高校を卒業して実社会、一人で生活をするようになると、一体どのようなものを食べれば自分の健康が維持できるのかわからないといった若い方がふえていて聞いております。そのようなことがないよう指導するというのも学校給食の中の大きな役割となっております。

また、この中には、地域の産物を学校給食に活用する、地産地消ということもございますが、そのほか当該地域の食文化、食に係る産業、自然の恵みについて理解できるようにということも定められております。このことから、本市におきましても、旬の食材、地場産の食材を取り入れた献立、あるいはさまざまな行事における行事食、そうしたものも提供し、食育につきましては、各校で年間指導計画を作成をして行っております。

次に、子どもの成長と栄養バランスということでございますが、栄養バランスにつきましても、これは学校給食法にある学校給食摂取基準というのが定められておまして、これを踏まえながら多様な食品を組み合わせ献立を作成をしてしております。この摂取基準ということですが、給食は1日3食の中の一つということに当たることから、1日に必要な栄養成分の約3分の1を摂取できるようにというふうにしております。

最後、やはり現在非常に気を使わなければならないということは、食物アレルギーということでございます。現在、学校給食における食物アレルギーの対応指針というものが示されておまして、本市でも喫緊に対応マニュアルを策定する必要があるということを考え、今検討を進めているところでございます。現状では、子ども一人一人の状況におきまして、毎年度実態調査を行いまして、アレルギーの対象となる子ども、児童・生徒につきましては、医師の意見書を提出していただき、その症状にあった除去食、代替食等、できない場合は持参をしていただくということにはなりますが、そうした対応を図っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

9月の議会だったかな、安本議員が、好き嫌いがあるものを、これを食べんのだったら、あなたはこの好きなものは食べなくてよろしいというてごみ箱に投げた。作東だけか思うたら、小淵議員が言うのには大原でもあったんじゃというて言よるわけじゃな、大原でも。そういうふうな教育委員会は指導しょんかな。

それで、やっぱし教育長、楽しく食べる体験として、子どもの食べる感心をやっぱしそっちに向けていかにやあいけんわけじゃ。そのような、これも学校教育上、あんた方がやらにやあいけんこっちゃから。そこはどういうふうにと考えとんかな。食べることは生きることの源じゃと、いろんなクリアして食べれるように、食事というのは楽しいもんじゃというような形の中で、その方向に向けにやあいけんやつを、食べるものは今言よるごみ箱へばさっと、これを残すんだったら、食べなくてよろしいというて、フルーツは食べたい、子どもじゃから、フルーツはどこへ持っていくんなどというたら、ごみ箱の中に、ごみ箱の中へ入れる。このような学校教育の仕方、あり方というのは、教育長、これ絶対許されんことなんよ。こんな教師がおるというて言うたら、これとんでもない話じゃ。あれから後に、9月から一遍でも学校の中でこういうふうな指導をしたんか、してなかったんかということ。

それと、食物アレルギーの問題、これについても勝田であったんでしょ、アレルギーで。勝田で事故があったんでしょがな。市内のアレルギーを持つとる生徒の数はどのくらいおられるんか、この辺のともやっぱし聞きたいし、ほいで文科省やこうは、2013年の調査が40万7,500人じゃというて、全国で、言うてる。これはやっぱしショック死に至るといふ非常に危険なもんなんじゃな。じゃから、緊急時に使用するアドレナリン自己注射薬などのような対処方法、教育委員会として現場で教育されているのかいないのか。日ごろから正しい使用の方法をしっかりと理解していることが大切であると思う。対処できる心構えが大事であると。ほじゃから、勝田であってから、勝田ではどういうふうな対応をしたんか。勝田であってから、それを今言よる自分の問題として、自分の学校の問題としてどう学校方の先生方が認識されとんか、その辺についての御答弁。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

楽しく食べるということにつきましては、日ごろから、先ほど申し上げた食育という中で指導しているところでございます。9月議会で作東のほうでの御指摘を受けましたが、これにつきましても学校で確認し、学校のほうといたしましては、ごみ箱へ捨てたということはないんですが、時間が来たので片づけたということはあったと、これは大原、先ほどのお話の中でも同様かと思っております。今現在、学校給食全て給食センターから運搬をしておりますので、片づけの配送が来る時間というのが定められておまして、低学年では少し食べる時間が不足すると、早く食べなさいという中で、そうした指導もあったやに聞いておりますが、これにつきましては議会終了後の校長会におきまして事実を説明し、指導につきましてはどのような子どもたちのそれぞれの個性に応じた指導とか、しかしながら幼い子どもたち、好き嫌いで、何でもそれでいいよというわけにもいきませんので、好き嫌いをなくす指導というようなものも含めて指導をお願いをしております。

それからアレルギー、これ東京でも数年前に死亡事故が起きたアナフィラキシーショックということで、非常に重篤なアレルギー反応が起こった場合、この場合は先ほどのアドレナリンを含んだエピペンという注射を緊急に打てば、これは少し症状が和らぎ、お医者さんへ運ぶという余裕ができてまいります。したがって、そうしたおそれがある児童・生徒が在籍をしている学校には、このエピペン注射を常備し、いつでも必要な場合には出せると。また、その子どもが大きくなれば、その子が持っているという場合もございます。これ実際に私も研修を受けたことがございますが、これなかなか力が要る注射です。大きな太いもので、かなり力を入れて太もものところへぐっと刺さないと入りません。したがって、これはもう研修が不可欠ですので、例えばこういう実際に針はついてないんですけども、こういう力でこういう形のものを押すというようなものを使っての研修と、特に当該児童・生徒がいる学校につきましては、全職員で研修をしているというふうに確認をしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

保健婦というのはおるんじゃない、学校の中へ。〔聴取不能〕というんか、やっぱりその辺のところでやっぱり指導をきちっとしてもらわなきゃいけんわ。誰かおらなんだら。ほんなら、ほっといたらええという問題ではないんです。

それと、やっぱり食べ物という話なんじゃけども、10歳までの食生活が脳の働きを左右すると言われておるといって非常に大事な時期なんよ、一番、小学校に行きようる子どもの。ですから、その辺についても好き嫌いの多い子どもにはどうしてかかわっているのかという、やっぱりその辺のところの取り組みもまたちょっと時間がないので、3月にまた質問させてもらいますから、その辺のこの考え方もきちっと説明、今度はしていただければと思います。

では、9番目の給食センターの委託メリット、デメリットについてお尋ねいたします。

1項目め、食の安全・安心、危機管理は万全かということと、2点目、食材購入の立入検査についていかなもんかということなんですけれども。

これ食の安全というて言ゆるけども、これ初めて言うんじゃないけど、いつになったら教育委員会が対応するじゃろうか思うて、わし黙っとった。この共立メンテナンスになってからじゃ、3件事故があった。神戸のほうは新聞にばさっと出た、神戸のほうは。神戸のほう、神戸の学校であったこと、これは大きな新聞、全国紙に取り上げられた。けれども、美作市はまだどうするんかな思うて、わしは早う気づいてくれたらええのに思うけど、全然気づかない。食べ物は冷凍物が多い。食べ物の中にいろんな異物が混入しとる。鉄かなんか知らんけど、去年の12月、破片が入っとった。それと5月、石の大きなんが入っとったらしいわ、何の石か知らんで。それから、今度は9月15日、ようあそこらマーケット行ったら、ハウレンソウをこういうふうにくくったやつがありますな、紫色の。あれが給食の中へ入っとったというふうなことで、わかっただけで3件、私が聞いとるだけで。こういうなやつの指導について、どういうにされとんじゃろうか。指定管理に出いたらええもんじゃろうか。

こんな子どもの胃袋、教育問題を指定管理に出いたり、子どもの食べるもんでもおまえら、ほんなら金出してどがいでもせえというて指定管理に出いたり、この辺の業者のやり方というのはどがいにもわし納得いかんのですが。教育長としての見解をちょっと聞きたいんじゃないけども、いかなもんか。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

異物混入につきましては、民間委託後も数件、たしか3件だったと思いますが、報告を受けております。

1件は、冷凍のホウレンソウ、これは分析をした結果、納入業者のほうで植物の茎、ホウレンソウと一緒に生えていた植物の茎が入ったものということで分析結果をいただいております。

また、小さな破片、異物が入っていたということにつきましては、これそれぞれの納入業者のほうにも注意を申し上げ、また現状では納入時点におきまして、今まで以上に厳重にしているところでございます。今後もやはりその納入されたものでそのまま入れると、調理をするということではなくて、野菜では例えば3回水をかえて洗うと、あるいは納入されたものにつきましても、細かく検品をして提供する等の注意を行っております。この異物混入ということはあってはならないということで、今も調理の委託をしている業者、また直営の場合も絶対にそういうことがないようにということで、今改めて先日も給食のセンター長会議もいたしまして、改めてお願いをしたと、指導をしたところでございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

時間がないけえ、なんじゃけども、西粟倉やこうでもあわくらんど、指定管理に出いとる、この共立メンテナンスに出いとる。金目はようけい出すんだったら、今までのほうがよかったと。サービスが全然今度はどんと悪うなってしまうたという話。この給食センターでも、管理栄養士がおらんのんじゃな、これ。管理栄養士というんがいるんでしょ。それが不在になっとる。今来とんのは何とかという、オオキさんかなんかといわれる調理師がおられるだけで、それだったらそこにきちっとした指導をさせなんだら、何でもない、子どもの給食から指定管理しとって、皆渡してしもうて何でもかんでも投げやりするようなことじゃ、行政責任はここで果たせんじゃねんか思う。やっぱし責任の所在だけは、あんただけじゃない、わしらも市として物を言わせてもらし、せなんだら、学校に行きようる子どもはたまったもんじゃない。ようこねんなとこへ共立メンテナンスにこの間も今出とるけども、よう渡すんじゃというて、議会上程したもんじゃ思うんじゃ。金目も聞いたらおかしげなことをしとるらしいし、恐らく警察に相談してもええような話があるんではないん。

そういうことで、とりあえずこういうふうなことについては、安全・安心が一番なんで、これからも十分メスを入れて、子どもたちの安全のために頑張っていたきたい、かように思います。

私の今回の質問を終わります。

**議長（山本 雅彦君）**

以上をもちまして通告順番8番、議席番号13番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより10分間休憩します。

午後1時44分 休憩

午後1時56分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより暫時休憩いたします。

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの岩江議員の質問の中で教育長より答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

先ほどの岩江議員の御質問の中に、給食センターの栄養士の配置についての御質問がございましたが、これにつきましては、4センターそれぞれに県費の栄養士が配置されております。

また、民間委託の2センターにつきましては、民間委託の側からの栄養士が必要に応じて配置されておりますので、説明をつけ加えさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

〔10番西元進一君「議長、発言よろしいか。発言させて」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

一般質問を続行したいと思っておりますので、特に必要な発言ということでございましたら、御相談に乗りませんが。

〔10番西元進一君「運営上よ。議事進行。ええですか」と呼ぶ〕

よろしいとは言っておりませんが、じゃあ簡単にちょっと説明してください。

**10番（西元 進一君）**

今のこの時間を本当に今ぐらいな話で議会がこれだけの混乱というか停止したというのは問題ですよ。実際に議長と本当言うたら事務局長がちゃんととさえしたら、時間内で簡単にできる問題ですが。じゃから、そういう点ではきちっとしっかりしてくださいよ。議会運営がもたもたもたもたしてええぐあいにかんでしょう。そういう点では、本当に神経をとがらせて、この議会が円滑に運営されるようなちゃんとした議会運営のためには事務局長がどれだけの役割を果たさなきゃならんか、議長がどれだけの役割を果たさなきゃならんか、よく自覚してちゃんとやってもらいたい。これだけの時間の本当に無駄は私は責任があると思います。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

御忠告ありがとうございます。以後、気をつけます。

それでは続きまして、通告順番9番、議席番号4番安本博則議員の発言を許可いたします。

安本議員。

**4番（安本 博則君）〔質問席〕**

議長の発言の許可を得ましたので、12月定例の一般質問をしたいと思っております。

私は今回5件について質問の通告をしています。

まず1件目は、雲海についてで、議会提出の決議についての内容でございます。2件目としては、東粟倉工房について、4,500万円追加出資、増資のことについて、それから今後の方針。3番目は法令遵守について、横山副市長が法令遵守の担当なので、横山副市長ということで質問の相手を書いています。4件目が政策会議、幹部会議、職員提案について、過去にどれだけこういう条例、規定がある中で活用されているかということについてです。次に5番目が、教育施設、これは幼稚園、小・中、図書館等々を含めてのことござ

います。特にエアコンとか、それから今、来年度予算について多分まだやられとんじゃないかと思うんですけど、その辺についてをお尋ねしたいと思います。

とりあえずは1項目めの雲海についてを質問いたします。

雲海については、本年9月定例で執行部のほうから議案第79号で、元市長に対して訴えの提起をすることで賛成多数で可決され、動きがありました。しかし、去年26年の12月議会で、我が委員会の中でこしらえた百条委員会の中に議会全員の賛成のもと、発議で問題点を指摘したものをしました。それについて今回、元市長に対する提起だけ、これだけでは私はあと残りについて、例えば職員の関係、コンプライアンス、それと元取締役以外の方の取締役についてのこと、それと経営アドバイザー予定の人に対することを出しておるはずなんです、議会議決で。それについて今回お尋ねしたいと思います。

今後、その残りについてどのような対応をされるのか。というのは、今言った4項目、議会議決で出しとるのに、1項目しかされないのはやっぱり公平性に欠ける問題じゃないかと。全て関連した監査委員のほうからも指摘されていることがあるし、百条委員会の今後こういうことが起きないための委員会で指摘されたことについて、やっぱりその辺も尋ねておかないと、あとのことについて、なかったという話にはならないので、その辺をどのように考えておられるか、よろしくお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕**

安本議員の1項目めの雲海についての御質問でございます。

議員御質問の決議で求められています4項目の対応ということでございますが、まず1点目の元市長への損害回復処置につきましてでございますが、去る9月定例会において、訴えの提起に係る議決をいただきまして、先般11月の上旬でございますが、岡山地方裁判所のほうへ訴状を提出したところでございます。

2つ目の関係職員の処分についてでございますが、当時置かれていた状況や内容を精査した上で、裁判の結果を加味いたしまして対応していくことになろうかと思います。ただ、事務は市の業務というのは随時進んでおります。今後におきましてもこういった雲海、工房の問題もございます。こういった各方面からの指摘等も真摯に受けとめまして、今後の事務執行に当たりましては、法令遵守をもとに進めてまいりたいというふうを考えてございます。

3つ目の取締役としての損害回復処置等についてでございますが、会社役員に対する賠償請求は、当該損害について役員の故意または重過失がなければなりませんというものがございます。代表取締役でありました元市長の故意、過失が認定されなければ、役員の故意、重過失を認定するのは非常に難しいものがあるのではないかと考えてございます。

続いて、4点目でございますが、経営アドバイザー予定者への損害回復処置についてでございます。報告書では、放漫経営や調達手続の問題が指摘されておりますが、経営アドバイザー予定者については、市の定まらない政策の犠牲者的な部分も認められるといったところもございます。また、監査委員さんからの報告書にも経営アドバイザーの責任ではなく、むしろ市行政側の責任であるというふうな御指摘もございました。こういったことを踏まえまして、現段階では経営アドバイザー予定者への損害賠償請求は行わない方針でございます。

市といたしましては、現在ございます雲海の財産を有効に活用いたしまして、いかに雲海を再生し、英田地域の振興を図っていくかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

事の発端は何が原因にあるということになれば、資本金の通帳と印鑑を当時の取締役に移さないで、経営アドバイザー予定者に渡した、そこに大きな問題があるんじゃないかな。それで、その人の責任がない、監査委員からの報告でも市のほうに責任がある、どこにそれを書いとるか教えてください。何ページに市に責任がないと書いとるのか。私が読むのには、雲海株式会社には責任があるというのを書いとるのは見るんじゃないけど、市に責任があるとは書いてないと思う。何ページに書いとるか教えてください。ここに私、監査委員の報告書を持っていますから。

それと、今ある食器類、名前を言うたらまた問題になるから、要するにその会社の俗に言うロゴマークというんか、言うなれば会社として商標登録されたものを入れとると思うんよね。ほんならあれを使うとなれば、誰がするにせよ、市が直営でするにせよ、また指定管理で誰かに渡すにせよ、その食器を使うときに、それはどうなるんですか、皆破棄ですか。勝手には使えんでしょう。だから、その辺についてを経営アドバイザー予定者の人にやってもらやあええ。

何でなら、自分の要るような都合のええもんだけをやめると言うたら持って帰って、それに見合うお金は払いました。そういう問題じゃないだろう。もともとと言やあ、その人がそういうお金を使わんだらこういうことが発生してない。そして、取締役の責任、考えてみてください。何のために取締役おるん。そういうことをさせんためにおるんじゃないねん。それで、取締役の責任はないという話にはならんだろう。その辺しっかり考えて2回目の答弁をしてもらいたい。

それで、9月に指定管理料、当初500万円、12月に500万円、それを9月に災害等で土砂崩れがあって、〔聴取不能〕のあれが少なかったから、繰り上げで指定管理料を出してもらいたい、そのときにしっかりチェックされとんかな。どういうものに金を使うてなつとんで、実際は客も少なかったかもわからん。だけど、それだけの話じゃないと思う。ここにあるけど、決済があるんで、ここへ。伺いじゃ。大芦高原温泉国際交流村指定管理料の支払いの時期について、全部読まんけど、12月支払い予定の指定管理料を繰り上げ、9月に支払うことにしてよろしいかお伺いします。それで、ここへ判こをずっと押しとんじゃな。ほじゃから、払うとんじゃ。このときにでもしっかりやっつけば、500万円だけでも助かつとんよ。まして、印鑑、通帳を預けたら、うちの子どもでも使わあ。そういう話じゃないだろう。それをしっかり管理するんが取締役じゃないん。その辺について答弁。

議長（山本 雅彦君）

答弁。

〔4番安本博則君「また休憩か」と呼ぶ〕

どなたが答弁しますか。

副市長。

〔4番安本博則君「しっかり答弁してくれにやあいけんで」と呼ぶ〕

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

答弁全部できるかどうかはちょっと私もわからない部分もありますが……

〔4番安本博則君「大きい声で」と呼ぶ〕

百条の決議をいただいて、まずそれから市長が監査要求をしたわけですけど、その後の監査委員の意見書もいただきました。それに対応することが時間的に長くかかったことはおわびしますが、これについては両

方の書類とも顧問弁護士を通して、民法上とか会社法とか一応のことを全て検討しながら協議しながら進めたわけでごさいます、今回その責任の範囲ということで、これ損害賠償ということで元市長に提訴をして訴状を上げているわけですし、その中身につきましては答えを差し控えるというよりは、お答えをすることができない、今訴訟の中で今後の裁判の中で明らかにしていきたいと思っております。

それから、重複するかもしれませんが、職員の処分につきましては、その結果が当然わかるわけですが、早くわかれば、それでよしと思えますけど、それによって職員の責任分野についても明らかにしなきゃいけないと思っております。

それから、取締役のことが御質問がありましたけど、まず元市長にその責任があるということで訴えの提起をしておりますので、その中でいろいろと裁判の中では起きてくるだろうと思えます。その中の過程での話ですので、きょうはその答弁は差し控えたいと思えます。

それから、皿といいますか、経営アドバイザーの件ですけど、これについては会社の中の、一応は会社法上でいけば、会社の中のことでありますので、そこをどう対応されるかというのも、これも訴訟の中で論戦になるころだと思っております、今回その部分についてはしていないと、取締役についても同じことですけど、していないという状況でございます。

以上でございます。

あと、市の責任というのは、ちょっとそのところがわからないんで、ちょっと総務部長のほう調べてますので、しばらくお待ちください。〔降壇〕

〔4番安本博則君「休憩しんさい」「休憩」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、答弁調整のために10分間休憩します。

午後2時42分 休憩

---

午後2時52分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの安本議員の2回目の答弁から再開をいたします。

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）**〔登壇〕

私の1回目の答弁でお答えしました内容について、1カ所訂正をさせていただきたいと思えます。

いま一度答弁のほうをお答えさせていただきたいと思えますので、御了解いただきたいと思えます。

4つ目、第4番目の項目での答弁でございます。

経営アドバイザー予定者の損害回復処置についてということでございます。その中で、監査委員さんからの報告書にも経営アドバイザー予定者の責任ではなく、むしろ市行政の責任というふうにお答えいたしました、むしろ株式会社雲海の代表取締役である元市長ということでございます。市ではなく株式会社雲海代表取締役の元市長の責任であるという指摘もあることからということに訂正をさせていただきたいと思えます。

それから、監査委員さんのどのあたりにそういった報告書の中に書いてあるかという御質問でございます。

監査報告書の20ページでございます。先ほどお答えしました内容と全く一緒ではございません。文章的に

その一部を読まさせていただきますと、充て職とはいえ、市長が代表が取締役云々ございます。

〔4番安本博則君「どこら辺にある。9、10という番号打つとるが。20ページ」と呼ぶ〕

20ページでございます。私もちょっと抜粋でございますので、位置がそこはちょっと違うかもしれませんが、「充て職とはいえ」というくだりが……

〔4番安本博則君「ああ、あった」と呼ぶ〕

ありまして、同者が予定者らに通帳とか印鑑まで預け、丸投げ同然というふうなくだりがございます。こういった部分を総括して、先ほどの答弁とさせていただきます。〔降壇〕

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員。

**4番（安本 博則君）**〔質問席〕

16ページには、そういうことを元市長が言われとんじゃ。株式会社雲海に経営を全て移譲しており、株式会社雲海の責任であると、こういうことをうとうとんじゃ、しっかり読んどきゃあ。

それと、まだここにもあるんで。雇用契約の関係ない者が、これは19ページじゃな、雇用及び契約関係に  
関係ない者が資金の使用を自由にできるなどと考えていたとしたら、それは余りにも軽率であると、応分の責任はあると書いとるわけじゃ。じゃから、この責任のとこをいう、だから印鑑、通帳を渡さなんだら、その人に予定者に、こういう問題は起こってないんじゃ、しっかり取締役が管理しとけば。そうじゃろう。

だから、今尾崎部長が提示されたところの、したがって経営アドバイザーの損害請求を行わないと、こども訂正してもらわなんだら、意味がないがな。そこだけ訂正して、ほんならこれ責任がないんか、あるんだらう。それは株主の美作市として株式会社雲海に対してここにも責任はあるはずだと。それだけ答弁をしっかりとってください。

**議長（山本 雅彦君）**

副市長。

**副市長（安部 薫君）**〔登壇〕

よろしいですか。

〔4番安本博則君「はい」と呼ぶ〕

先ほどその部分を答弁をしたと思っておりますが、現在その元市長さんに訴状を起こしておりますので、その中で明らかになると考えておりますということです。〔降壇〕

〔4番安本博則君「総括」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

次行かれますか。総括ですか。

〔4番安本博則君「総括、総括」と呼ぶ〕

それじゃあ、総括どうぞ。

**4番（安本 博則君）**

とりあえず僕らはみんなからいろいろ批判浴びとんよ。三百何十万円、400近い金のことでなんしょんたんなと、私らがこれをしたのは、二度とこういうことを起こさせないために、どのようになつとるかということ、ずっと議会の合間もしながら議論したわけだからな。それで、これを議会全員で議決して出しとんよ。だから、その重みも考えてもらわなんだら、今言よう取締役であった者と市長にだけという話でな

いん。取締役だから、だからほかのことも書いとる。もし今言う1項目だけでえんだったら、1項目で終わらすんじゃ。そうじゃない、ここにもあるんじゃないか、ここにも何かできるんじゃないかということで4項目上げとるわけだから。さっきも言ったけど、自分の気に入るもんだだけ持って帰って、あと自分とこで使えんようなもんだだけは置いて帰る。そがいな話にはならん。その辺しつかり、今は仲裁センターというたんか、裁判というたんか出しとる、その結果を見てだけど、できることはやってもらわなんだら、そのためにコンプライアンスの副市長も置いとんだらう。その辺ようしつかり議事録をもう一遍読んで、それから監査委員の報告書もよく読んで、やれるとこはしつかりやってもらいたいと思います。

次に移ります。

#### 議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、2項目めに入ってください。

#### 4番（安本 博則君）

2項目めです。2項目めは、東栗倉工房についてでございます。

東栗倉工房については、平成25年8月21日だったと思いますけど、臨時会で4,500万円の出資金の増資が賛成多数で可決され執行されました。でも、それで言えばもう2年以上過ぎて、やっこの間、僕は用事があって全協に出てないんだけど、それは無効だったと。だから、4,500万円のうちの2,500万円を利得何とかと書いとったな。不当利得金というんかな、それで2,500万円を返してもらうような話のことで出ておりました。

でも、その前に、じゃあ何でそこまで返してもらうまで4,500万円の計算ができなかったかなと思うて、先ほど岩江議員が企画部長に計算ができるんかと言うたけど、当初の説明では、ここに議事録があるんじゃないけど、そこにおられる部長がいろいろとこで金額的にも説明して、昨年の費用実績を参考に積算し、7月以降ですよ、2,415万円、それとか従業員の退職金150万円、消費税、それから清算に係る費用等もろもろ加起来5,229万円、しかしその中から4月以降、要するに25年4月以降です、それ以降にした部分で751万円、売り上げがあると、だから差し引いて約4,500万円要るんだというような説明をされとんじやな。その決算書を見ても、棚卸資産は一千六百何十万円を出とんじやな、たしか。正確な数字を言いますと、1,694万2,000円で棚卸資産が出とったと。それが347万8,000円で処理されるんじゃない、最終的には8月31日に、次の工房をする人とのあれでな。この1,300万円の差がなくて、ここをもっとしつかりしとけば、問題のある資本金が1億円を超えて外形標準課税がかからなはずなんよ。その差、大体400万円ほどじやな。

今言うように計算したら、例えば資本金8,400万円あったはずなんじや、当初。それで、増資した分4,500万円で、1億2,900万円の出資金になった。それで、1億円を超えたから、外形標準課税がかかってくるようになったんじやな。それで、今回不当利得金として2,500万円を返してもらうようなことを言われとん。それで、差し引きしても1億400万円、この400万円を今言う棚卸資産の評価をどのような形でされたん、向こうの言いなりにされて1,600万円が1,300万円になったんじやということ。そこをしつかりして、この外形標準課税、1億円、それはかかるんだよということがわかってされとけば、あと400万円ぐらいの棚卸資産がふえとけば、1億円未満で要らん金、ただの1万円でも2万円でも要らん金が防げとんじやな。

だから、実際外形標準課税が何ぼうかかっとったかと、それとこの第三セクター、俗に言う、9月だったかな、もろもろの決算報告が出てきて、例えばバレンタインが今回赤字になつとるけど、もろもろ出てきとる。これは出てないよな。本来地方自治法では、出さなきゃいけないよになつとるはずなんよ。ここ今読み上げててもええけどな。読もうか。しょうがない。

ここに書いとんじや、地方自治法で財政状況の公表等で243条の3で、普通地方公共団体の長は、条例の

定めるところによりと、毎年2回以上というようなことを書いてんじや。ほいで、その中の2に、経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提示せにやあいけんようにあるんよ、これ決まりが。だけど、ずっと出てないわな。まだ決算が終了してないからしてないからというて出してない。でも、実際は決算終わってんじやないんかな。監査委員のここの報告書あるんじや。東栗倉も。津山の経理さんが終わつとるがな。

それで、問題の24年4月1日から25年3月31日までは、赤字の2,470万円ほど、それから25年4月1日から25年10月まで約7カ月間で3,330万円ほど、そういうのが出とるがな。ほいで、10月25日にそれを全部して、解散届も出されとる。いうことは決算されとんじや。そういう報告をせなんだらいいけんじやないか、地方自治法もな。

それをなぜせなんだかということと、4,500万円をしたときに、当初の説明では、原始伝票もないようなもんで、何もできりやへんのんじやと言いながら、その年の臨時議会するまで、7月の初めに岡山県経営コンサルタントなんかの税理士さんがおるときに、犯罪性があるからどうのこうの、そういうことも書かれとる。原始伝票もないまま、そがんなとこへ渡すこと自体もおかしいんじや。それも結局うそだったけどな。書類は全部あったんじや。大体5年間保存するようになってんよ。それをうそを言うて、ないんじや、ないんじや、警察も届けとんじや。そんなうそくそばあ言われて、ほいでみんなもだまされて4,500万円承認して、ほいで市長が就任されたときに言うたら、それは4,500万円は出すべきでなかったという答弁をしてくれとんじやが。そのときに今の市長だったら、恐らくそういうことは起こってないかもわからん。そのことについては残念じやわな。安易な計画で出されたから。

今言うように、2,500万円、あと400万円さえ、要するに3,000万円、1,500万円ぐらいで済んどんじやないかということじや。棚卸資産をしっかりとけば。だから、誰が立ち会って棚卸資産の棚卸資産の評価をしたん。もともとは一千六百何ぼうで出されとんじやけんな。それが三百何ぼうで1,300万円減つとんじやけえ。何分の1じゃ思う、減つとんのが。5分の1以上じやで。減つとんじやけんな。そがんな話はおかしかるう、どう考えても。いや、これは使えるがな、これはどうじゃがなとやとって、それが棚卸しの評価というのをお互いやって、もう400万円ちょっと超えとつたら1億円の出資金出さんで済んどんよ、しっかりとけば。

だから、その辺、次の会社と契約するときに、棚卸資産の評価を誰と誰が立ち会いしてやったのか。そのときにそういうことを考えると、300万円をお互いが承認したんかということ、二、三点言うたけど、その辺の答弁をお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

私のほうからは、この棚卸しの立ち会いの件につきまして御説明を申し上げます。

立ち会いましたのは、当然現の新東栗倉工房の社長、そして旧の取締役、代表権のある取締役が相互がこの棚卸しの台帳を出されて、お互いがチェックをし、そしてお互いが納得してこれでということで契約を交わされた。それについて、私どものほうも一緒に外から見て、その話は聞きました。

そのときに400万円以上あればということにつきましては、私といたしましては十分勉強不足でそのことは理解しておりませんでした。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

今いろいろ御指摘がありましたけれども、包括的に申し上げますと、この工場の経営変換のときに、十分な精査が行われてなかったということは確かだと私は思っています。その証拠に最終的に、これも議員も御指摘があったように、2,500万円の返還が現金でできるわけですね。プラス残余資産、これはもう固定化しておりますけれども、それを合わせると実損がほぼ回復できるということになっているとすれば、当時の出資というのは一体何だったのかということは、これは反省せざるを得ないということで、先ほど江見部長も反省をしていると、こういうことでございます。

加えて、今後のために申し上げますとすれば、外形標準課税については、今おっしゃったような棚卸しの評価のところにも関係しますし、それから増資の手法もあって、本件は資金不足による増資であるとするれば、原資増資をするのが普通なんです。一方で原資をしといて増資をすることによって、その外形標準課税につきましても、ある外形が整わなければ課税されないんで、その外形におさまるようにするというのが実は会社としての一般的な責任なんです。あるいは税理士としての一般的アドバイスをすべき内容に入っているはずなんですが、それができていないというのは、どこか取締役会なのか、関与しておられた税理士の問題なのかは別として、私にはちょっと理解がやはりできないところであります。

このことをなぜ申し上げるかという、今後の問題として我々は三セクとの関与がある以上、会社法、税法、その他についても一定程度の知見を持ってこれとつき合っていく必要があるということであり、その場合の知見の獲得のために弁護士であるとか、さまざまな専門職種との付き合いもしていかなければならない、こんなふうにも思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員。

**4番（安本 博則君）**

報告ができなかったことの答弁がなくて、なぜその決算が出せなかったか、地方自治法でさっき言うたでしょう。それがなぜできなかったのかということ、外形標準課税が何ぼうかかったのか、何年度は何ぼう、何年度は何ぼう、それも答えてもらいたい。時間がもったいないんですがね。

それと、ここに今言う棚卸しの項目はいっぱいあるんよな。項目は何ページもあるんじゃないけど、本当にしっかり立ち会いしとけば、今言うように、400万円ぐらいのことだったらできとる可能性があるんじゃない、相手にも言うて、これこれこうなんだと、だからもう400万円、頭にあったら、今江見部長の答弁で頭になかったみたいんじゃないけど、そしたら今言う1億円も超えんと済んだ話、それで先ほどの市長の答弁であつたら、市長の言われるようにされとけばよかった、本当は。その考えがなかったんよ。これは最後の政策会議のときの3番目か4番目のときに言いますけど。

とにかくこれからこういうことを上程するときには、うそを言わんようにしてもらいたい、とりあえずは。私らは真剣にいろんな資料を取り寄せたりしながら、真剣に質問しよんじゃ。それをさっき岩江議員も言われたんかな、誰か言われた、この議会だけ終わったらやれやれ、また3カ月前に言われても大丈夫じゃ、そういう安易な考えの答弁だけはしてほしゅうない。それはほんまにここへ出とるあれでみんなに言うときたいわ。そんな気持ちじゃないというんかもわからんけど、事実そうだったわけじゃ、元副市長を含めて。うそばあ言ようた。そうでしょう。うそじゃがな。警察に届けたのもうそ、伝票がないというのもうそ、全部あつたんじゃ。それが後からわかるような。

とりあえずはしっかり、要らん金を出しとる分については、しっかり返金をしてもらおう、それは当たり前。それと、今言われた、じゃあ外形標準課税が何ぼうかかっとつたんな。それともう一点、地方自治法の

なぜ出せなかったのかと、9月のときに何件か出とったでしょう、決算が。その2点か3点じゃな、答弁お願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

副市長。

**副市長（安部 薫君）〔登壇〕**

まず、外形標準課税の件ですが、清算会社の場合は賦課をしないということですので、法人事業税も。計算しますと、1億幾らでしたか、1億2,600ですから、25万円ほどの、0.2%かかりますが、清算中についてはこれを賦課しないということになってますので、一応今の時点ではかからないということで。ただ、会社の解散から清算人のあれまではちょっと時間があったので、そこの辺はちょっとわかりませんけれど、一つはかかってないということです。

それから、決算につきましては、休眠中のは提出しなくてよいということです。終了すれば、また別ですけども。

それから、何点かございましたけど、これもいろいろとありました件で、当初やっぱりこれも監査要求を出しまして、監査意見書が出ましたので、会社の法的な措置はとれるかということは当然大芦高原の場合を含めて同じように弁護士とも相談しましていろいろとやりましたが、今清算会社になっておりまして、それを資金回収をしようと思えば、その資産売却が起きた場合は、もう市としてこれを阻止する方法論がないものですから、最初に申しましたように、その4,500万円のうちの2,000万円は損失補償ですので、これはもう当初から議決もされてます、財政支援ということになりますんで、残りの2,500万円のうち、現金があるものは現金を回収といいますか、しますし、それ以外のものについては、物納と代物弁済ということになりますし、最終的には資産としては現金ではないですけど、残ってますので、それは株主のほうへ、市だけではありませんけど、配当といいますか、分かれて入ってくるんじゃないかと思っております。

それから、棚卸資産の差損が出ている件ですけど、1,600と三百何十万円との差は、やはりこれは先ほど市長が言いましたように、管理不足だと思いますし、それから賞味期限のついた商品があったりとか、それからもう一つは新会社が必要としない品物ですか、そういうものの関係から、差益でなしに差損のほうが大きく出ているという結果であると考えております。

以上です。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員。

**4番（安本 博則君）**

今言う外形標準課税は、かからないという、最初の部分な。25年4月以降、締めるまでの分についてはかかるんだろうけど、それ以降についてはかからないと言われましたね。それと、例えば今言う決算書についても、そういうところは出さなくていいんじゃないかと。それは法律上、地方自治法第何条の何ぼうでそれは出さなくていいんじゃないかと、ちょっと僕も勉強したいんで、その法律論のところもちょっと答えてもらいたいです。2点。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

自治法の規定で、年に2回出すのは、現に我々の出資企業等が活動していて、その活動内容をチェックするという視点から出ているわけでありまして、したがって活動が停止していると、次の変化があるまでは

何もないということで、法律上の法律の求める趣旨からして、それは必要ないだろうという解釈論でございますので、答えさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

〔4番安本博則君「総括かな」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

はい、総括です。

**4番（安本 博則君）**

市長の言われるように、せっかくコンプライアンス担当で呼ばれとる副市長さんもおられるんだから、しっかりその一つ問題をよくもろもろ法律論から特にしっかりやってもらいたい。そのための副市長で来られとると思うんです。

この件については、とりあえず2,500万円だけでも損害回復できて、あと資産を評価してどうなるかはわかりませんが、うちだけじゃない、ほとんどがうちの出資金ですから、美作市の。大半がうちのもんだと思うんですけど。それでその後、今度は今されとる方との賃貸契約の話も多分出てくると思うんですけど、それもしっかり、今やられとる方も一生懸命努力されてやられとんだから、報われるようなことも考えてお願いしたいと思います。

以上、この項目を終わります。

**議長（山本 雅彦君）**

それじゃあ、続けて3項目めに入ってください。

**4番（安本 博則君）**

3項目めに入ります。

3項目めは法令遵守について副市長にお尋ねしたいと思います。

美作市政刷新のために人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例施行規則の中で横山副市長は誕生したと。担任の横山副市長がやることについては、ここに掲げとるのは、これは例規集の中に出とるやつですが、持ち場が何かというのはね。これには法令遵守に関する事務を担当されることになり、平成26年8月24日、31日、参加職員が全部でトータル210人ほどですか、が来られて研修をされたと思うんですけど、その後、1年が経過しとんですけど、その研修の成果があったのかなかったのか。それをしたからよかった、いや、したけどかわりばえがないとか、何かあるはずなんです、意見が。それについてどのように感じておるか。

それと、今後はどのような形で、私らも含めて法令遵守を守るために、また市の条例であり、規定であり、要綱でありを守るためにどういうことをしたらええか、お考えを聞かせてもらいたいと思います。

とりあえず1回目の質問とします。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

横山副市長が自分の評価をするのは難しいもんですから、私からまず評価の部分だけ申し上げさせていただきますと、法令遵守というのは結構言うのは簡単ですが、第1にその言葉が本当に定着をして、いろんな角度からここが抜けとったなあとか、あれが抜けとったなあということで、職員からも例えば、かつてでありますと、長年放置されていた条例の文言修正などが自発的に上がってくるというような状況がこのところ目立っておりまして、大分浸透してきたなと思っております。

また、議会においても、今の安本議員の質問もそうですけれども、法令遵守という観点から問題を掘り下げていくという活動が展開をされておまして、これは横山副市長の成果ではないかというふうに思って高く私は評価をしているということをまず申し上げた上で、副市長からの答弁をお聞きいただきたいと存じます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

副市長。

**副市長（横山 博光君）**〔登壇〕

安本議員の質問に対して答弁させていただきますが。

今市長から声を出していただいたんですが、私自身は役に立ってないというような、そんな思いであります。今御質問の講座を開いた、それからその後、1年がたった、成果はどういうふうに出とりゃあとという、その感じ方でございますが、まず1つは、職員は私生活あるいは公生活の場において法令遵守、これは当然のこと、求められているが、課題は私が知らないところを含んで多々あろうと、こういうふうに思っております。

それから、目立つところでは、2つ目として、やっぱりうっかりぼんやり、こういうところからの、これを原因とする注意義務違反、こういうところからの交通事故、これの発生を多々見ておるとというのが現状でございます。

それから、3つ目として、関係法令をまず知ることが遵守することのまずもとということでありますが、視点を誤らないことだというふうに思います。関係法令を知ることが視点を誤らないと。特に仕事の多くには、税の出金というものが伴いまして、特に今回もいろいろ問題がございましたが、公益性、公共性、公平性、こういう言葉がすぐつながってくるのが金の動きでございます。常に適切、妥当、これを視点に置いた状態で動かなければならないというふうに思っております。

それから、4つ目が地方公務員の基本法たるもの、これにつきましては先ほどからも出ておりますが、地方自治法、特に税の関係では地方財政法、地方公務員法の分野、こういう分野のところの条例規則、こういう関係についての確実な把握と、こういうものをもとにした動き、これが非常に大事なことだろうというふうに思っております。

それから、特に感じておるのが、昨日の議員の質問にもございましたが、この地区におきまして高齢者福祉対策に向けての発想力、これについての関連ある各種法令の研究、調整、こういうことがいまいちというところで行っております。これにつきましては、特に日常生活における交通手段の確保という関係で全国的な問題でもありますが、先ほどの質問にもあったようなところで、この部分については何かいいところでヒントをとりたいというふうに思っております。

個人的な思いからすれば、いわゆる人が乗り、荷物が動くという分の宅配便的な、特に道路状況等を含んでいけば、軽四を利用したところの地域をくまなく動ける、いわゆる在宅介護を含んで、そういうところに対応できるような交通手段、これをぜひつくりたいというふうに思っておりますが、こういう分野の法令の整理、これができてないというのが残念に思っております。

それから、今後どうするんだということでございますが、常識ある市民の求める期待、これについては的確に答える必要があるというふうに思っております。一方、無理な要望とか要求を受けることは、これはむちゃにつながりますし、その結果は違法行為ということに流れるわけですから、ここには一線を引いたきちんとした判断、対応、これを強く求めていく予定です。

それから、先ほどのうっかりぼんやりの事故ですが、これにつきましてはストレスの問題、体調不良、その他の要因等々あると思いますが、時には人柄的なもん、のふうぞということですか、注意心が足りない人柄もあるかと思いますが。一度発生を見ますと非常に大きな被害が出てきますので、各自に対してこの関係については厳しくしていこうというふうに思っています。

それから、違法行為がありまして責任が生じるという問題、これにつきましては、特に先ほどからの問題等々もありますが、損害賠償問題、これが起きるわけでございます。責任の用語には違法性が含まれないものがありまして、法理論の分野にはこれは厳格な定めがあります。違法とは、一般的に故意あるいは過失の有無が存在して、過失の場合は注意義務者が必要な注意を怠りというのが基本要件となっています。その範囲は限定されておるわけです。また、これには予見可能性、回避可能性及び総論における因果関係の立証というもんもあります。さらに、自己過失、他人過失、こういう範疇も問擬されるところであります。

したがって、過失が不認定となりますと、不可抗力という範疇になりまして、違法とはならないわけです。よかれと思いき行動する政策の中にも、時としてうまくいかないこと、これもありますが、判例も論点を浮き彫りにしておるというのが現状でございます。当然のこと、違法の証明が入り口であります。法治社会では証をもって論ずるが原点でありますので、仮に容疑不十分あるいは容疑なしの判断が下されますと、いきなり今度は相手側からの名誉毀損あるいはそれに伴う損害賠償請求行為が生ずるのは、言うをまたないところであります。また、故意に限りなく近い重過失、これも非常に立証上難しいわけですが、この研修も範囲に入れていきたいというふうに思っております。

それから、4つ目として、合併前と合併後の対応差異によっての問題点の解消と法令遵守の関係ですが、同じ事柄でも合併前はそれぞれの対応処理が少々違っていた分野があるのではなからうかと思いますが。これがいまだ何か残っているような感じがあります。また、人の構成においても一部違和感が見られ、それが組織の弱さにもなり、細部の情報の伝達におくれが生じているというふうに感じております。そのためには職員全体に対し、「らしく」ということを自覚してもらい、古きを切りかえて、今きょう現在求められている対応というものを強く求めたいというふうに思っています。この「らしく」の前後に、個人としてさらに組織の立場ある公務員として法令遵守は常に求められているわけですが、「らしく」は短い用語ではございますが、この地方創生、改革の時代でスピード感も要りますし、難しいが、努力をしていただきたいというふうに思っています。

具体的には、新任は爽やかに新任らしく、主任は、係長は、課長補佐、課長、部長は、そのポスト、これに求められているところの役割を適任者らしく、これ「らしく」を持ってこなしていただき、それぞれに中身も深みもありますが、これを頑張れば、心一つにして力を合わせれば、組織は必ずや早いところでのいい方向へ動くというふうに思っております。

最後に、次世代を担う子どもたち、孫たちが希望を持って、高齢者及び弱者に対し温かみが届く、穏やかに安心して暮らせるまちづくり、これを目指して頑張っていきたいというふうに思っております。よろしくお祈りします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員。

**4番（安本 博則君）**

確かに守るとするのは、誰でも難しい。僕らでも全部が全部守れるかというたら、ついこの間も僕、ここで議場で言うたか言うてないかはわからんけど、車に乗って、ポケットから携帯を着信があるかないか見ただけ、ただの数秒でアウトだったんです。普通認識は、かけたり、メールを見たりしたらいいんという

のはわかるんだけど、ただ着信があるかないか見ただけでアウトで、それは何というたら、携帯保持、注視違反というのかな、保持、注視したと言うたんじゃな、見たという、それでアウト、6,000円の罰金。1点じゃな。だから、みんなも注意したほうがええと思うで。かけるだけじゃ、メールは当然いけんのはわかるんよ。シートベルトもせにやあいけん、わかるけど、そういううっかりもある。いうのは、知らんから見ただけの話で、たまたまそれを見られて、旗でとめられて、何で自分でわからんよな、パニックになる。何でとめられたん、あんた今携帯見たろうという、見た、数秒見たでという、もうそれを言うてなかったらえんじゃけど、言うたためにアウトな。だから、そういうやっぱしわからんことがあるんで、やっぱり今そのためにも副市長、岡山のほうから来てもらっとんだから、今言われたようなことをしっかりやってもらええ、美作市もええ方向に行くんじゃないかと思えます。

ただ、その中で、済んだこともわからんけど、当然、横山副市長がおられた範囲のことですから、就任されてからのことですから、例えば前回の議会で、どんぐりの森基金の条例で、地方自治法がありながら、ここに、当該目的でなければ、これを処分することができないという文言がありながら、この森の基金が賛成多数で可決された。これも一つ条例違反じゃな、地方自治法の。それと過疎地域の変更もそうじゃな。控除しながら変更を後から出す、それも第6条の違反じゃわな。ここへある、過疎地域は、前も読み上げたけど、出さにやあいけんようになってんよ。それで、許可をもらうてからするようになってんよ。後からじゃないんよ。それにしたって違反なんじゃわな。

だから、その辺がやっぱり、これ悪意でやったかな、今言う故意でやったか、それから故意じゃなかったかわからんけど、やっぱしその辺のことはしっかり担当部長もおられるんだから、それはおかしいと言える雰囲気、市長や横山副市長が言われるから言えんのじゃなくて、おかしいことはおかしいと言える雰囲気をつくらなんだら、美作市はようになっていかんで。

ここで副市長、ちょっと疑問があるんじゃ。尋ねたいんじゃけど、ここに美作市民栄誉賞条例というのがあるんじゃな。それで今回、別にそれをしたことに関してとやかく、やっぱりようしてくれとるからえんじゃ、ただ表現の仕方、冠のつけ方なん、俗に言う。上につける、頭につけるつけ方、例えばここには美作市市民栄誉賞は、「美作市に居住する個人若しくは市内に所在する団体又は市に関係の深い個人若しくは団体で、文化、芸術、スポーツその他の分野において、国際的な大会等で顕著な成績を収めたものに対して贈るものとする」と、対象者が。それで、今回も3回目の受賞だったらしいんじゃけど、新聞にも出とんじゃけど、それで市民栄誉賞としては1回なわけよ。だけど、今言うその各項目の中、例えば文化、芸術、スポーツなんかで2回、3回と受賞される方はおるかもわからんということで、2回、美作市市民栄誉賞として出せないから、その言葉を特別賞に置きかえてしましようという条例なんよな、これ。それで間違いないか、あるのか。

特別賞の贈呈で、第6条、前条、5条じゃわな、5条は、「市長は、市民栄誉賞の受賞者に対し、表彰状及び副賞を贈り、その栄誉をたたえるもの」、これええわな。この前条というのは5条で、今言う、その下に6条で特別賞というのがあって、それは再び市民栄誉に匹敵するような功績を上げた人に何かを出さにやあいけんということで、市民栄誉賞が使えんから特別賞という特別な賞を設けとるわけじゃな。それで表彰しましよう、それから記念品を贈りましようということになつとんよ。

でも、今回やられたのは、ここへ新聞の切り抜きがあるんじゃけど、これ湯郷Be11eの人、2人の方に山陽新聞が美作市の市民栄誉賞特別賞、市長は最初の行政報告なんかのときだったかな、市民栄誉特別賞というたんよな。栄誉賞とは言わなんだ、さすがに。議事録戻してまろうたら。市長は市民栄誉賞特別賞とは言わなんだ。市民栄誉特別賞、賞が抜けた。ああさすがだなと思った、聞いて。この辺にしたつ

ておかしいんじゃないかと思う。市民栄誉賞特別賞というのはおかしいだろう。だから、この美作市条例の市民栄誉賞条例をこれが正しいか、新聞報道を総務か企画かどこか知らんけど、チェックするんだろう、このような報道をするというのは。勝手に新聞社が書いてとんだつたら、これ県内版じゃというても、美作市だけじゃないけんな。地方版にせよ。美作市というところはおかしなとこじゃな、市民栄誉賞を2回も出す、3回も出すんかと。ここには両選手の市民栄誉賞特別賞は、2011年のワールドカップドイツ大会優勝、12年のロンドン五輪大会の2位、続いて今回3回目となる。ほいで、過去のことについて、僕は今、新聞をずっと探してないから、過去に市民栄誉賞特別賞というて出しとんか出してないんかは知らんで、2回目について。1回目はええわな、市民栄誉賞じゃ。その辺の理解が、これつい最近の話で。11月10日付じゃけんな。ほいで、表彰は8日にされとんじゃ、11月の。サッカーの終わった後かなんかにされとる。

それで今、横山副市長の話だったら、やっぱりもっとよう出すときに、おいこれで間違いないんかと、条例と反しとりゃあへんかというようなことをやってもらわんかったら恥ずかしいがな。山本重行議員かな、美作市制施行記念10年、11年するのにおかしんじゃないかと、それもそうだと思う。あれにしたって、するんであれば、条例と関係ないかわからんけど、例えば市長になられてから金婚式をやられたわな。それから、この間は戦没者のやつ、2年置きかな、あれ。1年置きか、毎年じゃないわな。されとるわな。ああいうような形で美作市功労者特別表彰みたいなんでええわけじゃ。冠は別に美作市市制施行何周年にする必要もない。

だから、その辺のことも考えながら、条例というんか、規定というんか。この今言う、これはどうなんかということ、新聞報道の美作市民栄誉賞特別賞が正しいんか、今言うように市民栄誉賞という部分は間違いで、美作市市民特別賞だったんか。例えば美作市特別賞だったんか。その辺のちょっと答弁を。とりあえず今言う答弁だけお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

副市長。

**副市長（横山 博光君）**〔登壇〕

質問の関係につきまして、私自身が細かく見ていないわけですが、議員の質問内容からすれば、あくまで新聞のほうが違う方向で入っておるといふうに感じております。市民特別賞というような形でいけば、ただその新聞社のほうへ当市のほうが原稿間違いというのも十分考えられますので、そのあたりきちっとけじめをつけて、今後同様の過ちを起こさないように、先ほどから御指摘を受けているように、チェックが可能な雰囲気づくり、これでカバーしていきますので、よろしくお願いします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員。

**4番（安本 博則君）**

やっぱり間違いは誰もあるんじゃ。僕らでもあるし、人間じゃけえあるわけよ。だけど、やっぱりそれを新聞に出たら見るはずじゃろう、何人か。この中でも何人か見るはずじゃが。あれちょっとこれおかしいぞ、うちが出しとる文章と違うなとかというのを感じんかったんかなと思うて。これ僕ら、朝お茶を飲みに行くんじゃけど、おまえこれ何なあとというて言われる。僕らも確かに先ほど山本議員の市制11周年と一緒に、おかしいがなおまえ、美作市というところは市民栄誉賞を2回も出すんかというような指摘も受けるわけ。で、今回質問させてもらったんじゃけどな。

やっぱり行動を起こす前には、それがほんまにうちの国の法律に触れてないか、うちの条例、規則に触れてないかというのをやっぱり見ながら公表せんかったら、ここだけの話じゃないけんな。岡山県内、下手す

りゃあよそも行くかもわからん。岡山新聞、近くのほうに。山陽新聞かな、何かわからんけど、行くわけじゃ、地方版じゃけえ。じゃけえ、その辺もし間違いなら間違いでやっぱしせにやあいけんしな。しっかりその辺は頼みたい。

最後にもう一点、横山副市长、これ今はちょっとようわからんのじゃけど、昔に、昭和時代の話じゃ、僕らの聞いとんのは。例えば、業者と癒着、昔よう言ようた、入札の情報を漏らすとか、もろもろの情報、あどきに飲み食いするんがコーヒー一杯から癒着の始まりじゃと、だからコーヒー一杯も業者からおごつてもろうたらいけんのかとかなというような言葉を僕聞いた記憶があるんよ。前にうちのほうの県民局でもそういうことがあって、新聞沙汰になった業者もおられるわけよ。そういうときに、たしかそういう話が出たと思うんじゃけど。当市において、当然その業者なんかと飲み食いしたり、まして公用車使うて行ったり、まさかと思うけど、そういうことのないようにしてもらわないと、もしあるんだったら今言うように法令遵守にそれこそ触れるけんな。

だから、僕らも多くのごとでみんながおって和気あいあいと飲むんならええけど、特定の業者と飲み食いしたりとか、それからお茶を飲んだりとか、それからもう会ってはいけん人から会うてするとかというようなことは、恐らく美作市の職員、市長を初め職員にはおられんと思うんじゃけど、その辺、昔たしか副市长、そういうようなコーヒー一杯が癒着が始まりというような言葉があったと思うんじゃけど、その辺ちょっと。それと、当時のそういうことが、ないと思うんじゃけど、その辺についての答弁をお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

副市长。

**副市长（横山 博光君）**〔登壇〕

御質問の関係につきましては、私自身の経歴からして、40歳少々過ぎたころに、県警捜査2課の特捜班長という位置で、それ専門職にも2年間ほどおりました。このかげんでは、先ほどお話がございましたように、コーヒー一杯という分が入り口話として今でも残っているはずですよ。つまり癒着のスタートラインは、そこでちょっとだけという部分が全ての方へ流れていくという部分です。コーヒーが昼御飯になり、昼御飯が晩ちょっと軽く一杯行かんかということになる。これを使うてみたら使いやすいよということよ、物が動き出すというのが人の流れでございます。特に日本の場合においては、そういうことで地ならし等々を含んで、おかしいという部分が自然体で流れていくというのが風土的にあったわけですが、特にこの時期においては、縛りが非常に厳しくなっているのも現状です。

したがって、昔は何ぼう以上の金額なら贈収賄事件でも事件にするというのが結構金額では高かったわけですが、今は非常に金額が小さくても癒着という関係が証明ができると事件性につながっていったというのが現状でございます。したがって、当市においても相当の金額のものを動かしておるわけですから、職員においても常にそういう危険性もあるわけなので、自分を中心にして問題が絶対に起きないように頑張っていきたいというふうに思ってます。よろしくをお願いします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員、総括です。

**4番（安本 博則君）**

副市长、とりあえずほんまに新聞沙汰にならなければせんかったら、せつかくコンプライアンス、法令遵守をうたわれとんだから、美作市萩原市長になられてから。当然その前から本来はせにやあいけんことよ。だけど、余りにも萩原市長が恐らく思いは美作市はそういうところが欠けとんじゃないかということよ恐らく専門に置かれたと思うんで、やっぱしそれでなかつたそういう問題が出たら、それこそ恥ずかしい話に

なるんで、その辺だけはしっかりお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

**議長（山本 雅彦君）**

続けてどうぞ。4項目めです。

**4番（安本 博則君）**

4項目めですね。4項目めは政策会議、幹部会議、職員提案について。

美作市の例規集の中にある規定及び要綱について、教育長、政策審議監を初め部長級の全員にお尋ねします。全員ですよ。

今までにこのことについて質問を、例えば政策会議とか、幹部会議で出席されて発議をしたとか、提案をしたとかというのが個人的に何回あるのかということが聞きたいです。

それと、職員提案についても、例えばここで部長級になられた人も、去年、おとどしからなられた人もおるし、間がない人がおったら、その前のことも聞きたいんで、これは平成24年度から27年10月、本10月までの間のことを尋ねていますので、回数、それと発議したこと、例えば政策会議で発議を3回しましたとか、私はなつたばあで全然政策会議と幹部会議は出ていません、ただし職員提案でこういうことを提案したことがありますというのを各部長級の皆さんにお尋ねします。

**議長（山本 雅彦君）**

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕**

安本議員からの4項目めの政策会議、幹部会議、職員提案についての御質問でございます。

まず、私のほうから政策会議、幹部会議の総括的な御回答をさせていただきたいと思います。

美作市政策会議の開催回数ですけれども、平成24年に8回、25年度に3回開催し、平成26年度以降は開催しておりません。

続きまして、幹部会議の開催回数ですけれども、平成24年度に11回、平成25年度に17回、平成26年度に14回、ことし平成27年度は10月末ということなので、10月までに9回、それぞれ開催しております。

また、会議に出席し、発議した回数についての御質問でございますけれども、発議について規定しておりますのが、政策会議のみとなっておりますので、そちらについてお答えさせていただきたいと思います。

大きくくくった項目で捉えますと、平成24年度に29項目、25年度に10項目となっております。それらを案件ごとに数えますと、平成24年度に37件、25年度には25件が発議されております。内容につきましては、多岐にわたりますので、詳細は省略いたしますが、市政の施策等について担当部局より発議され、審議を行ってまいりました。

なお、政策会議につきましては、平成26年度3月30日の萩原市長就任以来、全部長級の出席する幹部会議を市政に関する基本方針及び重要政策を審議する会議と位置づけ、一部幹部職員による政策会議は事実上休止状態にしております。そのため、市例規との整合性にずれを生じておりましたので、平成27年11月1日をもって美作市政策会議規程を廃止し、あわせて美作市幹部会規程の改正を行い、幹部会議に従来政策会議が所掌しておりました事項を統合することといたしておりますので、ここに申し添えさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

今の政策審議監の答弁は御質問と全く合ってなかったものですから、まことに申しわけないと思っております。訂正をさせていただきます。

まず、その発議というものの本質がわかってない答弁なんです。今、御質問は何件発議があったかということですが、その基本的に役所の意思決定、政策決定は、文書主義ということになります。何かふわっと発議があって、雰囲気でもって決めるもんじゃなくて、最終的に全ての発議は起案をして、それを決裁をする形でいくわけでありますから、そういう意味では美作市全体を通してみると、発議は年間に1万件以上は多分あるんだろうと思っております。その一部は部長どまりであったり、決裁権者がおりにいることもあるんですけども、本当に発議というたくさんあるんだということを文章の中でまず確認をしなければいけないというふうに思っています。

その中で、幹部会とか政策会議というのは、政策会議の場合は限定メンバーだったんですけども、それがいいように使いにくかったんですが、共有をした意識をその発議に加えて持つべきものについてかけていく。例えば、先般で言うと財政の総点検、これは全ての部局に関連しますので、その原案は財政課がつくり、いろいろ協議をするんですが、それを幹部会にかけて、こういう状況になっていることについて認識をし、これが次年度予算編成の出発点なんだという位置づけを明確にするといったところが幹部会議の大きなポイント、あるいは人事異動をするときに、人事異動の基本方針はことしはこういうところで注意をやるんだとか、予算編成の基本方針はこういうところやるんだとか、あるいは庁内行事で大きいのがあるときに、これは全部局対応して人を出してやっていこうねとかという、そういう合意形成をするというのが大きな役割になっておりますので、ちょっとそのお尋ねと答弁もずれておりましたし、要らんことも随分言っておりましたので、そこをまず訂正をした上で、各部局から答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（竹田 人士君）**〔登壇〕

安本議員の御質問のうち、職員提案についてでございます。

美作市職員提案制度というものを設けておりますが、この制度の実施要綱に基づきまして、職員提案をされたものにつきましては、平成23年度以降は、平成23年度に1件、平成25年度に1件の合計2件でございます。

平成23年度の提案は、弁護士のゼロ地域解消に向けてという、美作市に法律事務所を誘致するというものでございまして、趣旨採用ということになってございます。また、平成25年度では、土地利用調整会議の実施と各種法令に基づく計画の見直しという提案でございます。

最近提案がない状況ではございますが、各所属部署において、職員が日々の業務の中で感じる疑問点や問題点について考え、創意工夫して改善に取り組んでいるところでございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

特に件数とかをお聞きしてますので。調整されますか。

それでは、答弁調整のために5分間休憩いたします。

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁から始めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それでは、お許しいただきまして、各部個々というよりも、代表してお答えしときますけれども、発議件数につきましては、部によって違いますけれども、大体月に10件を下ることはないという、相当大きな量になりますので、これまた後でまとめて、これ起案番号がありますので、必ずわかります。それを報告をさせていただきます。

なお、その中で特に共通理解を得べきものについて、政策会議ないしは幹部会にかけてしっかりと理解の調整を図ってきたということでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員。

**4番（安本 博則君）**〔質問席〕

私がなぜこういう質問を出したかという、まず僕は民間で何十年も仕事をしてきたんだけど、民間であれ公務員であれ、そういう会議もろもろに出て、やっぱり人間育っていくと思うんじや。発言したり、人の意見を聞いたりしながら育っていくと思う。だから、そのために実際どれだけされとんかなと思うて質問したわけで。

今回言うて、また休憩休憩というて市民に対して申しわけないんで、これ市民に聞かれたら公表はしますよ。それは言うときますけど、ここでできんから言うんであって、各部長級、僕が質問しとる部長級で、この内容についてわからなかったら聞きに来てもらうてもいいですから、自分なりに会議に出席した回数、その中で意見できた回数もあるし、文書で出さなきゃいけないところもあるんだけど、会議によっては。それをされたかされてないかを、ここにおける部長級全部、教育長を含めて、質問相手を書いとるでしょう、教育長、政策審議監、各部長級ね、をされたかは文書でください。そのかわり市民に聞かれたら、ああこの人は何回何ということは当然言わせてもらうということだけは、ここで発言しときます。とまって市民に申しわけないんで、そういうことで文書をお願いします。

とりあえず、ほんまに公務員であれ、民間であれ、やっぱしそういう会議に出て発言する、岡山県に15市ですか、その中で市を代表して会議があつて行かれたときに、美作市の市の代表ということで行くわけだから、そこだけで何と美作市の来とった職員はなと言われたくないためにも、やっぱりそうせにゃあいけんわけよ。職員も僕らも当然そうあつていかにゃあいけん。そういう中で育っていくんで、それだけしっかり頭に入れてもらいたいと思います。

次の質問に行きます。

**議長（山本 雅彦君）**

それじゃあ、5項目めに入ってください。

**4番（安本 博則君）**

5項目めは、教育施設、幼稚園から図書館なんですけど、平成28年度に向けて、英田地域でエアコン設置されとると。それで、28年度以降、計画があるのかなのか。

それと、今言った教育施設の中で、直さなきゃいけないとこ、それとか物を買わなくてはいけない部分というのが、28年度予算に生かされているのかいないのかについてお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

エアコン設置でございますが、議員御質問の英田地区以外のエアコン設置ということでございますが、27年度は残念ながら新たな設置ということではできませんでした。しかし、教育委員会といたしましては、財源等の問題もございますが、できる限り集中できる環境を整えるということで重要な課題というふうに認識しておりまして、エアコン設置に向けて努力をしまいたいと考えております。

それから、各教育施設の改修、修理修繕ということでございますが、大規模改修につきましては、本年度3小学校におきまして、体育館2カ所、講堂1カ所、これつり天井、耐震のつり天井を撤去するという大きな工事がございましたが、ことしまですと補助金が大きくつきますので、ことしじゅうにつり天井の撤去ということで実施いたしております。これによりまして、現在のところ学校関係につきましては、大型改修というのは終了かなというふうに思っております。

しかしながら、学校によりましては老朽箇所というものも多くございますし、各施設からの要望等もございますので、関係機関、施設と協議をしながら今現在進めているというところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

まず、エアコンの件ですけど、市長が当初英田につけるときに言われとる議事録がここにあるんだけど、英田のほうは試験的にと、それでそれをつけることによってどのように例えば成績が上がるんかとか、体力がつくのかとか、健康面がどうなんか、風邪を引くとかというようなことを言われております。それで、教育長も27年3月のときの質問の答弁の中で、今後設置による効果というのを見きわめる必要もあると思えますと、それから全国的に見ても、県内の状況を見ても、エアコンの設置率というのはかなり高くなっているという状況も見据えて今後検討してまいりたいと、これ3月に言われとんよな。もう年度末が来よんじゃけど。本当にやる気があるんかなと思うて。

ほいで、市長が言われとることに関して、データのものをとられとんかな。例えば、市長は学力の問題、体力の問題、健康面、そういうことに対して今英田地域でつけられとる小・中学校、それから保育所もあつたんかな、幼稚園か。そういうところでデータのものをとらないと、市長、こういうように成果があります、だから全体につけてほしいんですと。先ほど政策会議のときの質問の中にあつたけど、福原政策審議監なんか次長のときに発議しとんですよ、政策会議で。近年暑くなつとるからクーラーをつけてやってくださいという発議しとんよ。それで、教育長も今言うように、検討しております、検討というのは誰でも言えるんよな。前へ進まにゃあ意味がないがな。

それと、データのものをとらなんだら、市長に説得できんだらう。どこもつけとるからつけてやってください。それで、市長はわかったというはずがないが。市長、やっぱし英田でこうだったから、効果ありますと。だから、当然つけないとだめじゃないですかと言えるんじゃない。津山市なんかは、これは9月8日付の新聞なんじゃけど、津山市は平成27年度から5カ年計画で市立小・中の全普通教室にエアコンをつけよう。それで、28年度末には中学校は全部完了するというようなことも新聞に出とんじゃな。その前には小・中学校の全教室につける計画をしとるわけじゃ。それで、教育長もさっき読み上げたけど、近年クーラー、エアコン設置したところ多ゆうなつとると言われとんじゃ。だったら、もっと真剣に考えてもらわん

と、同じような条件に子どもを教育できる条件にしてやらんとおかしいだろう。

もっとしっかりその辺考えて答弁してもらいたいし、それと大型の改修はつり天井等で大体終わったと思いますというけど、これ本当に僕らも恥ずかしいんだけど、土居小学校の玄関、見られました。美作市の学校で玄関に入るとき、ネットをしとる学校があるか。ネットを上げて玄関入っていくんですよ、中に。そんな学校があるか。やっぱりきちっとした門をつくってあげないと。

それとか、江見小学校の遊具、あれらでもこうやってロープを張ったまま、どのように対応されるんか知らんけど、聞きゃあ栗井小学校のを持ってくる言ようたけど、この間何か委員会があったんだろう。そのときに栗井小学校の置いてくれと。だったら、何か対応せにゃあいけんはずなんじゃな。それら全然考えられてない。頭になんじやろうな、それは。もう終わつとるといふ。

それから、林野中学校の体育館の屋根を見て、この間、尾高議員がさびのことを言われたわな。建物というのは雨漏りしたらいけんわけよ。一番なんじゃ、雨漏りが。それから、人が住むことなんよな。風通しをする。体育館なんかは、聞かなあかんでよ、体育館なんか作東中が火事があったときに、消防で水を入れて、体育館のフロアがわやになったわね、めちゃくちゃに。それで、保険入ったから直せた。雨漏りがぼつとんぼつとんし出した、端っこならバケツを置いて済むかもわからん。いろんな所が雨漏りしたらどうするん。屋根だけで済んで、今度は、フロアまでせにゃあいけんようになるんで。それで大型のことが終わってますという話にはならんだろう。ほいで、あっこはよう見えるわな、ちょうど職員室でも行こう思ったときに、自分の目線に体育館があるから。見られとる。見られての話をしよんじやな、答弁は。ほんなら、あっこは直さんでもえんじやな。計画にも入れてないんじやな。28年度に向いて。

それとか、図書館なんかで、小さい子どもがDVDなりビデオを見たいと言ったときに、モニターになる、今薄型なんじゃけど、そういうのをきれいに設置されとる、画像がええぐあいに見えるんか見えんかとか、あると思うんじやがな。それで、やっぱスペースが決まるとるもんで、昔のやつだったら奥行きがあるもんで、前のほうへ出てくる。薄型だったら奥へ入る。そしたら、距離がとれる。そしたら、視力的にも……。

答弁だけできるん。質問はできんだけで。

答弁。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

まず、エアコンのデータでございますが、ことしの夏は、全小・中学校、大体学校内で2カ所程度、高さが違ったりいたしますので、夏の室温調査も大変お手数だったんですが、お願いをいたしております。また、実際についております英田小・中につきましては、どの程度稼働をしたかという実績も調査をいたしております。しかしながら、皆さん御存じのとおり、ことしは比較的涼しい夏ということで、回数的には実際に稼働した日は7月に5日、9月になってからはほとんどないというような状況でございましたので、またどのようになっていくか、データ等もとる、あるいはそうした部分も含めて検討をしたいというふうに思っております。

それから、施設の改修でございますが、まず土居小の校門というのがないと、ネットということは私も承知しております、昨年来たときからすぐに校長に校門をつけましようというお話も申し上げましたが、校長としましては、校門よりもほかにもっと整備してほしいところがあるということで、今のところはちょっと。逆に第一小などはつけさせていただきました。

それから、江見小の遊具でございますが、今入札が終わったごろだと思っておりますが、撤去ということで予定をしておりますし、28年度予算ではできれば新しい遊具をつけれるようにということで予算要求をしてみようと考えております。

美作中学校の屋根、体育館の屋根につきましても、これは私も何遍もあそこへ行きますので、屋根が色が変わったりしているという状況は把握しておりますので、これも予算要求は検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

〔4番安本博則君「図書館、図書館の答弁だけしてくれにゃあいけんで。モニターの答弁が漏れとるがな」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

図書館。図書館についての答弁が漏れとったようですが。

〔4番安本博則君「言うたがな、テレビの話、モニターの話したが」と呼ぶ〕

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

図書館のモニターについては旧型のままでございますので、これはまた実態と、それから利用実績等も調べまして検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

〔4番安本博則君「終わりの言葉だけいいですか、質問じゃないんです。いけんのん。いけんということなんで。市民の皆さん、よろしくお願いします」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番9番、議席番号4番安本博則議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番10番、議席番号5番谷本有造議員の発言を許可いたします。

谷本議員。

5番（谷本 有造君）〔質問席〕

5番谷本有造でございます。

恐らく結びの一番となりましようが、市長を初め執行部の皆さん、よろしくお願いをいたします。

我が町の岡山湯郷Be11eの今季の日程が全て終了いたしました。順位は少し下げましたが、特に後半戦は応援している私たちもはらはらどきどきものでしたが、選手にとってはもっとプレッシャーがかかっていたのでしょうけれども、それでもチーム一丸となり、最後まで諦めずに闘う選手の姿、その必死な姿に感動を覚えたところであります。そうなんです、私たちは応援をしに行くと言って、湯郷Be11eの選手から勇気と感動をもらいにも行っているんですね。私たちにとって、その勇気と感動というものはあしたへの活力となっていくんです。地元で身近にこのような女子サッカーの日本のトップリーグのチームがあるというのは、本当に幸せを感じております。もちろん来季、岡山湯郷Be11eがある限り、しっかり私も応援をしてみたいです。皆さんもぜひとも来季、ホーム、Be11eの応援にお越しください。初めての人は即湯郷Be11eのファンになることと思っておりますし、改めて岡山湯郷Be11e代表の萩原市長、黒田GMを初め監督、コーチ、選手の皆さん、そしてボランティアスタッフを初め、チームスタッフ、関係者の皆さん、今季本当にお疲れさまでした。また、ありがとうございました。来年もどうぞよろしくお願いをいたし

ます。当然、Be11eの選手に期待をいたします。

そして、もう一点だけお知らせを。

暑いですね。先日、書店に行きまして、手にした本が、この一冊です。あさのあつこさんの「透き通った風が吹いて」、1,100円ですね。先月末に発売されたんですけども、これ見えますかね、テレビでも。読んでびっくり、何と我が町美作市が舞台なんです。それも実名で出ております。林野高校、林野の町の中の通り、路線バス、湯郷温泉、大原の下町、そして智頭急行のはくと2号まで実名で出ています。全国で発売もされているんですけども、何にしても美作市をPRしてくださっているのには間違いありません。「バッテリー」もそうでしたけれども、素直にうれしい限りでありますし、本当にありがたいなと思っております。読んでみて、大人の声に自分の思いはどうしようもできない、主人公である林野高校の3年生の男子生徒の葛藤が描かれております。何か学生のころの私を思い出すような、重なる部分もあるような懐かしさを感じる青春小説でありますので、ぜひともあさのあつこさんの「透き通った風が吹いて」、皆さんも手にとってはいかがでしょうか。

それでは、議長より発言を許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきたいと思いません。

防災、減災、インフラ整備で発生する土砂発生土等の処理場の確保について、この質問につきましては、3月議会の一般質問で災害対策の中で、防災、減災対策等の基本は河川の浚渫にある。ただしその土砂発生土をかわす場所がない。これこそが喫緊の課題であろうという話をしたわけでございまして、その後、答弁で市長より、スピーディーに対応していくと、市民の生命と財産を守るものであれば、安いものであると。あれから9カ月余りがたちます。その今の現況、どう対応していったのか、その現況をお教え願いたいと思えます。まず、1点目。

#### 議長（山本 雅彦君）

建設部長。

#### 建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

安全・安心への第一歩ということで、防災、減災、インフラ整備で発生する土砂発生土等の処理場の確保についてということでございます。

谷本議員には、本年3月の本会議での質問の中で御指摘を受けているというところでございます。近年、テレビ等の報道機関であったり、研究書籍等で取り上げられておりますとおり、近年特に地球温暖化による気候の変動により、今までに経験したことのないようなと表現されるほどの集中豪雨が全国で発生しております。また、市内の多くを占める山林では、用材木の材価下落により、間伐等の適切な管理が及んでいないものや、里山の管理不足等により、土砂の流出がふえていることが重なり、当市を含め、平地面積の少ない中山間地域では、農地はもちろんのこと、住宅まで不安に駆り立てられるという状況でございます。

防災や減災につながる河川等のしゅんせつ、公共工事等によるインフラ整備により発生する建設残土は、市はもとより、県も同様の危機認識を共有しておりまして、喫緊の課題というふうに捉えております。市といたしましても、早急な検討が必要との視点に立ち、多くの土量の発生する岡山県と協議を進めるとともに、財政負担の少ない形での検討を進めているというところでございます。

現在までの状況といたしましては、今後計画されております美作岡山道路の建設残土が数十万立米に及ぶとも聞いております。そのことがありますので、路線に隣接する箇所などを検討しておりますが、選定がいまだできていないという状況でございます。

また、現在、市が直接管理を行っている残土の処分場や仮置き場がございまして、3地区ございます。い

ずれも満杯もしくは仮置き場については、撤去を急ぐというようなことになっております。

豪雨時の防災、減災に向けての取り組みとして、河川浚渫の要望も多く出されており、今後の事業推進並びに円滑化を図るために、処分場確保を他県や他市町村の状況もよく調査し、いろいろな角度で検討をしてみたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

谷本議員。

**5番（谷本 有造君）**

3月議会でいただいた答弁より少しトーンダウンしているかなという感じなんです。あのときは、もう一刻でも早い、優先順位をつけるどころじゃない、すぐ対応してまいるというような答弁をいただいたので、あれから9カ月余りたって、まだ一つも決まっていないというんですか。それが見えてこないというのは、少し本当に真剣に考えているのかなという思いもします。

この間から、山の整備等で、荒れ果てて、そのことによって集中豪雨によって山の水がもうほとんど山にしみずに、道路や河川に流れ込んでいるわけですよ、正直言うて。それが結局この吉野川水系と梶並水系ともあるわけですけども、梶並水系にはダムがあると言っているんですよ。これだけ山が荒れているのに、もう直接ダムへ水が入っているわけです。その水はすぐ満杯になったら、すぐ放流ですよ。その放流をしているときには吉野川水系は大水なんです。ちょうど林野地区が合流地点なんですけど、そのときには吉野川からの大水とダムからの放流とでがっちゃんして、もうどねんにもならんようになる。林野はつかってしまうんですね、これ。いつでもそうですよ。

それがもっともっと激しくなって、ましてや平成21年災のときに、山家川、あれ整備しましたね、5年かけて100億円ほどかけて整備をしました。そのおかげで結局水の出てくるスピードがもっと速くなったんです。そしたら、もう湯郷地区も含めて、もう今ちょっとの集中豪雨で大変なことになるんです。県のほうにしゅんせつをしてくれと要望も、3月のときには70件余りあると、今回は66件なんです。そんなに減ってないんですよ。なぜ減らないかと言ったら、土砂をかわすところがないから、県が仕事をささないんだと言っとるわけです。市民の生命と財産なんかどうでもいいんですよ。だけでも、うちの市長が、それでもやりましょうと。私がちょっと頑張ってみましょうと、探してみましようという中で9カ月余り、しつこいようですけれども、まだ何ひとつと聞いてこないんですね。ここまでできましたということが。一体全体どうなっているのか、いま一度その辺を、どちらが答えるのかは別として、お答え願いたい。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

谷本議員のほうからの御指摘でございます。

谷本議員の御指摘のとおり、河川のしゅんせつについては、先ほど申しましたけれど、市民の方の生命と財産を守る上で、緊急な喫緊な課題だというふうに認識しておるのは間違いございません。ただ、残土の量がかかなり多くあります。残土の処理をする場所についてもかなり多くの面積を要したり、それから県のほうは民地については残土を捨てないということでございますので、市のほうで段取りをするか、岡山県に買ってもらおうかということになるわけですけど、我々としましては面積がある程度確保できるということが一番でございまして、当然用地を確保するというところで地権者の方に当たって努力をして早急に整備できるようにしてみたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

谷本議員。

**5番（谷本 有造君）**

早急に探していただきたい。というのが、平成21年災のときに、たしか十何カ所ほど見てるはずなんです。それを県に提示しているところもあると思うんです。ないわけではないんです。何ぼうか目ぼしいところはあると思うんです。そこのところをしっかりと一回見詰め直して早急に対応してもらいたい。官地にならないとどうにもならないですし、ましてや小さな谷ではいけないんですよ。最低でも50万立米ぐらいが入るぐらいの谷じゃないといけませんし、確かに50万立米以上入るようなものをこしらえるのには多少のお金がかかります。ただし1立米につき1,000円いただいたら十分ペイできるんですよ、こんなものは。それで市民の生命と財産を守るんなら安いものなんです。そのことを踏まえて市長は3月議会のときに御答弁をいただいたんでしょけれども、ぜひとも早い対応をいま一度お願いしたい。

1つ、要望ですけども、やはり残土といっても、これ建設の発生土ですから悪いもんじゃありません。今の鳥獣被害でできとるセンター、施設、地美恵の郷、あそこももともとは埋め立てて今のものが建っているわけです。だから、あといろんなことで使えるということも出てきますし、その辺も踏まえて早急な対応をしていただきたいのと、やはり地元の合意が得られるのがよりいいのではないかと。そうしたときに、やはり僕が思うには、地域の皆さんに市内の各地区の皆さんに公募をかけたらどうなんです。市としてはちょっとこういうところを探しているんだと。どうか皆さんのところで手を上げてくれないかと、そうすることによって、もっとスピーディーに対応できるんじゃないかなと思うんですけど、その辺のところどのようにお考えなのか御答弁をいただきたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

まず、必要性についての認識ですけれども、この間からずっと32地区の方々と懇談をしてますけれども、ほぼ半数の地域からしゅんせつないしは道路建設に伴う残土に絡む問題が出ております。非常にだんだん緊急性が高くなってきている。殊に英田地区については、河会川の問題、非常に強い要望があるわけでございまして、私の感じているところは、一生懸命やっついて、場所、もう候補が明確にあると。そして、その場所についていうと、部長はああ言っていましたけれども、恐らく地権者の方の御理解は得られるだろうということです。あとは周辺の皆さんが今議員もおっしゃったような必要性をどう理解していただくか、あるいはその周辺にも似たような事情もあるんじゃないかなと思ったりするんですけども、いずれにしても周辺の方々の御理解の問題が今後の課題だろうとは思っております。

金銭面は、これ議員の発言にもありましたけれども、多分問題ないでしょう。つまり何ぼうで買うかというたら、容量掛ける1,000円、マイナス工事費というところまでの値段で買えば、誰も損はしないと、こういうことだし、それ以外使い道がなければ、その価格になるのに相違ないわけでございまして、そんなところよりも、だからやっぱり理解をいただくための運動をしまいたいと思っておりますので、御支援をお願いしたいと思います。

なお、御提案のあった形、つまり広報をかけるかどうかは別として、私もこの残土の問題について話をするときに、候補がありますかということで話をしております。具体的には例えば河会川についていうと、何ぼうかは恐らく地域のどこかで受け入れが可能というところも見つけております。ただし、やっぱり50万とかなりますので、これはなかなか適地が少ないもんですから、数万規模のやつでございまして、地域の中で、よしわかったというところを具体的に既に行脚する中で発見しつつございまして。報告を兼ねて答弁とい

たします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

谷本議員、総括です。

**5番（谷本 有造君）**

規模のことは言いませんけれども、少しでも早い対応、地域の合意形成がとれた場所、早急に来年度の当初予算には何らかのお金が計上されることを願ひまして、次の質問に行きます。

**議長（山本 雅彦君）**

ここで、お諮りをいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは決定をされました。

それじゃあ、谷本議員、2項目めの質問から入ってください。

**5番（谷本 有造君）**

続いて、都市公園事業整備事業についてですか、都市公園についての質問に移ります。

都市公園については、昨年の市長誕生6月ですか、市長誕生してからの話にはなるかと思ひますけれども、これについてのいろいろとほかの議員も今まで数回にわたり質問をしてきているわけでございますけれども、改めてこの都市公園事業の全容をいま一度お知らせを願ひたいと思ひます。経過、現状、今後について、端的にお願いをいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

谷本議員の都市公園についての御質問でございます。

まず、公園指定による交付税の正当評価ということで、美作市では交付税の算定根拠となる都市公園について、都市計画決定し国庫補助事業で整備した公園のみを以前は指定をしておりました。他事業で整備した類似の公園は、都市公園の基準を満たしているにもかかわらず、法指定をしていないことで交付税算入の機会を逃していたということでございます。

具体的には、旧美作町が整備した総合運動公園と塩垂山児童公園の2カ所で、面積7.4ヘクタール、交付税算入額は約270万円程度が従来の都市公園でございました。そこで昨年、都市公園の追加指定で、総合運動公園の周辺、大谷川河川公園、大井が丘公園、いきいきゆうゆうの里の4施設、10.5ヘクタールを追加指定したことで、来年度から約380万円が増額されるのではないかと見込んでおります。これは管理費に係る一般財源の負担が軽減をされるということになると思っております。

次に、森林の有効活用でございます。都市計画区域内の山林は、その多面的機能を利用すれば、都市公園として十分活用ができるところがあり、その制度として昨年6月議会において、美しい里山をつくり育てる条例を制定し、里山保全と財源確保に取り組んでいるところでございます。運動公園のような施設は、維持管理のグレードも高く、交付税算入以上の経費がかかりますが、既存の自然林を利用した里山公園は、面積に対する管理費を低く設定できることで、交付税算入額以内で整備と管理が見込めます。この里山公園で確保できる財源は運動公園などを含めた公園管理の収支バランスを改善し、関連のソフト事業等にも広く活用することが期待はできます。所有者の高齢化により管理負担が重くなり、荒廃へ向かう森林資源を有効に利

用し、景観の改善、保水力の向上、健康増進、観光資源、雇用確保等の場にかえていけるように取り組んでおるところでございます。

公園の進捗状況でございますけれども、基本計画作成後、整備予定の箇所を中心に、地区単位で説明会を開催し、地区有林等の貸借契約の合意をいただいた後に、各個人の貸借契約に取り組んでいるところでございます。今年度の整備につきましては、主要アクセス道となる林道改良工事と、栄町からの進入路の測量設計委託業務を発注済みで、執行率は42%です。今後は、林道の舗装、市道となる進入路の用地及び補償、また貸借契約と地元協議が調ったエリアから遊歩道等の整備に着手をしていけたらというふうに考えております。今年度末の一部開園に向けて現在取り組んでおります。

今後についてでございますけれども、整備期間を5年間の予定としております。同意が得られたエリアから施設整備をし、開園面積の拡大に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

谷本議員。

**5番（谷本 有造君）**

こうやって聞いてみるといい話じゃないですか。来年度から何ぼうですか、380万円入ってくる、これ永遠に入ってくるわけでしょう、お金が。よう市長、これ見つけましたね、本当に。これは全部400町開発したら、1億4,500万円ほど入ってくるという、永遠に入ってくるわけでしょう。多少の前後はあるんでしょうけどもね。

各地区に出向いて、いろんな話を部長等されているんですけど、それは人の土地ですから、何もそれはいいという者もおりゃあ、もう少しちょっと考えさせてくれという人もいます。だけど、何も無理をすることはないんです。少しでも一円でもお金がふえるのであれば、よしと言うてくれるところだけでも了解をいただいて前へ進めたらいいですよ。別に自分とこの土地じゃないわけ、山じゃないわけですから。それを何も無理に無理押しにして、おい認めてくれ、判を押してくれというようなことは別にいいですよ、そんなことは。そこまでしなくても、やはりできる範囲の中で、いやいや、我々は協力させていただきますよと、いや我々も協力するんだけど、我々も助かるんですよというような声も多々あるわけですね、実際のところを言う。ですから、何も無理をせずに、今構想を立てられとるものを頑張ってやってみてください。

今年の目標は、50町歩、50ヘクタール、契約の目標値を持っているんだと。あちこちから聞くんで、まあ50ヘクタール言ようるけど、多分あれは10ヘクも20ヘクも恐らく契約とれてないぞというような声もあるわけですけども、ちょっと部長、休み時間にも言ったんだけど、本当のところを教えてくださいよ。今現在、どれだけのヘクタール、契約できているのか。実際のところを聞かないと、全然これ悪い話じゃないわけですよ、正直なところを言う。今全体、その目標値が50ヘクタールだけでも、どれだけの契約件数ができているのか、いま一度改めてお聞きをいたします。

それと、都市公園区域内の里山整備、都市公園事業というのは都市計画区域内のことだけの山のことでしょけども、市長の大きい枠の里山整備というのは、美作市全体の山のことを言っているわけですよ。やはりこの都市公園で上がってくるお金の一部は当然維持管理に使わなくちゃならないでしょう。維持しなくちゃならない。あとの残りのお金はどこにかけるんだといったときに、ほかの山林にかけるわけでしょう。かけていくわけでしょう。かけなければならないんですよ。そのことを思ったときに、ほかの山を里山整備するということもお金が要るんですね。それは小淵議員が言っていました、循環型でやれるともあるでしょうけども、やはりその上にお金が何ぼうかでも要るわけですから、そのお金をここから拠出していいんじゃないかと、目

的には合っていると思うんです。その辺も踏まえて御答弁を願いたい。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

後半の部分の政策論についてお答えをして、それから現状については私もよくわかりませんから、具体的には。半分は超えているとは、50は超えたという話は先ほど岩江議員のときもお答えしましたが、具体的な数字が今どこまで行ったかについては部長から答弁をしてもらいますが。

その里山整備というのは、できればやはり市内全域でやっていきたいと思っております。そこができれば、その都市計画区域であれば費用も完全に出ますので、そういう意味では今後可能性があるところと言うと、檜原の中、中村の一部、向こう側がちょっと入っておりますし、それから余り面積は多くございませんが、鎌倉山があり、それから三星、塩垂、長大寺というようなところがそれに該当し、さらに河川敷の一部が入るんじゃないかなど。市役所前の河川を全部公園にした形にするかということもあるのではないかなというように気がします。

次に、今後都市公園として指定させていただいた場所について整備をするんですね。どんな整備かということ、昔しんた山だったところは、しんた山のように切っておく。すかっとした形にして、鹿さんにもどいていただくということになりますけれども、たしか契約の中に、もしその間伐をして、材、つまりまきとして出た場合に、コストを引いて、地元の方と分け合うというような規則が入ってたと思うんですけども、それをやってみようと思っているんです。それが実は費用が、これは森林管理になるものですから、林野庁から出ている間伐補助金が使えらるはずなんです。これは雑木でも使えるということは確認しております、この地域でやろうということで、例えばやってみて、きれいになった、里山のイメージも湧いた。お金が回るということが明らかになれば、今度はその都市公園の上がりだけじゃなくて、林野庁からのお金も使いながら、市内のほかの地域においても里山整備をして、そしてそのときには、今度は利用のほうなんですけど、そのまきボイラーあるいはまきストーブ、ひょっとしたらバイオマス発電でなことも含めて回るのかどうか、それぐらいの量が出るのかどうかということも長期的には検討をしていく。そこで初めて、これは小淵議員がおっしゃったのかな、山の資産化ということが全市的に達成できる、その第1着目をここの場所で行っている。あるいは、昨日の答弁を引用すれば、右手のほうでもやってみると、一部。ナラ枯れ対策を使いながらやってみようということでもあります。

いずれにしても、議員が御指摘されたように、この話は城山が発端でございますけれども、全市にその利益、恩恵を拡大をしていかなければならない、こう思っております。

また、お尋ねあったように、その無理強いする必要はやっぱりないと思っております。実はそれなりに公園整備としてのコストは安いと思っておりますけれども、砂防対策でありますとか、急傾斜地対策というものをあわせて自分とこの面積になったら安全対策をするということもありますが、そういう意味ではコストもその分上がるということもあって、今のままが一番安全だということであれば、それはそれで我々としてはよしとするというよりも、了解せざるを得ないのかなど。それよりも、よし、一緒にやろうというような地域の方々とまずはモデルをつくっていこうというふうに思っていることもあわせてつけ加えさせていただきます。

進捗状況については、真野部長からお答えいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

貸借契約でございますけれど、今まさに地区説明会を終わって、承諾をしていただけたところは調印をしていただいたり、それから個人のほうへも入っております。現在の状況は、今ちょうどその最中ですので、概数にはなりますけれど、面積で約110ヘクタール程度、件数で言いますと60件程度、これ地区の山を優先しておりますので、これから個人の方がふえてくると思えますけれど、面積で110ヘクタール、地権者の数で60人程度の方から判こをいただいておりますというような状況でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

谷本議員。

**5番（谷本 有造君）**

えらい不評じゃというて聞いとる割にはすごいじゃないですか。110ヘクタール。目標の50ヘクタールをはるかに超えているじゃないですか。それだけ皆さんが関心があるというところで。ぜひとも地区に行つて、まだまだこれから説明もしっかりしていくんでしょうけど、余り無理もなさないように。

いやいや、そうなんです。だめなところはだめなんです。もう行く必要はありやあしませんよ、そんなところへ。じゃなしに、やはり協力してくれるところへ、これが何につながるかということなんです。里山整備までつながってくるわけでしょう。その最初の入り口ですよ、これが。そのお金で里山整備にもつながっていくんだと。

先ほども私が災害のことを言いましたね。山が荒れているから、その雨の水が山にしみずに、そのまま道路や川へ出るんです。それが十分守られてくる、そうでしょう。そして、私たちが今度は入っていくわけですよ、山の中へ。入っていけばどうなるか、動物がいなくなる。私が子どものとき、マツタケ山があって、何回も毎日のように上がりようたんです。動物に遭ったことはないですよ。一回も遭ったことはない、動物に。それはいなかったんです、人間のおとところへ。寄ってこないんです。そのように鳥獣被害対策にもなるわけです、このことはね。

ですから、それがどこへつながるかというたら、市民の皆さんの生命と財産を守るということにつながってくるわけです。ぜひとも無理をなさらず、協力していただけるような説明もしていかにやあらんのですけども、無理をなさらず、前へ前へと進めていくべきではなからうかと思えますし、身近なところで1つお願いをしておきたいのは、この里山、城山公園基本計画の中にもあるんですけども、郷土文化を守るというのがある。この地方には、荒神さんという山があるんです。各地区に荒神さんがあるんです。我々の生まれ育った町にもあるんですけども、ここがやっぱし高齢化になって、だんだんと今の状況を見ていると荒れてくるんじゃないかなと。その中で亥の子というもんがあったりして、亥の子も子どもたちがいなかったらやめていくわけです。そうしていったら、荒神さん自体が荒れてくるわけですので、市長、やっぱり荒神さんを持つてるところは整備してほしいという声があるんですよ。ちょっとした手すりをつけてほしい、ちょっと間伐をしてほしい、いろんなことがあるんです。そういうところにこういうお金を使っていたきたい。そうすれば、もっともっと皆さん理解をしてくださるんじゃないかなと私は思うんですよ。その辺を改めて市長の声を聞きたいな。よろしく願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

声を発しますが、そもそもこの公園事業を構想した背景は、財政を豊かにすることなんですけれども、もう一つは私も朽木に住まわせてもらっている都合で、朽木の古老と話をしたときに、藤ノ森という神

社があって、あそこが前は見えようたんじゃけれどもというような話とか、道普請を春するんですけど、そういうところをできたらもっと上がりやすくしてほしいなというような話も、これ女性の方ですけども、ございました。

つまり荒神様だけじゃなくて、幾つかの遺跡やお寺跡や神社もございます、山の至るところに。それぞれものを、神社そのものをいらいますと、これは政教分離になるんですが、直前までは公園地ですから、手すりがあってもそれは構わない。これは地域の方々が御同意をされる、契約するときに、ちょっとここは頼むよというお言葉がありましたら、多分それは前向きに計画の中に相殺化して取り込めるというふうに思います。無理なことはあるんですよ。エレベーターをつけてくれと言われても、多分それは無理になりますけれども、できる範囲のことがたくさんあると思いますので、遠慮なく言っていただければというふうに、多分御案内をしていると思います。一緒にいい山に戻そうじゃないかということを申し上げて答弁にいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

谷本議員、総括になります。

**5番（谷本 有造君）**

ぜひとも市長、よろしく願いをいたします。

部長さん、少しちょっと言い過ぎたところがあるんで、地域の皆さんには丁寧にぜひとも一つの地域でも御協力いただきたい、これが本音です。行き過ぎたところ、ちょっと御容赦願いたいと思っております。ぜひとも周囲の皆さんに理解していただいて、当然市民〔聴取不能〕の高揚にもつながってくるわけです、こういうことは。ぜひとも無理のないよう皆さんにしっかりと認めていただくよう御祈念申し上げまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（山本 雅彦君）**

ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日9日午前10時からです。御苦労さまでした。

午後5時00分 延会

平成27年12月9日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（平成27年第5回美作市議会12月定例会）

平成27年12月9日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	尾崎功三
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	竹田人士
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	江見幸治
保健福祉部長	山本直人	建設部長	真野弘紀
教育次長	小林昭文	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	健康づくり推進課長	山下富貴子
都市住宅課長	小林英樹	社会福祉課長	江見勉
市民課長	戸國久美	森林政策課長	皆木敏治
農業振興課長補佐	野村慎恵		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	道上総志

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

本日も全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番11番、議席番号11番本城宏道議員の発言を許可いたします。

本城議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

おはようございます。

一般質問3日目に入りました。本日のトップバッターとして一般質問を行いたいと思います。

私は7項目について質問いたしておりますが、最初にちょっとお願いをしておきたいと思うんですが、みまちゃんネルが議会のたびに放送されておるわけですが、とりわけ再放送、午後7時からやられております。そういうこともあって非常に関心が高く、このみまちゃんネルを見ておる人が多くなってきてるわけですが、答弁の中で、建設部あるいは副市長の答弁の音が小さくてなかなか聞きづらいという声がございますので、その辺をひとつ気をつけて、答弁の中ではっきり答えていただくようお願いをしておきたいというのがまず最初をお願いすることでございます。どうぞその辺を留意しながら、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、市政の問題について質問をいたしますけれども、今回出しております7項目というのは、市政の問題、それから全員協議会の中で出されておる問題、東栗倉工房について、農業問題、これはもう毎回出しておるわけですが、農業問題、それからマイナンバー制度、非常に今関心が高まっておりますが、この問題について、そしてまた認知症の初期支援について、以上、7項目について質問をさせていただきます。

まず、市政についてでございますが、都市公園の問題について触れておきたいと思います。

この都市公園は、住民の皆さん方からの要望があつて取り上げたものではございません。私自身は、最初の提案があつたときから問題があるということで反対をしまいつておりますけれども、これについてお尋ねをいたします。

まず1番に、都市公園の取り組みの現状が今どうなっておるか。この問題については、昨日の谷本議員あるいは他の議員からも質問がございまして、大筋では了解をされておるわけですが、この辺について改めてこの27年度の予定事業、これについてもひとつお聞かせを願ひたいというようなことです。

そして、この用地の賃貸借契約についても昨日報告がなされました。地域のいわゆる共有持ちというもの

については大方できておるけれども、そのほかについて110筆というような報告をされました。そのことについてでもひとつ改めて報告をお願いしたいと。

それから、先ほども言いましたように、この公園は地元から出た要望ではなしに、この都市公園をつくることによって交付税が加算されてくると。この交付税が頼りになるんで、公園そのものよりも交付税をたくさんもらうための手段としてこれを利用していくんだというような報告になっておると思うんですが、一体今やっておる状況の中でいつごろからそれがこの交付税に算入されるのか。あるいは公園面積によって交付税が決定されるということになるんなら、これがその当初の計画よりも面積が当分は少ないと思うんです。400に対するものが入ってくるわけではないわけですが、それがいつごろからどの程度入ってきて、最終的にはたしか1億円言われたと思うんですが、全てが完成した場合に。その辺の見通し、これらについてお聞かせを願いたいと思うんです。

それから、平福、檜原、栄町、朽木などでそれぞれ住民の皆さんの一部からこのことについて聞く機会がございました。その中で、今地区で同意をしたりしておるのは、道路整備はしてもろうたら非常にありがたいということで、城山に通じるこの道はそらやってもろうたらええから、同意をするのは当たり前のことちゃと。しかしながら、個人の所有のものについては、地元の人もできたといって、ほんなら上がってみようかというような気にはなかなかなりにくいと、したがってもう手を挙げて賛成することにならん。あるいはまた、このマツタケ山の所有者の方は、そこへみんながたくさん入ってきたすと盗難に遭ったり、あるいは監視をより強めにやらんというようなことが起きたりして、余計な監視が必要になってくる、したがってこれについては反対じゃでえというような、こういう話も聞きました。

そして、賃貸が30年ということになると、自分の生存中に売買もできなくなるという心配もあると、このような意見がございましたが、これらについてどういようにお考えなのか、お聞かせを願いたいと。

それから、事業を進めるに当たって、土地の収用法などが対象になるのかどうか。公園ということになると、途中がばらばらではまとまった公園ということにはならんと思うんですが、そうした場合に土地収用でも使って1つの団地にしていくような、そういうことになるのかどうかという心配もあるというように聞いたわけですが、これらについてまず1回目の答弁をお願いしたいというように思います。

#### 議長（山本 雅彦君）

建設部長。

#### 建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、本城議員の市政についての中の都市公園についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、用地貸借契約の成立件数等及び平成27年度の予定事業の取り組み、都市公園としての認可見込みということの御質問でございます。

貸借契約の進捗状況でございますが、昨日も申し上げましたが、地区所有の土地を含め、地区の内諾をいただいたところより順次個人との交渉を進めておるという最中でございます。現在のところ、温容していただいておりますのは約60件で、面積で110ヘクタールということでございます。

今年度の予定事業につきましては、主要なるアクセス道路3路線の改良工事と遊歩道への進入路測量設計業務委託を発注済みで、今後は残る工事の発注、進入路の用地買収等を進めるとともに、貸借契約と地元協議が調ったエリアから遊歩道等の整備に着手したいというふうに考えております。今年度末の一部開園に向けて取り組んでおるという状況でございます。

また、都市公園の認可についてでございますが、今回の事業は都市公園法に基づく都市計画事業ではない

ことから、事業着手に係る事業認可手続等を必要としない事業でございます。公園に必要な土地の権原取得と、施設や台帳を整備し、都市公園法に基づき、設置者である美作市が供用開始の公告をすることで都市公園となるものでございます。

地権者の中に反対意見も多くあると、担当課としてはどう思っているのかという御質問でございます。

説明会のおくれや説明不足等により、地権者の皆様に不安や誤解等もあり、地区説明会等で反対意見や要望も頂戴しております。要望の中で、地域としての利活用に活用できる部分は取り入れながら、まずは地区有林等の合意をお願いしているところでございます。担当といたしましては、5年をめどの整備期間の中で理解が得られますよう丁寧に御説明を申し上げたいというふうに思っております。また、合意が得られた部分から整備をし、開園面積の拡大に努めたいというふうに思っております。

反対意見の中で、反対といいますか御意見の中で、先ほど申されましたマツタケのこと、売買のこと、いろいろ御質問がございますけれど、説明会の資料の中で説明をさせていただいておりますし、それからマツタケ等の山のところについては個々の問題になったりしますので、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

この事業は土地収用法が適用されるのかということでございますけれど、この事業は都市計画事業に位置づけたものではないので、土地収用法の適用にはなりません。また、土地所有者とは使用貸借により権原取得をするので、土地の収用の事業認定は考えておりません。

以下、交付税のことについては財政担当の方が答弁をさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（竹田 人士君）**〔登壇〕

本城議員の御質問、都市公園に関するもののうち、交付税の算入される年度、また幾らぐらいを見込んでいるのかという御質問でございます。

城山公園、仮称でございますが、城山公園につきましては整備ができた区域から順次都市公園台帳に記載をしていくということになりまして、台帳に記載しました翌々年度から交付税に算入をされることとなります。平成27年度末までに台帳に記載できたものにつきましては、平成29年度から算入されるということになります。翌年度以降も整備ができたものを順次台帳に記載していきまして、全体計画の整備が完了いたしましたときには、面積400ヘクタールを見込んでいるところでございます。全ての整備が完了いたしました後には、算定の単価が年によって変動いたしますけれども、今年度の単価で計算いたしました場合は、1億4,520万円の交付税算入が見込まれるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

一通り答弁をいただきました。それで、交付税算入のことですが、できた翌々年から交付税算入をされると、全体ができれば400ヘクタールですが、これが1億4,000万円というような答弁をいただいたわけです。

1回目の質問に質問しましたが、例えば27年度でした場合、公園申請した場合、これはもう申請も何にもない、届け出、市長がこれは公園だというてやれば公園になるそうですが、これが部分的に、例えば1ヘクタールの中で、全体が1ヘクタールとあるとするならば、その途中が切れておってもこれは公園投資して成

り立つのかどうか。点々と、今この契約が60件で110ヘクタールという答弁があったわけですが、その60件の110ヘクタールのうちで飛び飛びになって一応できるという場合にも、公園として申請あるいは届け出、公示というんですか、そういうことができるのかどうか、その辺を確認をしておきたいと。

公園ができたときから、翌年から交付税算入ができるということですが、27年度で公園として市長が、これは公示というんですか、しょうとしておるのはこのうちどれぐらいに見込んでおられるのか、その辺についてもひとつお聞きをしておきたいと思います。

それから、いろいろ地権者の中に反対意見もあるわけですが、これらが今後同意が得られなかった場合はどうなるかなというのがひとつありますし。

それから、個人の所有の土地については賃貸契約でいくわけですが、進入道路については全部これは買い取って公共のものになるということになるんだろうと思うんですが、その辺の区切りをはっきりする必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてもちょっと触れておきたいと思います。

2回目の質問です。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

お答えいたします。

まず、都市公園法のたてりからいいまして、飛び地であってはならないという規定はございません。ですから、やろうと思えばやれますけど、できればやっぱり一団のものとして接続をしてるほうが好ましいと考えてございます。したがって、同意がいただいたところの中で、公園供用にちょっとちいと待ってみるかというところが生じるかもしれません。私どもとしては、なるたけたくさん交付税をいただきたいわけですから、全部登録を、公示をしておくほうがいいんですけども、交付税、当局から見るとちょっとこれはやり過ぎじゃないのという事にならないように、気をつけながらやってこうと思って。

次に、今年度はもともとは50ヘクタールと思っておるんですが、先ほども言いましたように、できるだけ多いほうがこれは得ですから、110いけるのか、あるいはさらにこれから今年度末までにさまざまな形で御同意がいただけるところがふえていけば、それも含めてやりますんで、今のところ50以上というふうに御認識を賜っておけばよろしいのではないかと思います。

次に、御同意がいただけない場合には、そこは公園としては供用できないということでございますし、また恐らくその部分については公園整備費が減少するというところでございまして、それはそれとして残念な面もありますけれども、しょうがない。そのかわり、ほかの地域の都市公園をまた考えてまいって、全体としては400を、あるいはさらに多いかもしれませんけども、なるべく私たち美作市民の、要するに財政、福祉、そういったものに貢献できる最大のものを将来的には求めていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、お金ってのは域内に入ってきて、それが域内で循環するということが大切でございまして、そのような循環をすることを目指してやっていこうと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

残る進入道路についての御説明をさせていただきます。

一部用地買収をして、進入道路をつけるところはございますが、大半は現在ある道路を利用させていただ

くということで、用地買収をせずに貸借等で地元の方と協議をしまいたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

県との協議の中でいろいろ指摘事項があったようでございますが、これらの扱いについてそれぞれ解決しておるのかどうか。

それから、確認をしっかりしときたいと思うんですが、市長が公告をすることによって都市公園となるということなんですが、その辺がどうも私は理解がしにくいわけですが、同じような方法を全国でやった場合、国の費用が幾らあっても足らんようになってくりゃあせんかと思うんですが、その辺の制限というものは一切ないわけですか。このいわゆる都市計画区域内であれば、幾らその面積を広げようが問題なしに、この面積的に交付税の算入の基礎になるというように、今までの市長の説明では理解するようになると思うんですが、その辺をもう一遍確認をよくしておきたいと思うんです。よろしく。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

議員が、どこまで地方自治の本旨っていうものを尊重されるかというところにかかっておるわけでございます。都市公園法及び都計法という体系は、プロセスは書いてありますけども、それをどう使うかについては、これは地方自治、実勢に任されております。

ただ、議員も御理解いただきたいのは、東京の新宿区やこうで公園を広げるというのは本当に大変なんです、ほとんど無理なんです、これ。ありがたいことに、田舎の都市は財政が厳しいけれど、都市計画区域があればそれを有効に使えるという、こういう状況になつとりまして、全国でいいますと、例えば山が多い政令市、典型的には神戸市ですけども、六甲山脈のほとんどを都市公園にしておって、別に普通の山なんですけども、神戸市の財政を潤沢にするためにずっと昔から活用していて、岡山市もそうでございます。一度御案内してもよろしいんですが、いろんな山があります。あるいはいろんな河川敷がありますけども、岡山市内ではほとんどのそういったこういうところ、あるいはお借りできるところは都市公園となつて、それで何の文句も国からは言われておりません。

全国で、これは知恵と工夫の問題です。そして、それに対して国は敬意を払って、今何も言わずに適切な配分をなさってますけども、ただ何にも整備をしないでお金だけくれということにはならんもんですから、適切な進入路等をつけていかなければいけないと、こういう状況でございます。

以上でお答えにいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

失礼します。

起債を申請する上で、担当は財政部、財政課でございますけれども、その中でいろいろ指摘を受けてるのも事実でございます。県の関係機関と十分に連絡をとって、落ちのないように対応してまいっておるところでございますので、今後いろいろ指摘が出てきた場合には適切に対応していきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、総括です。

11番（本城 宏道君）

一通り聞かせていただきましたけれども、市長の答弁でいきますと、もう田舎のほう、土地がしっかりあるところは何ぼでも広げられるんだという、そういう感じにとれたわけですが、同じ都市であっても、岡山とか神戸とか、例出されましたけれども、これはじゃあ都市として人口密度というのが非常に大きいわけですが、この人口密度との関係というものがある程度加わってくるのではないかなという気もするわけですが、総括でございますので、あと質問するあれがございませんけれども、市長の答弁どおりいくかどうかというのは非常に疑問に思うわけでございます。

それでは、次の全員協議会の中からの質問に入らせていただきたいと……。

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、2項目めを。

11番（本城 宏道君）

2項目めに入ります。

スポーツ医学、看護学校を大原へ誘致するというような全員協議会での報告があったわけですが、医療機関での実習は大原病院だけでは受け入れられないのではないかと思うんですが、それらの対応。

あるいはまた、学生は費用がたくさん要するために、アルバイトなどせないけんと思うんですが、アルバイトをするに当たってもそういう場所が得られるかどうか、まずそういう辺からお願いをしたいと思いますし。

また、今までの答弁の中では、3学年で680名というような答弁をされておりますけれども、今の大原高校の跡だけでは面積が足らんのではないかと思うんですが、その辺はどういうようになされる気なのか。

せんだって、この山陽新聞に交付金の上乗せというのが出て、報道されておりました。美作市の場合、看護師等養成専修学校誘致事業というものが認定されておるようですが、タイプⅡを含めまして、合わせて3,000万円というのがこの分に当たるのではないかと思うんですが、これは認可されれば、来年の3月までに事業完了しなければならないというようなことが報道に書かれておるわけです。そうしますと、早急にこれを決めて着手しないと、この交付金の上乗せというものに対して間に合わんのではないかなという気がするわけですが、その辺のことをまずお聞きをしたいと思います。

それから、日本体育大学の特別支援学校というのは、どの辺を想定されておるのか。きのう、せんだっての議員の質問に対して、作東の総合支所とか旧江見商業の跡地とか、そういう辺が報告されたと思うんですが、改めてどこかということをお聞きしたいのと。それをやる場合においては、やっぱり地元の合意っていうものが必要になってくるわけですが、この辺の対応をどうされるのかということをお聞きをしておきたいと思います。

それから、国立健康・栄養研究所という問題を出されておりますが、これは倉敷市と共同誘致と言われておるわけですが、この共同提案の内容というものが、なぜ倉敷とこの美作と共同してやるようなことになるのか、その辺についてひとつ詳しく説明をお願いしたいというように思います。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

先ほどの本城議員からの御質問につきまして御答弁をさせていただきます。

まず最初に、スポーツ医学、看護学校を誘致する件についてでございますけれども、医療機関での実習は大原病院だけでは受け入れられないが、どうなるのかという御質問に対してですけれども、看護師を養成する学校の学生を受け入れる病院には幾つかの条件がございます。例えば、入院患者3人に対して1人以上の看護職員が配置されていることなどがありますけれども、現状においては美作市立大原病院はその条件を満たしていないため、看護学生の受け入れ機関になることはちょっと難しい状況になっているのが現状でございます。ただ、今後学校が開設されるまでにそれらの諸条件を具備すれば、受け入れ機関となることは十分可能でございます。既に看護学生を受け入れている病院に願ひするなどの、実習先の確保につきましては今後努めていきたいと思っておりますのでございます。

次に、アルバイトが求められるが、確保できるのかという御質問についてでございますけれども、何人の学生さんがアルバイトを希望するのかはちょっと不明でございます。明確にお答えすることはできませんけれども、一般的に医療看護系の専門学校に通う学生さんは、明確に国家資格の取得という目標がございますので、学業に忙しくて、看護の学生の場合は3年間で取らないといけませんので、学業を逸脱して余りアルバイトをする余裕がないというふうに聞いてございます。

しかしながら、学生がふえることにより消費拡大が起こり、商店や飲食店などの活性化が図られ、新たな学生向けの商店等の起業も見込まれることから、アルバイト先などの雇用機会の創出につながっていくのではないかと考えているところでございます。

それから、先ほど上乘せ交付金2,000万円の事業につきまして、今年度中にやらないといけないんだ、間に合うのかという御質問がございましたけれども、あれは9月議会の補正予算で御承認いただきましたけれども、御説明させていただきましたけれども、あくまで調査費でございます。この看護学校をここに持ってくるためのいわゆるニーズ調査、マーケティング調査、そういう調査費を、今こちらの大阪滋慶学園と我々折衝してございますけれども、我々サイドとしても必要な調査をするための費用として計上、予算を認めていただいておりますので、建設費用ではございません。

じゃ続きまして、日本体育大学の特別支援学校はどのあたりを想定しているのかという御質問につきましてでございますけれども、昨年10月ですけれども、学校法人日本体育大学の松浪理事長、今村常務理事に美作市にお越しいただきまして、特別支援学校の候補地として作東総合支所や旧岡山県立江見商業高等学校などを視察していただきました。

学校法人日本体育大学では、現在平成29年4月の開校を目指して北海道の網走市に建設しております。これ仮称でございますけれども、日本体育大学附属高等支援学校に力を注いでいるところでございまして、そのめどが立った時点で次の候補先を決めていきたいとの意向を持っておられます。

美作市といたしましては、引き続き学校法人日本体育大学に対し、誘致に向けた要望活動を行っていく中で、設置する場所につきましても、議員の皆様や市民の皆様の御意見を伺いながら、適地を決定できればと考えているところでございます。

3番目の国立健康・栄養研究所について、倉敷市と共同設置すると言われていましたが、何をどうするかという、その共同提案の内容を詳しく説明されたいとの御質問でございますけれども、岡山県が内閣府に行った提案では、倉敷市に東京にある研究所施設の移転を提案し、美作市は農作物の栄養成分分析の結果をもとに、高齢者やスポーツ選手の栄養摂取状況など、研究フィールドとしてのサポートという役割分担となっていました。

去る11月17日に行われました第2次審査となる厚生労働省とのヒアリングにおきまして、岡山県がヒアリングを受けたんですけれども、現在大阪府にある医薬基盤研究所と連携が重要であり、移転するとすれば、

大阪府内への移転が最も有力であるということとして、岡山県の提案に対して非常に厳しい評価がなされたところでございます。今後、12月の中旬に開催されます第3回の有識者会議で今回のヒアリングを踏まえた結果が示される見込みとなっているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

看護学校の関係については心配も非常に多いわけですが、先ほどの答弁の中で特別交付税の上乗せというものの3,000万円は調査のための費用だという報告がございました。受け入れに反対をする気持ちは一切ございませんので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、ただ先ほど言いましたようなアルバイト先とか、あるいは360人も来るということになれば、宿舎の問題というものも当然あるわけですから、その辺の対応ができるのかなという心配がございまして。

それから、体育大学について、設置をする中で随時決めていくということなんですが、地元の説明、直接この関係のある作東や江見商業の跡を考慮しておられるんなら、作東の地元での説明、こういうことが来る話をしよるんじやが、了解してもらえるかというような話を地元で十分しておかないと、決まってしまうてからこうなったけんというようなことでは、これはもうそういうわけで、前もってそういう説明を十分していただきたいというように思うわけですね。この辺をひとつよろしく願いをしておきたいと思っております。

それから、倉敷との関係については大体わかりましたけれども、そういうことで2番目の市政に対する質問についてはそういうことで、総括を含めての質問で終わりたいと思っております。

次に、3番目の東粟倉工房についてお尋ねをいたしておきますが。

**議長（山本 雅彦君）**

それじゃあ、3項目めに入ってください。

**11番（本城 宏道君）**

3項目に入っております。

現時点での取り組みと、当時の役員の責任はどう扱うのかということでお尋ねをしたいと思っております。とりあえずその辺で答弁をお願いしたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）**〔登壇〕

失礼いたします。

本城議員の東粟倉工房に関しまして、現時点での取り組みと当時の役員の責任ということについてでございます。

市といたしましては、まず新会社への円滑な承継というものを第一に考え、会社を早期に清算結了ということをしなければならないというふうに考えてございます。現在の進捗状況でございますが、今回の不当利得返還請求にあわせて、残余財産の分配の持ち分等を含め、関係者と最終調整を行っております。特に今は税理士との調整に時間を若干要しております、調整がつき次第、必要な手続といたしまして仲裁センターでの合意、また会社登記の変更、決算書の作成、残余財産の分配等行ってまいりたいと思っております。それを行いまして、会社の清算結了としたいということでございます。

なお、全ての処理が終了いたしますれば、議会のほうへも当該処理の内容につきまして御報告させていた

だこうと思っております。

また、当時の役員の責任についてでございますが、当時置かれていた状況や内容を精査した上で対応をしていくこととнаろうかと思ひます。責任問題につきまは、役員の故意、重過失を認定するということが必要になります、その場合、雲海の場合よりもさらに東栗倉工房のほうが難しいというふうには考へてございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

難しい内容、わかっとなですが、市長が監査請求を出されて、昨年この12月の議会で監査委員会のほうから監査報告がなされております。それで、この監査委員会の報告の8ページに、管理者、経営管理も職場管理も不十分であったことを認めざるを得ないという監査意見でございます。また、こうした実態を市の幹部たちはもちろん、数名の議員も承知しながら迅速かつ的確に対応してこなかったことの供述もありというように報告をされておるわけですが、このときの監査委員さんの指摘、これらをどのように受けとめておられるか。監査委員さんが専門的立場からこの清算に対して調査をされておるわけですが、難しい難しだけではぐあいが悪いと思うんですが、その辺をひとつお聞かせ願ひたい。

それから、この中に数名の議員も承知しながらというようなことも報告の中にあるわけですが、数名の議員というのはどういう議員か、その辺をつかんでおられますか。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

監査委員の報告につきましては我々も目を通しておりますし、ある程度の参考にはなっておりますが、今引用された部分などにつきましては、余り適切な記載ではないということで、ちょっと扱ひができない部分じゃないかというふうに思っております。特に、数名の議員がっていうような書き方を報告でも、具体性が乏しく、客観性も非常にない記述になってまして、我々じゃあ犯人捜しをするのかということにもならないもんですから、それからかつそれがわかったとしても重過失であるとか、適切な我々が行動を起こすに足りるものでも全くないんです。寝言のようなことを書いてあるというふうには私は、あの部分は思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

今の答弁は非常に問題がありやせんかと思うんですが、せつかく市長が監査請求をして、監査委員からの報告を受けたものが、これはどうもどえりやあ頼りにならんというような意味な……。

もう一つ、あやふやじゃというような感じにとれるわけですが、監査委員会の立場がなくなるんではないかなというように思ひます。その点を指摘しておきたいと思ひますが、時間がございませんで、次に移りたいと思ひます。

**議長（山本 雅彦君）**

どうぞ。

11番（本城 宏道君）

次は、暮らしの便利帳についてお尋ねをいたしております。

現在配布されておる暮らしの便利帳というのは平成24年5月に作成されたものでございます。内容が、現状と違ったところがたくさんあるわけです。電話番号などについてはそのまま引き継がれておるわけですが、例えば観光課ですか、今経済部が変わってきますが、そういうような課名が変わったり、内容が大部分変わっておる部分もあるわけです。その辺について、新しく便利帳というものをつくっていくべきではないかと思っておりますので、これは簡単な答弁ですんで、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御趣旨はよくわかりました。私としましては、来年の1月から新しいホームページをスタートして、そこで暮らしの便利帳と同じような暮らし情報をきちっと提供して、それがベースになったものを紙ベースで提供する必要があるやと。一々暮らしの便利帳のために編集をしてみると大変なことになりますんで、ホームページの公開、新しいホームページができますんで、そこにまず入れてみて、反応を見て、その中で必要な情報が紙ベースで必要であれば、それにもしていくといった方法があるのかなと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

現状と、現在配られておるものと多少違っておりますんで、その辺をひとつ十分配慮しながら取り組んでいただきたいというように思います。

次、移ります。

議長（山本 雅彦君）

本城議員、5項目めは休憩の後からお願いします。

〔11番本城宏道君「はい」と呼ぶ〕

ただいまより10分間休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時02分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本城議員、5項目めから。

11番（本城 宏道君）

それでは、5項目めの農業問題について質問させていただきます。

まず、TPPは、10月5日大筋合意をされたということで、11月5日に暫定文書を発表しました。これは農業だけでなく、国民の食の安全、医療、地域経済と暮らしを不安に陥れる内容のものであり、とりわけ農業では、自民党の政権公約や選挙公約、あるいは国会決議にも反する重要5品目に対する大幅譲歩は日本の農業に壊滅的な打撃を与えるものであり、美作市のような中山間地は一層荒廃が進み、取り返しのつかないことになるのではないかと心配をいたします。大筋合意がなされても、TPP参加については国会での承認

がなければ成り立たない仕組みになっておるわけですが、衆参両院に対してTPPの大筋合意に反対をする運動を強めなければならないと思いますが、市長はこの件についてどのようにお考えでしょうか。

2番目に、鳥獣被害対策に対して施策実施隊の創設が規則で定められておるわけですが、この規則の第1条では、美作市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止策を適切に実施するため、鳥獣による農林水産業などに係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき、美作市鳥獣被害対策実施隊を設置するとなっております。美作市鳥獣被害防止計画はどのような内容で、具体的な取り組みとしてはどのようなことを行っているのか。そしてまた、市民に知らせるのは、どのように知らせておるのか。

鳥獣の担当課は森林政策課であるが、第3条では実施隊の隊長は農林業振興課長をもって充てるとなっておりますが、現体制ではこの農林業振興課長というのは存在しない課ではないかと思うんですが、存在しない状況ではないかということ。

そしてまた、鳥獣被害は24年度9,995万5,000円となっておりますけれども、その推移はどのように変わってきておるのか、改めてお聞きをいたします。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕**

それでは、農業問題につきまして御答弁を申し上げます。

まず、TPPの件でございますが、議員の御指摘のとおり、今回のTPPの大筋合意の内容は、日本農業への影響が多いものというふうに考えております。反面、他の産業を見ますと、貿易の自由化により日本製品の輸出額の増大が見込まれまして、特に日本の主力産業の一つであります、美作市にも進出をされとります自動車関連会社におきましては、関税の撤廃による経済効果が期待できるとともに、雇用促進にもつながるものと考えております。

当然農家の不安を解消するために、政府においても国内農業の体質を強化し、競争力を高める攻めの農業改革を貫き、自由化をばねに輸出拡大に弾みをつけるためにさまざまな施策が検討されてるというふうに思っております。これからも国が取り組む支援策の情報収集に努めながら、美作市の現状に適した事業があれば検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、自治体の現況から説明を申し上げます。

現在、鳥獣対策実施隊規則に基づきまして、鳥獣対策の担当課であります森林政策課、そして農業振興課と各総合支所の職員から13名を指名、次に美作市猟友会の会員の中で、有害鳥獣駆除の実績を条件に、美作市の猟友会から推薦をいただいた151名、合わせまして164名の方が実施隊員となっております。

次に、美作市鳥獣被害防止計画の内容と取り組みという件でございますけれども、計画期間は平成26年度から平成28年度の3年間ということになっておりまして、農作物被害の軽減目標を軸に、捕獲頭数の目標数値の設定、侵入防止柵の整備計画などを記載いたしまして、計画的に事業を実施していることになっております。

本計画を作成することによりまして、国の交付金を有利に受けることが可能となりますので、各種交付金を活用いたしまして、有害獣を捕獲した際の奨励金に国からの交付金を上乗せし、捕獲意欲の向上を図りまして、集落で大規模に取り組む強固な侵入防止柵の整備を行うなど、有害鳥獣対策に効果的な事業に取り組んでおります。

また、当市の計画におきましても、美作市の鹿の推定生息数3万頭ということで、これを半減させるため

に捕獲頭数の目標値を年間6,000頭ということにさらされて、計画をしておりますが、先ほど申し上げました交付金の活用による獣肉施設の整備や奨励金の上乗せによる捕獲意欲の向上によりまして、平成27年度の鹿の捕獲頭数は6,000頭を超えるのではないかとというふうに予測をしております。

また、小淵議員の御質問でも説明をさせていただきましたけども、市長のほうが岡山県野生鳥獣捕獲管理対策協議会の委員に今就任されたということがありまして、美作市の実情と対策を提案をされたわけでございます。これを契機に、岡山県がニホンジカ管理計画を策定しました。内容は、県内の鹿の生息数を6万4,000頭、10年後には約3万2,000頭に半減させるということを掲げておりまして、現在この事業と連携をして取り組んでいるということでございます。

次に、計画を市民へ周知を行うことということでございますけども、現在計画そのものは公表はいたしておりませんが、さきに述べた鳥獣防護柵など、各種事業への取り組みを広報紙や現在各地で実施しております行政懇談会などを通じまして、募集の情報を提供を行っているということでございます。

次に、規則によります農林業振興課についてでございますけども、本年4月に農林業振興課から、防護柵設置による農作物の保護に携わる担当課として農業振興課、それから鳥獣の駆除に関しては森林政策課と2つの課に分かれました。鳥獣対策課を担当してということで、鳥獣対策をしております。

平成27年3月23日に本規則を公布したところでございますけども、同日付で機構改革に伴いまして、関係規則の整理に関する規則が公布され、実施隊規則については同日付であったことから、この関係規則の整理規則に漏れた状態が発生をしたと。現体制にそぐわないということになっておりました。早速規則の一部改正を行うべく事務処理を進めていたところ、11月30日に森林政策課に変更が完了いたしました。

次に、イノシシ、鹿はもとより、鳥獣を合わせた農作物被害の推移についてでございますけども、平成25年が6,300万円、平成26年が6,400万円と微増であり、被害は高どまりの状況でございます。今後もさらに捕獲防護柵の推進を効果的に進めまして、農林業被害の低下を目指して取り組みたいというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

先ほど、最初に言いましたように、市長がこのTPPの問題についてどう考えられておるかという質問をしたわけです。市長の口からひとつ答弁をお願いしたいと思うんですが、この農業問題については、TPPは大筋合意されたわけですけれども、これは各国において批准されなければ成り立たないわけです。アメリカにおいても、オバマ大統領の思惑と、あるいは次の大統領を目指しておるクリントンさんと同じ党派でありながら意見が分かれておるといようなこともございますし。

きょうの新聞を見ますと、オバマさんが農業の問題について、例えば豚、牛肉について10年後には関税を撤廃するというに落ちついて、大筋合意しとるわけですが、これに対しても、国内対策としていかにこの畜産を保護していくかという日本の考え方に対して、そりゃあ過保護になって、幾らTPPの合意がなされても、これは関税の障壁になるということで、オバマさんがいちゃもんつけておるといような報道もなされておるわけですが、これらを踏まえて、市長はどういうふうに考えておるか、その意見をちょっと聞いておきたいわけです。

それから、米だけを取り上げても、輸入量相当部分を国内の備蓄米として買い上げると、こういう予定になっておりますけれども、輸入をしたもんだけは全く余り返るわけですから、28年産の米の割り当て配分と

いうものがせんだって示されたわけですけれども、ここにおいてもやっぱり今度の作付を8万トンも減らすという方向が出されておるわけです。こういうことをやっておると、先ほども言いましたように、美作のほうの中山間地においてはもうどうしようもないと、耕地を維持するだけでも大変なことになってくるというように思います。その辺もあわせてお答えを願いたいと思います。

それから、鳥獣対策、自治体の答弁をいただきましたけれども、猟友会員の中から151名を任命しておるということですが、現在猟友会の会員は何人おられますか。

それから、被害防止計画3年との答弁ですが、計画期間が2年を経過しようとしております。あと一年しかございませんが、この計画と実績等照らし合わせて、どういようになつておるかお答え願いたいと思います。

市の要綱、規定、規則などは議会審議にかける対象にはなっておりませんが、策定されたときには関係委員会へすぐにも報告をしていただかないと、一体どういようになつていきよんかなということがわかりませんので、その辺についてもひとつお願いをしておきたいというように思います。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、TPPについてでありますけれども、主たるところは、やはりアジア・太平洋地域の成長の加速ということが目標になっていて、ちなみにさまざまな経済研究所の発表によりますと、TPPが発効した場合に最もGDPの伸び率が高いのは、TPP参加国の中でベトナムなんです、その第2番目が日本になってまして、日本の全体としてはプラスにいくだろうというのが1点です。それは評価をせざるを得ない。

それから2点目として、対中国政策がここにはまっています、中国がアジア・太平洋において中国的なやり方を場合によっては押しつけるというなことが今言われているわけでございますけれども、その裏に国営企業ということで、例えば習近平さんがどっかへ行って何億円投資しますということ。その号令一下投資が起きてしまうとか、習近平さんがシアトルに行って、ボーイングに百何十機買いますというようなことが言えるということ自身が、実は世界貿易の中でちょっといびつになっておりまして、そしてその中国に将来TPPに入ってもらふことによって、普通の国として経済行動を営んでいただく、あるいは環境保護をしていただく、労働保護をしていただくというようなことが大きな目標になっている点を私は評価をしています。

一方で、御質問のように、当市のように農業が重要な地域において、農業面におけるマイナスというものは、これは何としても避けていただきたいということが私どもの基本的なスタンスになっています。

今その中で御質問があったきょうの新聞報道ですか、これは恐らく山陽新聞をごらんになったと思いますけれども、アメリカでオバマさんが自分の在任任期中にやったことが余りないので、TPPの批准が最大の成果になるはずなんだけども、余りアメリカ国内でももうちょっと自由化が足りんのじゃないかとかというな話があって、アメリカ議会における批准が微妙であると、そこで日本にさらに一旦合意したものの枠を超えて、内政干渉とも言えるような注文を出してきてるという記事であったと思います。

私はこの辺経験があるんですけども、一旦合意したものをひっくり返すような話を突然首脳会談で出してくるということ自身、非常に強い驚きっていうか、違和感を持っていますし、それがアメリカ全体の政策決定機能の低下のあらわれではなからうかとか、あるいはそれはいやいやオバマ政権というその政権の持つ問題点なのかどうかとか、ちょっとわかりませんが、余り見受けたことがない対応で、恐らく日本政府とし

てもびっくりしてるし、その御要求をのむことはできないというふうに動かれるのではないかとっております。

ちょうど今度の補正予算、その他でもってT P Pに備えた農業政策というものが出てくるわけでありまして。国会でも随分議論になると思いますけれども、その議論を聞きながら、私どもとしてどこまでできるかってことをひとつ考えていかなければいけないのと。それからもう一つは、今回の議会でも出ましたけれども、西元さんの御質問に答えていましたが、市独自で米政策を考えにやいかんかもしれんなあという気がしております。

米っていうのは、実は種類が物すごくあるわけでありまして、日本の米とアジアの米は全然違います。それから、場合によっては美作市内でもどこの田んぼの米とここの田んぼの米は違うということが本来はあって、非常に価格のパラエティーがあり得る品目なんです。そこんところを今まぜこぜにしてるのがちょっと残念なものですから。私市内でいろいろお米をいただいておりますけれども、非常に味がよろしいと思っておりますので、そのよさをブランド化してできるものがあれば、直接消費者に届けられるような仲立ちを我々がやればありがたいなと思っております。特においしい米の産地っていうのは割と奥のほうもあるものですから、その辺を特に条件厳しいとこだけども、米がおいしいっていうところを生かした政策ができないかということで、せんだって西粟倉村の例を出しました。もう調べた。

今調べてる。

岡山市内の某有名百貨店と直接取引ができてるんです、これ。そういう事例を参考にしながら、美作市の中のおいしい米をじかに出していく。さらに、米につきましては、アジア市場を見ますと、日本米が輸出されてるんで、相当。それなにかっていうと、日本食が世界に広がってまして、その広がった日本食に合う米っていうのは、やっぱりどう探してみても日本米なんです、これ。結構米の輸出が出てますんで、我々としても将来の話ですけど、アジア市場に対してじかに取引ができることが可能かなってなこともいろいろ自分の頭の中では考えていまして、例えばベトナムが所得が向上したときに、ベトナムに日本料理店ができたらどうしようとか、そんなことも考えなければいけない。

だから、守るべきところは国と一緒にぜひ守っていききたい。そして、市独自としては、ちょっとでも私どものものもいい形で消費者のもとにじかに届いて、評判を上げて、ブランド化できるように努めたいっていうことを、西元議員のときにも御答弁をしたことをまた重ねてお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、来年作付が減るっていう話ありました。これは残念なことではありますけれども、日本全体の消費が、人口減少、その他の問題、あるいは〔聴取不能〕の減少があって伸び悩んでるっていうことがありますんで、その問題につけてもやはりよい、おいしいもの、安全で栄養価が高くておいしいものっていう選択をするとともに、新販路を世界に求めていくことを国全体として私はぜひやっていただきたいというにはお願いしてるところであります。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、私のほうは鳥獣被害防止計画等のほうから説明をさせていただきます。

御質問の猟友会会員の数でございますけれども、美作市猟友会からの報告に基づくとということで御答弁をさせていただきますけれども、現在美作市猟友会の会員は270名、そのうち銃猟者が125名、わな猟が226名、そして網猟者が3名ということになっております。地区別で申し上げますと、勝田分会45名、大原分会、同じく45名、東粟倉分会15名、美作分会70名、作東分会67名、そして英田分会が28名、このような内訳となっております。

おります。

被害防止計画の実績の件でございますけども、鳥獣の捕獲計画につきましては、特に被害の大きいイノシシとニホンジカについて述べさせていただきますと、イノシシは平成26年度に2,300頭の捕獲計画を立てておりましたが、実績は約1,500頭ということになっております。平成27年度も同程度の捕獲数を見込んでおります。

また、ニホンジカの捕獲計画でございますけども、平成26年度は4,550頭の計画に対しまして、約4,870頭の捕獲、そして平成27年度は捕獲数の計画数を約5,000頭ということに対しまして、6,000頭の捕獲を見込んでいるという状況でございます。

イノシシは当初計画よりも捕獲数が少ない状況にありますが、増加率がニホンジカに比べまして低いということが一つの原因と考えられております。

また、美作市におきましては、特に被害の大きいニホンジカにつきましては、今年度は目標を上回るペースでの捕獲が進んでいると、こういう状況でございます。

次に、侵入防止柵の整備計画に対する実績についてでございますけども、平成26年度は39キロの設計計画に対しまして、62キロの設置を行っております。ただ、侵入防止柵の設置に関しましては計画ですので、設置延長を目標に掲げておりますけども、効果的に強固な柵を設置しなければ意味がないということで、今までは主流であった電気柵よりも、現在はワイヤーメッシュ柵や金網柵といった強固な柵で、広範囲で効果的に囲う柵の設置の推進をしておりますし、これからもしていきたいと思っております。

次に、被害の軽減目標に対する実績でございますけども、1回目の答弁でお答えいたしました、被害は高どまりであるという状況になつてしまっていて、軽減には結びついていないというのが現状であります。しかしながら、被害軽減が最大の目標でございますので、そのためにも計画期間3年で終わりということではなくて、今後も捕獲、保護を継続的に取り組むということが重要であると考えております。

次に、市の要綱、規定、規則等の報告の件でございますけども、関係委員に属する事項で重要な案件や説明を要すべき案件につきましては、その都度関係委員に報告をさせていただいております。市の要綱、規定、規則等の例規については随時見直しを行い、必要な改正を行っておりますけども、その数は非常にたくさんあります。そのために、総務課において例規集を随時変更し、市のホームページで公開をしておりますけども、基本的にはそちらで確認をしていただくか、議会事務局のほうに依頼されまして手にとっていただくかということしか現在のところはございません。ただし、委員会審議において必要な関連例規でございましたら、御依頼をいただければその都度対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

次の質問に行かないと時間が足らんようになってきますので、農業問題についてはこの程度にしておきたいと思いますが、非常に農業問題というのは難しいわけですし、それから本当にTPPが進められますと、これから一体どうなっていくんだろうかなという気がします。

美作市に農業を目指して救援隊の人が入っておられますが、実際にやってみると思うたより収入が上がるんということで、果樹を目指しておる人は何とかこれからやっていけるかなと。しかし、野菜やそのほかの作物では生活できんかなというような心配を持たれておる方もあるわけです。そういうこともございまして、せっかく来ていただいておる人たちが安心してできるようなそういう政策に変えていかないと、今まで

農業を長年やってきた経験者でもやっていけれんわけですから、この辺の取り組みも今後重要になってくるのではないかなというように思っております。ぜひその辺も御配慮をしていただきながら、この項を終わりたいと思います。答弁はよろしい。

それから、次行かせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

どうぞ。

11番（本城 宏道君）

マイナンバー制度についてですけれども、いよいよこの制度が配られております。しかし、まだ十分理解をされていない人、それから理解はしとつても、このマイナンバーを利用して詐欺もどきのものが広がっておるとい現状があるわけですが、それらを含めながら質問させていただきたいと思います。

1番に、マイナンバー制度あるいは共通番号制度とか言われておるわけですけれども、この正式な名称というのはどういう名称なのかということ。

それから2番目に、このマイナンバー制度の管理をする個人情報の範囲は、どこまでをマイナンバーで掌握しようとしておるのか、その辺を聞きたい。

3番目に、利用機関です、この番号を利用しようとする範囲はどういうところなのか。市役所内での利用機関の部署はどこどこなのか。

4番目に、地方公共団体情報システム機構というものがあるのかないのか。

それから5番目に、特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならないようになっておるようですが、これはどうなっておるのか。

6番目に、特定個人情報保護評価は、基礎項目評価それから重点項目評価、3番目に全項目評価とあるようですけれども、この評価書の公表が義務づけられておるようですが、これはどういうようになっておるのか。

それから、事業者に従業員の番号を家族を含めて知らせなければならない状態が出てくると思うんですが、その辺でのセキュリティーの関係はどうなるのか。

8番目に、事業者の範囲はどこまでなのか、例えば農家も含まれるのか。農家の場合、所得申告などでは農家も事業者になっておるわけです。この事業者は、記帳が義務づけられておるわけですけれども、そういう農家が季節的に1人あるいは2人頼む、こういうときにもこういう個人情報の番号をつけて申請しなければならないようになるのか、その辺についてお伝えを、お聞きをします。

9番目に、個人番号カードは市役所に出向いて対面で交付すると、こういうことになっております。対面ということになりますと、代理人がきかんということになるわけですが、この辺はどういうように考えられておるのか。

それから、マイナンバー制度についてきょうまでにどのような問い合わせがあったのか、住民の皆さんがどういようにこの制度について思われておるのか、お聞きをしたい。

あるいは、トラブルに対する対応については細かく記録を残しておけえというような指導があると思うんですが、その辺は所定の様式があるのかないのか。所定の様式があればまた教えていただきたい。

それから11番目に、以上のことは本庁だけじゃなしに総合支所でも全部対応できるのかどうか。

それから12番目に、年金機構の漏えい事件のように、個人情報などが漏えいした場合、誰が責任をとるかということになるわけですが、責任の範囲です。今、この雲海の問題あるいは東粟倉工房の問題のように、最終的に責任とる者がおらんというようなことでは困るので、その辺についてちょっとお聞きをしておきた

いと思います。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）**〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、本城議員の御質問のマイナンバー制度について答弁をさせていただきます。

まず、1番目のマイナンバー制度の正式名称はということですが、政府では名称を社会保障・税番号制度としていますが、通称ではマイナンバー制度、共通番号制度、あるいは単に番号制度とも呼ばれ、制度自体の正式名称はございません。

番号制度の根拠法令は、一般にはマイナンバー法あるいは番号法と呼ばれていますが、正式名称につきましては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律でございます。

2番目の管理される個人の情報の範囲はどこまでかということですが、管理される個人情報につきましては事務ごとに分かれており、今までと大きく変わるものではありません。各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理し、必要な情報を必要なときだけやりとりする分散管理の仕組みを採用しております。マイナンバー、個人番号をもとに特定の機関に共通のデータベースを構築することはなく、そこから個人情報がまとめて漏れるようなことはシステム的にはありません。

3番目としまして、番号の利用機関というのはどの範囲になるのかということですが、番号法に規定されておりますのは、個人番号利用事務を実施者、いわゆる国、県、市、それから個人番号関係事務実施者ということで、源泉徴収票などを出す民間事業者となっております。

現在では、社会保障分野、税分野、災害対策分野に利用は限定されておりますが、今後は分野や利用機関の拡大が図られると想定され、民間利用については法施行後3年をめどに、27年10月ですので、30年10月をめどに施行状況等を見ながら検討を加えた上で、必要がある場合は所要の措置を講じることとしております。美作市では、市民課、税務課、都市住宅課、保健福祉部の3課、総務課、危機管理室、教育委員会が利用を見込んでおります。

4番目としまして、御質問の4番目ですが、地方公共団体情報システム機構はあるのか、またどういう仕事をするのかという御質問でございますが、地方公共団体情報システム機構法という法律に基づく地方共同法人でございます。平成24年4月に設立しました。全国の市区町村からの委託を受けて、マイナンバー事務として個人番号の付番、通知カード及び個人番号カードの作成送付や、住民基本台帳ネットワーク及び地方公共団体情報システムに関する事務などを行っております。この機関は、前身としましては地方自治情報センターというのがありますが、これが今このシステム機構のほうに変わっております。

それから5番目、特定個人情報保護評価はなされているのかという御質問ですが、特定個人情報評価につきましては、特定個人情報の漏えい、その他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を実施し、これらの事態の発生を抑止すること、その他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めるものであり、美作市では現在13の事務について担当課で実施しております。

6番、特定個人情報保護評価の公表をしているのかという御質問ですが、特定個人情報保護評価につきましては、特定個人情報保護委員会に提出してありまして、この委員会のホームページに公表されております。また、美作市のホームページでも、お知らせ行政情報において公表を行っております。

7番の事業者の番号収集とセキュリティーについてでございますが、事業者が従業員やその扶養家族のマ

マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示する必要があり、本人確認では通知カード等による番号確認と、運転免許証、パスポートなどで身元確認を行うことが義務づけられております。

8番の事業者の範囲は農家も含まれるのかという御質問ですが、事業者の範囲は個人にかわって税や社会保険の手続を行う事業主や証券会社、保険会社等の金融機関などとなります。農家であっても、事業主であれば含まれます。マイナンバー法といいますか、番号法上では特例はございません。

9番の個人番号カードは代理交付ができるのかという御質問ですが、病気、障がい、その他やむを得ない理由により、本人が受け取りに来ることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できるようになっております。

10番のマイナンバーについての問い合わせは、また記録の様式はという御質問ですが、問い合わせについては、美作市で通知番号が、カードが届けられますまでは、住所地登録について135件、通知カードの受け取りに関するものが13件でしたが、その後通知カードが配付されて以来、昨日の例でいいますと、本庁だけで30件の問い合わせがございます。これは主に届かないというもので、届かない理由としましては、住所が変わっている、あるいは勤めに出ていて昼間会えないというようなことになっております。

それから、トラブルに対する対応については、議員のおっしゃられましたように、細かく記録に残すよう指導を受けております。書式につきましても、例として通知カードの偽変造、不正取得に関する情報提供など、国から示されたものも一部ございます。

11番目の支所でも十分対応できるのかということですが、各総合支所でも対応しております。

最後に、個人情報漏えいした場合、誰が責任をとるのかという御質問ですが、マイナンバーは法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーを取り扱う者が個人情報ファイルを不当に提供したりすると処罰の対象となります。番号法では、保護の対象となる個人番号の重要性から、個人情報保護法よりも罰則の種類も多く、法定刑も非常に重いものになります。一例としまして、重たいものでは4年以上、200万円以下の罰金となっております。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（山本 雅彦君）

本城議員。

#### 11番（本城 宏道君）

時間が残り少なくなってまいりましたが、正式名称はそこにもありますように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用制度に関する法律というのが正式名称ではないかというように思います。

それから、3番のところ利用機関はどういうもんかっていうことで質問いたしましたが、これが拡大をされてくおそれがあると。個人の預貯金や日常の買い物、あるいはそのほかの個人情報が全部この国によって掌握されてしまうと、個人のプライバシーが保護されないというような危険があるのではないかというように思うわけです。これは答弁をさせていただかなくても、そういう危険があるということだけ指摘しておきたいと思います。

それから、美作市のホームページで公表しておるとのことなんです、何でもかんでもホームページやっとなんか、そこを皆見んさいということは、さっきの経済部長のほうもそういう話がありましたが、パソコンを皆使う人ばあおらんわけですわ。

それから、要望があればいつでも知らせる、あるいは事務局のほうへ問い合わせえとかということですが、一般の人はなかなかそういうことはできませんので、この辺についても周知徹底というものは必要にな

ってくるということをお願いしておきたいと思えますし。

それから、農家であっても事業者ですから番号が必要になってくるということですが、これはなかなか個人の番号聞けえというても、12桁の番号を自分で全部暗記しとる人はおらんと思うんです。4桁の番号ぐらいたったら何とか思い出すけれども、そうした場合にこの番号制度があっても、番号を利用することができないと、聞くことができないということがあると思えます。これは、そういう場合に番号を書かんでもええということになると。

それから、個人カード、カードそのものは申請をして受け取るわけですが、こりゃあ今配られておるものを見ると、申請せにやいけんのだろうかと、写真つきで申請せにやいけんのだろうかというように思われるわけですが、これは申請しなくても一向に差し支えないもんだというように私は理解しとんですが、その辺はどのようになるでしょうか。

2回目の質問をします。

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕**

それでは、2回目の答弁としまして、まず一番最後に言われました個人カード、本城議員のおっしゃられるとおりでございます、希望者のみ今は個人カードをつくっていただければと思っております。

ただ、周知不足がありまして、私どもの問い合わせにも、この通知カードが届いたんだがどうしたらいいんだろうかというような問い合わせは非常に多うございます。今のところ私どもで、おっしゃった、回答しているのは、通知カードは大事にしてくださいと、個人カードにつきましては、公的個人認証とか身分証明にもなりますので、必要な方、あるいは利用されたい方は申請してくださいと、そのようにお伝えをしております。

それから、プライバシー保護で危険ではないかという、確かに政府としては、国としては拡大の方向に持っていくようにしていることは事実でございます。

それから、公表、ホームページのみでは周知徹底ができないのではないかと。議員のおっしゃられるとおりですので、このあたりは改善をしてみたいと思っております。

以上でございます。

済みません、もう一件、個人カードにつきましては、1回目は無料になっております。これが、前の住基カードですと1,000円とか必要だったんですけれども、今していただきますと、個人カードは無料になってます。今後は有料になる予定でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

1回目は無料だということですが、この無料の期間というのは期限が決まっとんのですか、それ1点だけ。

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕**

今のところ1回目は無料ということですので、具体的に期限を切つてあるということは聞いておりません。

〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

マイナンバーの関係については、時間ございませんので、これで終わります。

最後に、認知症初期の支援についてですが、全自治体に支援チームを設置するようになっているようですが、美作として認知症の初期支援についてどのように考えられておるのか。

以上です。とりあえず答えを願います。

**議長（山本 雅彦君）**

じゃあ、答弁を行います。

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕**

認知症の初期支援について、市としてどのような対応を考えとるかという御質問についてお答えをいたします。

認知症の初期支援チームというものがございまして、一定の要件を満たした専門医及び保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士などの医療・保健・福祉に関する国家資格があり、かつ認知症ケアや在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験がある者、国が別途定める認知症初期集中支援チーム研修を受講していることが求められております。美作市でも、設置に向け研修の受講など、職員育成を実施していく予定でございます。

なお、今年度の認知症への取り組みは、認知症への正しい理解のための一般市民向け研修会や、早期発見、相談できるよう認知症相談会の開催、また市民の皆様に御理解をいただき、見守り体制をつくるためのキャラバン・メイトによる認知症サポーターの養成なども行っております。

さらに、地域の体操教室などでも、認知症予防に取り組んでいただけるよう介護予防サポーターの研修、認知症予防の体操を取り入れました。今後も個人への支援と地域づくりの支援をあわせて取り組んでまいります。よろしく申し上げます。〔降壇〕

〔11番本城宏道君「ありがとうございました」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

以上をもちまして通告順番11番、議席番号11番本城宏道議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番西元議員が所用のため、10分程度おくれます。

それでは、引き続き一般質問を続けます。

通告順番12番、議席番号1番金谷典子議員の発言を許可いたします。

金谷議員。

**1番（金谷 典子君）〔質問席〕**

こんにちは。

午後からの質問に、議長からのお許しをいただきましたので、入らせていただきます。

このところの日本の宇宙開発は目をみはるものがあります。5年前に失敗した日本の探査機あかつきが残された小型エンジンで再挑戦しました。そのチームの中に、結婚、出産後復帰した広瀬史子さんがおられます。夫をそっちのけで寝ても覚めても軌道を考える日々の中、出産をし、昨年復帰、今回の本番に間に合ったとのこと。彼女が子どもを育てながら仕事に没頭することができたのは、たくさんの周りの人のサポートもあったことだと思います。仕事、家事、育児をこなしながら仕事に没頭し、働く広瀬さんの日々の暮らしにももっと注目していただきたいということもあると思います。

それでは、質問に入ります。

先日、私の自宅にも送られてきましたマイナンバーについて質問いたします。

政府は、マイナンバーを必要とする理由を、より公平な社会保障制度の基盤とするため、社会保障・税番号制度を導入しました。これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、利便性のさらなる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化、スリム化に資する効果を期待していますが、美作市において市民の利便性はどのようなところにあるのかを質問いたします。

次に、質問が飛躍しますが、昨年から市民の方からぜひ質問してほしいという要望がありました共同名義の山林の固定資産などが代表者への徴収となっているが、今後地方税法第10条2に対し、マイナンバー法により市の条例等で個々への徴収を可能にしていき、市民の納税に対する利便性は図れないのかということ質問いたします。

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）**〔登壇〕

失礼いたします。

金谷議員のマイナンバー法による美作市民の利便性についてということについてお答えさせていただきます。

マイナンバーの質問につきましては、本城議員のところでも申しましたので、重複する場合があるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

まず、一般論はさておき、美作市民においてどうかということになりますと、各種手続、申請時に住民票、所得証明書の添付の省略や各種事務における情報連携による効率性の向上などが利便性として上げられます。けれども、実際の運用は地方公共団体の情報連携が始まる平成29年7月からとなっております。将来的には、今後の動向にもよりますが、個人番号カードに健康保険証、図書館利用カード、印鑑登録証などの統合、さらにカードを利用した住民票、戸籍謄・抄本などのコンビニ交付も想定されます。いずれにしても、マイナンバー制度は始まったばかりで、その有用性、実際の運用などは未知数でございます。

それから、2項目めでありますマイナンバー法により固定資産税徴収にさらなる利便性を図ることについてという御質問でございますけれども、地方税法では租税の確保を図るため、議員の示されました地方税法第10条2において、共有物より生ずる地方団体の徴収金は個々の納税者が連帯納税義務を負うとされています。そのため、もし税の納付が未納となった場合は共有者全員が納税義務を負うことから、滞納処分の対象となります。美作市条例は、上位法である地方税法に従った内容での制定となりますので、共有者が連帯納税義務を負うことから、固定資産税の納税持ち分に応じた納付等の利便性を図ることは難しいと認識します。共有で財産を所有しておられる状況では、法的には自分の持ち分割合の固定資産税を納付すればよいということではないことを御認識いただくことが重要です。地方税法上は、このように納税者に厳しい取り扱いでありますことを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。したがって、マイナンバー制度以

前の問題であり、共有名義の持ち分への個々の対応は困難であると申し上げたいと思います。

なお、番号法、マイナンバー法と固定資産税の関係におきましては、法務局での登記異動においては、個人番号の利用は予定されておりません。したがって、市が収集している個人情報を納税義務者の情報として連携させて、より適切な課税、収納を行うこととなります。共有の場合は、納税者となられる方の情報は収集することとなります。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（山本 雅彦君）

西元議員が出席をしておられます。

それでは、金谷議員、2回目の質問です。

#### 1番（金谷 典子君）

2回目の質問に入ります。

先ほどの答弁によりますと、現在のところ美作市の利便性は余りないように思えます。今後美作市の利便性の向上のためにどのような新しいことができるのか、工夫をされていくのかということをお聞きさせていただきます。

次に、平成15年に住民基本台帳カード、住基カードが交付されましたが、個人番号カードとの関係を説明してください。

次に、自宅に届いたマイナンバーの通知カードと一緒に返信用の封筒が入っていましたが、これはどのように使うのでしょうか。その封筒の宛先も書いてありますが、これは書留ではないのですが、それにいろいろなものを入れて送り返しても大丈夫なのでしょうか。

それから、封筒の中の説明書に、法人の支店、事業所、個人事業者、それから民法上の組合等には指定されないがありますが、民法上の組合とはどういったものなのでしょうか。

それから、アルバイトの人には、個人事業者の方などは特にあるかもしれないんですが、マイナンバーの提出が必要でしょうか。従業員やアルバイトの人にマイナンバーの提供を拒否された場合はどうすべきなのでしょうか。

それから、成り済まし犯罪への対策などはどのようになっていますか。

マイポータルという言葉が調べていたら出てきたんですが、どのようなものですか。

それから、政府が行うことですが、初期費用として3,000億円ぐらいの税金を使っているということなのですが、窓口業務をコンビニなどでできるようにするというように言われたんですが、そうなればどれぐらいの費用対効果が出て、美作市は使用できるのはいつごろになるのでしょうか。

カードの受け取り拒否をしている人にはどのようにしていかれますか。

それから、通知カード、個人番号を紛失した場合はどのようにしたらよろしいのでしょうか。

最後なんですが、先ほどの共同名義の山林などの固定資産税は、代表者への徴収となっているために困っている人が多くなってきております。例えば、4人の共同名義の山林を持つ人が、親の死亡等で共同であった3人の方と連絡がもうとれないというのを聞いております。そういうケースが今後続々と出てくるということは絶対にあると思います。国を挙げて、そのための固定資産を1人で払っている人が多くなっていくわけですが、しかし木を1本切ることも、民法251条により全員の同意が必要となるということで、今後共同名義に関する地方税法、先ほど言いました10条2に対して、マイナンバー法を利用し、今後個人への徴収を可能にしたり、連絡がとれるようにとか、いろいろな市での条例などができないものかと、もう一度再質問します。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、金谷議員、2回目の御質問に答えさせていただきます。

まず、今後の美作市の市民の利便性はどうお尋ねですけれども、マイナンバーの最大の利点は個人の特定が容易になることで、各種手続が従来よりもスムーズになります。それに伴い、ミスや漏れの防止、効率的な運用によるコスト、人件費の削減などがあります。

また、今後オンライン申請等や、コンビニなどで各種証明の取得などができるようになることが予想されます。このような独自利用につきましては条例で定めることとなっており、今後動向を見ながら検討を進めてまいりたいと思います。

それから、住基カードと個人番号カードの関係についてでございますが、住民基本カードが現在1,000枚ぐらい出ております。今後は、これを個人番号カードに引き継がれます。住基カードと個人番号カードの両方を所有することはできませんので、個人番号カード交付の際に住基カードは回収いたします。なお、住基カードは有効期限内は、もう発行はいたしません、カード有効期間中は使えます。

それから、返信用封筒が書留でないのはなぜかという御質問ですけれども、これ普通郵便なのは1つは個人番号が記載されていないということと、それから宛先が情報システム機構の私書箱どめとなっておりますので、安全に今局どめで届くだろうということで、普通郵便となっております。

それから、事業所の関係でございますけれども、まずアルバイトの方にもマイナンバーの取得が必要かということと、拒否された場合についてでございますが、これは本城議員のときにも申しましたように、個人番号制度に例外はございませんので、働く期間や時間に関係なく、1日の短期バイトでも同じことで、事業者は働いている人のマイナンバーを必要書類に記載する義務があります。社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めていると思います。それでも提供を受けれないときは、書類の提出先の指示に従っていただきたいと思います。番号がない場合でもそれが無効かということ、それは有効でございます。

それから、民法上の組合というのは、これはあくまで税や社会保障にかかわるものの番号でございますので、直接結びつかない組合といいますか、例えばマンションの管理組合ですとか、土地改良区ですとかというものになります。

それから、成り済まし犯罪対策の御質問ですけれども、成り済ましや犯罪への対策としましては、制度面として法律の規定を除き、マイナンバーの利用収集の禁止、本人確認の義務づけ、第三者機関が監視、監督し、法律違反には罰則を強化しております。

また、システム面では個人情報は今までどおり、分散管理、情報にアクセスし、また情報にアクセスできる人を制限し、また管理しており、行政機関同士の通信は符号化といいますか、暗号化されるようになっております。

それから、マイナポータルとはという御質問ですけれども、マイナポータルというのは自分の情報をいつどこでやりとりしたのか、自分自身今、またそれから自分に関する情報やお知らせを自分のパソコンから確認できるものとして整備をしていくもので、平成29年1月の開設を予定しております。

それから、7番目としまして、初期費用として3,000億円前後の税金投入と費用対効果という御質問ですけれども、初期費用としての投資はシステム構築や運用費用でありまして、市区町村のコンビニ交付の費用

ではございません。コンビニ交付の費用対効果につきましては、コンビニ交付を導入しますと、初年度には約1,200万円、例年経費として約600万円かかる予定ですので、美作市としましては今後検討していく予定にしております。

それから、カードの受け取り拒否をしている人にはどのようにしていくのかという御質問でございますけれども、受け取り拒否をしている方の通知カードは原則28年3月末までは保管して、その後は廃棄いたします。必要であれば再交付と、500円かかりますけれども、再交付ということになります。

それから最後に、通知カード、個人番号カードを紛失した場合はということでございますけれども、紛失した場合には警察へ届けていただき、また市のほうへも紛失届け書を出していただくようになります。

それから、固定資産税の共有名義の便宜性ということでございますが、先ほども申しましたように、上位法の地方税法上、なかなか個別の対応は難しいということではございますが、納税者の方の納税相談、共有名義の方との案分でありますとか、そういった法に触れない範囲で御相談をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

金谷議員。

**1番（金谷 典子君）**

3回目の質問をさせていただきます。

詳しくいろいろと説明していただきましたが、何分にも初めてのことで、市民の方もよくわからないことがたくさんあると思いますので、市民部のほうできちっと対応してくださることがよくわかったと思います。

最後になりますが、特に視覚障がいの方にどのように送られて、点字対応とか、それに対する対応マニュアルとかそういうものができているんでしょうかということと。

それから、老人ホームや、これは本城議員が言われたことに重なると思うんですが、施設にマイナンバーが届いたらかわりに受け取っていいのかどうか、かわりの人が。それから、受け取った本人に渡しているのか、施設で管理するのか。それから、家族や後見人にそれを連絡していくものなのかということ。それから、自宅にカードが届いているけれども、本人が管理できない場合はどのように扱っておられるのかということ。例えば、隣の方にかわりに管理してもらえないかということが頼めるのかどうか。

それから、子どもさんのマイナンバーもできていると思うんですが、生まれたばかりの赤ちゃんの場合はいつからマイナンバーができるのか。

それから、結婚、入籍した場合のマイナンバーはどのように変わっていくのかというところを3回目の質問にさせていただきます。

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）**〔登壇〕

それでは、議員3回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、視覚障がい者の方々のカードについてでございますが、視覚障がい者の方は申請される際に、申請書に点字を希望する欄がございますので、点字表記された個人番号カードが作成されるようになります。

また、マニュアルについてでございますけれども、これは通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領というのがございまして、これに従って事務を行ってまいります。

それから、施設や認知症の方の対応ということでございますけれども、施設への住所地登録をされた方の通知カードにつきましては、施設のほうへ送付しております。施設に届いたカードについての情報は、市のほうでは持っておりません。家族や後見人への連絡等も施設と家族の間で確認されていると思われませんが、市としては介入はしておりません。また、カードの管理につきましても、これは通知カードにつきましては、個人の運転免許証なりキャッシュカードなりと同じようなでございますので、受け取りされた方々にお任せをしております。

それから、子どものカードについてでございますが、ことし10月以降に誕生した子どものマイナンバーにつきましては、出生届を提出し、住民票登録がされた時点でマイナンバーも作成をされます。子どもの個人番号カードは、15歳未満及び成年後見人の方は法定代理人により申請いただいて、できるようになります。

それから、結婚、入籍した人のマイナンバーの変更についてでございますけれども、結婚等によりまして4情報、氏名、生年月日、住所、性別でございますが、この4情報に変更が生じた場合はカードの裏面に書き込むようになります。これは運転免許証と同じようなシステムでございます。

個人番号は、原則として生涯同じ番号を使い続けるようになります。自由に変更はできません。ただし、個人番号が漏えいして、不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、変更が認められております。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（山本 雅彦君）

金谷議員、総括です。

#### 1番（金谷 典子君）

総括いたします。

マイナンバーが始まって以来、市役所の1階の電気が遅くまでついておりまして、大変お忙しいことだったと思います。いろいろな課題のある中ですが、多額の税金も使われていることもありますし、始めた以上は市民、国民の利便性を第一優先として考えていって、悪用されないような対策をしていって、マイナンバーをしてよかったと思えるようにしていくことが大切だと思いますので、いろいろなことを国に提案もしていき、市民へのきめ細かい対応を今後も続けていきたいと思っております。

これもちまして私の12月一般質問を終わります。

#### 議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号1番金谷典子議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番13番、議席番号12番鈴木悦子議員の発言を許可いたします。

鈴木議員。

#### 12番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

12番鈴木でございます。発言の許可を得ましたので、引き続き一般質問をさせていただきます。

師走に入り、何かと気ぜわしいきょうこのごろでございます。1年がたつのは本当にあっという間でした。残り少ない平成27年、皆さんにとって本当に大変な1年であったろうと思いますが、残り少ない27年、どうぞ御自愛いただきたいと思っております。そして、市民の皆様とともに輝かしい新年を迎えたいという気持ちでいっぱいでございます。

さて、美作市では9月中旬より市内各地域に出向かれて、行政懇談会が開催されております。今議会中も英田地域を対象に行政懇談会が予定され、多くの皆様より貴重な御意見をお寄せいただくなど、市民生活に

密着した市政運営に向けた取り組みが進んでおります。参加された市民の皆様の声を聞いてみますと、市政を身近に感じることができてよかったと、またよかったという声を聞いております。夜の7時から2時間という時間帯で開催され、執行部の皆さんは本当にお疲れのことと思いますが、できれば例年開催も検討していただきたいという声も聞き及んでいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今回私が通告いたしてあります質問は2項目であります。

1項目め、親育ち応援学習プログラムの取り組みについて、2項目めとしまして高齢者福祉についてであります。

まず、1項目めの親育ち応援学習プログラムの取り組みについてお尋ねいたします。

近年、児童虐待やいじめが全国で問題となっていることは皆様御存じのとおりですが、その背景には少なからず家庭での教育に問題があるのではないかと思ひます。子育ての不安や悩みを解消し、親が自信を持って我が子に向き合い、子育ての楽しさを実感できる親をふやすことを目的としたプロジェクトを美作市では取り組まれていますか。

夫婦共稼ぎなどの経済的な理由から、ゼロ歳児から保育園に預け、小学校では授業終わって、その上に放課後児童クラブで夕刻まで生活をする子どもたちが多くいます。家庭では、母親が家事をする中、子どもとのコミュニケーションをとる時間も確保しづらく、親子で過ごす時間が不足しているのではないかと思ひます。

岡山県では、子育て真っ最中の方や孫育ての世代まで幅広い世代の方を対象とした親育ちを応援するためのプログラムを開発し、子育てについて語り合いながら学び合うといった事業を推進されておりますが、美作市ではどのような取り組みがなされているのか、お尋ねいたします。

まず、1回目の質問といたします。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

家庭、教育に関する御質問で、本当にありがとうございます。

子どもたちを育てていくのに、家庭、学校、地域社会の連携ということがよく言われますが、私はいつもこの順番で、家庭、学校、地域社会というふうに申し上げております。なぜならば、やはり子どもの育ちにとって最も大切なことは家庭であるというふうに考えているからでございます。

さて、この御質問のまず県で開催をしております親育ち応援学習プログラム、このプログラムにつきましては、これから親になろうとする若い世代の方、現在子育て真っ最中の方、そして孫育て期の祖父母の方まで幅広い年齢の方を対象に親としての成長、親育ちを応援するためのプログラムで、平成23年3月に岡山県地域家庭教育推進協議会及び岡山県教育委員会が開発し、編集、発行したプログラムでございます。

子どもを育てるに当たっては、悩みや迷いというものはつきものでございます。このプログラムは、実際に身近にあったエピソードをもとに、基本的な生活習慣を高めるためのプログラム、子どものサインに気づくためのプログラム、子どもの携帯電話についてのプログラム、親同士のコミュニケーションづくりのプログラムなど、保護者が悩んでいること、家庭生活で身につけさせたいことなどを中心につくられております。参加した方からは、周りのみんなのいろんな話が参考になったと、誰にでも不安な気持ちがあることがわかり、安心した、生活習慣を見直したいなどの感想が寄せられております。

私も、ここに来て1年が過ぎておりますが、市内保育園の実情を聞きますと、時にはおむつもかえないままで保育園に連れてこられる子ども、あるいは保護者が仕事ではなく、外出したり買い物をしたいた

めに土曜保育に連れてこられる子ども、就学前に身につけさせたい基本的な生活習慣や規範意識が十分とは言えない家庭もままございます。

こうした中でも、一人でも多くの保護者の方にこのプログラムを受けていただきたいということで、昨年度は美作北小学校を実践協力校に指定し、小・中学校6校が活用し、本年度においても江見小学校を実践協力校に指定し、市内各校において活用を促進しておりますが、残念ながら参加者が十分とは言えません。できれば、もっと細かい単位、学級PTAなどで実施していただければ、より効果的であるというふうに感じております。

また、幼稚園、保育園におきましても、園行事あるいは家庭教育支援チーム員の訪問時など、折に触れて保護者に対して啓発活動に取り組んでおります。

私自身も、幾つかの保育園で保護者への講話の時間を設けていただきまして、私自身の中学校教員としての経験を生かして、就学前の保護者の子どもたちへの接し方の重要さというものを訴えております。三つ子の魂の大切さ、思春期に及ぼす影響の大きさも含め、今後もさまざまな機会を捉え、親育ちの大切さを訴えるとともに、これまでの経験を踏まえて、入園前、小学校入学前に保護者対象の研修会も実施し、必ず受けていただくというなことも検討したいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

#### 12番（鈴木 悦子君）

親育ち応援学習プログラムの取り組みについて御答弁をいただきました。美作市では、昨年は美作北小学校、本年度は江見小学校、実践協力校に指定されるとともに、小・中学校6校で活用をされておられるとの答弁でありました。

具体的にどのような取り組みをされ、どのような効果が得られたかということをお知らせいただきたいと思えます。

それから、今学級Pのお話が出ました。これは何十年も前の話になりますけれども、私はPTAの役員をして、母親委員長をしておった時代があります。私の子どもが小学校行ってるときです。そのときに、まだ学級Pというのが余り普及してないときでした。ぜひ、校長先生、教頭先生が学級Pをつくらうということを言われて、大原小学校でつくったんですが、学校のPTA全体で、総会のときしか来られないお母さん、もうほとんどお父さんはその時代は来られていませんでした。お母さん方来られるんですけども、総会をしても何をしても声が出ないんです。余り、もう500人ぐらいいましたから、大原小学校でも。全然声が出ない、本当に総会してもおもしろくないなというような時代でした。でも、学級PTAをつくることによってクラスクラスで、40人ぐらいのクラスだったんですが、皆さん参加して下さって、いろいろな声が出ました。時にはしゅうとめの悪口が出たりするようなこともありました。それから、子どものしつけについて、それから家での食事について、それから遊びについていろいろな話が出て、その当時は学級Pがすごく盛んになりました。

英田郡のPTA連合会でも学級Pをつくらうということで盛り上がってつくって、母親委員が集まって、じゃあ1回その集まりをした中で各学校から発表会しましょうということで、私も出させてもらったことがあるんですけども、そういう時代に育った子どもたちは今とは本当に違うと思うんです。外でわあわあわあ遊んで、目をきらきら輝かせて、夜はもう疲れ切ってばたんきゅうというような、本当に子どもらしい生活を送られたというふうに思っております。ですから、今教育長が言われたように、大いに学級Pを利用

というたらあれですけど、学級Pの中でそういう親育ちの話し合い、そういうことを進めていただきたいなというふうに思っております。

それから、これは春先なんですけど、大原総合支所付近を通りかかったときに、偶然桜の木の下で、総合支所の前の、お母さん方が3人ぐらい、そして子どもたちが五、六人いて、そこで庭の桜の木の下で集まられている光景を目にしたもんですから、すぐ立ち寄ってお話を聞きました。これは、この子たちは在宅児でした。まだ保育園にも行ってない在宅児だったんですが、その保護者の集まりというか、自然にそこに3組、4組というふうに集まって行って、いろいろな触れ合いをされていました。その後、そのお母さん方が多分本陣の前のふれあい広場、あそこに行かれても多分こういう会が、自分たちと違う会ができていないんじゃないかということ聞いたもんですから、多分おやつ時間ぐらいだろうかなと思って、3時ごろ行ってみました。やっぱり、そこは2組だったんですが、お母さん方と子どもがおられて、おやつを食べながらいろんな話をされていたという、このような状況を見ました。

ですから、時期が桜の花の咲く時期というんで、少し肌寒いかなという感じですけども、なかなかいい光景だなというふうに思ったんですが、今は寒いですからそういう光景を見ることはできません。このお母さんたちがどうされとるかなと思って、知り合いに、仲のいいかわいがっている子どもに、お父さんにそれは聞いたんですけども、薬局へ行って、そしたらうちの家に来て、何人かが集まっていると、いろんな話をしよるでということ聞いたんです。ですから、このお母さんたちは、子どもも含めて何かそういう集える場所が必要なんかなというふうに思いました。

それで、私はここで1つ提案なんですけど、公民館の空き部屋とか、それから総合支所の空き部屋とかそういうところを活用させてあげて、そういうところでいろいろな触れ合いができればいいかなというふうに思います。そこへいろんな方が行かれて、その地域のおせっかいじゃなくて、子どもを愛するおばあちゃん、そういう方が行っている話をされて、基本的な生活習慣が身につくようにお話をされたり、それから嫁、しゅうとめの仲の話をされたり、いろんな話があると思うんです。そういう話をしてくださったらいかなというふうに思うんですけども、その場所の提供とかそういうふうなことについて再度お尋ねをしたいと思います。

2回目の質問です。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。

何か子どもたちが実際に、特に未就園とか、幼い子どもたちが集まっている光景を見られて、このようなことを応援はできないだろうかということ。また、この親育ちでの成果とか、どのような取り組みがなされているかということでございますが、この成果というのを数字であらわせるというものではございませんが、例えば子どもたちへの接し方、叱り方一つとっても、頭ごなしに叱るのではなくて、まずは理由を言いましょうとか、あるいは自分自身が一呼吸置いてとか、それを参加者同士が実際にやってみるという中で、じゃあきょうから帰って早速子どもを叱って、うちの子は一個も言うことを聞いてくれんけど、ひょっとしたらこういうふうに言ったら聞いてくれるかもしれんと、ちょっと頭を冷やして対応してみるわとか、あるいは実際にそういうお互いに困った同士という声を聞いて安心をしたというような声もいただいております。

また、保護者の方にこのように接したらどうでしょうかというお話、あるいは就学前のわずか五、六年、

三、四年の短い期間と、そういうものを大切にしてくださいという中で、既に子どもたちが大きくなった保護者の方からお話を聞かれると、ああそうだ、そうなのかと、もう今は私は3つの子を抱えて、1歳の赤ちゃんもいていっぱいいっぱいだけど、ああ、この時間は短いんだなということを改めて実感したというようなお声もいただいておりますので、こうしたことを視点にさらに進めていきたいというふうに考えております。

学級PTAにつきましても、PTA連合会にもお願いをしなければいけないことでございますけれども、こうした皆さんで集まってしっかりお話をさせていただくことということが何よりかと思っておりますので、ぜひやっていただけたらと、ありがたいというふうに考えております。

さて、小さな子どもたちが集まって保護者とともに遊んでいるという本当にはほほ笑ましい光景かと思えます。美作市におきましては、これは現在は2つの保育園、江見保育園と勝田ひまわり保育園に子育て支援センターを設置しております。ここへは未就園、まだ保育園入っていない子どもたちとその保護者の方が集まって、そして専任の保育士も1人いるわけですが、そうした中でアドバイスもいただきながら集まって、日ごろの子育ての悩みとかを語り合っ、そしてアドバイスを受けるという場所がございます。そうした場所が、保育園には今2園でございますが、こうしたことも少しでもふやせないものか、あるいは空き部屋などでございますが、そうしたことが公民館活動の中でもやっていけないものかということも含めて研究し、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

鈴木議員。

**12番（鈴木 悦子君）**

ありがとうございます。教育長が今言われたようなことをしっかり守ってやっていただきたいと思えます。これは、通りかかったときの、写真、写真です。

それで、これはもう総括といたしますけれども、極端な話かもわかりませんが、今の子どもはタオルの絞り方がわからない。こうやって絞れないんです。こうやって丸めてぐっと絞る。それから、生卵がこんこんとたたいて割れない、ごろんと転がして、結局下に落とすというようなそういう子どももいますし。それから、おにぎりがつくれない。おにぎりつくれ言ったら、極端な話ですけど、ナイロンの袋の中に入れて、ぶんぶん回して遠心力で丸めるといったようなこともありますし。それから、顔を洗うのも、今は洗面器の中へ水をためて洗うというようなことはないかもわかりませんが、手でお水をすくうというのは人間だけなんです、本当に。それが今の子どもはできないというふうに言われております。それから、これは聞いたんですけど、大学生が1人生活するのに、自立した、じゃあ御飯を炊きましょう、お米を洗いました、洗っても洗っても泡が切れないということで家に電話をしてきた、泡が出るというのはおかしいということを探ねたら、洗剤を入れてお米を洗ったと、そういうふうな、本当にそういうことが現にあるんです。だから、これは家庭の中で教えてない。鉛筆の持ち方がおかしい、お箸の持ち方がおかしい、大きくなってからはもうこんなことを直そう思ってもなかなか直せないんです。先ほど教育長が言われたように、三つ子の魂百までということで、本当に小さいときから家庭の中できちっと教えていかないといけないことだというふうに思っております。

それから、今靴のひもは、なかなかひもを結ぶというような靴がだんだんだんだん減って、マジックで履く靴、それからファスナーのついた靴、そういう靴が多いんですが、ひも靴を履いて、きちっとちょう結びができる子どもが少ないんです。ですけども、剣道をしている子どもは、1年生でも一生懸命練習して、2

年生ぐらいになると防具をつけます。剣道の防具というのは全部ひもで縛って、身支度というんか、身に防具をつけるんです。面のひもも、後ろが見えないところを手でもじもじゃしもってでも、稽古、稽古、稽古で、練習して結べるようになっております。それから、垂れひもにしたって、垂れが上からかぶさってますから、こうやって垂れのかぶさつとる下で結ばないと、結べません。それから、胴ひもだって同じことが言えると思う。そういうことが体験によって、小学校1年生の子でもできるようになって、きちっと結べるようになっております。全てこのように体験することによって何でもというんですか、そういうことは、基本的なことではできるようになるというふうに私は思っております。

ですから、生活の初歩の初歩は直接体験だというふうに思います。子どもは自分の五感を使って、物やそれから人に働きかける過程で判断力や思考力や行動力を養い、自信のある人間に成長していくものだというふうに思っております。自然に触れて、先ほど言いましたけども、らんらんと目を輝かせ、夜にはばたんきゅうでしっかり休む、これがもう基本的生活習慣の初歩だと思いますので、ぜひそういうふうなことも教育長、しっかり指導していただきたいなというふうに思っております。

今の世の中で、自立した、たくましく生きていく美作市の子どもたちに育てていくことが、我々大人に課せられた大きな大きな責任だというふうに思っておりますので、どうぞ今後とも気の長い指導をよろしくお願ひしたいと思います。

1 項目めの質問はこれで終わります。

**議長（山本 雅彦君）**

鈴木議員、2 項目めは休憩の後からお願いします。

[12番鈴木悦子君「はい」と呼ぶ]

ただいまから10分間休憩します。

午後 1 時49分 休憩

---

午後 2 時00分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、鈴木議員の一般質問を続行いたします。

2 項目めからお願いします。

鈴木議員。

**12番（鈴木 悦子君）**

それでは、2 項目めに入らせていただきます。

2 項目め、美作市の高齢者福祉についてお尋ねいたします。

この項目につきましては、昨年12月にも美作市介護保険事業、事業計画の見直しについて質問いたしました。2025年には団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者が増加するとともに、介護を必要とする人もふえると思われれます。一方、人口減少により、介護保険を支える人が少なくなるなど、介護保険を取り巻く環境は大きく変化すると考えられます。

前回の質問では、介護予防給付である要支援1と2の対象者に対する介護予防給付と新たな介護予防・日常生活支援事業が大きく変わる中、市ではどのような介護保険計画の見直しを予定されるのかとの質問に対し、主な改正内容は地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化との説明で、中でも市町村が主体的に取り組むこととなる予防給付が、地域支援事業として多様化したサービスを提供することとなるとの説明で

ありました。まず、その点につきまして、1年が経過した中、どのような取り組み内容になっているのか、質問をいたします。

また、現状において、介護施設が足りているのか、在宅支援を推進するためには包括支援センターのさらなる充実が必要ではないかと考えますが、現状はどうでしょうか。

さらに、介護に携わる方の離職率は高い現状があり、国は介護離職率ゼロ%を目指すと言われておりますが、市としてどのような対応を考えておられるのか、お尋ねいたします。

1回目の質問です。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**〔登壇〕

それでは、鈴木議員の介護施設が足りているのかどうかということですが、市の高齢者人口の推計では、平成28年度の1万1,097人をピークに、その後は減少に転じると見込んでおります。1万1,100人を超えることがないと推計ではしております。そのため、第6期の介護保険事業計画では、入所施設の整備は見込んでおりません。

なお、地域密着型サービスの施設整備については、今年度大原地域に1カ所の整備を見込んでおります。また、今後も整備をする予定としております。小規模多機能型居宅介護また看護小規模多機能型居宅介護というような施設でございます。

続きまして、在宅支援を推進するために包括支援センターのさらなる充実が必要ではないかということですが、美作市地域包括支援センターに加えて、地域における身近な相談窓口として旧町村ごとに1カ所ずつ6つのステーションを設置し、高齢者の身近なところで相談を受けたり、訪問したりできるようにしております。また、職員も保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員など専門職を配置し、適正な人材の確保に努めております。さらに、従来の業務に加え、昨年度より美作市医師会と協働で医療マップや入退院ルールの作成、他職種の研修会など医療連携の推進を図っております。また、今年度からコーディネーター1名を採用し、地域の高齢者の支援ニーズと地域資源の状況を把握して、地域支援事業の取り組みが充実するように努めております。高齢者の生活を地域全体で支援していく仕組みづくりは、地域包括支援センターと各ステーションが連携を強化しながら地域ケア会議の推進にも取り組んでおります。今後も、研修など職員のスキルアップにも配慮しながら体制の強化に努めてまいります。

国は介護離職ゼロ%を目指すと言っていますが、市としてはどのような対応を考えているかという御質問についてでございますが、国が介護離職ゼロ%を目指すすと新聞等で報道されておりますが、国の介護施設整備計画を16万人上積みして、2020年代初頭までに約50万人の受け入れ態勢を整備するとのことでございます。

市といたしましても、介護施設が足りているかの御質問でも答弁いたしましたが、第6期の介護保険事業計画で認知症対応型通所介護施設3施設、小規模多機能型居宅介護3施設、複合型サービス——これは小規模多機能型に看護がついた看護小規模多機能型居宅介護という施設——を1施設整備の予定でおり、27年度中に小規模多機能型介護施設1施設が開所予定となっております。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

鈴木議員。

**12番（鈴木 悦子君）**

2回目の質問です。

まず、1点目の高齢者福祉の質問で、要介護者が増加している中、介護施設が足りているのかとの質問に対して、人口推計で高齢者人口が28年をピークに、1万1,097人と推計されており、施設整備は考えていないという答弁でありました。

もちろん美作市の介護保険料は、高齢者世帯にとりましても負担が大きいという声もあり、新たな施設建設となれば、保険料の見直しにもつながることとなるため、第6期介護保険事業計画では新たな施設建設は見込んでいないということも理解ができます。市のお考えは、施設の入所でなく、居宅介護を今後の高齢者福祉の基本と捉えられていることは理解できました。

それで、居宅介護ですが、今現在特養の待機者はずっと五十何人前後というのが続いているということも聞いております。入りたいけど入れない、そういうところが大原病院で、例えば4階で入られるのを待っているという方もおられるし、家で本当に大変な介護を受けながら待っておられるという方もおられるように聞いております。

そこで、ことし大原地域に1カ所整備するとのことではありますが、具体的にどのような施設ができ、どのような福祉サービスを提供できることになるのか。そして、今後いろいろと整備をされるということの説明がありました。どの地域にいつごろ整備をされるお考えなのかについてお知らせいただきたいと思います。

それから、2番目の包括支援センターの取り組みについて御答弁をいただきました。包括支援センター業務に従事されている職員さんは多くの支援を必要とされる方を担当され、専門的知識も必要とされる中、さまざまなケースと向き合い、関係者との相談業務に取り組まれており、本当に頭の下がる思いであります。限られた人数の中で、多くのケースを担当するとなれば、絶対的に必要なことは支援を必要とする方の情報ではないかと思えます。高齢者の皆様が自宅で安心して生活ができるよう、社協としっかり連携をしながら、高齢者見守りネットワークも構築されております。

私も社協の委員の一員として、中町の部落から地域の一員として、委員として出させていただいてるんですが、この見守りネットワークでしてることというのは、細かい作業も、もうみんな地域の方が出て集まって、自治振興協議会単位で、地図を広げて、中町だったら中町で、地図の上でこの家はひとり暮らし、この家は何歳で高齢者が2人暮らし、この家は女性の80歳以上でひとり暮らし、この家は男性のひとり暮らし、それからここは男性2人で、男の人がお父さんの介護をしていると、そういうふうなことをきちっと細かく色分けをしながら、色を塗りながら調査をしています。それを社協がまとめて、それをこういう事業に使ってるんです。

だから、そういうことを地域の皆さんがしておられるので、大変協力体制もできるとし、いいことだなというふうに思っております。過疎化と高齢化が進む中、情報をいち早く、今のような地図の上でのそういう情報を早く収集し、支援の必要な人に対して少しでも対応が早くできる社会のシステムが求められているのではないかというふうに思いますので、さらなる包括支援センターの強化に努めていただきたいと思えます。

この2点目の質問はこれで終わります。

それから、3点目の質問が、介護離職率ゼロについて御答弁をいただきました。国は介護施設の整備として16万人を上積みし、2020年初頭には50万人の受け入れ態勢を整備する計画であるとの御答弁でありました。新聞にも出ておりました。これは、私が解釈するのは都市部でのことであって、田舎というんですか、こういう地方ではこれには該当しないんじゃないかなというふうに思っております。

介護離職と言えば、介護現場で働く人たちがいろいろな問題によって離職される。それから、親などの介護のために、今介護施設じゃなくて、普通の会社で働いておられる方が余儀なく離職される、そういうふう

うなことがこれから出てくるのではないかなというふうに思っております。このことについて、行政として何か対応策がないかという質問でありますので、このことについて再度質問いたします。

2点です。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**〔登壇〕

まず、1点目でございますが、大原地域に整備される施設についてでございます。

小規模多機能型居宅介護という施設でございまして、通いを中心として利用者の容体の希望に応じ、随時訪問や泊まりを組み合わせ提供される、在宅での生活継続を支援するサービスでございます。今後の整備につきましても、このような在宅での生活継続を支援するサービス、地域密着型サービスを計画しております。頭に先ほど答弁しました看護とつくのは今の小規模多機能の施設に看護の通い、訪問、泊まりに訪問看護が追加されたサービスのことでございます。

また、認知症対応型通所介護施設3施設についても整備する計画としております。

どの地域にいつごろ考えているのかということでございますが、今現在は特にということはありませんが、英田地域にまだ整備がされていないということがございまして、英田地域を優先としながら、あとは全圏の中での整備と、美作市内全圏での整備という計画でおります。

なお、時期につきましては、第6期の介護保険事業計画で27、28、29年度の期間という、第6期の計画に上げさせていただいております。

それから、2点目の介護職場で働く方の離職への対応とか、国の介護職のゼロ％というのは、一般のサラリーマンの方が親などの介護のために現在の職を離れねばならないというような対応でございますが、介護現場で働く人々の処遇改善につきましては、国が介護職員処遇改善加算を平成27年4月1日から拡充しております。

また、親などの介護に必要な方々につきましては、社会的損失にもつながる問題でございまして、介護者が仕事と介護を両立するため、介護保険サービスを上手に利用していただきまして、介護を1人で抱え込まないということが重要であり、市では介護サービスの質と量の充実に取り組んでおります。特に、先ほども申し上げましたが、利用者の容体や希望に応じて、在宅での生活継続を支援する施設について整備するよう計画をしているものでございます。

介護者が仕事と介護を両立し、誰もが安心して住み続けられる地域社会の実現に取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

少し補足をさせていただきますが、1つは待機の話がされておられましたけれども、私どもが整備をしようとしている小規模多機能居宅介護ないしは看護小規模多機能につきましては、必要に応じて住宅つきものを整備をすることによって、ほぼいわゆる施設サービスと同じ機能が発揮ができるわけでありまして。具体的に言うと、たった今梶並で整備をしようとしているものについては、民間の力において住宅つきということになっておりますし、それからショートステイ、デイサービスがついておって、ショートステイについては、その半分程度でありますけれども、ある意味では施設サービスの代替機能がそれなりにあるわけでありまして、そこはコストを上げない、つまり中で似たような効果を出そうということで、工夫をしていきたい

というふうに思っている、その点を1点つけ加え。

それからもう一つは、大原地区における既存の小規模多機能施設についてでございますけれども、障がい者の方の受け入れをしていただいていることは議員も御存じのとおりだと思ひまして、これが個別のケースによりましても、非常に高いニーズがあつて、苦勞されておられた御家庭が非常に〔聴取不能〕うまく適合したという先行事例になっているわけでございますけれども、今後、先ほど部長のほうから答弁がありましたように、来年度がピークなんです。28年度つって何か遠く先のように思つてはいけないんで、来年度がピークで、市民の皆さんの健康状態も向上しているとすると、だんだんこの介護分野そのものが緩くなっていくこともあり得る中で、一方で我々の見ている障がい者の方々の終の住みかはどうするかといった問題も含めて、障がい者対策についてさらなる市としての政策の拡充が必要であるつてことも、どうか頭の中であわせて考えておかなければならないと、こんなふうに考えております。

1つ、高齢者対策のみならず、支援を必要とする市民の方々全ての安心の場としてこういった仕組みを、市としてはやや国とは、国の政策をちょっと超えてるんですけども、独自に幅広く活用をしていく必要があるかと、こんなふうに思つておひまして、少しずつ制度の積み上げ、ここまでできるかなということに度度を、市としての独自改善を進めているというふうに御認識を頂戴したいと思います。

それから、その関連でありますけれども、地域包括支援センターの充実は、見ておひますと、美作市の場合、結構これは大切な機能を果たすことは間違いないし、ひよつとしたら他の自治体よりもいい水準にいけるのではないかとというぐらい、個々のセンターにいらっしゃる方の力量が高いのか、非常にいい評判を聞いておひまして、ありがたいことだと思つていますが、これにつきましても、今後の課題として人員配置の強化ということを今検討しとります。その中で、特に私どもとしては、社会福祉士の資格や保健師の資格を持っておられる方々の配置を拡大することによって、場合によっては、これは高齢者対策としての地域包括支援センターなんです、それとあわせて地域全体の障がい者の方々に対する目配りができないものかということもあわせて考えることによって、先ほど申し上げたように、市民の方々の中で高齢者あるいは障がい者問わず、支援を必要とするの方々に対するセーフティーネットの拡大ということにチャレンジをしていきたいというふうに思つてること、これをつけ加えさせていただきますので、よろしくおひします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

鈴木議員。

**12番（鈴木 悦子君）**

3回目です。

先ほど市長から御答弁いただいたんですが、高齢者に限らず、障がい者も含めて市民全体——弱者です——の支援に努めていきたいということでございます。安心しました。

それで、介護離職ゼロについてですが、私がこれはちょっと偏つた考えかも知れませんが、介護離職ゼロといつたら、この地域で言えば老人施設、そこで勤めてる方の離職率が高いというのは、施設ができたときから3K仕事で、もうやめていく方がすごく多かつたと思ひます。もう本当に定着率が悪いといふんか、そういうふうなことが最初から問題があつたと思ひます。

この一億総活躍社会の3つの柱が、GDP600兆円、それから2つ目が希望出生率1.8%、そして3つ目が介護離職ゼロというのが柱になつてると思ひます。その中で、私は介護の職場では依然として、今言ひましたけども、高い離職率が続いているということを実際に認識しております。市のほうでもそういうふうには部長がおっしゃつたんですが、この理由として、推察ですが、老人施設で離職率が高いという理由として、介護現場に男性職員が少ない。男性職員ばかり、本当に8割ぐらいが男性職員だつたなという施設も最近こ

の市内でも見てきました。そういう施設もあるんですけども、やはりいろんなところを聞いてみましても、女性が多いということです。その介護する女性が、自分よりきゃしゃな女性が、自分より大きな体格の方を1人で介助するなど、力仕事が非常に多く、そのために腰痛が起きたり膝痛が起きたりするような身体的な不調によって離職する人もあるということも聞いております。

それから、2番目で、本当にどこの職場でもあることですが、女性の職場ということで、人間関係が存在することが多く、このことに悩んで、順応できなくてやめていくといった職員も多くあると聞き及んでいます。

そこで、男性の方を、介護施設に就職してもらうために、何か市としての方策がないかということをお聞きしたいと思うんです。それは、男性職員が入りにくいのは、本当に賃金も安いと思います。ここで、先ほど部長が言われたように、介護職員の処遇改善加算ということで、1人につき1万2,000円ですか、そういうものが施設のほうへ国のほうから払われてるということも新聞にも出ておりましたし、いろんな形で聞いておりますけども、その加算された1万2,000円がどういうふうに、職員に本当に上乘せされてるんか、それともその施設の中で流用して使われてるんか、その辺のことまでは私たちにもわかりませんし、もちろん市がそこまで介入は各施設にはできないと思うんです。そういうこともすごく、そういうことを国がしなげられないというのがちょっとどうなんかなというふうに思います。国のほうもそういうことが、調査を今後はやっていくということも言っております。

そういうことがあるんで、介護施設での人手不足とか、それから女性のそういった腰痛、膝痛、大きな人を1人で介護していくのが大変ということで、解消する施策として介護現場に男性を、何とか参入を市が促進することができないかなということをお尋ねしたいなというふうに思っております。

男女共同参画という視点もあるんですけども、安い給料で男の人がそこへ入って行って働いて、じゃあ結婚しようと思っても、なかなか結婚、安い給料ではできないということもあるんでしょうけれども、いろいろな資格を取ることによって給料が加算されていくと思うんです、資格によって。その資格を取るための何か支援策がないかなというふうに思うんですけども、その辺のお考えがどうかということをお聞きしたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**〔登壇〕

鈴木議員、3回目の御質問でございますが、確かに介護職場の離職率が高いというのは認識しております。また、女性が多い職場であって、男性が少ない。それから、実際に介護する中で、自分よりも体重の重たい方の介護をしなければならないこともまあまああるということで、そういうことに対しまして、介護の研修とか受けた方はうまく体重の移動とかを、車椅子からベッドとか移動させたりする、かなり研修を積みればかなり自分の力以上のことができたりもするんですけど、それでもなおかつやっぱり体重の重たい方は大変だということもあります。

男性を何とか職場にということでございますが、男性だけに特別にそういう何かをするということは、先ほど議員がおっしゃられたように、男女機会均等とか男女の共同参画とかというような面からあわせても、それはちょっとなかなか難しいというか厳しいんかなという。それよりも、介護職場全体を男女問わず魅力あるものにしていかなければだめなのかなというふうに思っております。

その中で、どうしたらいいんかということでございますが、1つは賃金が安かったから、先ほど質問の中にも出ましたけど、介護職員の処遇改善ということで、1万2,000円というものが国から来て、それがどう

いうふうに使われとんかというようなことがございましたが、これは一定のルールとか要件がありまして、介護報酬に対する、施設によって、こういう施設だったら1.何%か、こういう施設だったら3.何%とかというような、率がありまして、それが満たしてないともらえないお金なんです。満たしとれば、国からそれが来るし、それから1万2,000円とかという金額を超えたそれ以上、最低1万2,000円だったら1万2,000円、それ以上超えた金額を実際の賃金に反映しないと、1万2,000円の加算があるからといって、実際は1万円しか加算してなかったらそれはだめなんで、こういった分と率と両方あって、そういう要件を満たしとればこれができる。

これ、平成20年度から基準にして、21年度から始まったようなこういうキャリアパスといいまして、賃金体系とか、それから職務によってこういう研修を受けたら次にステップアップできるとかというような、介護職場が、とにかく資格とかもばらばらであったりなかったりのような状況で、とにかく高齢者の方をお世話したらいいんだというような時代から、介護保険制度ができて、平成12年からできてもう15年なるんですけど、それがどんどんどんどん上昇してきて、そういうのが充実してきて、なってきたんですけど、さらにその賃金が安いからそこへ人が寄ってこない、集まってくれない、応募してくれないというような状況がありますんで、そのあたりのこの賃金の改善というのをうまく利用したり。

また、市といたしましても、市内の地域密着制度というのがあるんですが、それは市のほうへ届けをするようになってんですけど、その届けによりますと、16施設あったうちに、10施設がそういう加算を利用しとるといことなんですけど、それをさらに啓発というんですか、PRして、少しでも全体の働く人が気持ちよく働いていただけるように賃金アップをして、その中で男女問わず積極的に勤めていただいたらということで、中には男性職員で介護職場で働く、若くて介護職場で燃えてるような方が、県のほうでこういう形で介護しとりますというような発表をされたりとか、そういう介護職場の魅力アップについての啓発なんかも県全体でされたりしとりますんで、そういうところも参考にしながら、美作市としても少しでも介護の職場が明るくて、賃金も上昇して、働きやすい、男女問わず、そういう職場になるように引き続き啓発なり、努力をしていきますんで、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

鈴木議員、総括になります。

**12番（鈴木 悦子君）**

最後に、部長より美作市の高齢者が安心して住める高齢者施策をやっていくということを力強く言っていたんで、どうぞよろしく願いいたします。私たちも10年先には後期高齢者になるわけですから、よろしく願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（山本 雅彦君）**

以上をもちまして通告順番13番、議席番号12番鈴木悦子議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番14番、議席番号15番万殿紘行議員の発言を許可いたします。

万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）〔質問席〕**

失礼をいたします。万殿であります。

今回私は3つの項目の通告をいたしております。

いよいよ今定例会一般質問、私が最後ではない、毎回のごとく同僚議員があと一人おりますけれども、通告をいたしております雲海温泉のことでありますが、昨日同僚議員が一般質問されておりますけれども、私

も通告をいたしております。その後の経過についてということで質問をいたしたいと思います。

9月議会で議決をいたしました株式会社雲海、市が3,500万円の損害賠償を求めたという件であります。その後、どういう状況になっておるのかと、相手方と連絡等とれておるのか。まず、現状はどのようになっているのかということをお聞きをいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕**

失礼いたします。

万殿議員のまず1点目の御質問でございます。

株式会社雲海に关しますその後の経過ということでございます。

議員御質問の3,500万円の損害賠償の請求についての訴訟でございます。

去る9月の定例会におきまして、訴えの提起ということでさせていただきます、議決をいただきましたところでございます。それを受けまして、先般11月の初めに岡山地方裁判所のほうへ訴状を提出させていただいたところでございます。今後についてでございますが、一般的に相手方から裁判所のほうへ答弁書等が提出されまして、それを受けて口頭弁論が開かれると、こういう流れになろうかと思っております。

なお、第1回目の口頭弁論の期日についてでございますが、来年の1月12日というふうに裁判所のほうから指定をされたということをお知らせをさせていただきたいと思っております。

それから、基本的にその後は相手方とは直接連絡等はとっていないというのが状況でございます。

以上でございます。〔降壇〕

〔「それは〔聴取不能〕、12日の時間」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

関係ない人は発言を控えてください。

万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）**

この大芦温泉は、英田地域の憩いの場として親しまれておりました。ところが、皆様御存じのように、ことになったと。そして、訴訟を起こしたと、施設はどうなるんだろうかなと。これは、決着つかんとどうにもならんのか。恐らく市長のほうにも、行政のほうに対して地元からもいろいろと注文が来ておると思うんです。訴訟を起こしたとらどうにもならんのか、それとは別に市民が求めておるいろいろ、詳しい全部一部始終私はインプットできておりませんが、行政のほういろいろと来とると思うんで、要望が。そこからあたりの兼ね合いはどういうふうにとらえたらええのか、市長。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

この問題については、ちょうど今英田地域の行政懇談会をやっておりますけれども、ほぼ全ての会場でどうすんだと、こういう御意見を賜っておりますし。実は、きょうの朝も地域のリーダーの方々から、この件を含めて陳情が来られました。私どもとしましては、訴訟を提起をして、これは裁判所が門前払いしたらいかんのですが、門前払いならず、口頭弁論するんだということで、これでその件については一区切りということで、前にいくことになります。

もう一個理由があったんですけれども、雲海再生にまつわる周辺状況というのが、の成就というものがあ

って、これはちょっとこの場では申し上げることができないのでありますけれども、それも大体目星がついております。

そういう状況の中で、来年度早速に取りかからなければいけないと思っておりますが、1番目にいわゆる観光施設として維持管理をしたり、売っていくのにふさわしくないものがあります。ちょっと無理だと、それは。一般的に言うと、ほかの自治体ではスポーツ施設、教育、社会教育施設として維持管理がされるべきものがあれば、それはそれとして維持管理をしなければ余りにも荷が重過ぎるということであろうかと思っておりますので、そこにきちっとした区切りをこれから来年度の予算までに入れていくと。つまり、儲けにやいかんものとそうでないものを区分けをするというのが1点目であります。これは、もう類似の議会でも方針についてお話をしとりますけど、それを踏襲をさせていただきます。

それから、2番目に行うべき内容でございますけども、住民の皆様方の意見が大体集約されてきたというふうに思っております。その意見を申し上げますと、1つは食事を提供できる施設として復活してくれと。内容は、すばらしいっていうか、高度なものじゃなくて、安心して食事ができる、安価なものがいかなっていう、イメージでございますけど、いずれにしても食事の場としての雲海の復活を求めるとというのが1点と。それから、みんなで懇談をしたり、くつろいだりする広場的なものがあったんだけど、それがなくなっているのはまことに残念であるので、これを復活をしてほしいと、こういうことであります。

この2点が、どうも私どもが聞いておりますときに、住民の皆さんの声として明確になったと考えとりまして、これら2点については、これを予算が必要であれば、必要な予算を計上した上で、来年度から実施できるように予算編成の中で対応したいというのが2点目。

それから、3点目ということでございますけども、これ先議会で御議決を賜った部分委託というものを活用する中で、例えば食事を提供する部分について、公募になるのかどうかは別として、適正な方に、できれば集客力も持った方がおられるとありがたいんですけども、そういった方に委託をするということで方針を今考えているところでありまして、これにつきましては、地域の方々にも大体同じことを今申し上げているところでございます。

加えて、先ほどちょっとこの場ではまだ申し上げられないといった論点ございまして、これについては時至れば御説明いたしますけども、よりいい方向で環境ができるように今最善の努力をしているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）**

市長、行政事務連絡協議会のほうからいろいろとある、そして今地域を回ってもいろいろと出てきとるという中で、やはりお風呂に入っちゃってちょっと足を伸ばしたいなと。特に我々のように年を重ねると、そのことが言えるんです。そこらあたりがどうなるのかなと。食事はできるように何とかという今、いつからということにはならんのかもしれませんけれども、その施設の改造とかというものは、大改造までせえということにはならんだろうけれども、そこらあたりは市長はどういうふうに考えてもろうと。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

先ほど申し上げたように、住民の方々の意見の中に、今議員がおっしゃったことも2番目のポイントと

して明確に入っておりますので、私もその現場をもう一度確認する必要があるかと思っておりますけれども、前の姿に戻せば大体いくわけです、これ。先ほど言いましたが、それに食事と休憩、談話、足伸ばしてもいいんですけども、曲げてもいいですけども、くつろぎの場と、この2点が住民の方々から見てもポイントで、くつろぎの場については別に委託する必要もないものですから、それは場所を設定をきちっとして、必要な家具とか備品を置けば済むわけでありまして、それが追加購入をしたりする必要があったり、あるいは施設改修をする必要があれば、その分野について来年度当初予算で対応するというのが私どもの基本的な考えでございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

万歳議員、総括です。

**15番（万歳 紘行君）**

市長、いずれにしましても、住民の憩いの場でずっと親しまれてきた施設でありますので、ひとつ一日も早く住民の皆さんの思いがかなうように、ひとつよろしく願いをして、この項目を終わります。

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、次の項目に入ってください。

**15番（万歳 紘行君）**

次に、男女共同参画、女性の社会進出の手助けということで、もういろいろ絡んでくるんです、これ。結婚、子育てということで通告をいたしておりますが、男女共同参画社会の構築、この件についてお尋ねを申しますと。

男女共同参画、この言葉、私も合併直後よりたびたび耳にしておりますし、私も総務委員会へ所属した当時、この件について隣に座っておられる副市長にたびたび質問いたしました。

先般、この美作市の今の男女共同参画審議会というものが開催されまして、12人で構成されとる審議会があります。女性の社会進出の手助けをすると、女性が働きやすい環境づくりをという理念に基づいての会です。ありますけれども、執行部より今日までの経過説明、そしてアンケート調査をやっておいて、その結果の説明というものが行われて。前回第1回の会議の際に、次の2回目までにそれぞれの委員さんに意見、施策等出し合うてもらおうて、会議の議題にしようという申し合わせでありました。それで、各委員より出されておる内容について審議をいたしたところでありまして、やはり女性が社会へ進出、職場へ入っていただくと、いろいろと先ほども申しましたが、子育て支援、定住、結婚、もうありとあらゆる、関連してきます、これ、市長。

我が美作市も少子化、高齢化、過疎化、もう急激に、想定外というスピードで現在に至っておるところであります。合併当初3万4,000人で合併したと。当初は、それを下がることのないように現状維持でやろうということで、歴代の首長、それにあわせての施策を、人口減少を抑えようということでやってきたんですけども、歯どめがかからん、そういつて今日に至ってきとるわけで。市長、裏を返せば、今までどおりのやり方じゃだめということなんです。

そうした中で、全国的にこの問題は取り上げておられる。どこの市町村も人口減少、高齢化を何とかせいやいかんということで、それぞれの地元合った施策を、情報網を駆使して施策を進めてきとるわけなんです。やはり情報網の広さ、これがもう物を言うわけで。

地域の活性化、市民の皆さんに合併してよかったなというきめ細かな施策の推進、やはりそのためにも女性に加わってもらわな。汗臭い野郎だけでは細かい施策はできん、私はこういうに理解して。女性の皆さんに入っていて、それぞれの施策を検討していただく。市長もその施策を、今までの施策を再検討しな

がら日々頑張っておると、このことは私も市長、よう理解しとります。私だけじゃない、我々市民の方もそのように理解しておるだろうと。

やはり先ほども申しますように、女性に積極的に参加をしてもらおうということは、行政が女性の方が安心して仕事ができるように体制づくりを、それに見合う施策を進めていかにやあいかなと。仕事せえ仕事せえというて、頑張ってくれ頑張ってくれというても、何にもせずにおったんじゃ、女性はちょっと待ってくださいよと、結婚して子育てができんのに、結婚して子どもも産めんというような状況ではいかんので、結婚をして子育てがきっちりできる体制づくりを行政のほうが進めていかなければいかんと。

それで、子育て、出生率は我が美作は1.8とか、そんなことじゃ市長、人口増は望めんのです。目標は3人ぐらいに置いとかなと、そりや大変な数字であるということはもう十分今日までやってみて十分理解できる。ところが、市長、いろいろと歴代の市長がやってきとる、萩原市長も就任以来いろいろとやってきとるけれども、結婚していただいても、人口増でいろいろと施策をこしらえて、いろいろと知恵を絞って、どうしたらええかということで、大変な財源投入してやりよんです。ところが、若いカップルができて、美作市で生まれて、美作市で育って、美作市で結婚してくれりやあええんですけども、どうも美作市の施策は、政策は、どうも若い我々には向いとらんということで、奈義町のほうへでも新居を構えられると、ようなことになる、何のために今まで財源突っ込んで施策をやったんだらうと、これ行政問われるんです。美作市、よそから美作市はいいから向こうへ住居を構えようじゃないかと、こういう施策を行政が考えにやいけんわけなんです。大変な財源を突っ込んで若者定住、よそから移住をするんでも大変に金を、労力をかけて呼ぶわけなんで、そこら辺を十分理解していただかにやいかん。それは、奈義町へ転出すると、例えばの話であるけれども、これは日本全体で考えれば大変すばらしいことだらうけども、やはり我が美作市ということになると、そこら辺は若者は美作へおってくれる施策を進めていただくと、これは当然のことだらうと。若者に美作市へ、いいですよというアピールをできる施策を進めていただきたい。

近年とかくも、親が子を、子を親がで、本当に社会情勢がむちゃくちゃです。我々ぐらいに年をとると多少は丸くなるんです、多少。私、教育長、教育が悪いんか政治が悪いんかっていうことを常に申し上げてきておる。本当になぜこうなったんかなあと、市長もそのことは感じられておるとも思われ、岡山の市長より、参議院よりいろいろと見てこられてる。毎日の報道されておる事件、事故、本当に信じられん。また、世界ではISとかいろいろあるし、また偽装、また医薬品、もう何を考えとんかなという思いで、私も日々いらいらいらしておりますけれども、今回はその女性の進出しやすい施策、この実現に向けてという項目をしておりますので、ひとつそこらあたりの心構え、行政推進に当たっての答弁をお聞きする。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それでは、お答えをしようと思えますけれども、まず入り口がたしか男女共同参画でありましたんで、そこから話をしときますが、ちょうど美作市の審議会、今活動中であり、そこに男女共同参画政策を熱心に考えていらっしゃる万歳議員にも参加をさせていただいておりますし、私もこの分野の施策は非常にかつてから熱心に推進をしてきておりますが、今回のプラン作成の目玉というか目標が、私も会議でも申し上げましたけども、子育て環境の改善のための男女共同参画っていう視点なんです、今回間違いなく。

その背景を少しお話しておきますと、かつて日本の社会においては女性が職場に入ると出生率が下がったんです。ところが、恐らく1990年代の後半あたりにいわゆる潮目がありまして、最近では女性は職を得て働いて稼いでいる方のほうの出生率が高くなってんです。これは先進国皆、ある段階の社会発展を遂げます

とそうなっとりまして、我が国もそうなっていますから、女性の社会進出の促進というものは、これは出生率に対してプラスであるというのが今の我々の分析であること、これも話をしました。

逆に、男性の家事労働時間ということがあって、万歳議員がどこまで食事をつくっておられるかは知りませんが、男性はやっぱりいろんな意味で家事、果樹じゃないです、家事をやるかというのも、またこれは非常に大きな要因になっていると。つまり、女性は社会へ、男性は家庭という流れを促進することが、今までの知見から見れば、少子化対策の基盤をなすものであるということがありますんで、そこらあたりを見据えて、我々としては目標を、少子化対策という目標もある中での男女共同参画の次のプランつものをつくっていききたいと、こんなふうに思ってるんです。

次に、出生率の話が出てましたけども、奈義町、行政報告でも申し上げましたとおり、2.81、その背景には奈義町のしっかりとした福祉政策があると、こういうことはもう論を私はまたないと思うんです。雇用促進を改修して、若者住宅にしています。相当入ってます、これ。値段は安いですから、そうすると懐に余裕が出て、子どもの養育資金もそこにおのずから発生する。要するに、出産手当を10万円渡すよりも、毎月毎月二、三万円家賃が安いほうがよっぽどいいわけです、これ。これはすばらしい施策だと思っておりまして、すばらしいことはすぐまねするというので、累次話をしとりますように、勝田からもそういう陳情もありましたということで、今最終局面になってますけども、買い取らせていただいて、私の言葉で言うと、子育て支援住宅ということになる。ここは、意味するところは、例えば奈義でいいますと、低層階は少し値段が高いんです。しかし、低層階であっても、子育て支援中の方にはちょっと4階、5階と同じぐらいにするとか、そういう意味を含めて子育て支援住宅というなことで考えていききたいということもあるんですけども。これとか、奈義で言うと病児保育とか、あるいは美作と奈義で言うと、障がいを持つ子どもたちに対する支援は多分うちの厚いんです。これは、もっと伸ばすと。

そして、教育レベルで言うと、例の学力テストでございまして、おかげさまで小学校は私ども、この辺では一番でございまして。本当にありがたい。中学校、もうちょっと頑張らんと、実は奈義に負けてるんです、これ。この辺は年の、子育てする方々の年魅力です、間違いなく。

ですから、私思ってるのは、来年度、何回も言ってますけども、通常の施策のブラッシュアップすると言ってるんですが、美作市における子育てについては、これを総合的なプログラムとして関連づけた政策体系としていきたいんです。美作市子育て支援総合プログラムっていう、仮称ですけども、この中に今の状況があって、施策もこんなのがあって、そして来年度からはこれをするんだと。来年度はできないけども、つまり病児保育については相手がいるもんですから、来年にできやいいんだけど、これは再来年に向けてやるんだとか、住宅については来年度こうするんだと、家賃はこうなんだと。それから、教育については現状と目標、こういうことです、現状と目標。こういう我々は保育を今やっている、幼稚園やってる、小学校のレベルはこうだ、そして中学校はこうだっていうんだけど、学力についてはここまで向上させたい。

それから、子育て支援でいいますと、看護学校は平成30年に開校したいとかそういうことで、なるほど美作市に行ったらこれはいけるぞということを若い人たちにPRする意味を含めて、言いましたように、美作市子育て支援総合プログラムというものをつくって、その中に予算を位置づけていく。これは、特徴を申し上げますと、今のような流れの中で、1つには近隣に比べて障がい者に対する目配りを圧倒的にきちとします。これは大切です。

それもう一つは、今こっち見ましたけども、こっち見ないけんわけで、部局でいいますと、教育委員会が関連します。それから、建設が関連します、これ、間違いなく。そして、保健福祉が出てきて、企画も若干関連をするかもしれないと思えますし、場合によっては危機管理監のところも関係あるかもしれないです、

これは、てなことになってまして、その一つのポイントは障がい者への強い配慮、それから全市挙げてというか関連、全市とは言わないんで、部局横断的なプログラムというものを策定をして、これを来年度以降きちっと市内外に提供していく、そして実質的にも政策をやっていくと。

やっぱりおっしゃるとおり、ただ我々として奈義との関係でいいますと、基地交付金があるかないかというのが非常に違いますんで、奈義の基地交付金と大体同額がうまくいけば城山公園から出ますので、その辺をまた考えながらきちっと頑張っていきたいと思っておりますので、御支援をよろしく願いをいたします。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

市長、いろいろと答弁をいただきました。

市長、奈義町は合併をせずに粛々とやってきとる。我々は、6カ町村は合併やろうと、それでどうも先ほども言うたような、どうも情けないなあと、何をしようたんだらうかなと。粛々と合併せずにやってきたところに負けたんじゃ、もうどうにもならんなという思いで私は質問させていただいておりますけれども、市長もそこら辺は、先ほどもいろいろと粛々と子育て支援のほうでもしっかり取り組んでいくという答弁をいただきました。やっぱり幹部職員も、打って響く職員ばっかしでありましようから、市長の今の答弁でしっかり勉強もし、対応もしてくれるだろうと、私はそのように今は理解をしたところであります。

市長もしよっぱつでした、いろいろと、ちょっとごめんなさい。行政状況、行政の状況を話されました。それもじっとお聞きしておりましたけれども、来年度と位置づけてやると、今のまち・ひと・しごと創生総合戦略で国への要望、先ほどの初日の報告で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付について、今先ほど言われた看護師等の養成専修学校の誘致等の御事業で計3,000万円の交付決定がなされたということも発言されておりました。

私も、歴代の市長じゃこういう発想はできとらん。萩原市長だったからよかったなと、こういうことをつくづく感じておるわけであります。やはり先ほども申したように、各市町村も人口減、高齢化でもう必死なんです。やはり情報が多いほうが勝ち。そうした中で、萩原市長がこういうに頑張ってくれておると、またしよっぱつの説明では11月25日には過疎対策事業債の適用範囲を、限度額を拡大というような要望書を3県で県境地域創生会議として石破大臣に提出したと、こういうことも申されて、今先ほども言ったように、萩原市長の先ほどの答弁でもあったように、十分、もう十聞いて十を知る、そのくらいの幹部職員皆残つとるわけですから、私も大変勇気づけられて、来年からのじっと見させていただきたいなと、こういうふうに思っています。

市長に対してのいろいろと誹謗中傷もあります。これは、私にしてもいろいろと、私の前に座ってる同僚議員からいろいろと聞くんです。そんなものは放つときなさいと。名前もよう書かんような、編集者なんです。そんな記事を読まんでもええと、どうせこんな記事を書く人間は地元へ帰っても仲間へ入れてもらえるような人じゃねえと、こんなものは放つときなさいというて、前へ座つとる同僚議員とも話をしとんですけれども。しかし、しっかり市長、そこら辺を十分理解していただいて、この美作市をしっかり、すばらしい町になるようによろしくお願ひし。

市長じゃなしに、何か部長ありますか、あればちょっと聞かせてください。

はいっ。

別にない。

〔「ないんだったらええんじゃが」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

やるんか。

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

失礼いたします。

万殿議員の御質問でございます。

私ども、職員挙げまして美作市の子育て支援総合プログラムの実現に向けまして努力してまいりたいと思  
います。

以上でございます。〔降壇〕

〔「頑張れよ」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員、3項目めは……。万殿議員、まだ……。

15番（万殿 紘行君）

しっかり頼みます。

いろいろと言いましたけども、初日に同僚議員が申ししておりましたけども、私11月9日、10日と陳情行っ  
てきました、自衛隊体育学校、防衛省。それで、私が感心したんが、自衛隊体育学校では対応してくださ  
たんが学校長と副校長、そして大臣官房企画室の調整官、それから防衛省お訪ねしたときには防衛大臣の参  
与、それから総務省へ行ったときには官房地域力創造審議官、文部科学省では私学部長、そして最後に学校  
法人滋慶学園では常務理事、こねえ今までの、私も以前美作市議会の議長受けとったことがあるんですけど  
も、岡山県の市議会議長会の副をその当時受けとったときに、東京へ陳情へ、国家へ陳情へ行く、こんだ  
けの役職の方が対応してくれたことがありません。きよろきよろしたら、もう名刺だけ、はい置いといてと  
か。これはすごいなあと、萩原市長のおかげで、今日までの培ってきた人脈がこうさしとんだなという、そ  
こら辺の情報が、文部省に行ったときですか、すごい発想されますねということで、市長、大変関心されて  
おりました。私も、市長に美作市を助けてくれ助けてくれというて、無理を言ったかいがあったなという思  
いで今日に至っております。何とか、市長、大暑向暑でこの美作市を、市長でよかったなと、こういう町に  
していただくことを切にお願いしまして、この項目を終わります。

議長（山本 雅彦君）

万殿議員、3項目めは休憩の後に。

〔15番万殿紘行君「はいっ」と呼ぶ〕

3項目めは休憩の後にお願いします。

〔15番万殿紘行君「はい」と呼ぶ〕

ただいまより10分間休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時24分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

万殿議員、3項目めの質問に入ってください。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

それでは、3項目め、道徳教育についてと。

心の教育、本読みの習慣、このことでもありますので、教育長、よろしく願いをいたします。教育長、私、美作市の子どもたちの教育、私万殿が全幅の信頼を寄せておる、そしてその指導力、大いに期待をいたしております教育長、大川教育長にお聞きをいたしますと。

まず、教育長、私ごとでありますけれども、私は小さい時分、幼少より勉強が余り好きでなくて、余りどころか遊び大好きで、教育は甘うみとったというわけじゃないんだろう、子ども心で、随分手抜きをしたなど、今ごろになって感じておるわけで、もうちょっと小さい時分から教育に対してきっちり対応しとればよかったなということを痛感をいたしておる次第であります。

美作市の将来を担ってくれる子どもたちの教育、教育長もわかるだろうと思うけども、昨今のこの社会情勢、先ほど萩原市長のときにも申し上げたが、まことに悲惨というか哀れ、教育長も日々の新聞、テレビで感じられとるのは私と同じじゃないかなと。親が子を、子が親を、どうしてこういう事件が多発しているのかなと。先ほども申し上げたが、教育が悪いのか政治が悪いのか、人間教育の欠如も甚だしいんですよ。

私は、教育長、お会いする前よりずっと教育、この重要性をずっと申し上げてきとんで。それも、やはり大きくなってしたんじゃあかんと、小さい幼少の時分から子どもと親と一緒に教育をしていかんとだめだということをやっと私は申し上げてきておる。幼少から、幼稚園、保育園、命の大切さ、人を思いやる心、これの欠如でこういう現在のような社会になっておる。こういう社会を是正するためにも、小さい幼少時から親子そろって学習をすと。お父さん、お母さんと一緒にやれば子どもたちの理解も、幼稚園の先生、保育園の先生から単独で言われるより、子どもたちの理解が私は早まると。そして、親御さんのほうも子どもとやれば、親としての自覚も生まれる。

よく言われておりますけれども、やっぱり家と園とが、家庭と園とが一体で教育、先ほどの市長にももう今の社会、ぎくしゃくぎくしゃくして、人間は小さくなつとんでしょう。こそこそこそ、先ほども申し上げたが、情けない。恐らく、先ほども言った本当〔聴取不能〕、そういう人が多くなつとんじゃねえか。やっぱりそういうことを美作市から一掃せにやいかん、それが教育長にかかつとんです。人を本当に人と思わん、自分が一番賢いんじやって、大間違いをしとんです。きっちりした教育しとれば、こういう間違いもせんで済むんだけど。学力の向上、これも大変で、重要なことであるけども、やはり先ほども言ったように、子どもたちの命の大切さ、人を人とも思わんような教育をしたんじゃだめなんです。教育長、子どもたちの精神的な教育、いわゆる心の教育です。私は必要だ、これはやらにやいかんと、このように考えておるが、教育長、どのように考えておられるか。

そして、やはり心を広う思うたら本を読まにやだめなんです。今はやりの、こんなことをやっつとんじやだめなのよ。小さいときからきっちり本に親しませて、これを今から教育現場で、もう我々みてえ大きゅうなつてから言うたつて、こうじくになつてしもうとるからだめなん。子どものときからしっかり親子で本に触れ合うと、そうすることによって私のようにでない感性豊かな人間ができるんです、教育長。将来を担う子どもたちの本読み、先ほど言うた心の教育、本読みの習慣、教育長、どういように指導しようとしておるか、まずお聞きをする。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

上げられたり下げられたりで私自身が空中分解を起こしそうでございますが、御質問の心の教育、そしてまた本を読むということにつきましての御質問にお答えさせていただきます。

私も昨今の情勢、例えば2歳児にたばこをくわえさせて、それをネットで発信するというような昨今の児童虐待のニュースと、こういうものを目にし、耳にするたびに本当に心を痛めているものでございます。

美作市におきましては、知、徳、体のバランスのとれた子どもの育成を図ると、そしてその中でふるさとと自然と人を愛する子どもの育成、夢や希望を持って将来の夢に向けて頑張る子どもの育成ということを今目指しております。

学校におきましては、学力とともに心の教育ということが必要でございますが、児童・生徒が命を大切に  
する心、他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につける上でこれはとても重要だと考えております。

道徳教育といえますのは、1週間に1時間あります道徳の時間をかなめといたしまして、学校の教育活動全体を通じて行うということが示されておりますが、現在は文部科学省が作成した教材「私たちの道徳」というものがございますが、それで授業をするほかに、絵本、身近な新聞記事、コラムなどを使って、さまざまな題材を使って道徳教育を進めております。

今後、この道徳というのは、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から教科ということになります。教科書を用いた授業、特別な教科、道徳というふうなことで、教科書を用いた授業ということになります。学校では道徳推進教師を中心に、教科化へ向けた研究を行っておりますので、美しい心のまち、美作となれるように心の教育というのは一層充実させたいというふうを考えております。

本のことでございますが、本に触れ、本に親しむということは乳幼児から高齢者まで、全ての世代で大いにしたいということでございます。私自身は読書が大変好きでございますが、これは思い起こせば、一番初めのきっかけは小さいころに、記憶にあるかないかのころにいつも本を読み聞かせてくれた父親、絵本を毎晩のように読んでくれたということから現在の本が大好きと、小学校のころは御飯を食べるより本を読んでいるというふうに言われたんですけども、そうした読書が大好きになっていくと、親子でそういうふう  
に本を読んでいくということが本当に大切かというふう  
に思っております。

しかしながら、学校におきましては、子どもの読書活動ということで今進めているわけですが、読書活動というのは子どもたちが言葉を学ぶ、感性を磨く、表現力を高め、想像力豊かなものにする、そして豊かな心を育むために不可欠なものであるというふう  
に考えております。例えば、市内にある図書館におきましては、貸し出しカウンターの近くに話題の本、季節の本などのコーナーを設けたり、読み聞かせ、図書館クイズなどのイベントを開催したりして読書活動の推進に努めております。

学校には学校の図書館がございますが、学校司書が中心となって朝読書、親子読書の薦め、読書グランプリ、自分がどれだけ本を読んだかという量を競ったりするわけですが、そうしたものを開催をして、そして読書に親しめるようにということで今いろいろな工夫をしております。幸いに美作市は学校司書が各学校に  
おりますので、ほかにも本を読みやすいような図書館の整備、あるいは調べ学習等での本の紹介など、学習情報センターの中心としての機能を果たすようにしております。残念ながら1週間に1日しか学校司書という  
のは行けていないんですが、そうした中で今やっていただいております。

ただ、よく市長が言われます学力調査ですけれども、この中で全国調査では子どもの読書の時間というのを調べておりますが、美作市の子どもの読書の時間、毎日30分以上読書をするという割合ですが、国や県に比べまして中学校では長いんですが、小学校では若干短くなっています。小学校から読書活動を推進で

きるように、今まで以上に研究を進めたいというふうに考えております。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、本大好き応援事業ということに取り組みまして、本のコンシェルジュの派遣によって、読書する機会の少ない子どもたちが興味を持つきっかけとなったり、新たな分野の本を知って読書の幅が広がる契機となったりして、本に触れる機会をふやすことも今考えております。

今後も、市内にたくさんおられます読み聞かせボランティア、子どもの読書活動、いわゆる文庫活動をしてくださっている市民の方々、そうした方の協力も得ながら、子どもの読書活動推進にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）**

教育長から今熱心な指導をやっておるとい言葉をお聞きしたところであります。

私が常々申し上げておる、やはり学力もこれもほったらかしということにはならん。学がないとどうにもこうにもならんので、これはやってもらわにゃいかんが、やはり今現在はこんだけ社会の乱れに、いや道徳教育、今教育長も道徳教育大変重要であると。小学校においては平成30年と、中学校においては31年度から教科書を使って授業をします。

そしてまた、本読みの習慣、豊かな心を育む子どもに成長させるためには不可欠と。本を読むことによつて言葉を選び、感性を磨くと。そして、感性と同時に理性もついてきますから、しっかり取り組んでいくという答弁をいただきました。

本読みの全国調査では、若干少ないかなという答弁でございました。本年度からまち・ひと・しごとと、創生総合戦略において本大好き応援事業に取り組んでおると。読書する機会の少ない子どもたちを、本に興味を持つようにと、本を読むきっかけづくりをと、本に触れる機会をふやすよう取り組みをしておると、ボランティアの皆さん方のこれも協力をいただきながら読書活動推進に取り組んでいるという答弁でありました。

教育長の思い、理念がそれぞれの各校の先生方に通じて、そしてその先生方から子どもたちへ通じ、市内の学んでおる子どもたちの全ての児童・生徒に心豊かな、心優しい、知徳体、特に教育長のようなことを言うんでしょう、バランスのとれた子どもたちの育成、このことを私は期待して今回質問申し上げておるわけで。

たびたび教育長、申し上げておりますけれども、今日の残虐な事件、子どもたちの周り、危険がいっぱいあります。そのことは教育長も、先ほどからの答弁の中で私も十分感じておりますけれども、やっぱり先生方の学はあっても、子どもたちを指導する指導力、これは大切なんです。学は、先生、先生方、皆さんもう普通より上、そのことは十分わかるんですけれども、やはり持っただけじゃだめなのよ。子どもたちにその学で、それぞれに学年によって差異はあるが、指導していかん、その指導力なんです。私ちょつとこのことが気になつとんです。先生方にも、体育系、文化系、理数系あるだろうと思うけども、それぞれの立場において子どもたちを指導する、この指導力、市内幼稚園、小学校、中学校、何名の先生方が、数まで私は十分把握しておらんけれども、教育長は十分理解しとるだろうと思うんだが。この各それぞれの先生方の指導力、このことを教育長はどういうように理解されておるか。

そして、先ほど私が申し上げた心の教育については、繰り返し繰り返し説明して納得させようと、幼児期

から親と子どもがともに参加して、指導していくと。私が申し上げておる悲惨な事件、事故、しつこく言うが心の教育が欠けておる、私はそう認識しておる。先ほども申したが、やはり本を読んで感性を高める、そして心の教育を図る、このことが重要であろう。

それ、先ほど教育長、新聞記事、コラムをとということも申されておった。やはりこれは今の時代を象徴しとんです。これは大変いいことだなあと、記事を使うことによって善と悪を判断させると。新聞記事を活用するということは、今現在のどういうことになつとんかなという、子どもたちにも理解してくれるだろうと。教育長の指導力を期待をいたすところであります。ひとつこの件について教育長。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**15番（万殿 紘行君）**

年寄りも見ておられるんで。

お年寄りも見ておられるんで、わかりやすくよろしく。

〔「ちゃんとせえよ。〔聴取不能〕それじゃおめえ何秒かの問題じゃぞ」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

失礼いたします。

まず、幾つか御質問をいただきましたけれども、まず大きな1つは教員の指導力ということかと思いません。

これをどのようにしているのかということですが、これはもう本当に大きな課題でございます。このことにつきまして、御心配、御支援いただきますことに心から感謝申し上げたいというふうに思っています。と申しますのは、今現在学校は大量退職時代というのを迎えております。今現在の学校の教員で55歳以上というのが約半分を占めるという状況でございます。もう数年で一番多い世代が20代というような時代を迎えております。多くの教職員がこれから退職をし、かわって新採用教員を含めて、若い方がふえるという時代を迎えております。その中で、授業、学校行事、そうしたものに児童・生徒の教育をつかさどる教員の指導力の育成というのは大きな課題であるというふうに認識をしております。

まず、教育委員会といたしましては、指導力の向上を図るために、現在は授業改革推進リーダー、推進委員、先生の中で指導を行う立場の方、これを特別に学校の中に配置し、授業の授業力向上のための研修等もやっております。また、教務主任や生徒指導主事はミドルリーダーと言われる方々ですが、そうした方々を対象とした研修会も実施し、学校教育の推進の核となるそうした方々の育成も図っております。

何より大切なことは校長先生の指導力でございます。校長会等でもたびたびお願いをし、教員は現場で育つということを念頭に、指導力の向上が図れるようお願いをしているというところでございます。

それから、心の教育ということで、幼いときからということですが、これにつきましては、先ほども鈴木議員の質問にもお答えしたとおり、親子で一緒に集まり、さまざまな体験をする、経験をする、あるいは子育てのベテランの方から指導、助言もいただきながらいろいろな親育ちの場を経験するということが大切なことかというふうに思っております。

保育園、幼稚園におきましては、いつも園長先生方をお願いをしているのは、園長先生方が親育ちをしていただくんですよということをお願いをしておりますが、その中で参観日等も活用しながら、親子の触れ合

い、親子学習といったものを推進できるようにということでお願いをしております。

それから、先ほど申し上げたように、私自身が行ってお話をするということもございました。

新聞記事あるいは本をそうした心の教育へ活用するというところでございますが、実は市内の中学校では新聞の下のほうに毎日掲載をされておりますコラムということがございます。短い文章ですが、起承転結という本当に基本的な、短い文の中にきちんと自分の言いたいことが詰まっているという大変すばらしい文章でございますが、そうした新聞のコラム、これをまずは写す、目で見てそれを写していくという活動に取り組んでおります。毎日これをやることで写すことも早くなり、文章を写すことで実は自分が文章を書く力が向上するというとも言われておりますので、そうしたことに取り組んでいただいております。

このコラムの内容ですが、これは当然先ほど議員御指摘のとおり、時勢を反映するものと、あるいは心に響くもの、いろいろな感動を呼ぶものというようなこともございますので、自分の考えを持つことにも大変役立っているというふうに考えております。

それ以外にも、新聞記事の教育への活用、NIEにということで進めておりますけれども、これは国も進めていることでございまして、小学校でも少しずつ広げることができないか、あるいはこうしたことがもっともっと進めていくことができないかということは現在研究を進めているというところでございます。

また、本につきましても、残念ながら美作市の学校図書館の本は余り新しい本がないなど、残念だなと思うことが多くございますので、蔵書の購入ということにも少しずつ予算を、したいなというふうに思っておりますので、ぜひそのあたりも検討をしていければというふうに思っております。

以上でございます。よろしく。〔降壇〕

#### 議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

#### 15番（万殿 紘行君）

教員の指導力ということについて答弁をいただきました。市内各校の新採用の職員が多いと、指導力の向上を図るためにリーダー、推進委員を配置しておると、教務主任や生徒指導主事を対象とした研修会、ミドルリーダーの育成を行っておるという答弁をいただきました。

やはり教員の指導力不足で、教育長、子どもたちが被害こうむったんじゃないんですわ。私もそこを言いたいわけで、教育長は十分理解していただいとんと。

また、心の教育においては、幼児期から親子ともども幼児教育を行うと。子どもたちも学校へおる時間より家庭での時間のほうが長いわけで、やはり家族で協力をしていただかんと、学校へ来とるときだけということでは効果が薄い。教育長も感じておると思うが、私もゆとり教育の弊害を受けた親御さんがおるというのをつくづく感じとんです。そうした中で、市内全てのことを教育長に頼むというても、荷が重いということとは十分わかるが、大川教育長であるからしっかりやってくれるという確信のもと、質問をしておるわけだから、しっかりそこら辺は認識していただきたい。

それで、学校図書予算措置を含め検討というたときに、市長、教育長、市長の顔を見られよったけど、市長知らん顔しとったから、ちょっと私も気になっとんですけども。教育長部局は作東町、市長は御存じの栄町って、ちょっと離れとんで、先ほど目線が全然合わなんだ。ちょっと作東と栄町とは離れとるけれども、しっかりコンタクトをとって、予算措置をきっちりしていただくように、私は全面的な後押しをしたいと思うから、我が美作市の子どもたちの教育、市長も絶対賛成してくれると思うから、その辺を十分頑張ってください、日々活動お願いしたい。

それから、新聞、コラムも先ほど申し上げたが、本当今の時代を出しとんです。本当にすごいことだろう

と。そうすることによって、美作の子どもたちがすばらしい教育を受けて、すばらしい人間形成できる、私はこのように感じておる。何とぞ教育長の思いをかなえていただきたい。

もう後のまだつかえとんで、私向こうに引き上げますけれども、我が美作市全体で、教育長も感じられと思うけれども、木を見て森を見えん人が多いん。その席へ座って1年、大体わかりましょ。まことに悲しい人生を歩んでおられる方が多いから、今の子どもたちにそういうことを絶対させないように、そのことを私、教育長にお願いしたい。しょっぱつ言いましたように、私らはみんな年をとるともうこうじくで、少々言われてみたところで何を言よんならというふうなことで固まってしもうとるから、やはり子どもの時分にしっかりした教育をしとけば間違いないんです。

だから、しっかり私の思いは教育長にはもう十分通じておると思うし、今そこへ隣、次長も座っておられるから、市長、よろしく頼む。萩原市長、そういうことで、我が美作市の子どもたちの教育、しっかり頑張ってもら、予算措置をしっかりやっていただいて、すばらしい人間形成づくりに御協力よろしく願ひして、私の質問終わります。ありがとうございました。

#### 議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号15番万殿紘行議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番15番、議席番号9番岡崎正裕議員の発言を許可いたします。

岡崎議員。

#### 9番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

皆さんお疲れのところでございますけれども、もう少しおつき合いをお願いいたします。

前の質問者が非常に大きな声でやられましたんですけど、私のほうはどうもああいう大きい声が出ませんので、少し聞き苦しい点もあるかと思いますが、よろしく願ひいたします。

12月になりました。師走でございます。私いつも12月議会で思うのに、12月で印象に残る日は何日かなといつも思っておるんですけども、まず休日は23日です。これは天皇陛下の誕生日なんですけど、私らの年にとっては4月29日の昭和天皇の誕生日のほうがもう少し印象に残るかなと思います。あと、休日ではないんですけど、あと思い出す日と言えば、私はきのうの12月8日、それから12月14日、若い人に聞いたらどちらも知らないという話です。特に、きのうの12月8日は太平洋戦争の始まった真珠湾攻撃の日でございます。マスコミ等を見ましても、これに最近触れることはほとんどございませぬ。ないだろうかなと、私らも映画なんかを何回か見まして、真珠湾の攻撃というのがどういうふうな政治判断でなされたのか、当時の軍事大国だったと日本は思うんですけども、そこらの軍事と政治の関係はどうだったのかと、それからアメリカの考え方はどうだったのかというようなことを深く考えさせられる日でございます。

ように、皆さんもそういう文書、また映画等も見ていただければわかると思うんですが、それを私なりに分析をしますと、非常に日本はアメリカの部分をおわかっていない部分もあったかもしれませぬが、ある程度非常に理解をしておったと思うんです。最近特にそう思います。ところが、現在アメリカという国は日本のことを余り理解、いまだに理解をしてないのかなということをお非常に私思ひます。特に映画を見たらよくわかるんですが、日本がアメリカを描いたような映画はアメリカを物すごく理解してつくられておりますけれども、アメリカが日本を描いた映画というのは非常に日本を理解してない部分がたくさんあります。そういった関係で、日本とアメリカの関係はこれからも続いていくのかなという危惧をいたしております。

これはそれとしまして、それからもう一つ、ことしの秋の天候ということについて、ちょっと山との関連がありますので、申し上げておきますが、ことしは私40年、20歳過ぎからですから、足かけ40年、途中私は10年ほど親から勘当されておりました、30年ほど山へ行きました、マツタケ山です。その中で、ことしが

非常に変な年だったんです。マツタケが近年になく9月にほとんど生えた。ほとんど生えました、9月に。それで、もう一つとれるタケが、ズイタケというタケです。ズイタケ、標準語ではアマタケといいます。それが11月の半ばです、二月ずれとったんです。通常は同じ時期に生えます、10月大体下旬ぐらいに、20歳の時分ぐらいには10月上旬ぐらいに生えとったんですが、地球の温暖化でどんどんどんどん遅くなっていくという状況でございます。こういった関係で、山というのにずっと行っておりますが、非常に山が荒れてきておると。

普通農業の場合は、皆さん農地をいつも見ておるから、だめだなというのは結構わかるんですが、今山へ行く人がほとんどなくなってきておると。植林以外の、マツタケ山は割と植林以外の山の、雑木等も生えとる山ですけれども、そこへ行っておるんですが、非常にこれが最近、昔と比べて倒木だらけ、松は枯れたまま、それで毎年道が歩きにくくなってきておると。そういった中で、市長が都市公園というの考えられておるんですが、そういった意味合いで、非常にこれも大きな事業なんです、非常にいろんな意味で困難を伴うんであろうなと思います。

それで、なぜ都市公園の話をしたかといいますと、これから質問する学校誘致につきましては、市長が就任されて、もう主要施策の一つであるというふうに認識しております。市長がやられようとしておることは、都市公園がまず大きな課題としてやられると思うんですが、あと4つの学校等の誘致ということだと思うんですが、それについて質問をしたいと思うんですが。

市民の皆さんが、都市公園も含めて、学校誘致も含めてどういう関心を持っておるかといいますと、お金が幾らかかるのかなと、これが最大の関心事でありまして、理念とか、例えば人口減少に対する方策であるとか、その辺のところは余り市民の方から聞こえてきません。ですから、私は今回質問させていただくのは、お金が幾らかかるのかなと、財政は大丈夫なのかなと、この市民の声を聞きまして、質問をいたします。

先ほど申し上げたように、これが人口減少対策の一つであるということと、地方交付税が入ってくるということであるんですけれども、先ほどのいろんな質問の中で、公園につきましては1億4,000万円ということが言われましたけれども、学校の場合は、先ほどの質問の中で看護学校等が360万円とか、非常に桁が違う話なんです、それに経済効果として幾らか上乘せができるというふうな話なんです。人口減少対策の一つとして、学校等の誘致計画があります。市の負担がどの程度になるのかまだわからない部分、先ほどの看護学校につきましては10億円という話が出ましたが、ほかの3つについてはまだわからない部分がありますので、それぞれの負担割合等をわかる範囲内で教えていただきたいと思っております。

第1回目の質問です。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

必ずしも何の御質問かよくわからないようなところがあるんですけれども、負担につきましては議会でも申し上げましたし、ほかの場でも申し上げておりますけれども、看護学校については10億円かかるところを、学校法人としては10億円、美作市を含む地元から調達してほしいということでありまして、わかってることだけ言いますと、市が全部持つわけではなくて、市の負担は今の制度であれば、上限で8.5億円の10分の3ぐらいであって、さらに減らせるために今やっている。

ただ、議員が、どういう質問かよくわからないんですけども、負担の意味がちょっとよくわからないんですが、別途の負担なのか、それから収入増を含むことを考えていらっしゃるのか、その辺ははっきりしません

けれども、私どもこの看護学校などお話を住民の方とするとときに、何ぼかかるっていうよりもやはり何人来て、どういう活性化が起きるかかっていうことのほうに関心を示されて、大原で話をしたときにはそっこのほうの関心が圧倒的に高かったのでありまして、何ぼかかるんならから入ってこられるっていうのが一般的であるかどうかもちっと自信がないので、また別途教えていただければ大変助かるわけでありまして。

そのほかのものについては、まだ折衝の入口段階でありますので、どうなるかについてははっきりしませんが、議会でも申し上げましたけど、今は制度要求をしとりますので、それが12月の予算編成が済めば、その制度がどうなるかということもわかってくる、つまり新型交付金を使えるかどうかといったこともわかってくるので、それがわかった時点でまたお知らせをしますけども、それが何がしかの形がつくとさらに市としての負担は減っていくというような構造になっているわけでありまして。

そして、入りのほうは、財政的に言うと、1つは交付税がふえます、人口増による交付税の増加。それから、アパートなんか建ちますと、固定資産税の増加ということが期待をされ、経済的に言いますと、学生諸公あるいはさまざまな形での雇用の増大ということや、消費の増大ということで市内でめぐると、市民の方々の懐に落ちるお金が増大をしていくというのが効果であり、またさらにその他の効果で言うと、やっぱり名前がしっかり知れ渡るっていう大きな効果がある。それから、その場合に移住定住の促進にもつながってまいりますし、さらに看護師不足などの地域の大事な問題に寄与するというところで、医師会なんかメリットがあるし、あるいは介護施設における看護師、その他の理学療法士、その他の職の持続にもつながっていくというようなことが考えられているわけであろうかと思えます。

どの辺まで費用と考えるのかということとはっきりしなかったもんですから、全部含めて今のようにお答えを申し上げます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岡崎議員。

**9番（岡崎 正裕君）**

別途の問題とかというそういうこともございましたが、私が聞きたいのは、看護学校のことは10億円かかって、全部の全額が10億円で、市の負担が8.5億円の30%という現在の状況です。

それはいいんですけども、ほかの3つの施設についての試算というんですか、そういうものが全然わからないということで、あと自衛隊の体育学校、それから日本体育大学特別支援学校、それから国立健康・栄養研究所、そのあたりはもう現在の状況では全然わからないということなんでしょうか。

特に日体大の特別支援学校につきましては、網走市が誘致をすると、開校を目指しておるということなんですけど、その辺のところの情報というんか、そこらで網走の場合はこの程度だけど、うちは同じような規模のやつをやるので、同じぐらいになるんだろうとか、そこら辺のところはわかりませんか。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

網走についての情報は若干当然ございまして、日体大で30億円投資が行われて、その一部を網走市が面倒見ていらっしゃる。その辺の見方が、金銭的な助成と施設その他の提供というところがありますんで、どこまでの金額に換算できるかというところは少し勉強してみますけれども、いずれにしても、公設民営というよりは、滋慶でも選択をした助成型ということ。

もう一つわからないのは、運営的な助成が行えるかどうかというところがちょっと見えてないもんですから、まだはっきりしたことは言えませんけれども、いずれにしても数億円程度の出費をしているんだろうと

いうふうに思っております、市としてね。

それから、国立の健康・栄養研究所ですか、これにつきましては、これも議会で何度も出ておられますけど、だめです、見込みなしということですので、金銭的負担は生じない。

それから、自衛隊の体育学校については、今のところ土地はこちらで手当てするんだらうなという相場観がありますが、建物については我々ができる範囲をはるかに超えていますので、来るとしたら全部持ってきてお願いしたいということになりますけども、実は非常に微妙な計算が必要なところございまして、またこれはもう少し具体的な話になれば計算ができるんですけども、今のところちょっと計算が難しいんでしておりませんが、割合金銭的に有為な、有利な案件と考えてもいいかもしれないというふうに考えております。ちょっとこれ以上のところ、まだ具体的には申し上げられない状況でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岡崎議員、3回目です。

**9番（岡崎 正裕君）**

最初の答弁の中で、市長が私はそういうお金の話は余り聞いてないということをおっしゃったんですが、私が聞いとるのは、言ったら誘致についてマイナーな考えを持っておられる方、そういう感じの方でした。ずっと聞いておるのに、どちらかといえば反対であるというような方の、それはお金の心配で言われたというふうに私は理解しておるんで、そういう意見もあるということも踏まえて質問させていただいたわけです。だから、それも考えていただいて、なるべくわかりやすく、これだけかかって、実際の負担はこれだけになるんだということをお知らせしていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ありがとうございました。そういうことであつたら答えは簡単で、負担はゼロ以下だというふうにお答えいたします。別途で損をすることは絶対にない。工業団地よりも収益率は圧倒的に高いです。工業団地で儲け返すのは非常に難しいんですけども、それよりは圧倒的に収益性は高い、下水道よりは圧倒的にいいですけども。だから、お金の心配でおっしゃってもらえたとしたら、看護学校が嫌だとか、政治的な意味でということであれば反対論は成り立つんですけども、お金が損するから反対だつていう話は成り立たないというふうにお答えをさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岡崎議員、総括ですね。

**9番（岡崎 正裕君）**

お金の心配をされとる方がおられるということは、そこを踏まえていただきたいと思いますが、学校誘致すれば非常に町としても活性化するだらうなというふうにも思っております。

以前、私申し上げましたけれど、ある雑誌で岡山県下で都会から移住したいという町はどこかというので、岡山県下で1つだけあつたんです。以前の質問で申し上げましたけれど、それは美作市なんです、移住したいと。これあるアウトドアの雑誌でございますけれども、そういうこともありますので、町が教育関係の誘致できれば活性化していきだらうし、そこへ行って住みたいという人もふえてくるだらうというふうに思いますが、お金の心配を一番に皆さんしておられるんで、そこをなるべく早く説明していただいて、よろうよというふうになれば非常にいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、次の項目に入ってください。

**9 番（岡崎 正裕君）**

次に行きます。

次に、林野高校についてお尋ねをいたします。

林野高校でございますけれども、市内で唯一の高校になりました。その中で、志願者数が減少しまして、一番最初に定員割れをしたのが、私らの入学の10年後ぐらいに1回あったような記憶があるんですが、特に定員割れして非常にちょっとまずいなというような、学校の先生、校長さんに話を聞いたことがあるんですが、この中で今非常に毎年定員割れをしておるので、これから先非常に難しいなと思っております。そういった中で、高校の再編というのが出てきよるのではないかなということを考えておるわけなんです、これにつきまして市としてどのような支援ができるのかなと。特に私なんか、あそこに議員、ほかの議員もおられますけれども、林野高校の出身者はかなり今おられると思うんですが、母校の存続について非常に心配をしておりますので、現在どういう状況にあるのかということをお話していただきたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

林野高校の件ですが、多くの方々が、お金の件はさておき、心配をしておられるというふうに思っておりますが、せんだって3県境の会議の中で兵庫県が通学区域を弾力化して、岡山県や鳥取県からも受け入れようという方向性が出て、岡山県もそうしてくれということで、対象となっているのは林野高校あるいは勝間田高校、佐用高校、智頭高校と、こういうことですが、議論がありまして、岡山県としてはまだそういうことはできないんだということで、そうするとこちらからは取られ、取り返しできないっていうので、どうするのかなということで、竹井さんって教育長と話をさせていただきました。問題点、よくわかりましたということでございますが、そのときに今後の高校全体の問題についての議論をさせていただきました。

広島県では3年連続定員割れしますと、統廃合対象にほとんど自動的にになると。そのときに、市町村がよし、引き受けると言わなければ廃止というようなルールがあるそうなんです、岡山県、そこまで厳格にはやらないにしても、今後今の県立高校の体制がもつとは誰も保証できなくて、恐らく数年後にもう一度再編の波が来るであろうという感触を持ちました。

ただ、県としても、林野のような伝統校を何とか存続させたいという思いは非常に強いんだとおっしゃっていただいているんですけども、非常にびっくりしたのは、私どものまち・ひと・しごと創生総合戦略を教育長さん丹念に読んでいらっしゃるんです。非常にいいことが書いてあると、林野高校を念頭に置いた何ちゅう名前でしたっけ、すごい、衛生を使って、なんか塾のやつ……。

何とかでしょっていうその、要するに林野高校の補修をさらに強める、市としてという事業提案をするのを見てらして、それをぜひ私はやるべきだと思うと、高校から反応ありましたかと、まだないんだけどついたら、帰ったらあったんですけど。非常に我々と共同して取り組んでいきたいという思いは持っています。

いずれにしても、美作市がこのところ教育に対して本当に一生懸命取り組んでいるんだということについては県の教育委員会としてもよくわかっているし、評価もしていると、こういう状況であったというのが御報告でありますけども。

その中で我々はどうすべきかということについては、これはいろんなオプションを考えるとかなければなり

ません。1つには、今申し上げたような形で、林野高校の魅力アップのためのさまざまなことを我々も取り組んでいく、県はようやくと言っていましたけど、やっていくということで定員割れを防いでいくような対策をとっていく。できればその際、林野高校へも鳥取県からも来れるとか、兵庫県からも来れるといったふうにしたいのではありますけれども、そこは県教委の判断ですが。いずれにしても、今ある姿をベースにしながらかよくしていく努力をしたいというのが1点目。

一方で、将来のことになってきましたときに、万が一林野だけじゃなくて、ほかのともそうでしょうけれども、もう県としては手が出せないといったときにどうするかと、はい、わかりましたと言うのか、いや、待ってくれと言うのか、我々が引き受けて、どこどこ競争力は私学に来てもらって、公設民営でやるんだとか、その辺のことはそろそろ頭の中で少しづつプランっていうか、研究はしておかなければならないであろうなど。

私個人としては、やっぱり何らかの形で高校を市内に持つておくべきだろうと思います。それが実現できるようにしたいんですが、ただ相当金がかかりますんで、これは。おっしゃるようなお友達にも協力をいただくとすると、よっぽど大変なことになるわけでございまして、今度運営責任持つわけですから、岡山〔聴取不能〕、まずびんとこられるとすれば、この話は多分無理だろうとは思いますが、それよりは大きな価値が私はあるのかなとは思いますが、その辺で答弁にさせていただきたいと存じます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岡崎議員。

**9番（岡崎 正裕君）**

現在定員割れをしておるわけでございますけれども、定員も大分減らした上での定員割れという、我々の時代よりは大幅減っております。そういった中で、原因としたら学区が広域になったと。それから、現在私学へ行かれる方、岡山のほうの私学へ行かれる方が、また我々の時代よりは大幅ふえておるといった中で、こういう減少が起きておるわけなんですけど、そういったところの分析をしないと対策ができないということで、ちょっとその辺のところをどういうふうに思われておるのかなと思います。

へえで、それとともに、なぜ皆さんはどこの高校選ぶのかなといったときの分析、極端な例は、女子中学生の中にはあそこは制服がすてきだからというような選び方をされる方もあるそうですけれども、林野高校の魅力アップはどうしたらいいのかなということも考えなければならぬということなんですけど、1つには通学がしやすいとかというようなこともありましょし。

もう一つ、私が非常に気になつたのが、林野の高校周辺の地盤沈下という、ちょっと言葉悪いですが、そういったことが関係しておるのではないかなというふうに思うんです。私、小学校は今なくなった豊田小学校なんですけど、中学が当時の林野中学ですといった関係で、その当時の林野の町というのは非常に、私らが、当時は道が悪かったので、自転車で林野に行くということは余りしなかったんですけど、中学に入れば毎日行きます。そうすると、特に林野という町は我々にとってどういうふうに映ったのかということをおし上げますと、非常に活気のある町で、書店が3軒ありました。それで、学校の帰りに本屋へ寄って立ち読みをしたり、それから気に入った本を買ったりとか、そういうふうなことをやりまして、非常に町が活気にあふれていたんで、高校のときも駅からかなり遠い場所でございますけれども、そこを通学でする方、徒歩で行くんですけども、帰りに本屋へ寄ったりして、それから汽車に乗って帰るというような行動が結構できたんですけども、今林野の町はそういう状況ではございません。ですから、高校の魅力アップをするには、町全体が魅力的な町ではないとちょっとだめなのではないかなという感想も持っておりますが、2回目として、分析をどのように考えられておるのか。

それから、対象としたらどういったことをやれば高校自体が魅力アップになるのか、その辺の方策が考えられておられましたらちょっと教えてほしいんですけども。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

お尋ねの本来の答えは県教委からもらうべきだと思いますけれども、我々素人的に見るところは、県立高校全体として私立の高等学校群との関係で競争力が低下をしている、全体として。しかし、県立高校のピラミッドというか、ヒエラルキーのトップのあたりはびくともしてないんですけども、真ん中から下になりますと、非常に激しい競争の結果、疲弊をせざるを得ない状況にいつてるのではないかと、特に普通科において言われていると。

一方で、普通科以外のところも、場合については全く別の育て方、あるいは進学、就職先を持ってますので、結構根強く頑張ってるところもあるわけでごさいます、そういう意味では、ある方のおっしゃるには焦点が定まってないのではないかと、ということでありました。進学校として普通科を重視するのであれば、まずは成績を上げていくことによって競争力が回復をして、これは入学定員の定員割れというものも防げるということになりますけれども、さてその辺はどうなのかということになると、まさに私立の世界とどう考えるかということにもなるかと思えます。

林野の町の魅力上げてから林野高校へっていうと、またお金の方、お金が要るっていう方っていうと、もう何十億円とか何百億円って話になっちゃうんで、これは難しいんですが、林野の町が今の時点でもそれなりに僕は魅力があるような気もするわけです。ある種の落ちつきも出てきましたし、町の中を歩いていると、イノシシの肉の解体をしていたり、その肉が中学校の子どもたちのところへイノシシ肉として提供されたりするっていう、ある種なかなかいい感じだなと思うようなこともありますし、会陽もございまして、ことし末ライトアップもあるのか。なかなかそれはそれとして味のあるいい地域だと私は思っております、今や昭和40年代のような、30年代の後半のような町の喧騒っていうものが日本全体でもなかなか到達できない中で、あれを物すご〔聴取不能〕、林野高校っていう話はちょっとどうかなと私は思うわけでありまして。

分析については、もし県教委にごさいましたら、また資料としていただいて、御提供させていただこうと思えます。よろしくお願ひします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

岡崎議員、3回目です。

**9番（岡崎 正裕君）**

林野の町が昔みたいにはならないというふうには思いますが、何とか違う方向性で魅力ある町にできるんじゃないかなということもございまして、その辺も考えながら私どもも応援していきたいと思うんですが、こういう状況になったときに、私らとしても何か組織をつくって、これに対応する必要があるんじゃないかなと。

今、林野高校生も町とタイアップしたような祭りもやっております。それが年に1回ということなんですけれども、それよりほかに林野の町といろんなことを協力しながら何かできたらいいのになんかということも思っておるわけなんです、そういう意味で何か、私らOBが物すごく交流をすとか、そういうことも大事じゃないかなと。それから、職員の方もOBたくさんおられます。そういう中で、何か応援できる組織ができればいいかなと思うんですが、そういうことについての考えがございましたらちょっとお聞きたいと思えます。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

林野高校は、皆さん御存じの方、実は少ないんですが、ユネスコスクールということに登録されております。ユネスコスクールは、持続可能な発展教育ということで、地域を巻き込んでのさまざまな活動をするということでの取り組みが認められて、ユネスコから認められた学校ということでございます。その中で、高校の総合的な学習の中では、美作市内のいろいろなところへ高校生が出向いて活動をしたり、学んだり、そしてまたその学びの成果を発表するような活動も行っております。

最近では、美作学ということで、林野公民館を会場に地域の方と協力して、先ほどお祭りということが出ましたが、昔倉敷ふるさと祭りということなんですけれども、そうした祭りだけではなくて、地域を発展させるということが高校生の視点からもできないかということで、地域の方と一緒に考えているということでございますが、担当に聞いてみますと、なかなか地域の方からの出席は少ないというふうに聞いておりますので、議員を初め、卒業生の方々、そして林野の町の皆様方もぜひこうした活動、高校生を育てるという視点からも御協力をいただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、総括です。

9番（岡崎 正裕君）

いろいろと方策やろうと思えばあるかと思うんですが、私どももOBとして何らかの形で応援ができればいいかと思いますが、特に祭りの件につきましては情報が入ってきますが、今教育長の言われたことについては、なかなか今度いつやるんですよという案内とかというのは非常に入ってこないといった中で、同窓会というのがあるわけなんですけれども、そういったところから情報交換をしながら、なるだけ林野高校の行事に我々も参加して、そこの中から生まれることがあれば、そういった方向で私ども協力していきたいと思っておりますので、皆さん方、職員のOBの方も関心を持っていただいて、林野高校が存続できるように頑張っていて、林野高校のOBとかという方が本当に本気で存続に向けてやっておるなというのを県のほうに届けることができれば、また変わってくるのではないかと思いますので、皆さん方の協力をよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番15番、議席番号9番岡崎正裕議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

明日10日の議事日程は一般質問、議案質疑の予定でしたが、本日で一般質問が終了いたしましたので、明日10日は議案質疑、請願についてを議題といたしたいと思っております。

本日はこれにて散会をいたします。

再開は明日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後4時40分 散会

平成27年12月10日

(第 5 号)

1. 議事日程（5日目）

（平成27年第5回美作市議会12月定例会）

平成27年12月10日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 議案質疑（議案第80号～議案第107号）

日程第2 請願・陳情について

請願第6号 「介護報酬の緊急再改定等を求める」請願書

請願第7号 総合的文化政策に関する請願

請願第8号 「所得税法第56条の廃止」の意見書を国に提出するよう求める請願書

請願第9号 TPP「大筋合意」の撤回を求める請願

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金 谷 典 子	2番	重 平 直 樹
3番	安 藤 功	4番	安 本 博 則
5番	谷 本 有 造	6番	則 本 陽 介
7番	萬 代 師 一	8番	尾 高 誉 久
9番	岡 崎 正 裕	10番	西 元 進 一
11番	本 城 宏 道	12番	鈴 木 悦 子
13番	岩 江 正 行	14番	小 淵 繁 之
15番	万 殿 紘 行	16番	日 笠 一 成
17番	山 本 重 行	18番	山 本 雅 彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	安 部 薫
副 市 長	横 山 博 光	教 育 長	大 川 泰 栄
政策審議監	福 原 覚	総 務 部 長	尾 崎 功 三
危機管理監	山 本 和 毅	企画振興部長	竹 田 人 士
総合戦略監	森 分 幸 雄	市 民 部 長	安 藤 郁 雄
環 境 部 長	妹 尾 昌 弘	経 済 部 長	江 見 幸 治
保健福祉部長	山 本 直 人	建 設 部 長	真 野 弘 紀
消 防 長	山 崎 正 雄	会 計 管 理 者	安 東 弘 子
下 水 道 課 長	森 元 浩 之	教 育 総 務 課 長	山 名 浩 二
社会教育課長	宮 前 聖	クリーンセンター管理課長	小 坂 田 博 幸
高齢者福祉課長	神 原 秀 哲		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本 田 卓 治
課 長	大 佛 裕 彦
主 任	井 上 大 佑

**議長（山本 雅彦君）**

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

小林教育次長が県庁出張のため欠席であります。議員は全員の出席でございますので、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 議案質疑（議案第80号～議案第107号）

**議長（山本 雅彦君）**

日程第1、「議案質疑（議案第80号～議案第107号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑として、自席で行うことになっております。先般、議案質疑の通告一覧表を配付いたしております。発言通告順に議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けをしたいと思います。

なお、議案質疑につきましては、一般質問化しないようにそれぞれよろしく願いをいたします。

それでは、議案第80号「美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号11番本城宏道議員。

本城議員。

**11番（本城 宏道君）〔質問席〕**

おはようございます。

それでは、議案第80号に関して1件だけお尋ねをいたします。

条例の第3条の中で、「自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施する」というように書いてあるわけですが、これは地域の特性に応じた施策というのはどういうものが考えられておるのかお尋ねをしたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）**

おはようございます。

ただいまの本城議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法でございます

が、こちらの法第5条に地方公共団体の責務として書いてございますところに、「個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ具体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする」という記載がございます。これを受けまして地域の特性に応じて独自の社会保障政策を実施している市町村等もございます。社会保障、税、防災においては条例による個人番号の利用など、市町村による独自の取り組みが可能ということになってございます。

このため、当市におきましては、国との連携を図りつつ、個人番号及び法人番号の利用に関し、地域の特性に応じた施策を実施することを規定するものでございまして、具体的には独自の利用事務と称しております、基本的には国の法律を受けまして市町村が独自で上乗せとか単独事業を行っておるような事業でございます。

今回御提示させていただいております条例の別表1というものがございます。その別表1に5つの事務を書いております。美作市乳幼児等医療費給付条例に基づく事務、それから美作市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例に関する事務、それから美作市心身障害者医療費給付条例に基づく事務、それから美作市営住宅管理条例に基づく事務、それから生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務、この5つの事務について規定をするものでございます。これに関する事務ということで御理解いただきたいと思っております。

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

わかりましたが、もしこの今説明がございました別表1の1から5までの関係、これ以外のものを仮にしようとするならば、改めてこの条例の改正案というものが出されると。それまでは、ほかのことに利用することはないと、こういうことで理解してよろしいのでしょうか。

**議長（山本 雅彦君）**

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）**

議員おっしゃるとおりでございます。現在はこの5つの事務ということでございますので、新たにする場合には条例の改正をお願いすることとなろうと思っております。よろしく申し上げます。

〔11番本城宏道君「ありがとうございました」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第80号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第81号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号11番本城宏道議員。

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**〔質問席〕

それでは、議案第81号について質問をさせていただきます。

条例案の第8条の中に、8条だけではございませんが、他の条文にもあるわけですが、各所に納付、納入という言葉が使われております。納付と納入の違い、どういう違いがあるのか、説明をお願いしたいということ。

それから2番目に、8条の中にあるわけですが、分割納入のことがあるわけですが、支払いができないため、財産の状況を見て納付ないし納入しようとするときというのがあります。固定資産による物納は、この場合、可能なかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）**

おはようございます。

ただいまの本城議員の御質問に答えさせていただきます。

まず1番目としまして、条文の各所に納付、納入の言葉が使われているが、その違いはという御質問でございますが、納付も納入もどちらも税を納めることを示しています。地方税法の規定では、納付は固定資産税や軽自動車税のように納税者が直接納める場合に、また納入は給与天引きの市民税や事業者が納める入湯税、たばこ税などのように本人が納めるべき税金を会社などの特別徴収義務者が納める場合に使用となっております。条例の場合は、表現に正確を期するため、今回の条例改正におきましても納付と納入が併記されたものとなっております。

続きまして、2番目の分割納入のことで、固定資産による物納は可能なかという御質問でございますけれども、地方税法上、物納は認められておりません。地方税につきましては金銭による納入が原則でございます。ただし、国税の場合ですと、相続税につきましては、金銭による納付が困難な額を限度としまして、相続財産による物納が認められております。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

わかりましたが、地方税法では、物納が認められていないということになりますと、滞納が大幅にあると、しかし納める能力はもう一切ないと。ただ、固定資産というものはしっかりまだ持っておられるというようなことがあるわけですが、これはもうその固定資産が売買されるなりして、お金にかけて納入しなければ、物納では一切できないということになるわけですね。相続などの場合に、そういう固定資産がしっかりあっても、遺産相続の話の中で、なかなかこれが決着がつかないというような状態が残るわけですが、そういう場合に全く固定資産で取れないということになれば、いつまでも残るということになるわけですね、滞納が。

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）**

その場合は、差し押さえをいたしまして、最終的には換価をさせていただきます。

[11番本城宏道君「わかりました」と呼ぶ]

**議長（山本 雅彦君）**

よろしいか。

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第81号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第82号「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第82号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第83号「美作市社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号7番萬代師一議員。

萬代議員。

**7番（萬代 師一君）〔質問席〕**

皆さんにはおはようございます。

それでは、議案第83号について、質疑をさせていただきます。

副市長の提案説明によりますと、障がい者福祉サービスの短期入所、すなわちレスパイトサービスの整備拡充を図るために一部を改正するとの説明でございましたが、御承知のとおりレスパイトサービスは重症心身障がい者を介護している御家族などの支援をし、負担を軽減するものでございます。これ以外想定されているものはないのかをまずお尋ねをいたします。

また、レスパイトサービスにおきましてどのような助成になるのか、その内容について具体的にお尋ねをいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

おはようございます。

それでは、レスパイトサービス以外は想定していないかということでございますが、現時点では重症心身障がい児者レスパイトサービス拡大促進事業以外での助成は想定はしていませんが、今回上程させていただいております条例の改正は、市外の社会福祉法人に助成できるようにするもので、今回と同様のような助成事業がもし出てきた場合には個別に検討し、そういうことも考えられるかもしれません。

続きまして、助成の内容につきましてですが、医療ケアの行える医療型短期入所施設の新たな設置を行い、重症心身障がい児者の家族の負担軽減を図ることが第一の目的であるため、医療型入所施設の 신설による受け入れの場合は、新設年度から5年間が利用日数1日当たり1万8,000円、既設の医療型施設は1万

2,000円を施設に対し助成します。また、福祉型の入所施設については、1日当たり5,000円を助成いたします。

サービスの利用対象者は、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい者であって、市内該当者が25名のうち、施設入所をされてます13名を除く12名の在宅の方が対象であります。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

萬代議員。

**7番（萬代 師一君）**

ありがとうございました。

在宅12名の該当者がおられるということでございます。昨日の一般質問におかれましても、市長のほうでは28年度においても障がい児者に対しては目配りを充実させるというふうに答弁をされておられます。しっかりとした予算要求、そして予算措置、担当部長、よろしくをお願いします。

そして、レスパイトサービスの利用を促進していただきまして、介護されておる御家族の負担軽減をしっかりといただきまして、ぬくもりのある市政運営よろしくお願ひしまして終わります。

**議長（山本 雅彦君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

この条例の改正案ですが、市内の住民福祉に寄与すると認められる事業者に助成するということになるんですが、特に最近福祉の制度を利用して、いわゆる利益追求の福祉というのが出ております。そういうような場合でも市のほうが市内の福祉に貢献できると認めた場合には、そういう利益を求める事業者であっても認めていくということになるんだろうと思うんですが、そうなってくるとこの判定、これはどういうところが判定をされるのか、そういうチームをつくっておられるのか、その辺をお聞きしたいと。

それから、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、いわゆる助成措置、それには一般財源と言われる市の資金というものが国・県の補助以外に使われるようなことになるのかどうか、その2点について。

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員、通告のない場合は、1議案につき1件の質疑となっておりますので、どちらを答弁したらよろしいでしょうか。

**11番（本城 宏道君）**

さきのほう。

**議長（山本 雅彦君）**

後のほう。

**11番（本城 宏道君）**

さき。

〔「前半」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

前半。さきのほうですね。

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

市外の社会福祉法人に対しての助成でありまして、社会福祉法人におかれましては、本来利益追求ということは、短期的にはあるかもしれませんが、長期的にはないと思っております。判定の委員会をつくっておるかということですが、今はそういうものはつくっておりませんが、福祉サービスの中で美作市の人が現在利用されております、たまたま市外の施設しか利用ができない状況なので、市外の社会福祉法人のところでお世話になっている部分に対しての助成ということで御理解をお願いしたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

よろしい、はい。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第83号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第84号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号13番岩江正行議員。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）〔質問席〕**

では、質問させていただきます。

議案第84号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、改正前は負担金になっておったんですが、改正後は使用料というふうに変更したというふうになっておりますが、この根拠についての説明をお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

負担金から使用料への改正ですが、指定管理者制度を採用しているため、本来は負担金では利用料金制度を利用することができないため、利用料金に対応する自治法上の使用料であることを明確に定義する必要がありました。これまでは法的性質は使用料ですが、表現をわかりやすく利用者に負担してもらうということで負担金と表現をしてきましたが、今回の改正に合わせて字句の表現の訂正をさせていただくものがあります。申しわけございませんでした。

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

金を出すことには違わんのんじゃな。

ほいで、今までも指定管理だったろう。社協に指定管理を出しとったんじゃろう。なぜほんならこれこうなるん。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

以前から、10年ぐらい前から指定管理に出ささせていただいておまして、その当時からの条例ということでございますが、今回改めて指定管理にするのに当たりまして字句の訂正をさせていただくということでございます。

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

結構です。

**議長（山本 雅彦君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

これは結構ですというわけにもいかんのじゃけど……。

〔「文教じゃろう」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員、これは所属の委員会で審議いたしますので、発言は控えてください。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第84号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第85号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第85号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第86号「山の学校の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第86号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第87号「作東吉野きんちやい館の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第87号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第88号「美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第88号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第89号「美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

この問題ですが、私はひどい問題じゃないとは思いますが、駐車料金を取りよるわけですから、管理者を指定するわけですから、管理者はちゃんといわゆる市が管理しとるわけじゃから、市に会計報告をしとるかどうかという問題があると思うんで、ちょっとお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

これにつきましては、収支計算書をちゃんといただいておりまして、チェックをしております。

〔10番西元進一君「はい、よろしい」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第89号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第90号「能登香の里小房の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

再々文句ばっかし言よんですが、小房の里は実際には本当にボランティアで物さごうやってもらっているんで、私が文句を言うようなことではないと思うんですが、これもある程度集金をされたりしてしよんですが、あそこで毎日ボランティアで出られた方に少しでも何かをされとるかどうかという問題をちょっと聞いときます。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

これも収支予算書によりますと、人件費として90万円を支出しております。

〔10番西元進一君「はい、いいです」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第90号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第91号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第91号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第92号「美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

トム・ソーヤーは、これは私が懸案事項として取り上げて1年間やってきて、横山副市長とのタッグマッチということもないんですが、やらせてもらった問題で、一応いい結論では行っとならと思います。しかし、江見部長、私が聞く範囲によれば、管理者を3人おるのが2人になると。しかも、下水については市が持つと、しかも負担金は持たんようにすると、それはいけんよ。下水について全部負担金が要りょうたから、そういう点では要りょうたから、下水を外せということで外して、その負担金はある程度プールしたり、管理者に一定のものを与えるための費用にするということを目的にしとったんで、しかも2人にして軽うにするとということ、3人が苦勞してきょうまでやってきたものを、少しでも楽になったものが、きょう楽になったやつが1人減らしていくというような話がどこへあるんですか。やっぱり心ある政策というのはそこで辛抱してやってくださいということをやってください。

**議長（山本 雅彦君）**

少し内容が一般質問化してますので、気をつけてください。

答弁ありますか。

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**

この件につきましては、議員も御承知だと思いますけども、指定管理を請け負っていただいている方と話をしてお互いに納得した上でそういうことになっております。

それから、この津谷のキャンプ場は今後、向こうからすれば重荷になるんで、切り離れた形で指定管理を受けたいということでもありますので、そういうことで進めたいと思っております。

〔10番西元進一君「もう一回」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

1回だけです。通告がないんで。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第92号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第93号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号13番岩江正行議員。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）〔質問席〕**

議案第93号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」の質問をさせていただきます。

1番に、指定管理者となる団体が共立メンテナンスとあるが、この共立メンテナンスになった経過、これは一つには実績説明、これを聞かせていただきたい。入札に何社参加したんか。

それから、入札方式はプロポーザルでやられたんか、どのような方向でやられたんか、指名でやられたんか、その辺のとも聞かせていただきたい。

それから、入札の結果について、どういうふうになつとんか、予定価格は公表されたんか、されてなかったんか。それから、事前の社協がやとったときの金額より、この債務負担行為見たら5,000万円ほど高くなつとるようですが、これについての説明をお願いしたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

まず、経過、実績、入札結果というあたりを説明をさせていただきます。

指定管理者が共立メンテナンスになった経緯についてでございますが、現在指定管理を行っている社会福祉協議会から平成28年度以降、撤退するとの意思表示を受け、地域運営委員会への委託を検討していた大原放課後児童クラブと美作北放課後児童クラブの2つを除いた7つのクラブについて指定管理者の公募を行いました。公募期間は、平成27年9月14日から10月16日までとしており、応募は2社ありまして、11月9日に2社参加による、入札ではなく、プレゼンテーションを実施しております。プレゼンテーションは指定管理者選定委員及び児童学科の有識者の6名で審査をされ、審査得点では、委員の全員が共立メンテナンスに上位点をつけ、140点満点で94.37と、もう一社が73.76となり平均で20.61の点差があり、共立メンテナンスが優位な結果でございました。

ただし収支予算の積算について、市はクラブの稼働率50%の予算を考えていましたが、100%の稼働率での積算となっており、比較が難しいということで、市の積算基準と同様の稼働率50%での積算資料の追加資料を求め、その資料をもって11月19日に指定管理者選定委員会を再度開催していただき、御審議いただいた結果、候補者に選定されました。

大原放課後児童クラブと美作北放課後児童クラブの2クラブについては、地域運営委員会への委託を検討しては、9月議会において委託の条項を加える一部改正条例の否決を受け、他の施設と同様、指定管理方式へ方針を変更いたしました。指定管理者は運営の効率性、柔軟性、平等性の観点から、7クラブの候補となった共立メンテナンスを指定することを指定管理者選定委員会において審議をいただき、2クラブを追加して9クラブ一括して指定管理者候補とすることに決定をいたしました。

共立メンテナンスの子育て支援事業の実績でございますが、放課後児童クラブ事業運営には平成23年から着手されており、現在栃木県で5施設、福岡県で3施設、大阪府で23施設、計31施設の運営を手がけられております。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

大体聞いたんじゃないけど、部長、31の施設をこの共立メンテナンスが全国でやられとんじやと。ここの中で調べて実績を、こういうな仕事をしょうりましたというようなことだけじゃなしに中身を調べてくれんなんだら。やっぱし預けるのは子どもが中心になるわけじゃから、子どもにどうかかわっていきよるか、これがほんまに子どものための学童施設になつとんかなつとらんのか、それを調べずに、そのことについてじゃあ全然あんたは説明なかった。

保護者の負担金、これが丸投げした場合には、全部どんどんどんどん上がってきても困るし、保護者も困るし、それから企業というのは利益を出さなきゃいけないわけじゃから、そういうなことについてはどういふふうな認識があるんか、どういふふうな話し合いができたんか。ここに議会に上程しとるわけじゃから、その辺のところの話はできとんじやろう思うんじゃないけども。企業が合理化するのは、子どもの目線に立ったんでは、これは恐らくお金もうけにならないから、社協だったら安心だったんじゃないけどな。公共性の強い団体、安心だったんじゃないけど、やっぱし一番心配しとんのは、これ給食の関係でも、はや去年から、きのう教育長も言われた、3回、異物が出てきとんよ。公表せにゃあいけん義務がある、公表してない。これは大きなクレームじゃ、この会社にとっては。こう改善してきたんじゃないかというやつは、説明責任というものを十分市民に果たさなきゃいけないのよ。なぜここに決めにゃあいけんなんだんかという、この辺のところがもう少し調査の甘いところがあるんじゃないかなと、私はかように思います。

それと、やっぱし市は子どもを預かっている場所をつくれればいいというような、そういうふうな誰かがしてくれたらええというようなものじゃない。この国の未来を支える子どもたちをしっかりと預かって命を守ってくれるんじゃない、命を守り、育み育ててくれるんじゃないというような居場所をつくらにゃあいけんわけじゃから、その辺のこの認識がちょっと甘いんじゃないん。どんなんかな、全部その辺のこの会社との細かい、今自分がちょっと言うたような調査はされたんですか。

それから、予定価格というのはあったんかかなかったんか、それを教えてください。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

予定価格につきましては、こちらの内部のほうで50%で積算をした金額というのは持っておりましたけど、2社につきましては、その価格につきましてお知らせをするようなことはございませんでした。

それから、子ども目線ということでございますが、プレゼンテーションを2社から受けたわけですが、社協がどうしても撤退するという中で、この2社の優位なほうを選ぶというのが一つあります。それから、プレゼンテーションを受けた状況で、私は選定委員ではございませんが、その場におりましたんで、共立メンテナンスのほうのプレゼンテーションはしっかりした安定性、それから子どもに対する情熱、そういうなものを感じられました。

それから、今後、事業費がふえるのではないかとということでございますが、基本的には指定管理に出す場合は、同等か、また合理化で若干でも経費が安くなるというような大きな指定管理に出す建前があると思うんですけど、殊、子育て支援、特に学童保育ということにおきましては、お金をけちるのではなしに、現状または多少サービスが向上すれば、その分金額も上がるというのは当然でございます、そのあたりを加味しまして今回の決定というふうになったと思っております。

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

市長、200万円以上になったら、皆入札するんじゃ、市は入札しとんじや。それから、一般公共全部、副市長、公表しとるでしょう、予定価格を。入札の前に公表しとるじやろう。ほいで、これ9つのやつを一発にしとるわけじゃな、まとめて。これ9つの施設に全部指導者が来るんかな、これ。そこまで調べとんかな、あんた。共立メンテナンスが大原だったら大原のムサシか、それからそのダンボだったらダンボに1人ずつ責任者が来られるんですか。そうじゃないんじやろう、まとめてしたら、そりゃあ会社にとつたらありがたい話じゃ。ほじゃけど、お任せ行政をやられようたんじやあ、そこで犠牲になるのは誰ならというたら、子どもじゃあから、この辺のとこ。

9つを一つにするというのはいかかなもんかなと、これ疑問がある。なぜしたんかなという。大けえすりゃあ経費は安くつくど、入札する場合に、経費率は。経費率は安うなるがな、今度は要らんのんじやから。1人、責任者がおつたら、あとは皆要らんのんじやから、ええころに任せときゃえんじやから。そがいなことじゃ困るんじや。

先ほどちょっと言うたけど、子どもを預かる場所をつくればいんじやというふうな、そういうふうな認識じゃ困るんじや言ようわけじゃ。その辺のとこで予定価格、最低価格、こうであったんじやというような入札の経過、この数字的なものを教えてくれなんたら。それは教えれんのか。誰が何ぼうで誰、そこ相談するなよ、おまえ、ちゃらちゃら。話聞いてからせえや。そうでしょうがな。やっぱしそのとこがわしは一番大事じゃないか思うんよ。実績説明の中でも日体大の関係でも、きのう市長も言ようた。網走のほうはどうのこうのというて、誰か知らん、網走のほうに行くんじやねんか、調査に。いや、調査に行くんじやないんかという。モトじゃねえ、調査の話をしよんじやがな、黙って聞け。

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

黙っとれというんじや。

**議長（山本 雅彦君）**

本旨に入ってください。

**13番（岩江 正行君）**

ほじゃから、調査に行くんだったら、こころも大阪ですから、大阪へ行って、ほんまにどういうふうな状況があるんか、大阪に何ぼうじや言ようたがな、23というて言うたんか。行って調査せんだらいいまいがな。そういうことで、今言うたことに対しての御回答。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

御質問を聞いておりますと、半分はわかって半分はわからんところがございまして、我々としてもこの問題は子どもたちが安心して、できれば今よりもよい効果が出るように選定をするように私も指示をしております。

そして、それを岩江さんのおっしゃるのでは、金額で評価するというふうになると、逆のほうへ行くんじやないんでしょうか。やっぱりいい内容を提供するというを第一にまず選択をする。次に、そのいい内容を提供できるものが2社のうちの1社であったとしたら、これを全部に提供せざるを得ない。あるところ

は別の人で御不満をいただくようなことにはできないという判断を指名委員会のほうではされたんじゃないかと思う。その背景は、岩江議員がおっしゃるように子ども第一という観点からこれをやっている。お金でもって、公共工事の入札みたいに、後で検査をしてみて話ができないわけですから、子ども相手の話ですから、最初からできるだけ確信の持てるいい方をお願いをする。そして、それを全市に広げる。ここは違うというようなことは、なかなか議会の9月での議論を聞いていても、やっぱりいいものを全市的にやってくれという御議論が一般的であり、そういう意味では議会の御議論の中で我々が得た市民の声をまとめて表現すると、今のような選択にならざるを得ないということではなかるうかと思っております。

調査については、ある程度の調査は多分担当がしていると思いますので、その部分についての答えは譲りますが、いずれにしても入札という話じゃないんです、これは。いいプレゼンテーションをいただいて、いい仕事をしている人を選ぶということでこれは決定をすべき話だというふうにまず御理解をしていただければ、質問の半分ぐらいは理解できるけれども、質問の半分ぐらいはどうも矛盾をしておられるというふうに言わざるを得ないと私は思います。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

9つのクラブを一括でということですが、現在の……。

[13番岩江正行君「とめよんか、発言をとめよんか、部長。9つを1つにした経過を言うてもらわにゃあいけんが」と呼ぶ]

**議長（山本 雅彦君）**

誰かかわりに答弁やりますか。

[13番岩江正行君「議長、言えれんのんじゃ、部長は。いろいろとあるんじやろう、話が、裏話が」と呼ぶ]

いや、総括はありません。議案質疑には総括はありませんので。3回まで。

[13番岩江正行君「ないんか、ほんなら後の人によろしく。はい、どうも」と呼ぶ]

続きまして、通告順番2番、議席番号11番本城宏道議員。

本城議員。

**11番（本城 宏道君）〔質問席〕**

それでは、議案第93号について、質問をさせていただきたいと思います。

この放課後児童クラブというのは、児童福祉に関するものでございますが、放課後児童クラブのみならず、全ての子どもの育成については、児童福祉法というのが一番もとになるわけです。その中で児童福祉法の第1章総則の中に、第1条では、児童福祉の理念、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」と、2番で「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」、これが第1条です。第2条には、児童の育成の責任、「国及び地方公共団体は、児童の保護とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」ということが2条で定められております。第3条では、原理の尊重ということで、「前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行に当たって、常に尊重されなければならない。」というのが、この児童福祉法の基本にあるわけです。それに従って、この放課後児童クラブの

指定というものが考えられなければならないというように思うわけですが、とりわけ私が質問をしたいのは、びのきおとかダンボとか大原クラブなどの保護者会のほうで運営を望んでおったというように聞いております。その方向で事がおさまろうとしておったわけですが、急遽この株式会社に決めてしまったというようになっておるわけですけれども、その選定の仕方にも問題があるのではないかと。

それから、株式会社共立メンテナンスという、この会社はどのような会社なのか、具体的に説明をお願いしたいというように思います。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

会社の内容については十分な調査をしております、担当からお答えしますが、まず、児童福祉法、その他の話をベースにしての総論の部分について私もお答えしますが、

ダンボあるいは大原のほうで保護者の方々が熱心に自主運営を望まれたことについては、これは相当私としては強くそして深く感謝をしているわけでありまして。子ども子育てについてお任せということになってはならない。やはり保護者の方々がまずは子どもにどのような環境を提供するかということを実際に考えるということが非常に重要であると、この点は議員もおわかりでしょうか。したがって、その心意気に対しては非常に私は高く評価をするものでありました。したがって、今後誰が指定管理者になろうとも、できればそういう方々の心意気というもの、子どもさんに対する愛情を裏打ちにした運営への関与というものを、全部かどうかは地元の熟度もございますので今の段階では言えませんが、とにかく親御さんたち、御父兄の思いというものが運営にしっかりと反映できるような制度設計が当然できておりますけれども、それを御案内をしていかなければいけないというふうに思っております。

それをまず申し上げた上で、どのような会社かについてはお話を聞けると思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

それでは、質問にお答えいたします。

まず、美作北児童クラブ——ダンボでございますが——と大原放課後児童クラブの2施設については、平成27年4月の市と保護者役員会との協議において、次年度より保護者を中心とした地域運営委員会方式での運営を目指す、また美作第一児童クラブびのきおにつきましては、市の公募にお任せするとの報告をいただいております。その後、ダンボと大原の2クラブにつきましては、地域運営委員会方式での運営、すなわち運営委託を受けるための準備を、またびのきおにつきましては、他の6施設と同じく新しい指定管理者の選定を待っている状態でありました。しかし、さきの9月議会において、委託の条項を加える一部改正条例の否決を受け、他の施設同様指定管理方式へ変更した次第であります。

次に、共立メンテナンスという、どのような会社かということでございますが、共立メンテナンスという会社について、本社は東京都ですが、事業所が全国に6カ所あります。資本金は51億円で、従業員が平成27年3月末現在で3,895名の会社です。1979年に設立し、2001年に東京証券取引市場1部に上場しており、創業以来黒字決算を継続し、平成26年3月期末決算では過去最高益を更新し、安定した経営を持続しています。

主な業務といたしましては、学生寮、社員寮、ワンルームマンション事業、ホテル事業、ウエルネスクラブ事業、PKP事業などを行っておりまして、放課後児童クラブに関しては、PKP事業の所管であり、P

KP事業部は自治体と協働で地域の特性を生かしたアウトソーシング事業の展開をしており、指定管理者として受託する施設、また行政にかわって管理運営する業務委託の業種は多岐にわたっております。指定管理に選定された場合は、美作市内に事務所を置く予定があるということも伺っております。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

先ほど市長のほうから答弁もございましたけれども、保護者の関係やあるいは子どもをいかに愛情を持って育てるかという、そういうことについては、市長が言われたことについて別に私が反論したり、あるいはまた子どものことを思わずに言ようわけではないわけで、全く同じことを考えております。それだけは言うときですが。

いわゆるさっき言った児童福祉法からいきますと、小学校の学校との連携、それから保護者、あるいは地域全体の見守り、そういうものを含めて協力がされなければうまくいかない。会社の利益追求を求めてやるようなことではうまくいかないわけです。したがって、そういうことを特に重視しなければならないというように思っております。

それからもう一つは、指定管理料を支払いをします。それはこの範囲が決まっておるわけですが、それ以外に、先ほど部長も答弁の中で、サービスがふえれば、いろいろ答弁がございましたけれども、それ以外のサービスの場合、ふえたらふえただけ保護者負担ということになるわけです。こういうような株式会社などがやる場合には、どうしてもそういうサービスがふえりゃあふえるだけ、この指定管理料が余分に要れば、保護者のほうへ請求するようになると、こういうことにつながってくるわけで、かえって保護者が高くとく。それから、先ほど言いましたように、地域の協力や学校との連絡、そういうものが仮にお粗末になってくるならば、児童福祉法の基本に反する、そういうことになりはしないかというように思うわけです。

それから、会社そのものについて私も調べてみました。この東京本社にあるところの資本金とか、そういうものもありますが、株主が1万3,217ということになっておりますけれども、これらの株式会社というのは、役員報酬やそういうものを差し引いて残ったもので株主配当というものを考えなければならないわけです。そうしていきますと、当然何らかの利益を得なければ事業を実施することができないというわけですね。下手をしようたら、株主訴訟でも起こされる可能性があるわけですから。そういうことから見ますと、こういうところに委託をするというのはかなり問題があるんじゃないかというように思います。

それからもう一点は、答弁の中で11月の委託の提案が否決された、したがってこの対象から外したというようなことになるわけですが、先ほど言われたダンボとか大原クラブとか、こういうところは委託でなしに指定管理者として指定する資格がなかったのか、あったのか。もしそれはそこでも指定できんことはないということになるんなら、指定管理委員会でその問題は取り上げられなかったのかどうか、その辺について答弁願いたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

本城議員が会社全体に対して特定の思いを持っていらっしゃることはわかりましたが、私も経済産業省、通産省におりましたんで、会社にもいろいろあることも知っておりますけれども、一般に保健福祉、医療分野で活躍している会社の方々は、例の薬品会社のようなことは本当に忌まわしいことであって、通常は例え

ば今議員がおっしゃった学童保育であれば、地域の関係者との融和であるとか、地域の声をどう反映できるかといったところに自分たちの会社の特徴、いわゆるセールスポイントを見つけ出して、地域と融和することによって利益を確保する、つまり利益を確保するために地域の方々や学童の関係者の方々により高い満足を与えるというのが基本的な活動方針になっているということは、これも今世の中が広く認めつつあるポイントじゃなからうかと思えます。そして、そのサービスたるや、薬品会社と違いまして、目の前で全部行われるんです、これ。目の前で全て行われる、全て常に日常的に点検をされている隠し立てのできないサービスであるということも含めて、もしその方々が市民との関係で、今まで満足度が低いということになれば、これは牽制球をしなければならないと思います。

続いて、したがって勝手に値段を上げるんじゃないかという話がありましたけども、そういうことは一般的にはできないわけであります。こちらとの契約もあります。利用料金についても、目くばせをちゃんとしております。追加サービスをする、それはあるかもしれません。そのときにも強制もありませんし、当然ですけども保護者の方々の御理解というものがなければいけない、お互いが得することしかできないというのが、共産主義ではありませんので、日本は。市場原理ですから、お互い、買い手売り手が双方納得することが基本的な流れになっています。

ただ、先ほど言いましたようにもう一つの重要な点は、我々がその保護者の方々の思いを個々の地域の実情に応じてそれぞれの個々のクラブの指定管理の仕方に反映させることを望んでおります。それができる企業体力というのがあるかどうか、それができる企業としての懐があるかどうかというところは我々もチェックをしているはずでございまして、その辺ができそうだと、つまり個々の地域の実情に応じた保護者の方々の声に対して反応できる余裕があるかどうかというところは大変大きなポイントだというふうに私自身は思っております、部長にも話をしているんですけども、その辺の余裕があるかないかについては、よく候補者を調べといてくれと、こうお願いをしたわけであります。

もう一個出てきたところについて、私は個人的にも知ってまして応援もしたかったわけでございますけれども、やはり余裕がなかった、経験が浅かったというふうに残念に思っております。また、その構成上、条例上、誰かほかの人が手を上げてきても、それは構わなかったんですけども、手が上がらなかったということも、これまた確かだというふうに思っております。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

市長が担当部長にもう答弁するなというて合図しようられたんで、それはおかしいと思いますが、この会社は事業内容というのが学生寮や社員寮、ワンルームマンションなどの事業であったり、あるいはまたホテル事業、ウエルネスライフ事業、PKP事業、その他前号に附帯する事業を行うというのが会社の基本方針になっておるわけです。最近こういう福祉の関係で、ひょっともうかりやあせんだらうかというようなことが次々広がってきて、新たにこういうところへ手を出してきたかなという、これは想像です。そういうことも考えられる。

それからまた、実際に先ほど部長が答弁された大阪とか福岡とか長野のほうと云われたんか、そういうところで、特に私は大阪の関係に電話で聞いてみたんですが、事業所のいわゆる指導員さん、それが1年交代ぐらいで事業所を変えられると。したがって、子どもとの信頼というものがうまくいなくなってくるというような実態があるようなことも聞いたわけですが、そういう辺で非常に心配がありやしないかなという気

がいたします。

これは答弁はよろしいですから、とりあえず私はこれでこの項の質問は終わっておきたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、萬代師一議員。

**7番（萬代 師一君）〔質問席〕**

私のほうは、この業者選定に係る審議は所管の総務委員会に属するというので質問のほうはやっておりません。委員会のほうでしっかり審議させていただきたいと考えております。

通告させていただいておりますとおり、指定の期間について説明を求めます。

放課後児童クラブ設置目的を効果的に達成するために、これまでも指定管理の期間を3年間として美作市の社会福祉協議会のほうに指定管理を出しておりましたが、このたびの選定では、株式会社共立メンテナンスのほうに平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間でされています。指定管理の期間を3カ年から5カ年に延長した理由をお尋ねいたします。

**7番（萬代 師一君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

指定管理の期間についてのお尋ねでございますが、指定管理期間は5年としております。平成27年8月に作成された指定管理者制度運用の手引きでは、指定管理期間は原則5年となっております。これはあくまでも原則でありまして、11月19日に開催された指定管理選定委員会において、指定管理先の変動が予想される経済部所管の指定管理は3年、比較的安定する保健福祉部所管は5年に統一することが決定されております。

放課後児童クラブは、子どもたちが放課後、安心して過ごせる場所でなければならず、継続して安定的に運営することが重要でございます。また、指導員と雇用される方の雇用の安定も必要でございます。このような観点から運営主体が短期間でかわることは避ける必要があると考えております。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

萬代議員。

**7番（萬代 師一君）**

結構です。

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、通告順番4番、議席番号4番安本博則議員。

安本議員。

**4番（安本 博則君）〔質問席〕**

いいですか。

**議長（山本 雅彦君）**

どうぞ。

**4番（安本 博則君）**

まず私、文教厚生委員会に所属しておることなんですけど、先ほどから答弁で条例、9月議会に委託を条例にしようとしたが、条例にのらなかったからというような答弁があったと思うんですけど、委託というのは9月議会で萬代議員が一部委託について十何施設のときですか、言うたときに、それは執行権範囲

でできるんだというような答弁をされたと思うんですよ。で、今回聞けば、条例にならなかつただけで、委託が、委託というのはまだ残つとんですか残ってないんですか。まず1点。

それと、指定管理の条例がありますよね。その中の第4条の2に管理に係る経費の縮減が図られるものがあるという条例があるんですよ、これ項目が。今回の指定管理料を見ると、今2人の議員も言われましたが、額が多いと。ということは、経費の縮減は図られてない。この条例はどのようになるんですか。廃止するんですか、ここでまた。

それと、さっき言ようた岩江議員のときですけど、答弁ができないような議案を上程するべきでない。もし答弁が保健福祉部長が答弁しようとするやあできない。これ誰もしない、後で陰のほうでこそそこそこそこ、そういうような議案だったら初めから上程せんほうがえんだよね。やっぱり上程する以上は、何らかの答弁を必要とするはずですから、説明もありながら。その辺について、なぜ答弁が先ほどできなかったのか、お願いします。

答弁できんのなら、せえでもええ、できる人がしてくれりやあ。

**議長（山本 雅彦君）**

少し時間が経過しましたので、ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時22分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

安本議員の質問に対する答弁から始めます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**

私のほうから条例の関係、4条の第2項の関係を御説明をさせていただきます。選定委員の関係がございますので、選定の関係がございますので、私のほうから説明させていただきます。

安本議員御指摘のとおり、4条の2項には、最後のほうです、その管理に係る経費の縮減が図られるものであることとわかれております。我々選定委員といたしましても、目標とする金額につきまして内部資料として持っておりました。プレゼンを受けたときに、我々が持つておる資料は、事務局側からの説明で稼働率50%の説明でした。共立さんが説明されたのが、定数での稼働率100%の説明をプレゼンをされました。それは確認させていただいたんですけれども、その関係もありまして、それぞれそのプレゼンの段階での評点、経費に関する評価点はそれぞれ点数、プレゼンを受けた委員の受けた感覚での経費に関する評定も行っております。その総合点が点数の差になったと。その後、我々が持つておる根拠となる数字の50%の稼働率ということとの比較はしたかったので、50%での再提出を求めました。それを出していただいたのが最終的な11月19日でしたか、の段階でその資料が出てきまして、我々選定委員の中で選定委員会では出されましたので、それはその金額の以下でございます。ですから、経費の観点から見ますと、同じ稼働率でいけば縮減が図られているというのには変わりはないということで、選定委員としましてはそのことも加味しまして共立メンテナンスを選定したということでございます。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

どうも立法趣旨が十分理解されてない感じがあったもんですからお答えをしますけれども、実はこの指定管理の制度は、私も長い経験がありまして、そもそも岡山におったときにこの制度をつくるべきということで、当時の自治省にお願いをして制度をつくりました。今私どもが見ている条例、指定管理の条例は全国共通の条例であります、ほとんど。趣旨としてはこういうことなんです。もともと市役所あるいは町役場が自分でやっていたということを想定して、その経費を100とした場合の削減を図ることというのが立法趣旨であります。

なぜそんなことを言っているかといいますと、例えば今の状況の中で、ある人が5年間やりましたと、次にふたをあけて、もう一回経費の削減ができるかどうかとしてやっていくと、どんどんどんどん下がってしまって大変なことになるというのが1点と、物価の上昇、その他の条項が書いてないもんですから、例えば2%の物価上昇があったときにどうするんだというようなことが非常に曖昧になってくるということでございますので、制度趣旨をまず理解をしていただければいいと思うんですが、制度のもともとの趣旨は当該事業、事務事業をその時点において役所が単独でやった場合に比べて縮減ができるというふうなのが立法趣旨であるということをまず申し上げておきますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

それでは、まず1点目の委託ができるのになぜ委託をやめたのかということでございますが、市長権限でもちろん委託のほうはできるんでございますが、昨年来、この放課後児童クラブのことに关していろいろと論議を呼んでいた関係で、市長のほうがあえて議員の皆様にも、委託であるけど条例を一部加えて御審議をいただくということで条例にのせて上程をさせていただいたのが9月議会でございます。それが否決をされたということで、執行部といたしましては、議会の議決を尊重しまして委託をしなかったということでございます。

それから、3点目の答弁できないのかということでございますが、これはこの質問に限らず、答弁が重複する場合、それぞれ上位者のほうから指示が出る場合がありますので、そういうことによって重複する場合は答弁をしないという場合があります。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員。

**4番（安本 博則君）〔質問席〕**

今、指定管理のことで立法趣旨というようなことを言われましたが、行政がする場合、行政がして安い額でできるのに、民間だったら高くなる、これ当たり前じゃわな、今岩江議員も言われようたように、もうけに走るからな。いや、違やへんで。だって、行政がしたときの価格だという話だろう。行政がしたときの価格で安く社協ができようたわけだから。それを今度は全くの民間になってから高くなるとるわけじゃ。

その辺のこともおかしいと思うし、それとダンボの保護者会ですか、しようとしたというの、僕文教のときにも小渕委員だったか、このことについていろいろ質問されて、じゃあ江見みたく人数の少ないときはどうするんですかというたら、市長は、そういうところは指定管理できちっと市が責任を持ってやりますと、指定管理とまでは言わなんだかわからん、市が責任を持ってやりますと。で、ダンボとムサシは保護者会というふうな話があったんです。それが先ほど言ったように、条例にならなかったから今回外したと。だけど、

それは保護者会の人は、条例にならなかったから委託ができませんように解釈しとるわけですよ、みんな。それはあなたたちの説明が悪いからなん。まだ委託は残っとんじやということを言うてやらないと。

それと、選定委員会でいろいろやっと思っただけ、1回目のときはどうだったのか。1回目から残ったのか、それとも全部失格だったのか。

それと、結局話を聞きようたら、3回しかできないんで、今までいろんなきれいごとを言って、保護者会の方にいろいろアンケートをとれ、何せえと言いながら、結局条例にならなかったからこれは委託できない。結局はよう話を聞きようれば、保護者会、運営委員会にさせようなかっただけの話じゃないんですか。そのようにとられても仕方ない話だと思う。その辺について答弁をお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

まず、大変な誤解をしておられるようなんで訂正をしておきますけれども、通常役所がやると安いということにはなかなかありません。人件費の問題、その他の問題がございまして、役所がやったら安いというようなことになるのであれば、例えば今回総務省が地方交付税の関係で、給食については民間委託を前提にしたものにして欲しいというようなことにはならないわけがございまして、議員がおっしゃっておる常識がどうも少し世の中とはずれておられるのではないかと、こんなふう思うわけでありまして。そういうことで、民間がやったら利益主義じゃから高くなるというようなことが今の世の中で通るといふふうにお考えになっていただいでは大変困るんじゃないかと思っております。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**

第1回目の選定委員会での評点でございますけれども、一応プレゼンを受けまして、140点満点で採点をさせていただきます。ただ、何点でも上位が上位というわけにはいきませんので、先ほど保健福祉部長が申しましたように、平均60%以上の得点をとるといふことで採点をさせていただきました。その結果、きょうお示しさせていただいておる業者がそれを超えたということで、土俵に残ったと。もう一社の方は、その60%に達していないということで、その時点で落選したというような状況でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員。

**4番（安本 博則君）**

市長に反論するんじゃないけど、やっぱ民間企業は利益にならんことはせんです。誰が赤字になってする業者がおるんですか。それだけ1点言っておきます。

それと、今、政策審議監が言った選定委員会の話は間違いないわけですね。それだけよう念を押しときます。

それともう一点、今後いろんな方に説明するときに誤解を招かんような説明をしないと、保護者の人は委託がもうなくなったようにとられとるわけですよ。先ほどの答弁では委託はまだ残っていると。だから、しっかりとしたことを市民にも説明してあげないと混乱するわけですよ。あるときでは、ええかげんな詭弁を使うてすりかえた話をする、そんなことにならんのか、本当はここではな。それで、その人らはここで発言したくてもできないわけじゃ。やっぱりしっかりとしたことを、今まで自分らがいろんなアンケートをと

って、僕の聞いた話では、アンケートに返事が来なんたら無効じゃなくて反対に回すとか、賛成じゃなくて反対に回す、そんなアンケートがあるわけじゃない、普通に考えて。来なかったものを来なかったもので無効の話じゃないですか。なぜそこで反対に回すような話が出るん。もうそこらから感覚が狂うと。いろんなことをするのに返事が来ないんだったら、それ反対に回すというんか、いろんなことでアンケートをとって。そうじゃないだろう。だから、もっと保護者会の人を親身になって、いろんなことを言われながら苦労しながらやりたい、それは保護者会がして、ほんなら結果がええか悪いか、僕らもわかりません。逆に言えば、この共立メンテナンスがしてええか悪いかもわかりません。だけど、しっかりしたことに報いるような行政じゃないと困るんです。

それと、今、期間のことも言われましたが、本当保護者の方はすごい不安でおられると思うんですよ。社協なんかだったら、今までのように、いろんなことが言える、地元へおるから。今言うように、岩江議員が言うように、誰かがおるんかなと、9人おられるんかな。その返事もあやふやなまま。どこに言うていったらええ話なん。ここに言うてきたらえん。ここに言うてきて、いやもう任せてますからという話になるんでしょう。そりゃあ、保護者の方はたまったもんじゃないわ。

先日来の質問の中では子どものこととかいろいろ言われとるけど、保護者の方にとったら、ほんまに仕事をやめて子どもを見ないけんかもわからんわけよ。そこまで考えたことがあるんかな、あんたら。その辺について答弁してください。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

子どもたちのことを常に考えているのは、安本さんだけじゃございません。みんな考えている、そのことをまず……

〔4番安本博則君「僕だけ考えとると言うとりゃあへん」と呼ぶ〕

そして、議会の方々もみんな多分考えていらしたと。その中で前議会において条例の可否が問われて、そして条例の可否の背景にあったのは、市内のサービスを統一してほしいという議会の意思であったと。その意思を我々は尊重するというのは、これは民主主義の中で当然のことです。

先ほど加えて本城さんにもお話をしましたが、今の日本の社会の中で、真面目に働くことによってしか利益が得られないということでありまして、利益動機と言いますけど、その利益を上げるためにこそ真面目にやらなきゃいけない。殊に今、我々が議論しているサービスは全てが、サービスの全てが公開というか、そのまま目に見えてくる隠しどころのないサービスでありますから、そして効果がすぐ子どもたちの笑顔や両親の方々の安心というところであらわれてくる透明性の高い事業でございますので、その方々の満足度が上がらなければ、事業の継続があやふやになってくるということで、まさにその動機としては利害かもしれないけど、その利益を達成するためにもサービスをきちっとしなければならぬというふうになっているというのが今の状況じゃなからうかと思えます。

その委託が法理論的に残っているかということについては、残っているということでもありますけども、議会意思というものを尊重するということについてのお考えがはっきり、お一人の議員からではなかなかこれはわからない、議会の方が全員がそうだとすれば、また議会意思が変わったというふうになろうと思えますけれども、議会の意思というものはやっぱりその集団として決定するものであることを重ねて申し上げて、私からの答弁にいたします。

〔4番安本博則君「終わります」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

通告者の質疑が終了いたしました。  
他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第93号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第94号「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第94号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第95号「美作市東粟倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第95号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第96号「美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第96号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第97号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第97号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第98号「美作市コスモス苑の指定管理者の指定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第98号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第99号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第99号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第100号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第100号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第101号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第101号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第102号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第102号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第103号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第103号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第104号「市道路線の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで議案第104号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号13番岩江正行議員。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）〔質問席〕**

議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」でございます。

歳出の関係、16ページ、美作スポーツアカデミー構想計画策定委託料が500万円減額になつとんですが、それから2番目にまた訓練設備購入等補助金が2,500万円減額になつとんですが、なぜ減額になったんか、その中身についての御説明をお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

総合戦略監。

**総合戦略監（森分 幸雄君）**

岩江議員の今の歳出についての御質問にお答えさせていただく前に、歳入のほうから御説明させていただいたほうがわかりやすいと思いますので、お手数ですが13ページのほうをちょっとお開きください。

13ページの一番下の欄、款14国庫支出金、項2国庫補助金の中に地域住民生活等緊急支援のための交付金で3,000万円減額をさせていただいてございますけれども、これにつきましては本年9月議会の一般会計補正予算（第2号）で御承認をいただきました地方版総合戦略に取り組むための交付金として、いわゆる上乗せ交付金という形で競争的資金でございましたけれども、2事業エントリーをさせていただきまして、そのうち、この本件の分の3,000万円につきましては地域資源を生かしたスポーツ等の人材育成と文化の醸成事業ということで3,000万円応募させていただきましたけれども、これが10月27日付で国のほうから採択とならなかったため、減額をさせていただいたものでございます。

それで、先ほどの岩江議員の御質問に答弁させていただきますけれども、16ページのほうにちょっとお戻りくださいませ。

そのみまかさか創生費の中の補正3,000万円減額でございまして、その内訳として（仮称）美作スポーツアカデミー構想計画策定委託料が500万円、それから訓練設備購入等補助金が2,500万円、その3,000万円の内訳の部分について減額、今回申請をさせていただくものでございます。

いずれも地方創生で全国のモデルとなる、いわゆる先駆性のある事業として我々のほうで検討しまして要望を行ってございましたけれども、残念ながら採択とならなかったため、今回減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

9月に補正をして、はやこの12月の議会で減額じゃと、それで国・県で、今言ようるその予算を組んどった、6,000万円予算を組んどった。こういうなやつを県にも国にも相談して、大体これは確定、間違いないんじゃないかというふうな形の中で補正を組んだんか、思いつきで組みよんか。その思いつきで組むような、そういう暇はないと思う。9月に補正したやつが、はやこの12月で減額じゃというやつはとんでもない話。

ほいで、この今、スポーツアカデミー構想策定委託料、それから設備購入は車買うんじゃないけども、車を買うお金じゃろう。これは市の今度は一般会計で買うたりしゃあへんのんじゃない。そういうな危険があるから、あなた方はわからんから、何しでかすやわからんから確認しよんよ。危ないもんじゃ。美作市は食われてしまやへんかと思うて心配しよんじゃ、わしな。

だから、この辺のとこできちっと説明を聞いておかなんたら、なぜあのときに上げたんか、国や県やこうによる相談されとったんかされてなかったんか。あんたの思いつきで予算計上したんか。市長とあんたの思いつきでやったんか、場当たり行政をやったんか。そこの辺のところ答弁。

**議長（山本 雅彦君）**

総合戦略監。

**総合戦略監（森分 幸雄君）**

9月議会の補正のときにもちょっと御説明させていただきましたけれども、この事業は競争的資金でございます。ですから、県と各市町村の競争になります。非常に熾烈な競争になりますので、国、県に相談するというはございません。

それで、9月補正に上げさせていただいたのは、これは本年度末までに執行しないとけないというものでございましたので、それが1つともう一つは、ですから交付決定をなるべく早くする必要がございましたので、採択が国からいただいてからこの12月議会で補正を組んでいったら事業が間に合わないおそれがあるということで9月補正で上げさせていただいたのが1点。もう一つは、国にエントリーするときには、採択の前提条件として予算化されていることが担保されていることというのがありましたので、我々としましては9月補正で上げさせていただき、御承認をいただいたというわけでございます。決して思いつきとか、そういうことでやっているわけではございません。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

ようしゃべるな。そんだけようしゃべるんだったら、何でこの県と市が競争するんだったら、何で県というて使うたん。国・県でというて予算を組んどるがな。おかしいじゃねんか、言ようることは。予算書を見てみい、9月の。手を上げえでもええがな、まだ。

そじゃから、そんだけべらべらべらべらしゃべる者が、なぜ9月の補正予算を計上したときにこれこれなんですよというて、なぜあんた説明ができなんだん。おかしいじゃねえか、これ。何がおかしいん、あんた何言よん。

**議長（山本 雅彦君）**

ちょっと個々のやりとりはやめてください。

**13番（岩江 正行君）**

聞いとらんことはないがな。個々のやりとりをするなというて言ようる、議長が。

聞いとらんことはない。テープを巻き戻してみんさい。県と市との競争じゃというような、そういうなものを聞いとる者はおりやあせんぞ、誰も。聞いとったら議事録に載つとるはずじゃ。それほどべらべらべらべらしゃべるんだったら、もう少し地についたような行政をやらんたら、税金だけ食うてもろうたんじゃ困るわけじゃ、美作市は。あんた何しに来たんというたら、結局は大きな赤字損失を出させただけじゃというようなことだったら、我々もここへ座つとるの困るわけじゃから、きちっと物を言わせてもらうけど。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

9月補正の御質問の中で、明確にこれは競争的資金であるということと、必ずしも希望どおりに満額交付されるとは限りませんがということは申し上げさせていただいておりますし、この事業につきましては国の100%補助事業でございます、県は関係ございません。それも申し上げさせていただいておりますので、御説明をつけ加えさせていただきます。失礼いたします。

〔13番岩江正行君「はい、終わります」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

それでは、ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案質疑を行います。

通告順番2番、議席番号11番本城宏道議員の発言を許可します。

本城議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

それでは、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、幾つか質問をさせていただきます。

まず13ページですが、地方特例交付金、項が、同じく款で地方特例交付金、節でも同じ名称で出ておるわけですが、この地方特例交付金の中身について、358万2,000円というのは、どういうものに対して交付税が交付されるのか、その辺の説明をお願いいたします。

それから、同じくさっきの13ページの3,000万円の減額については、先ほど岩江議員の質問の中で答弁されたので了解をいたしました。

16ページの中で、企画費というのがあるわけですが、記念品代として117万円計上されております。この記念品代の117万円というのは、合併の11周年記念というのをやられましたけれども、それに関連をしておるのかどうか、それを聞いてみたい。

それから、みまさか創生費の中でも質問をいたしておりますが、これも岩江議員の質問に対して答弁がございましたので、これは省かせていただきます。

次に、19ページです。障がい者福祉費の中で、償還金利子及び割引料の項目で1,489万円の国庫支出金返納金というのがございます。これはどういうことで返納せざるを得ないのか、理由をひとつお聞かせ願いたいと思います。

また、同じ19ページの宝くじの関係がございます。臨時福祉給付の関係ですが、これについても165万6,000円が返納せにゃあいけないようになっております。これについても返納の理由を聞かせていただきたいと思います。

21ページでは、民生費生活保護費、ここでも償還金利子及び割引料で、国庫支出金の返納金として、1,031万5,000円返納するようになっております。これについても理由をお聞かせ願いたいと思います。

29ページへ参りまして、教育費、保健体育費の中で体育施設費ですが、需用費として265万円上げられております。この光熱費あるいは修繕費の内訳をどこの体育施設なのか教えていただきたいと思っております。

次に、30ページのふるさと応援基金の関係、今回積立金が403万円、基金として積み立てるようになっておりますが、これを積み立てることによってふるさと美作応援基金の基金残高というのがどういふようになるのか、その辺について説明をお願いいたします。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（竹田 人士君）**

それでは、本城議員の御質問でございます。

まず、13ページの地方特例交付金353万2,000円についてでございます。こちらにつきましては、地方特例交付金と申しますのは、平成11年度の恒久的な減税の実施に伴いまして、地方税の減収の一部を補填するために創設されたものでございます。中身につきましては、平成24年度からは、個人市民税の住宅借入金等税額控除分、いわゆる住宅ローン控除というのがございますけれども、その相当額となっております。今回は、交付額の決定に伴いまして353万2,000円を追加計上させていただいているものでございます。

次に、3番目の16ページの報償費、記念品代117万円についてでございます。これは合併11周年事業の関係経費ではございませんで、ふるさと納税をされた方へのお礼の品でございます。12月1日現在の寄附の状況を申し上げますと、寄附件数が302件、寄附金額で約550万円となっております。昨年度の67件242万円を既に大幅に上回っておる状況でございます。これはお礼の品をカタログ形式にしまして、ブドウですとか日本酒ですとかジビエ肉など、選択できるようにさせていただいたことで件数がふえたものと分析しておるところでございます。当初予算では、45件の寄附を想定いたしまして、お礼の品として34万円を予算計上しておりましたが、想定をはるかに超えておりますので、今回増額補正をお願いするものでございます。

なお、歳入の寄附金につきましても、390万円の増補正をお願いしておるところでございます。寄附金総額は590万円になる見込みとしております。

関連いたしまして、9番目の30ページの歳出のふるさと美作応援基金積立金でございますが、こちらは今申しましたふるさと美作応援基金でございますけれども、これは皆様から御寄附いただきましたふるさと美作応援寄附金をその年度は基金に積んでおいて、翌年度に取り崩して活用を希望された事業に充当していくと、そういうものでございます。ですので、今回増補正もお願いしておりまして、今年度の寄附金総額を590万円と見込んでおりますので、今年度末の基金残高はその590万円とこれまでの利子分としまして2万1,416円を見込んでおりますので、それを合わせました592万1,416円になると見込んでおるところでございます。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

それでは、⑤番の19ページでございますが、歳出で3、1、2の23で、償還金利子及び割引料の国庫負担金返納金1,489万円の理由を説明させていただきます。

これは26年度分の障がい者自立支援給付費国庫負担金及び障がい児入所給付費等国庫負担金及び障がい児入所医療費等国庫負担金の返納に係るものでございます。障がい者自立支援給付の国庫負担金につきましては、6月に補助金交付申請を行い、8月に交付決定を受け、障がい児入所施設給付等国庫負担金につきまし

ては、12月に補助金交付申請を行い、2月に交付決定を受けます。障がい者自立支援給付については、1月に減額申請を行うことも可能ですが、いずれの補助金も確定前に見込み数値による補助金交付のため、最終確定額との差額が生じることになり、その差額を翌年度精算する流れとなっております。

続きまして、⑦の21ページをお開きください。

3の3の1、23、同じく1,031万5,000円の返納理由でございますが、これは生活保護費に係る国庫負担金につきまして、通常の年であれば、1月に減額の交付申請を行っているところですが、昨年度は救護施設の料金改定が行われたことにより、減額申請を受け付けてもらえなかったということや、最終の扶助見込み額が医療費扶助等が見込みほど伸びなかったことによる差異が生じたため、その差額を今年度において精算するものでございます。先ほどもこの生活保護もですが、大変大きな額の返納ということになります。パーセンテージにしますと、いずれも2%余りの返納ということで、毎年こういうことがどうしても起きることなので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）**

それでは、本城議員の⑥、19ページでございます。

目の臨時福祉給付費の返納金でございますが、この返納金165万6,000円は、平成26年度の臨時福祉給付金支給の精算に伴うものでございます。内訳は、給付金149万円、事務費16万6,000円となっております。

なお、臨時福祉給付金の支給人数は6,915名、給付金総額は9,141万円でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**

本城議員御質問の29ページ、体育施設費の需用費でございますが、内訳を申し上げます。

まず、光熱水費130万円でございますが、これは武蔵武道館の電気料金の不足に関して不足分を計上させていただくものでございます。武蔵武道館におきましては、電気の使用量は昨年同様だったわけですが、夜間料金を用いて割引のエコシステムを採用しておりますが、このエコシステムがこの夏、故障いたしました。修理に少し日時を要したわけでございます。しかしながら、夏は合宿、試合等で利用しておりますので、クーラーを稼働させないわけにいかないということで、これをクーラーを稼働させていたということでございます。そのため、それからまた7月にも8月にも同じような故障がございまして、そうしたわけで割引ができないという期間が3カ月ございました。このために130万円を計上させていただくものでございます。

次に、修繕費でございます。135万円、これにつきましては、市内の体育施設の修繕が必要となり、当初で上げていたもの以外に、喫緊でまた追加で修繕が必要な箇所が出てまいりました。そのため、昨年度の実績と合わせ勘案して市内の各所の施設を含めまして追加で135万円を計上させていただくものでございます。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

大体わかりました。

今の教育長の答弁で、武蔵武道館の130万円について説明ございましたが、エコ発電によってこれだけ故障したけん、130万円補正したということですが、ということは3カ月ぐらいの間で130万円の、故障がなかったらもうけになりようぞということに解釈できるんですか。その辺はどうでしょうか。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**

もうけということではなくて、割引制度という意味で、割引制度を使うためのシステムが故障したという意味でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

ということは、それだけもうかりようというように理解してもえんじゃないんですか、割引してもらうて。

はい、終わります。

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、通告順番3番、議席番号7番萬代師一議員。

萬代議員。

**7番（萬代 師一君）〔質問席〕**

それでは、同じく議案第105号について質問をいたします。

通告しております案件は、歳出でございます。

ページ24、款6、項2、目2、節13森林病虫害防除事業、これは新たに予算計上されたと思います。その事業内容、そしてその効果、それとなぜこの時期での補正となったのか、その説明を求めます。

同じく24ページの款7、項1、目3、観光振興助成金300万円の追加補正でございます。事業内容について説明を求めます。

次に、3点目といたしまして25ページ、一番上のところがございます款7、項1、目6の備品購入費70万円でございます。これも新たに予算計上なされたものでございます。この内容、そしてここでのなぜ補正が必要となったのか、その理由をお尋ねをいたします。

4点目のページ27、中段の款10、項1、目2、手数料でございます。当初予算では17万4,000円計上されておりましたが、この期に87万5,000円と大幅な追加補正となっております。この理由についてお尋ねをいたします。

5点目の歳出でございますが、ページ29の10、6、2の光熱水費、先ほど本城議員のほうでの説明がございましたので、こちらについては説明はよろしいです。

以上、よろしく申し上げます。

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**

それではまず、24ページの委託料であります。森林病虫害防除事業委託料500万円、この件について御説明を申し上げます。

場所でございますけれども、勝田右手地区、それから東粟倉東青野及び東吉田地区にナラ枯れが発生をいたしました。このことから伐採、搬出、焼却により駆除させていただくものでございます。この焼却といいますのは、一般質問で出ましたけれども、この木を活用いたしまして、まきストーブ、まきボイラーに使うという意味も込めております。本数でございますけれども、この承認いただければ、今後現地に入って確認をし、適切な処理を行うということでございます。

この事業に要する経費の内訳でございますけれども、国のほうが2分の1、250万円、県と市がそれぞれ4分の1の125万円ずつと、こういう内訳になっております。

次に、観光振興助成金の300万円でございますけれども、これは市内の各温泉宿から、宿泊施設から納められております入湯税を財源にしております、その2分の1を市内の観光協会等に交付するものでございます。200円の2分の1ということで100円で、3万人分ということで300万円ということでございます。

このふえた根拠でございますけれども、これも一般質問等でちょっと触れましたけれども、ふるさと旅行券、それからインバウンド効果、こういうものが効果としてふえているということでございます。

それから、ページ25の備品購入費70万円でございますけれども、これは愛の村パークのまきボイラー稼働に当たりまして必要となる備品といたしまして、まきの搬入及び保管用のラックということでございます。1立米が可能なラックを16台、これが1基が47万円でございます。ラック、それからラック運用のハンドリフト1台、手押しのものでございますけれども、これが12万5,000円、それからまきの水分率、含水率とっておりますけれども、これを測定するものでございまして、木材の水分をはかるもので、1台10万5,000円を購入し、合計で70万円ということでございます。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**

27ページの役務費でございます。この役務費の補正でございますが、これは梶並小学校を28年4月から勝田小学校へ統合いたしますが、この際に現在梶並小学校で使っております上下可動式、黒板の高さを変えられる黒板、とてもいい黒板があるんですが、その黒板を勝田小学校に移設をするための費用、これが8台ということで必要になる。これが67万円ほど必要ですが、それ以外にまた梶並小学校にございます大きな耐火金庫、これも移さなければいけないということで、合わせて87万5,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

萬代議員。

**7番（萬代 師一君）**

詳細な説明ありがとうございました。

備品購入70万円について、購入する内容については理解できました。ここでの補正になった理由をお尋ねします。

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**

このまきボイラーの完成が2月末ということで今取り組んでおりまして、そうしますとこの3月から本格的に稼働します。この稼働もでございますが、環境省の100%の交付金をいただいておりますので、その結

果を当然環境省に報告しなければならない。ですから、これをもって全ての試験的にこれを行うことということで必要でございますので、購入するというところでございます。

**議長（山本 雅彦君）**

萬代議員。

**7番（萬代 師一君）**

環境省の交付金事業でまきストーブ整備ということでございますけれども、先ほど備品についての説明もございました。これも総事業費の中で動けないのかなど。と申しますのも、70万円については一般財源ということでの財源確保をされておるようでございますけれども、そのことが可能なのか、可能であるのか、今後検討する余地があるのか、そこだけお尋ねします。

**議長（山本 雅彦君）**

経済部長。

**経済部長（江見 幸治君）**

この件につきましては、私どものほうも環境省のほうに問い合わせしましたところ、まきボイラーのみの交付金であるというふうに指摘をされました。

〔7番萬代師一君「はい、終わります」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、通告順番4番、議席番号3番安藤功議員。

安藤議員。

**3番（安藤 功君）〔質問席〕**

それでは、議案質疑ということで議案第105号についてお尋ねをいたします。

それでは、19ページ、款3、項1、目2、節20、障がい者福祉費の中の扶助費です、533万円。これ備考欄のほうに、説明欄ですね、移動支援事業、日中一時支援事業、障がい児者日常生活医療給付費等事業ということで3点ほど書いてあります。これ当初予算にもあったようでございますが、いま一度追加補正に至った経緯と具体的内容を教えていただければというふうに思います。

それから、同じく19ページ、款3、項2、目3、節20、これも同じく扶助費でございますが、226万6,000円、ひとり親家庭等医療費ということで、こちらのほうも当初予算でございました。これも同じく追加補正に至った経緯と具体的な内容を教えていただければと思います。

それから、27ページの款10、項1、目2、節7、賃金の800万円、臨時職員賃金ということでございます。こちらのほうも当初予算があったようでございますが、追加補正に至った経緯と、これどこで何人の方がどういうふうなお仕事をされているのかなど、もしくは途中で採用があったのかどうか、その辺の具体的な内容を教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

**議長（山本 雅彦君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

それでは、歳出の19ページでございます。

扶助費の533万円でございますが、内訳として、まず移動支援事業に係る扶助費が354万円の増額であります。これは屋外での移動に困難がある障がい児者の方の外出の際にヘルパー等を派遣する事業ですが、昨年度同時期と比較して利用者数で9人、利用時間で約740時間の増加となっております。増加の要因としては家族の高齢化等により、障がい者等への支援が困難になったことと通院等、利用者が病状の悪化等による通

院回数が増加などが考えられます。

次に、日中一時支援事業ですが、121万2,000円の増額であります。障がい児者を介護している家族の就労支援または休息のため、一時的に施設で障がい児者を支援する事業でございまして、昨年度同期に比較して利用者が4人、利用日数が105日の増加となっております。利用理由として、障がい児者を抱える家族が就労活動を行う場や家族内にほかに育児を行わなければならない子どもを抱えるケースなどの理由で利用されるサービスがふえているのが見込まれます。

次に、障がい児者日常生活用具給付事業ですが、57万8,000円の増額であります。住宅改修や拡大鏡等の納付等の大きい用具の支出が当初予算時より想定より多くあったためということでございます。これらを合わせて533万円ということでございます。

次に、同じく扶助費で226万6,000円で、ひとり親家庭の医療費についてでございますが、今回の増額の理由としては、昨年との月平均で件数が約30件増加しております。10月時点で336人で、1人の方が複数の医療機関を受診するケースがふえたものと思われまます。また、入院給付費に係る申請も多く見られております。こういうことによりまして、今回増額補正をさせていただくということです。よろしくお願ひします。

**議長（山本 雅彦君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**

27ページの臨時的職員賃金でございますが、これにつきましては、この補正はスクールバス運行事業の人件費でございます。本年度、22路線を26人の運転員の方で行っております。これについては年度当初より変更はございませんが、当初の見込みよりも校外活動あるいは部活動各種大会の遠征、また夏のプールの送迎等の増加によりまして、少し見込み額が不足となりましたので、今回800万円の補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

安藤議員。

**3番（安藤 功君）**

わかりました。

いずれにしても、保健福祉部長の御説明、障がい者福祉費、それから児童福祉費の母子福祉費の増額ですけど、それは柔軟に対応していただいてありがたいなという思いと、さらに充実していただくことで、市長の今回のお話にもありましたけれども、奈義町の特殊出生率の2.81につながるような、大きなこれも一つのきっかけになるのではないかというふうに考えておりますので、ぜひとも今後とも手厚い福祉をよろしくお願ひ申し上げます。

終わります。

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、通告順番5番、議席番号9番岡崎正裕議員。

岡崎議員。

**9番（岡崎 正裕君）〔質問席〕**

それでは、通告に従い質問をいたします。

16ページのみまさか創生費の中の（仮称）美作スポーツアカデミー構想計画策定委託料500万円、それから訓練設備購入等補助金2,500万円、このことにつきましては2人の方が質問をされましたが、ちょっと私

聞きたいのは、競争が物すごく激しくってだめになったんですよというんですが、大体どういうふうなことで、うちの採択されなかったのか、その辺のところはわかったら教えていただきたいと思います。

それから次に、22ページのクリーンセンター関係ですけれども、測量設計等委託料が2,700万円の減、それから工事請負費が6,000万円の減、この内容を教えていただきたいと思います。

それから、5と6につきましては、先ほど質問がございましたので、これは割愛をさせていただきます。

次に、26ページの道路橋梁維持費の1,200万円の増、これは大体どこどこあったのかというのを教えていただきたいと思います。

それから最後に、26ページの住宅管理費の中の工事請負費でございますが、これが1,050万円となっておりますが、その内容について教えていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

**議長（山本 雅彦君）**

総合戦略監。

**総合戦略監（森分 幸雄君）**

岡崎議員の①と②です。今回の交付金の採択されなかった理由でございますけれども、内閣府の交付金担当者に当然確認はしましたけれども、これは外部の有識者会議の決定であるということのみのことしか教えていただけなくて、理由については開示をしていただけませんでした。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**

それでは、御質問の22ページ、款4、項2、目3、節13の委託料の測量設計等委託料2,700万円の減額でございますが、これは最終処分場建設を本年度施工予定で設計施工一括発注方式により公募をいたしました。が、応募がなかったために、検討しました結果、入札方式を実施設計後の工事発注方式に変更し、国との協議を行い、来年度新たに工事のための実施設計を行い、その後、工事発注を行うよう変更したことにより、本年度での最終処分場建設を見送ったことに伴う発注支援業務と設計施工管理業務の委託料が不用となったため、減額するものでございます。

また、同じく22ページの工事請負費でございますが、先ほどと同じ最終処分場を本年度施工を見送ったことによる工事請負費6,000万円の減額でございます。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

ページ26、款8、項2、目1、節15、工事費1,200万円でございます。このたびの補正は市道維持管理事業の工事請負費1,160万円と交通安全施設事業の工事請負費40万円、合計1,200万円の増額をお願いしているものでございます。

該当する路線の現状といたしましては、路肩が崩れ通行に支障が出ているもの、通学路として早期の安全対策を講じなければならないものと判断されるもの、施設の経年劣化や破損により機能が著しく損なわれたものなど、地区や学校、その他要望や情報が寄せられたもの、あるいは道路パトロール等で発見した危険度の高い箇所を中心に早期の措置が図られるよう本補正予算に計上させていただきました。内容といたしまして

ては、道路の件数としては20カ所を予定しております。

以上でございます。

なお、急を要する緊急の場合は、緊急度に応じて柔軟に対応してまいりたいというふうにも思っております。

**議長（山本 雅彦君）**

以上ですね。

まだある。もう一つあるな。

**建設部長（真野 弘紀君）**

失礼しました。ページ26、款8、項6、目1、節15、1,050万円です。これは住宅管理費の工事請負費の増額でございます。耐用年数を経過し老朽化した市営住宅を用途廃止するため、今添団地及び福本団地の2棟3戸の解体工事、これはいずれも退去に伴うものです。それから、入居者が退去し、内装等の経年劣化が著しい住宅、城下団地3戸分、バレンタイン通り団地1戸分の修繕費でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

岡崎議員。

**9番（岡崎 正裕君）**

みまさか創生費の関係なんですけど、全然だめですよだけという話なんで、どうも私はその辺が納得できないと。どうして不採択になったのか、それを教えていただかんと、これからこちらがどういうふうなことをやって、どういうふうなものを上げていこうかという参考にもならないというふうに思うんですが、これはもう完全に上のほうから言われたから、もうしょうがないというふうな解釈なんですか。

それから、クリーンセンターは、要するに断念をしたと、今年度ということなんですけど、これによって来年度の当初予算あたりに出てくるかと思うんですが、見込みとしてどうなのか、支障はないのか、その辺のところをちょっと聞きたいと思います。

それから、最後の道路の修理、それから住宅の管理なんですけど、なぜここで出てきたのかと、その点をお願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

総合戦略監。

**総合戦略監（森分 幸雄君）**

お答えいたします。

私ども当然確認はしますけれども、往々にしてよくある競争的主義というものは、決定されるのが有識者会議という外部審査員場で決定されますので、それについてのコメントについては開示されないというのが通常でございます。というのも、このたびもいろいろと新聞報道等もありましたけれども、我々もなぜ落ちたのかという、非常に知りたいわけでございますし、当然満足いただけるものではないんですね、この結果につきましては。ということでございますけれども、ただこれは決まったことでございますので、今さら、次に向かってもう一度よく我々のプランもブラッシュアップしながら、今度そういうものがあれば再チャレンジをしていかざるを得ないと、そういう性格のものでございますので、理由についてこれ以上求めることはできなかったというのが正直なところでございます。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**

クリーンセンターの委託料の減額でございますが、これは来年度実施設計を行いたいと考えております。当初設計において〔発言の削除〕程度、新年度予算で計上をさせていただき予定としております。

また、この延期によって支障がないのかという御質問でございますが、現在のところ、瀬戸にある最終処分場を利用しておりますが、計画容量にはまだ余裕があるので、今のところ計画どおりいけば十分対応可能と考えております。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

まず、工事費でございますけれど、修繕が主でございます。管理上のことでございますので、年度当初で把握をして決まった額をできるものではございません。現在まで修繕をしてきておりますけれど、要望の中で対応していかなければならないものがございまして、それが不足となったため計上させていただきまして、

それから、住宅でございますけれど、これ耐用年数を経過しておりますので、退去したものについては危険なこともありますし、維持管理のこともありますので、取り壊したいというふうに思っております。

それから、内装については、城下団地、バレンタイン通り団地、ともに人気がある団地でございます。したがって、3月、4月の入居時に間に合わせたいということで、今回予算計上させていただきました。

**議長（山本 雅彦君）**

岡崎議員。

**9番（岡崎 正裕君）**

スポーツアカデミー関係のことについては、仕方がないと言われれば仕方がないんですが、私としたらちょっと腑に落ちないなと、理由を教えてくださいなというふうに思いますから、この先、そりゃあ国がやろうることじゃけえ、ちょっと言えんのかもしれませんが、ちょっと私は不満であるというふうに申し上げておきます。

それから、住宅と道路の関係ですが、当初で大体わかるわけですから、耐用年数が来とるとか、その辺のところはわかるわけですから、なるべく当初予算に盛り込んでいただくように希望をしておきます。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**

先ほど御答弁いたしました来年度委託料の予定の金額でございますが、〔発言の削除〕ほど予定しておると言いましたが、額については削除をお願いいたします。失礼しました。

**議長（山本 雅彦君）**

発言の削除の申し出がございました。これについて許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

はい。

それでは続きまして、通告順番6番、議席番号1番金谷典子議員の発言を許可します。

金谷議員。

**1 番（金谷 典子君）〔質問席〕**

11ページの歳入、21の市債4,337万6,000円の説明をお願いいたします。

それから、歳入で13ページ、款14、項2、目1 総務管理費国庫補助金の減額2,970万7,000円について説明してください。

それから、歳入の15ページ、款21、項1、目11の臨時財政対策債とは、内容について説明をしてください。

それから、歳出のこの16ページについては、本城議員のところの説明がありましたので、よろしいです。

それから、5番、6番の22ページにつきましても岡崎議員で御説明されましたので、よろしいです。

7番の歳出の22ページの款4、項2、目3の国庫支出金返納金3,929万6,000円について説明してください。

それから、歳出の23ページ、款6、項1、目5の農業競争力強化基盤整備事業の負担金の減額233万5,000円について説明してください。

**議長（山本 雅彦君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（竹田 人士君）**

それでは、金谷議員の御質問でございます。

11ページの歳入の総括表の中の市債でございますが、これは内訳が15ページのほうに載っておりますので、15ページのほうをごらんいただければと思いますが。

今回の市債の補正でございますが、衛生債におきましては、美作クリーンセンターの最終処分場の建設事業の見送りに伴います合併特例債の減額が7,300万円、それから農林水産事業債におきましては、補助事業の変更に伴います過疎債の減額が合計330万円、それから消防債におきましては消防車両の購入の確定に伴います過疎債の減額300万円、それから臨時財政対策債の追加3,592万4,000円となっておりますのでございます。

引き続きまして、その臨時財政対策債でございますけれども、これは所得税や法人税など5つの国税の一定割合とされておりまして地方交付税のもとになります資金が、その必要額に比べて不足しておりますために、その発行することができません代替財源でございます。いわゆる国が地方交付税を後払いしているというふうな言い方もできるものでございます。その使い道は自由でございまして、元利償還金の全額が後の年度の普通交付税に算入されるというものでございます。

臨時財政対策債は、普通交付税を算定するための基準財政需要額というのを算定いたしますけど、それによりまして地方公共団体ごとに発行可能額というのが決定されます。今回はその発行可能額の全額を発行することとしたものでございまして、一般財源ですので、今回の補正予算の財源としているものでございます。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

総合戦略監。

**総合戦略監（森分 幸雄君）**

金谷議員の2番目の歳入、13ページ、款14、項2、目1、節1、総務管理費国庫補助金のマイナスの中の内訳としまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金3,000万円の減額でございますけれども、これは地方創生のための地方版総合戦略に係る競争的資金であります上乗せ交付金、この事業に美作市としまして

2事業、応募したところでございますけれども、そのうちの1事業、地域資源を生かしたスポーツ等の人材育成と文化の醸成事業3,000万円につきましては採択に至らなかったため、今回減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

総務部長。

**総務部長（尾崎 功三君）**

先ほどの金谷議員の2番目の13ページの御質問の中に、総務管理費の国庫補助金、一番最後の説明欄にございます、選挙人名簿システム改修補助金29万3,000円の追加というのがございます。こちらにつきましては、来年から公職選挙法の改正に伴いまして、18歳以上へ選挙権の年齢が引き下げられることに対応するために選挙人名簿のシステムの改修をする経費を、今回の補正予算の17ページに追加補正58万7,000円、選挙管理委員会費に計上しております。これに伴います国の補助金2分の1でございます。よろしく願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**

金谷議員御質問の款4、項2、目3、節23の国庫支出金返納金でございますが、これは先ほど御説明をいたしました最終処分場建設を本年度施工予定で設計施工一括発注方式により公募しましたが、応募がなかったために、検討しました結果、入札方式を実施設計後の工事発注方式に変更し、国との協議を行い、来年度新たに工事実施設計を行い、その後、工事発注をするよう変更したことにより、本年度での最終処分場建設を見送ったことによりまして、国へ一時返納する金額でございます。これは平成22年度に国へ提出した循環型社会形成推進地域計画に基づきまして、平成28年度までに最終処分場までを全部完成することを前提に国から計画的に受領しております交付金を最終処分場建設が延びたことにより、一度精算するよう国からの指示がありまして精査した結果、3,929万6,000円分の超過受領となっていたため、とりあえず一度国へ返還するものでございます。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

23ページ、款6、項1、目5、節19農業競争力強化基盤整備事業負担金でございます。

この負担金233万5,000円減額の内容でございますが、県営土地改良事業であります農業競争力強化基盤整備事業、勝英第4地区で国への当初予算要求に対して割り当てが少なかったため事業費が減となり、負担金が減となったものでございます。

この負担金でございますが、市町村の負担は20%でございます。あと美作市のほかには勝央町、奈義町、津山市がそれぞれの負担割合によって負担金を拠出をしております。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

金谷議員。

**1番（金谷 典子君）**

15ページの臨時財政対策債のことについてももう一度質問しますが、今回はということだったんですが、これはいつ何回あることなんですか。今回というのは、ことしじゃなくて毎年あるものなのか、ちょっと説明をお願いいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（竹田 人士君）**

臨時財政対策債でございますけども、平成13年度に臨時的措置として導入されたんですけども、その後もずっと継続されていくという制度でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

もう少しわかりやすく。

それでは、ただいまより10分間休憩します。

午後 1 時55分 休憩

---

午後 2 時08分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

金谷議員の3回目の質問の答弁から行います。

企画振興部長。

**企画振興部長（竹田 人士君）**

失礼をいたしました。臨時財政対策債と申しますのは、本来は国から地方交付税として入ってくるべきものの、もともになるその資金がないために臨時的措置として発行を、必要額に比べて不足をしているために発行することができる代替財源でございます。平成17年度以降の臨時財政対策債の発行状況を見ますと、ほぼ限度額いっぱい発行しておる状況でございます。平成25年度には、発行額を抑制しておりますが、それ以外の年は限度額いっぱいを発行しておるところでございます。

今年度につきましては、当初7億3,000万円を予算計上しておったところでございますが、今回発行可能額がわかりましたので、発行可能額限度いっぱい発行することとしてまして、3,592万4,000円を計上しております。これは現在低利な時代でございますので可能額全額について発行しようということで、そのように計上させていただいているものでございます。

**議長（山本 雅彦君）**

答弁は以上でございます。

〔1番金谷典子君「終わります」と呼ぶ〕

続きまして、通告順番7番、議席番号4番安本博則議員。

安本議員。

**4番（安本 博則君）**〔質問席〕

よろしいか。

**議長（山本 雅彦君）**

はい、どうぞ。

**4番（安本 博則君）**

今回、4点について出していますけど、1番目の債務負担行為については、議案93号のときにいろいろや

りましたんで、これはよろしいです。

2番目の歳出、ページ22の款4、項2、目3のクリーンセンターの関係ですが、工事がおくれたためというような説明があったんですけど、今瀬戸のほうに多分持っていくような話をされとると思うんですけど、それはきちっと地元の人から苦情が出ない、また年数的なこともきちっと話をされとるんですかということと、3番目はよろしいです。先ほど岡崎議員のときにありました。

それで、4番目のときも安藤議員のほうからあったんですけど、時間で、通学以外のスポーツの送り迎えであったり、もろもろのことで時間がふえたためというようなことがあったんですけど、これ時給についてはどのような体系になつとるんか。例えば通学するときの時給とそれ以外の時給についてはどのようになっている。というのが、言うても800万円というたら、結構大きい金ですから、どのように時給体系になっているのか、その通学のときとそれ以外のときと、その2点だけお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**

安本議員御質問の瀬戸の最終処分場の件でございますが、この件につきましては、本年度5月にも地元のほうへお伺いをいたしまして、瀬戸と岩辺の区長さんのほうに現在勝田のほうで最終処分場を建設予定をしておりますと、完成までの使用の件についてお話をしてまいりました。完成までこのまま最終処分場のほうへ入れさせていただきたいというようなお話をさせていただきました。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

続いて教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**

登下校と校外活動での職員の賃金ということでございますが、登下校の際も、あるいは津山、岡山、倉敷等へ児童・生徒を運んでいく際もどちらも同じ貴重な子どもの命を預かっているということで、全く同じ時給で運転をさせていただいております。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員。

**4番（安本 博則君）**

クリーンセンターのほうについては、瀬戸と岩辺の区長さんに会われて、年数は処理場が完成するまでという説明だったと思うんですけど、僕、以前、瀬戸と岩辺の区長と親しいんでいろいろ話を聞いて、あっこを壊すのにダイオキシンの関係で28年度に壊すというような話を副市長と課長が行かれて話をしとると思うんですけど、その辺との絡みはどのようになってくるんですか。

**議長（山本 雅彦君）**

安本議員、減額とは直接的な関係がないように思いますけども。

**4番（安本 博則君）**

ほんじゃあ、それはほんならよろしいですけど。

その年数はほんなら大丈夫なんですね。それ再度確認しておきます。いつまでというわけにいかないと思うんで、大体いつごろというように。

それと、今言う時給については大切な子どもの送り迎えなんで、通学だけじゃなくてスポーツもろもろで

送り迎えするときも同じ時給単価ということで間違いないですか。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）

瀬戸の最終処分場の計画までの容量でございますが、本年度測量いたしました結果、あと500立米ほど入る余裕がございます。現在のところ、年間約50立米前後、年間入っておりますので、完成までは十分可能であろうと思っております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）

同じでございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員、次、3回目です。

4番（安本 博則君）

教育関係の臨時職員は同じですと、間違いありませんということなんで、わかりました。

それで、今のクリーンセンター関係は、大体500立米ぐらい入ると、年150ということは3年、4年……。500で150でしょう、年。50、150じゃなしに50ね。ということは10年ぐらいあるというこっちゃね。やりとりできんというて。なるべく早くもとの計画のところにできる努力をお願いします。その答弁だけ。

議長（山本 雅彦君）

訂正、休憩ですか。

じゃあ、答弁調整のために暫時休憩します。

午後2時17分 休憩

---

午後2時18分 再開

議長（山本 雅彦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの安本議員の3回目の答弁から始めます。

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）

先ほど許容量が500立米と申し上げましたが、これにつきましてはあそこの県への使用許可も平成30年度までいただいておりますので、30年度までと500立米、両方をクリアするような格好で計画をいたしたいと思えます。

以上でございます。

〔4番安本博則君「はい、わかりました」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑はございますか。

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

ちょっと3,000万円、スポーツアカデミーの関係で返すという話ですが、森分総合戦略監、僕は仕事ができると思うんですけど、やっぱり地元のことがよくわかってないんじゃないかというふうに思っています。そういう点では、意見があるというのはいつも私は言うわけですが、やはり地域で地域に根差したことを地方創生にしなければ、そりゃあレーシングアカデミーやこっちは却下されますよ。じゃから、提案すること自体がおかしいわけで、そういう点では地域に根差したことをかっちりやると。そういう点では森分総合戦略監は来たばっかしじゃからしょうがないと言えば、それまでですけど、やはり適当な人たちの会議を持ってちゃんと政策的にいわゆる地域を興すわけですから、創生をするわけですから、そういう点での予算化というものをやってほしいと思います。

〔「議案質疑じゃないが」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

議案質疑でございますので、今の減額補正の関係の質問だろうと思います。それについて答弁が必要ですか。

〔10番西元進一君「はい、してください」と呼ぶ〕

先ほどから答弁ありましたけども。

それじゃあ、総合戦略監、あえてじゃあ答弁をお願いします。

**総合戦略監（森分 幸雄君）**

今回のこれは競争的資金でございますので、我々の詰めが甘かったといえ、それまででございますけども、何せ非常に難しい、競争の激しい中でやっております、ただこの事業、我々かなり自信を持っておりまして、事前のリサーチでは内閣府でも非常に高く評価をさせていただいたという節を感じておりました。

ただ、今回外部審査員、発表があった後にメンバーが発表されましたので、何とも申し上げられませんが、結果としてこういう結果になったということは非常に我々も反省すべきところは反省し、今後は肝に銘じましてきちんとした提案を行ってまいりたいと思います。よろしく願い申し上げます。

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

それで結構です。

本当に森分総合戦略監、仕事を一生懸命しながら、ちょっと余談事になりますけど、大阪へ行っても確かに大成果を上げられるわけですから、そういう点では地域に根差したことをやっぱりちゃんと創生させるということを心がけてやってほしいというふうに思いますから、いま一度答弁があれば決意のほどをよろしくをお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

ありますか。

総合戦略監。

**総合戦略監（森分 幸雄君）**

温かいお言葉だと思ひまして、肝に銘じまして頑張らさせていただきたいと思ひます。よろしく願い申し上げます。

〔10番西元進一君「よろしく頼みます。以上です」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第105号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第106号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第106号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第107号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第107号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りをいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

## 日程第2

### 請願・陳情について

請願第6号「「介護報酬の緊急再改定等を求める」請願書」

請願第7号「総合的文化政策に関する請願」

請願第8号「「所得税法第56条の廃止」の意見書を国に提出するよう求める請願書」

請願第9号「TPP「大筋合意」の撤回を求める請願」

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第2、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願につきましては、既に配付いたしております付託表のとおり、所轄の委員会に付託をいたします。

なお、請願第6号から請願第9号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

請願第6号、請願第8号、請願第9号につきましては、本城議員からの紹介でございますので、本城議員、一括しての紹介をお願いいたします。

本城議員。

#### 11番（本城 宏道君）〔登壇〕

それでは、紹介議員として、請願第6号について説明をいたします。

これは介護報酬の緊急再改定などを求める請願でございます。

請願者は、県医療労働組合連合会のほうから出たものでございます。

御承知のように、この介護保険の関係については、労働者の非常に労働条件が悪くて、介護士に対する報酬が低いというようなこともあったりして長く続かないと、介護人が次々やめるといったような状態が続いておるわけですが、そういうことについて請願項目として、介護者と介護労働者が充実したサービスが提供できるように介護報酬を大幅に引き上げる緊急再改定を行ってほしいということ。介護報酬の引き上げが利用者、国民利用料、保険料負担につながらないように措置をとること、こういう2つの請願を中心に出しておるものでございます。趣旨全体については、文書は既に配付してありますので、読み上げませんが、皆さんの御賛同をよろしくお願いをいたします。

次に、請願第8号でございますが、「所得税法第56条の廃止」の意見書を国に提出するよう求めるものでございまして、これは津山の民主商工会婦人部のほうから出されておるものでございます。

所得税法第56条が今まで必要だった理由としては、企業と会計とが十分分離されない危険性があるというようなことで、これが設置されておったわけですが、所得税法の改正がございましたが、その時点でいずれの企業者も全部記帳義務が課せられております。したがって、この企業と家計とが混同するということとはまず考えられないということでございますし、この56条というものが要らんのではないかと。農家あるいは中小企業の家族の場合、その労賃が認められないというのが、この56条でございます。

したがって、救済措置として57条で青色申告の場合は認めるというような制度になっておるわけですが、この税というのは自主申告が主体になっておりますし、いわゆる青色申告は認めるけれども、白色申告の場合は認めないというような、そういう格好に現在はなっておるわけで、これはやっぱりおかしいじゃないかと、やっぱり一つの企業、農家が、あるいは商店が収入を上げるにしても、奥さんや家族の手助けがあって初めて成り立つわけですから、57条と同じような扱いをすべきではないかということが請願の趣旨でございます。

請願の事項としては、所得税法第56条の廃止を意見書として国に提出をしていただきたいということでございます。

次に、請願第9号でございますが、「TPP「大筋合意」の撤回を求める請願」、これは岡山県農民運動連合会美作支部のほうから出されておるものでございます。

昨日の一般質問でも、このTPPについては申し上げましたが、大筋合意はしたものの、内容について、いわゆる食料を初め、この重要5品目というのがあったわけですが、この重要5品目については国会決議でも絶対それは守ると。もしそれが侵されるといいますか、後退するようなことがあったら脱退をするということまで加えて決議をしておるわけですから、これについてもやはりもとに戻してほしいというのが趣旨でございます。

請願項目としては、TPP「大筋合意」の詳細を示し、米、麦、牛、鳥肉、乳製品、果樹についての被害の実態をひとつ明らかにしてほしいということ、国会決議に違反する大筋合意を撤回し、協定への調印、批

准を行わないこと、TPP交渉から直ちに撤退すること、これが請願項目でございます。

いずれの請願につきましても、既に文書で皆さん方のお手元へ渡しておりますので、十分検討していただき、御同意いただきますように心からお願いを申し上げます。紹介議員としての説明を終わります。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

続きます。請願第7号、万殿議員、お願いします。

**15番（万殿 紘行君）**〔登壇〕

請願第7号、美作市議会議長山本雅彦殿、請願者代表、美作市福本210番地、角南康夫、代表者以外の請願者は別紙に添付しております。紹介議員として、私、美作市井口294番地、万殿紘行であります。

「総合的文化政策に関する請願」。

〔以下朗読〕

以上であります。何とぞよろしく。

終わります。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日11日の議事日程は、議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑が終了いたしましたので、明日11日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。明日11日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会します。

再開は12月22日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後2時36分 散会

平成27年12月22日

(第 6 号)

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成27年第5回美作市議会12月定例会)

平成27年12月22日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案第80号～議案第107号、請願第6号～請願第9号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 発議第8号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について」

日程第2 発議第6号 美作市新庁舎整備特別委員会設置について

発議第7号 決算特別委員会設置について

日程第3 報告第9号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第4 認定第4号 平成26年度美作市一般会計決算の認定について

認定第5号 平成26年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第6号 平成26年度美作市介護保険特別会計決算の認定について

認定第7号 平成26年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について

認定第8号 平成26年度美作市土地取得特別会計決算の認定について

認定第9号 平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

認定第10号 平成26年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について

認定第11号 平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について

認定第12号 平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について

認定第13号 平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について

認定第14号 平成26年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について

認定第15号 平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第16号 平成26年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について

追加日程第2 認定4号～認定第16号(委員長報告・採決)

追加日程第3 閉会中の継続調査の申し出の承認について

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	金 谷 典 子	2番	重 平 直 樹
3番	安 藤 功	4番	安 本 博 則
5番	谷 本 有 造	6番	則 本 陽 介
7番	萬 代 師 一	8番	尾 高 誉 久
9番	岡 崎 正 裕	10番	西 元 進 一
11番	本 城 宏 道	12番	鈴 木 悦 子
13番	岩 江 正 行	14番	小 淵 繁 之
15番	万 殿 紘 行	16番	日 笠 一 成
17番	山 本 重 行	18番	山 本 雅 彦

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	安 部 薫
副 市 長	横 山 博 光	教 育 長	大 川 泰 栄

政策審議監	福	原	覚
危機管理監	山	本	和毅
総合戦略監	森	分	幸雄
環境部長	妹	尾	昌弘
保健福祉部長	山	本	直人
教育次長	小	林	昭文
会計管理者	安	東	弘子
くらし安全課長	景	山	二男
代表監査委員	窪	田	功

総務部長	尾	崎	功三
企画振興部長	竹	田	人士
市民部長	安	藤	郁雄
経済部長	江	見	幸治
建設部長	真	野	弘紀
消防長	山	崎	正雄
税務課長	豊	久	誠
監査事務局長	船	曳	敬吾

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長	本	田	卓治
課長	大	佛	裕彦
主任	井	上	大佑

**議長（山本 雅彦君）**

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

12月10日に引き続き会議を開きます。

本日の会議は全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ちまして市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

皆さんおはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

発言の対象は、先週、ダンボの関係で要望書が当局並びに議会に提出をされております。その点につきましては新聞報道にも出ておったわけでありまして、当局においてその内容を点検をするということを保健福祉部長のほうで答弁をしておりますけれども、その点検が一旦終了をいたしましたので、それを報告をいたしますとともに、本日の午前、追加の署名が提出されましたので、そのことについて若干時間が切迫しておりますもんですから、内容について一、二の移動があるかもしれませんが、報告を申し上げたいと思います。

まず、先週の要望書についてでありますけれども、署名の総数が1,602人、うち美作市在住の方の署名が733人、1,602人のうち美作市内の方の御署名が733人、そして美作市外の方の署名が869人であると確認をいたしております。率にいたしますと、美作市内の方の割合が1,602人中で言いますと45.8、残ります54.2が美作市以外ということでございます。

次に、美作北小学校区内の住民の方々の状況でございますけれども、署名のある方が409人、733人中409人であります。署名のない方が12月1日現在の人口が6,217人でございますので、5,808人であります。もう一度申し上げますと、美作北小学校区内の住民の方々の状況でございますけれども、御署名がある方が409人、率にいたしますと6.6%、そして署名のない方が5,808人で93.4%ということであります。

続きまして、ダンボを利用していらっしゃる方々が93世帯ございますけれども、そのうち署名のある方が33世帯、率にして35.5%、署名のない方が60世帯、率にして64.5%であります。

次に、きょうの朝、追加で御提出をいただいた署名の総数、これ御提出者によれば1,032というふうになっておりますが、この総数について若干確定がまだできておりませんので、1,032をそのまま申し上げておきます。

次に、その1,032前後だと思いますけれども、前後の署名のうち、207が美作市の在住の方であります。その後については今さらに精査をしております。つまり美作市内に在住されている方が今までの御署名とのダブルがあるかどうか、市外の方にダブルがあるかどうか、総数が幾つか、そして今度は署名が北小学校区内で何人の方がネットでふえているのか、あるいは署名のある方がダンボに直接かかわっているかどうか等について、今まさに精査をしております、それができました段階でまた議長にお願いをして数を報告をさせていただきますというふうを考えております。

以上、本件の御審議の御参考ということで、議長に許可をいただいて報告をさせていただきます。  
以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

本日、議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。  
議会運営委員長。

**14番（小淵 繁之君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

本日午前9時より、議員控室において、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、追加議案15件について協議を行いましたので、その結果を報告いたします。

初めに、議員からの議案は、発議第7号「決算特別委員会設置について」であります。この発議は、議会運営委員会で発議いたします。なお、発議第7号は、発議第6号「美作市新庁舎整備特別委員会設置について」の後に上程いたします。

次に、市長より新たに議案を追加したいとの申し入れがあり協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

市長から送付されました議案は、報告1件、決算の認定案13件でございます。報告第9号は発議第7号の後に日程第3として、認定第4号から認定第16号は報告第9号の後に日程第4として上程してまいります。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第7号、報告第9号、認定第4号から認定第16号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

## **日程第1 議案第80号～議案第107号、請願第6号～請願第9号 （委員長報告、質疑、討論、採決）**

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、日程第1、「議案第80号～議案第107号、請願第6号～請願第9号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、12月10日に各常任委員会に付託となっております。いずれも各委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各常任委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

まず、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

**9番（岡崎 正裕君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。

ただいまから文教厚生委員会の委員長報告をいたします。

最初にちょっとお断りしておきますが、議案ごとに若い順番から行けばいいんですけども、報告につきましては、委員会の流れの中での報告となりますので、議案が前へ行ったり後ろへ行ったりしますが、御理解をいただきたいと思います。

去る12月15日午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして文教厚生委員会を開催し、委員全員、議長出席のもと、執行部より萩原市長、安部副市長、横山副市長、大川教育長、福原政策審議監のほか、担当部長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」、議案第107号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」についての審査を行い、その審査の内容について御報告を申し上げます。教育委員会関係でございます。

まず、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の内容等について順次説明を受けた後、質疑に入りました。教育総務課関係では、委員から、臨時賃金800万円の補正について、スクールバスの運転員の賃金と思うが、スポーツ少年団等の運転についてはこの予算に含まれているのか、また運転員の賃金は時間給と聞いているが、時給の単価は幾らなのかとの質問がございまして、執行部より、この臨時賃金は、スクールバスや校外活動など、学校関係がバスを利用する場合の費用であり、スポーツ少年団等の運転費用は含まれていない。また、昨年までは委託事業にて行っていたが、本年度については市の臨時職員にて行っている。昨年、委託での運転手の費用は日給1万円だったが、本年度については時給1,750円をしている。その関係で校外活動等を行った場合、1日で1万円を超えることもあり、そのことにより予想より経費が膨らんだ。しかし、補正後の総額予算は昨年の委託費とほぼ同額であるとの回答でありました。

次に、社会総務課関係でございますけれども、委員から、市指定文化財等の管理及び保存修理助成事業補助金は修理に係る費用と説明されたが、市内の樹木はどうなっているのか、把握しているのか、指定文化財について定期的に巡回しているのか、また市内の指定樹木は何本あるのかという質問がございまして、執行部より、指定文化財については個人所有である。また、樹木の把握については、所有者からの情報提供や文化財保護委員会を定期的に行いながら、地域の状況把握を行っている。昨年は年6回、文化財保護委員会を開いている。また、美作市内の指定樹木については、市指定が38本、県指定が2本であるとの回答でございました。

次に、湯郷交流センターの光熱水費の補正について質疑がございました。公民館活動が活発になり、利用回数がふえているとの説明であったが、公民館活動については、館長が配置され、活発な活動が行われている大原公民館についても利用がふえていると思うが、光熱水費は補正しなくてよいのかとの質疑がございまして、執行部より、大原公民館については当初から予算を見込んでいたので、予算内でおさまっているという回答でございました。

ほかに質疑はなく、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」教育委員会所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、議案第107号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑はなく、議案第107号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」については、質疑を終了いたしました。

次に、保健福祉部関係の報告をいたします。

議案第83号「美作市社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑はございませんでした。

ちょっと飛びますけれども、議案第102号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」につきまして、委員から、指定管理者候補の美作市社会福祉協議会の運営全般について質疑がございまして、執行部より、同施設は、子育て支援、障がい者の作業訓練、地区社協の実施するミニデイサービスなど、多種多様な活動の拠点施設となっており、地域福祉

に重点を置いた活動を展開し、それらの事業を運営している美作市社会福祉協議会は、指定管理者として適切な組織であるとの説明がございました。

高齢者福祉課関係でございますが、議案第94号、戻りますけれども、「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」でございますが、質疑はございませんでした。

それから、議案第95号「美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」でございますが、質疑はございませんでした。

続きまして、議案第100号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」でございますが、委員から、指定管理者が岡山の社会福祉法人であるが、指定される経緯と経営状況を聞きたいという質疑がございまして、執行部のほうから、同法人が北山に特別養護老人ホームみまさか園を経営しており、隣接する美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者としてお願いするものであります。また、毎年報告を受けており、経営上の問題はないという説明がございました。

次に、議案第101号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」でございますけれども、一時期休館していたが、どうだったのかという質疑がございまして、執行部のほうから、浴室の天井が落ち、修繕をしたと、期間は8月からの約2カ月弱だったとの説明がございました。

続きまして、健康づくり推進課関係でございますが、議案第84号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員から、延長時間について保護者の方から要望があったのに、なぜ今までできなかったのかという質問がございまして、執行部より、今までは現在の6時半までの延長時間の範囲で何とか対応していたが、今回の延長は保育園の延長時間と合わせ、また市の方針として明示したとの回答がございました。また、延長に関する補助金があるということを昨年度から聞いていたが、市のほうは把握していたのかという質疑がございまして、執行部より、補助基準額が上がる項目があるとの回答がございました。また以前、県内2団体しか補助金の把握してなく、美作市もできていないという苦情として聞いたが、その把握はしていたのかという質問がございまして、執行部より、以前から確認していたが、非該当のため申請していないとの報告がございました。委員より、非該当の理由についての質問がございまして、執行部より、開所時間の条件が満たされなかったとの回答がございました。また、美作市の状況を考え、補助金要件を満たすまで延長時間を延ばすことはしなかったとの回答がございました。委員より、これまでの指導員の方への感謝も含めて今後に生かしてもらいたいとの意見がございました。また、7時半までという要望はあったのかという質問がございまして、執行部より、以前の保護者会のアンケート結果では2%程度あったとの回答がございました。それから、7時半まで延長して補助金申請をするといったことは考えていなかったのかという質問がございまして、執行部より、平日の開所時間は大体午後3時前後であり、その時間からの開所時間の補助対象は難しいと考えているとの回答がございました。

次に、議案第93号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」でございますが、委員より、4月に2施設が保護者会運営委託を希望した後、賛成人数が少数であるという判断をした根拠と、9月議会の一部改正条例の否決を、市は委託へ反対とみなしたことについての説明を求めました。また、公募の際、応募2社に対して調査したのか、また選定は公平だったのかという質疑に対しまして、執行部より、少数というのは運営委託を希望する2クラブから不安の声が聞こえていたが、残りのクラブからは聞こえてこなかったもので、2クラブの保護者が運営委員会方式に対して温度差があるように感じたためであり、また9月議会の本会議では、委託に対する意見は余り出なかったが、委員会では保護者運営に対する反対意見があり、執行部としてはそれぞれの意見を尊重し、現在の流れになっているとの回答がございました。執行部より、総務委員会所管であるが、委員長の許可を得て、応募2社に対し、当然公平に選定作業は

当たったとの回答でございました。執行部より、応募受け付け時には、申請書類と応募に関する失格要件の確認を行っているとの回答でございました。

委員から、9施設を同じように運営しなければならない規則があるのか、また市内各クラブのさまざまな運営に関する意見について、しっかり耳を傾けているのかという質疑がございましたけれども、執行部より、前回否決だった一部改正条例は、運営委託を希望すれば保護者運営も可能になる条例であり、公平性という観点から、市内統一したほうが良いという議会の意見であったとの説明でございました。

委員より、今までの社会福祉協議会との指定管理料の金額についての質問と、個人名を出してもいいと思うんですが、共立メンテナンスについて調べているのかという質問があり、執行部より、平成25年度が2,847万2,000円、26年度は3,395万6,000円、27年度は当初予算で4,101万円で年々上昇しており、今回の5,000万円という額は、契約の金額ではなく、上限の金額という捉え方であり、上昇の要素としては、障がい児加配や開所時間の延長等に伴う経費の増大、それから統括責任者の設置や消費税の関係などさまざまな要素があり、設定しているとの回答でございました。執行部より、共立メンテナンスのNHK受信料の件、これはNHKの受信料を不払いをしたというような情報でございませうけれども、このことについては以前からの受信料金の支払い方法をめぐる見解の違いから発したことであり、今後は再度説明の場をいただくため、控訴を考えているとの回答があった、これは共立メンテナンスからそういう回答があったということです。また、ホテル業界に共通した問題であり、まだ法的対応が継続中であり、一部分だけを取り上げて誹謗中傷されるのはまことに遺憾であり、御理解をいただきたいと会社側からの意見があったとの報告がございました。

委員より、支援員の雇用のことで、継続雇用を行うのか、新規雇用を行うのか、その場合、地元雇用になるのかという質問がございまして、執行部より、基本的には継続雇用採用、もし欠員が出れば、地元の方を優先雇用とプレゼンテーションで事業者のほうから説明が合ったとの回答でございました。

また、委員自身が東大阪市の放課後児童クラブ担当職員に状況を確認し、問題ないと解釈したとの報告があり、またプレゼンテーションに参加した有識者についての質問があり、執行部より、美作大学の児童学科の先生であるとの回答でございました。執行部より、選定委員の選出について、監査委員に推薦依頼をかけ、推薦のあった委員を加えているとの説明がございました。

指定管理の公募方法について質問があり、執行部から最初7カ所を公募し、その募集要項の中に、2カ所の追加があることを明記し募集をかけた、またプレゼンテーションにおいて2カ所の追加があった場合、受けられるかどうかの確認をそれぞれの事業者にしたとの回答でございました。委員より、当初では、2業者とも予定価格オーバーで、選定に至らなかったと聞いたが、そのことについての説明を求めたんですけれども、執行部の説明では、指定管理の指定は行政処分的一种で、入札ではなく、予定価格がない。ただ指定管理料の上限額は指定管理の手引きの中に、入札の際に用いる予定価格、上限価格とは異なり、あくまで目安なり判断材料の一つとなるもので、それを超えたから失格ではないとの回答でございました。

また、7カ所の時点で業者決定して、追加の確認がとれていたのに追加したのかという質問があり、執行部より、プレゼンテーションは7カ所で実施し、募集要項の追加事項の確認を2カ所行い、7施設の指定管理者を決定後、担当部署からもう2施設についての追加提案があり、それを協議し決定したとの回答でございました。

まだ市民の理解が得られているとは思わない共立メンテナンスについての質問があり、執行部より、共立メンテナンスが収益性の高い事業を行っていること、その中でも学童保育を行うPKP事業部は、自治体と共同で半分社会貢献の意味合いを持った事業を積極的に展開していることとの説明があり、美作市としても

実績のある事業者をお願いして、今のレベルが下がらないよう、よりよい学童保育を目指すとの回答がございました。執行部より、市民の理解には今までのいろんなところで得られている実績が大切であり、事前に理解を得るのはなかなか難しい。実施しながらだんだんと得ていき、そして4月の運用までにある程度市民理解を得てもらえるのだと思っているとの回答でございました。

また、実績で言うと、東大阪市が半分以上、これは共立メンテナンスの実績なんですけれども、半分以上あるが、平成27年度の東大阪市は4月からで、まだ実績は出ていないのではという質問がありまして、また公募段階で多くの団体に声をかけたのかと、なぜ指定管理期間を5年間としたのかとの質問があり、執行部の説明では、共立メンテナンスは本社は東京にあるが、美作市と西粟倉で事業展開しており、理解という意味では共立さん本社は東京にある、ごめんなさい、ダブリました。また、一般公募ですから、幅広く声をかけているとの説明がありました。また、公募して受け付けた時点では運営しており、現在も運営していたので、実績として認めたとの回答がありました。これは東大阪市の件でございます。執行部より、5年という期間は、指定管理を行う福祉関係は原則5年ということであったため、また安定して事業を行うため、特に安定した雇用を考えてとの説明でございました。

また、委員より、東大阪のある施設の場合、運営委員会から共立になったのは、今までは小学校の校長先生とか事務員さんが事務をしており、4月から子育て支援法の充実に伴い、手続が難しくなったためとの意見があり、また支援員の給料は今までのとおり支払いするが、新規採用については下がると聞いたが、そのようなことはないのかという質問がございまして、執行部のほうでは、継続雇用は現状ということは確認しているが、新規雇用の場合、経験年数と資格があるので変わる場合もあるという回答でございました。

次に、議案第105号、教育委員会とダブリますけれども、「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」でございますが、社会福祉課、高齢者福祉課関係は、質疑はございませんでした。

それから、美作市放課後児童健全育成事業施設管理運営事業がもし採択されなかった場合はどうなりますかという質問がございましたが、執行部の説明では、一般会計全体を否決するので大変なことになるという回答でございました。

それから、議案第106号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、委員のほうから、システム改修委託料についての質疑がございまして、執行部のほうからは、内訳は高額介護サービス費の見直し、総合事業への対応、非課税年金勘案対応である。また、システム改修については、担当者会議、担当課長会議等で協議を行っている。また、理事会でも公社の運営について厳しく言っているとの説明でありました。これは情報公社のことでございます。

以上、全議案の質疑終了後、討論、採決に入りまして、議案第83号「美作市社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第84号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の2議案は、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成により可決されました。

次に、議案第93号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」は、委員より、市民の理解を得られていないことと、県外の業者で不安があるとの反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数により可決されました。賛成討論はございませんでした。

次に、議案第94号「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第95号「美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、議案第96号「美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、議案第97号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、議案第98号「美作市コスモス苑の指定管理者の指定について」、議案第99号「美作市高齢者福祉センター「やまゆ

り苑」の指定管理者の指定について」、議案第100号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、議案第101号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、議案第102号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」の9議案は、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成により可決されました。

次に、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」文教厚生委員会所管分は、討論はなく、賛成多数により可決されました。

次に、議案第106号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第107号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」の2議案は、討論はなく、委員全員の賛成により可決されました。

続いて、本会議で付託された請願の審議に入り、請願第6号「「介護報酬の緊急再改定等を求める」請願書」については、委員より、意見、討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択となりました。

次に、請願第7号「総合的文化政策に関する請願」については、委員より、文化政策については、もう少し行政が早く進めてほしいと思うとの意見がありました。続いて、討論では、反対討論はなく、委員より、賛成討論として、今は大変公民館活動が盛んになっており、特に市制10周年記念事業の文化センターでの岡フィルの演奏会にしても、音楽に関して市民の関心が大変高かったと感じられ、抽せんで漏れた方もおられたようである。11周年でも同様であり、文化水準がだんだん高くなっている中で、このような請願が出たということは、スポーツと出湯の町プラス文化の町というふうに位置づけてほしいと思います。この請願については大いに賛成であると討論があり、またほかの委員より、文化の町に美作市をするためにも音楽の発展ということでぜひ施設の充実を図っていただきたいということで賛成しますということがございましたけれども、文化センターの建てかえについてはちょっと疑問に思いますということもありました。採決の結果、委員全員の賛成により採択となりました。

以上、文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

#### 議長（山本 雅彦君）

次に、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

#### 6番（則本 陽介君）〔登壇〕

改めまして皆さんおはようございます。

総務委員会委員長報告をいたします。

去る12月16日10時より、議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長を初め、安部副市長、横山副市長、福原政策審議監、各担当部課長以下関係職員出席のもと、総務委員会を開催いたしました。本会議において当委員会に付託された議案は4件と請願1件であります。

まず、議案第80号「美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、執行部から説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑では、委員から、カードの様式は全国统一か、また移転の場合、新住所地でカードがそのまま使えるのかとの問いに、執行部から全国统一様式である。移転手続時にカードを出すとICチップの登録が変更され、裏面にも住所変更が記載されるとの答弁、他の委員から、利便性や安全性がアピールされているが、情報の漏えい等のセキュリティー対策はどこが対応し、歯どめはどのようにするのかとの問いに、執行部か

ら、国においては情報の分散管理、アクセスの制限、通信の暗号化により漏えい防止対策を行っており、漏えいした場合は罰則の対象になるとの答弁、さらに委員から、わかりましたが、こういったことは統一しておかないとよくないと思われるし、あえて遠方で探さなくても近隣にいられるので探すべきだと思う、無理に岡山ではなく近隣を探されたのかどうかお答えいただきたいとの問いに、執行部から、特殊な職の場合、近隣にいないければ市外を探しますが、極力市内の方をとということで、土地家屋調査士、建築士を探しておりますが、建築士、民生委員等、地元精通された方々のお願いをすることしておりますとの答弁、委員から、再度となりますが、どの所管の委員でも報酬、費用弁償に不公平感のない設定をお願いしたいとの問いに、執行部から、臨時福祉給付金ですが、1,000人が対象となったのではなく、申請率が91.7%であったことも影響していますとの答弁がありました。

続いて、総務部関係の主な質疑では、委員から、常備消防費の人件費について、給料が減額であるのに、職員手当が増額となっているのはいかがなことかとの問いに、執行部から、扶養手当や住居手当については、出産や婚姻、借家利用など、支給状況により増額となっている、通勤手当については4月から支給額がキロ100円増額となっていることによるものですとの答弁、委員から、選挙費のシステム改修については、選挙権年齢が18歳に引き下げられたこととあるが、改修費に人口が要素となっているのかとの問いに、執行部から、18歳から19歳の予想人口は500名で、有権者で約2%ふえることになる、人口も要素になっているとの答弁。

続いて、企画振興部関係の主な質疑では、担保は本人はもとより事業をしている場合は、その事業資産など、本人以外のものも担保として提供することが可能である。動産、不動産、有価証券など、不動産の場合は担保されたことが登記簿に記載されているとの答弁、他の委員から、9条及び12条にある担保を提供することができない特別な事情とはどのような事情を想定しているのかとの問いに、執行部から、担保の提供を受けることで事業の継続に影響が出るような場合などを想定しているとの答弁、他の委員から、差し押さえと担保の提供とどう違うのかとの問いに、執行部から、滞納の最終処分が差し押さえであるが、担保の提供は猶予申請により分納する者の納税履行を保証するためのものであり、猶予を認める一条件とするものであるとの答弁、続けて委員から、水道とか他の債権はどうするのか、ある程度、市として統一しないと滞納者は税以外にもあるのではないのかとの問いに、安部副市長から、税と料があり、税は5年、料は2年という時効もあり、根拠となる法令もそれぞれ異なるので、それぞれの法令において対応していくとの答弁がありました。

続いて、議案第82号「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明を受け、質疑に入りました。担当課長から改正点について説明を受け、質疑に移りましたが、質疑はありませんでした。

続いて、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、執行部より説明を受け、審議に入りました。

最初に、消防本部関係の説明を受け、続いて主な質疑では、委員より、高規格救急車と化学消防ポンプ自動車の納入予定について教えてほしいとの問いに、執行部から、高規格救急自動車は3月中旬に納入予定です。さらに、化学消防ポンプ自動車は3月末までの契約を結んでおり、現在製作中のため、詳しい期日については未定ですとの答弁、委員から納入時期がわかれば委員会に報告してほしいとの要望がありました。

以上で消防本部関係を終了し、続いて市民部関係の審議に入りました。

主な質疑では、委員から、入湯税は市内の業者からの納入だと思うが、どのような方法、頻度で納入されているのか、また適正に納入されているのかを含めてお聞かせ願いたい、それから臨時福祉給付金につい

て、返還額が多いようだが、なぜなのか。また、空き家対策の補正に報酬と旅費があるが、通常は報酬だけだと思う。委員によって払うとか払わないとか、少し不公平感があるようだが、認識をお聞かせ願いたいとの問いに、執行部から、入湯税は申告納税で、月末に締めて納税されている。26年度において滞納はなく、27年度の現時点においても納税がなされているとの答弁、さらに安藤部長より、臨時福祉給付金の返納金について、予算は対象者を8,000人分としておりました。しかし、実際に給付金を給付したのは6,915人で、この差は市外の扶養者に扶養されている場合は、調査して給付対象外となることもありますし、申請されても来られない方もあり、返納することになりますとの答弁がありました。さらに、空き家対策の旅費、費用弁償に不公平感があるのではとの答弁では、8名の委員のうち、岡山市等遠方から来られる方に費用弁償を考えております。全員ではなく、遠方から来ていただく方のみでございますとの答弁。さらに委員から、費用弁償については、岡山とか遠方から来られる方についてというのはわかりましたが、ではどの範囲を旅費として費用弁償するのか、規定を教えていただきたいとの問いに、執行部から、費用弁償につきましては、今回は岡山市を片道65キロと想定しておりますが、60キロ前後ということで規定しておりますとの答弁。さらに委員から、今回はこのようにされたのはわかりませんが、市にはいろいろな審議会や会議があると思われる。報酬、費用弁償について整合性はとれているのでしょうか、お聞かせくださいとの問いに、執行部から、この件につきましては、執行部所管の委員会内でお答えさせていただくよう準備しておりますとの答弁。

他の委員から、空き家対策について、来年1月に会議を開くということで報酬が出ているわけですが、通常弁護士とかは1万円程度払っていたと思う。8名分の中には岡山から来ていただく弁護士も含まれていると思うが、そうすると予算が不足するのではないかと問いに、執行部から、一律5,000円ということで対応、今回想定している弁護士も5,000円とさせていただき予定でございますとの答弁。さらに委員から、わかりましたが、こういったことは統一しておかないとよくないと思われるし、あえて遠方で探さなくても近隣にいられるので探すべきだと思う。無理に岡山ではなく、近隣を探されたのかどうかお答えいただきたいとの問いに、執行部から、特殊な職の場合、近隣にいないければ、市外を探しますが、極力市内の方をとということで、地元精通された方々をお願いするとの答弁でした。

続いて、総務部関係の主な質疑では、ここは重複しておりました。失礼しました。

委員から債務負担行為の中で、市営バスは4月1日事業開始とのことで、債務負担行為とのことであるが、単年である。安定的運営をお願いするためには、最低3年間の負担行為を行うことを以前から望んでいるが、検討の結果、単年ということであるが、どのような検討がなされたのかとの問いに、執行部から、3年間との話は以前からいただいておりますが、公共交通を取り巻く状況は刻々と変化しておりますので、各要望にスムーズにお答えできる状況とするためには単年度契約とさせていただいておりますとの答弁。さらに委員から、運行に従事されている方々の雇用を考えますと、1年より3年のほうが雇用面では安定します。委託料を抑えることで契約しているので、最低限の人数で運行し、雇用年数が長くなると、従業員も安心されますので、今後も十分検討していただきますようお願いするとの要望。

他の委員から、美作市情報化管理支援業務委託料3年間分であるが、透明性のある入札を行っていただきたいと思うが、現時点ではどう考えているのかとの問いに、執行部から、透明性のある選択方法とのことではありますが、昨年同様の一般公共入札による公募により広く業者選定を行い、その後、プロポーザルで決定していきたいと考えている旨の答弁。

さらに委員から、アカデミー構想については、財源が見つければ進めていくとのことか、財源は国の予算を考えているとのことかとの問いに、執行部から、国の予算の確保に努め、事業実施していきたいとの答

弁。さらに委員から、地方創生補正予算に応募するのであれば、公募で落ちた同じ事業内容でもう一度応募して採択される可能性があるのかとの問いに、執行部から採択される要件に基づいた事業内容としながら、今後を検討していきますとの答弁。さらに委員から、採択要件を見据えて予算計上するとのことであれば、スポーツアカデミー構想計画にこだわらなくてもよいのではないのかとの問いに、執行部から、スポーツアカデミー構想は、総合戦略にも記載しているので、公募への応募は考えていきたい、しかし内容については精査しながら募集要項に合ったものとし、真に欲しいお金を取りに行くように考えているとの答弁。さらに委員から、市民の方々にメリットが見える事業を考えてほしいとのことでした。

他の委員から、地方創生予算の公募への応募を考えているとのことであるが、スポーツアカデミー構想だけにこだわらず、募集要項に合ったその他の事業の実施も考えにあるのかとの問いに、執行部から、国の予算としては補正予算と当初予算の情報であるが、補正予算はソフト事業対象、当初予算は2分の1補助のハード事業対象である。総合戦略では23の施策を網羅しているが、総合戦略室としては各課からの要望事業を精査し、重要性の順位をつけた上で、応募事業を決定していきたいと考えているとの答弁でした。

他の委員から、ふるさと美作応援寄附について、他の自治体では10億円の寄附を受けたところもある。美作市は今年度件数、金額ともにふえているようであるが、決して金額が多いほうではない。どのような考え、認識で捉えているのかとの問いに、執行部から、ふるさと美作応援寄附については、美作市のことを考え、寄附していただいた方々へ感謝の気持ちとして、市ゆかりの品を返礼としている。今年度からカタログ形式で品物を選んでもらえるようにしているが、品物は市内の事業者さんより購入している。他の自治体では、市外の事業者さんのものを返礼品としているところもあるようだが、その点について当美作市では一線を引いているとの答弁。さらに委員から、お礼の品物のよい自治体に寄附が集まるが、美作市も魅力のある品物をふやしてほしい、備前市などは10億円と聞いている、そのあたりもなぜなのか分析し、美作市も力を入れて取り組んでほしいとの要望に、執行部から、ふるさとチョイスというふるさと納税を取り扱ったホームページに現在掲載をして件数を伸ばしている。今後はクレジット決済にて寄附できるようにとも検討しているところでありますとの答弁でした。委員から、昨年より件数は倍にふえているとのことなので、来年に向けさらにふえるように数千万円の寄附を受けれるように取り組んでほしいとの要望でした。

以上で質疑を終了しました。

続いて、本会議において総務委員会に付託された議案について、討論、採決に入りました。

議案第80号「美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、議案第81号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、議案第82号「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」の3議案について、討論はなく、委員全員の賛成により可決されました。

次に、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」総務委員会所管分につきましては、委員より反対討論はなく、賛成討論として、総務委員会所管分については賛成しますとの討論があり、採決の結果、全員賛成により可決されました。

続いて、本会議で付託された請願の審議に入り、請願第8号「「所得税法第56条の廃止」の意見書を国に提出するよう求める請願書」については、意見、討論はなく、採決の結果、賛成多数により採択することに決定しました。

次に、総務委員会付託案件ではありませんが、総務委員会の閉会に先立ち、委員の了承を得て、総務委員会所管事務として企画振興部関連に伴う、放課後児童健全育成事業施設関係の指定管理者選考委員会開催状況について概要の説明を受けましたことを報告いたします。

以上、総務委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいまより10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

5番（谷本 有造君）〔登壇〕

産業建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について外10件であります。これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第85号、議案第86号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第103号、議案第104号の9議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、議案第87号及び議案第105号の2議案については、賛成多数で可決となりました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について順次御報告申し上げます。

まず、経済部所管の議案第86号「山の学校の指定管理者の指定について」及び議案第87号「作東吉野きんちやい館の指定管理者の指定について」、委員より、指定管理者となる団体は公募により選定した候補者であるのかとの質問があり、執行部より、これらの候補者は地元の方々が出資をして、これらの施設を管理運営するために設立されている団体であることから、非公募が適当であるとの指定管理者選定委員会の決定に基づき、非公募で選定したとの説明がありました。

続いて、議案第90号「能登香の里小房の指定管理者の指定について」及び議案第91号「美作市ベルビール自然公園の指定管理者の指定について」、委員より、指定管理料の基準はあるのかとの質問があり、執行部より、施設運営に係る収支不足を負担することが基本にあり、その上で金額の見直しを含めた予算査定を行い、経営努力を行う前提で余裕を設けた指定管理料を設定することが基準であるとの説明がありました。

続いて、議案第92号「美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について」、委員より、施設の運営は今後どのようになるのかとの質問があり、執行部より、津谷キャンプ場については、市の直営で運営する予定であることから、平成28年度からは指定管理の対象施設から切り離し、トム・ソーヤー冒険村のみの運営になるとの説明がありました。また、委員より、施設の健全運営が図られるよう各施設の経営状況等を十分把握するとともに、適切な指導に努めるよう要望がありました。

続いて、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、まず経済部所管では、委員より、森林病害虫防除事業委託料について500万円ほどの面積の事業ができるのか、被害木を搬出してすぐに焼却しないと虫が出てきて被害が拡大すると聞いている。事業をした後に被害が拡大しないようにするには、それで十分なのかとの質問があり、執行部より、今までに搬出事例がなく、実験的な意味も含めて、予算内でできるだけ広い範囲で事業に取り組んでいきたい。ナラ枯れについては、搬出して焼却する必要があり、できれば燃料とし、搬出した材をまきとして活用するサイクルを構築していきたい。ナラ枯れはほっておけば被害が広がり、また木の直径が大きくなると被害に遭いやすいことから、山の環境

を若い状態に保っていく必要があるとの説明がありました。

次に、建設部所管では、委員より、道路橋梁維持費の修繕箇所は何カ所あるのかとの質問があり、執行部からは、市内全体で20カ所あり、通行車両及び歩行者が危険な状況等にもある修繕箇所を工事請負費として計上したとの説明がありました。また、委員より、県営土地改良事業の事業費減に伴う負担金の減額について、減額する前に中山間地域の農業を守るためにも十分な研究をして事業をしてほしいとの意見があり、執行部からは、土地の有効活用を考え、独自の農業施策をつくっていききたいとの説明がありました。

次に、環境部所管では、委員より、今後の最終処分場建設については、責任ある設計を行い進めるようにとの意見がありました。

次に、請願第9号「T P P「大筋合意」の撤回を求める請願」について御報告いたします。

委員より、大筋合意はしたけれども、アメリカ国内でも反対意見がかなりある。そういった中でそのまま行くと美作市の農業が壊滅状態になると思う。輸出については、鉄鋼関係等が有利になるので、全体的には有利という話もあるが、美作市においてはとりわけ農業が中心産業であるので、これが衰退することがあってはならない。また、ほかの委員より、この問題は今、国会でいろいろやっている状況で、今から撤回ということにはならないのではとの意見がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、賛成多数で採択することに決定されました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。このほかにも審査の過程でさまざまな意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめ、十分に考慮され、事務事業の執行に当たられますようお願いいたします。産業建設委員会の報告を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

#### 議長（山本 雅彦君）

各常任委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各常任委員長への質疑を行います。

なお、質疑については委員長報告についての質疑ということでよろしくお願いをいたします。

まず、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

#### 13番（岩江 正行君）

指定管理の関係なんです。93号、委員長の中の説明を聞いておりますと、やはり指定管理、これ給食センターでも学童保育でも全部子どもが中心になるわけですが、とりあえずこの共立メンテナンスという会社の名前が出とんじゃけども、やっぱり安全・安心がこれ市民の願いです。それがひどく遠い、大阪のほうじゃ、どこのほうじゃというような話は別にしときましょう。私もいろいろ聞いております。温泉の施設の配管を横へ曲げてしもうて、早う言うたら窃盗じゃな、窃盗というたら、大体そこへ警察の署長をされとった人がおられるんじゃけども、10年以下の懲役じゃというて言ようります。そういうふうな犯罪を起こすような会社をなぜここで入れたんかという問題が一つ。

NHKの聴取料の話だけ聞きました。じゃけども、この美作市の給食センターの関係、これ業務委託しとんよ。黙っとったん。教育長、この私の一般質問で3回ありましたというきちとした答弁しなつた。異物が混入しとつた。食の安全を脅かす行為じゃ。こういうような会社に業務委託しとる、こういうふうなことについては、遠いほうの話は大阪のほうじゃ、大阪のほうの話もええけども、そじゃけど近くではや現に美作市の中でそういう問題が起きとる。保健所が立ち入りに入られた。きのうは県の教育委員会か、そこが来とるようなことをちょっと聞いたんですが、やっぱり県の管理栄養士もおられん。そこに今言ようる業

務委託しとる会社の共立メンテナンスは対応しない。やっぱしちゃんと受けて立って、そのとこで安全・安心を市民の信頼になれるような業者を選定してくれなんだら。何でこれほど問題を起こしよる会社を執行部が推薦したんか、どがいにもわしも納得いかんのじゃ。何か裏でおかしげなことがあるんじゃねんかな思うて私も心配しよんですが。

とりあえず西栗倉のほうでもこの共立メンテナンスが入っとるらしいんです。けれども、あそこの国民宿舎、それから旬の里、それからあそこのランドか、あそこらにはしとつても、やっぱし子どもの問題については人に丸投げするような問題じゃないと、業者に。業者に丸投げするということになると、業者というのは、やっぱし利益を追求するわけですから、そのとこに大きな弊害が出たら困るのは誰ならというたら、子どもが一番困る。これからの世代を担う子どもたちのその教育、健康、そういうなものをやっぱし預けられるような議論のそれが文教の中でなされたんか。

とりあえず五輪坊にしたって、これも共立メンテナンスのほうに何か仕事をさせようらしいんです。1日に3万円で、1日平均3万円。とんでもない金を出しよんじゃな。来るのは月に2日ほどじゃというん。ほいで、指導は全然されん。何をしてくれようじゃろうか、私らにそれが大きなお金を出しとるやつがもう負担にかかってくるんじゃと。美作市はとんでもないことをしてくれるというて言ようわけじゃ。じゃから、そういうふうな話も説明もええけども、近くの問題、そういうふうな問題について文教委員会で全然議論してなかったんか、されたんか、されてなかったんか。今報告するのに忘れられとったんか、その辺のとこについての委員長。

**議長（山本 雅彦君）**

文教厚生委員長。

**9番（岡崎 正裕君）**

ただいまの岩江議員の質問なんですけれども、共立メンテナンスについては、受信料のことが質問に出ました。その中で、先ほど言われた給食の異物混入につきましては、全然議論をしておりません。教育委員会からの報告もございませんでした。

それから、先ほど言われたのは下水の関係ですが、これは質疑じゃなしに、私もないことを言ったらいけないので、質疑じゃないけれども、質問の一部として議事録をちょっと読ませていただきますが、そのままです、コメントを加えるわけにいきませんので。

1996年ごろに温泉の下水道料金に反映されなかったということで1億数千万円払ったと、質疑の一部でそういう発言は委員からございました。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

やっぱしこういう施設は子どもが中心になるわけじゃから、これ検証するのに、執行部のほうが審査したら困るんじゃというような、そういうようなことがあったかなかったか、ちょっと疑うんじゃ、わしね。もう美作市の問題がたくさんある。はやもう月に2回ほど来て、1日に3万円の金を払よん、愛の村パークと武蔵の関係で。このチェック機能ができよんか、できようんのじゃろうかな。そういうな会社にやっぱし預けるといことになったら、よう議論しとつてもらわなんだら大変なんで、委員長の報告の中でなかったんでちょっと言わせてもらいましたけども。プレゼンテーションというんか、計画、企画、意見などを提出し発表することでやっとなんじゃということになったら、その中で十分な説明がなかったらいいんよ。

やっぱしそれは十分な説明を聞いていただきたかったということで、私の質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

1点だけ質問しておきたいんですが、これは請願第6号に関連をしております。

「介護報酬の緊急再改定等を求める」請願書という分ですが、委員長報告では、討論がなく不採択という報告だったわけですが、その審査の中でどの部分がこの請願について不採択にしなければならない論議というものがなされたのか、その辺を報告を願います。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）

この介護報酬の請願の関係ですが、質疑、討論、一切ございませんでした。ここの中でこれについて議論をすとか、そういうことは一切なかって不採択になったということでございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

議案第93号なんですが、この入札の関係、全国にはこういうふうな業者をしょんのはたくさんおる思う。それから、市内の中でも保護者かなんか知らんが、したいというて言われようたというようなことも聞いておるんですが、これ先ほど来、ちょっと一緒になるんじやけども、バスの問題と絡めてちょっと質問させてもらいますけれども。

バスのほうで800万円、子どもを送り迎えするからというて800万円の補正が出とる。例えの話をしょんじや。入札の話をしょんじや、わしは。それで、そのときにこれらは別々にこういうふうに出してきよる。今回は学童保育の関係についたら、7つにしとったやつが今度は2つふえて9つを一つにしてしまよる。どっちが得かというて言うたら、たくさんまとめた方が経費が安くなるんじやろうけども、それが今回は債務負担行為を見たら高うなるとる、社協がしょうたときよりかは。これが大きな疑問。

それから、一つには入札、プレゼンテーションかなんかしたんじやけども、金額を提示するときに2つとも失格しとったんじやな、予定価格より。こういうふうなことについては議論されておったんか、なかったんか。これが2つとも失格するというて言うたら、入札を行う上においては再入札せにゃあいけんの。また、新たに公募せにゃあいけん。そこに到達、一つのレベルにまで到達せんようなものをここで執行してしまいうのは、これはいかなものかな思うんじやけど、委員長、そこらについての議論はあったんですか、なかったんですか。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

6番（則本 陽介君）

ただいま議案第93号に係る入札の関係あるいは事業の関係、債務負担行為等についての質問がありましたけれども、総務委員会では議論をしておりません。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

議案第93号については、総務委員会の付託ではございませんので、あくまでも説明を求めたということのようでございます。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

局長、あんたそこで言うけども、説明を求めたというて、一つも議論しとんよ。この前の本会議で、ここで、質疑できなんだんじゃろうがな。委員会に係るからというて質疑できなんだんでしょうがな、あんた言うけど。総務委員会の人が議案質疑ができなんだんでしょうがな。物を人にふたをするようなことを言うな、これ。言論の府じゃからな、ここは。議論の府じゃから。おかしげなことをちょろちょろちょろちよろちよろ言うな、そがんなどで。

ほいで、それを今言ようる、とりあえず私が言いたかったのは、その辺のともちよっとおかしい話が聞こえとんで、それについての議論があったんかなかったんかということを訪ねただけです。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

文教厚生での付託案件だったと思っておったんですが、議案第93号も総務委員会で少し論議されとるようなんで、少しだけ聞いておきたいと思います。

今、先ほど市長がああいう署名問題を含めて詳しい説明をされました。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、それは所属委員会の問題になるんじゃないですかね。

10番（西元 進一君）

ちょっと待って。

それで、そういう位置づけとして総務委員会でこれが報告だけされたということなんです、位置づけとしてどういう位置づけで論議されたかというか、されてなかったらしょうがないんですけど、そういうことを含めてちょっと説明してほしいと思います。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

6番（則本 陽介君）

ただいまの議案第93号の議論についてということにつきましては、総務委員会では議論をしておりません。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

全然なかったということですか。

僕は文教厚生でかなりやっとなですよ。これは1時間以上やって、委員長報告としてはそれほど深く言われてないというふうには思いますが、しかし文教厚生ではかなり反対意見としては出ました。そういうことからいうと、総務委員会でも担当してやってくれたと。いわゆる補助的にやってくれたということについては、総務委員会での役割と任務というものが、総務委員長が自覚してされとると思ったんで質問したんですが、そういう点ではちゃんと今後はもし踏み込んでされる場合はそういうものとしてやってほしいということ并希望したり、質問したいと思いますが、いかがですか。

**議長（山本 雅彦君）**

要望でよろしいか。

[10番西元進一君「いえ」と呼ぶ]

総務委員会では審議をしておりません。報告を受けただけでございますので。

[10番西元進一君「ええです。それじゃあ、いいです」と呼ぶ]

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

13番議員と同じような質問ですが、いわゆる議案第93号につきましては文教なんですけど、指定管理の部分、指定管理をするのは総務委員会の担当になるわけです。そういうことで総務委員会でこの指定管理部分についてやっぱり協議をされておられると思うんですが、さっきの委員長報告でも、一部この指定管理の関係で協議をしたという報告をされたと思います。もし協議をされたなら、その内容についてどの程度審議されたのか、お聞かせ願いたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

総務委員長。

**6番（則本 陽介君）**

ただいま議案第93号は文教厚生であるが、指定管理の状況についての質問ということでありましたが、委員長報告としましては、再度そのところを申し上げますと、総務委員会所管事務として企画振興部関連に伴う放課後児童健全育成事業施設関係の指定管理者選考委員会開催状況について概要の説明を受けましたことを報告いたしますとしております。繰り返し申し上げますけれども、議案第93号は明らかに文教厚生の所管になります。総務委員会としては、ただ指定管理の状況について議論をした報告はここではできない状況はなぜかといいますと、文教厚生に踏み込むことになるということで、概要の説明を受けましたことを報告しますというふうにしてしております。御理解をいただきたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

他に。

金谷議員。

**1番（金谷 典子君）**

私も文教厚生委員会として、この議案第93号につきまして質問をたくさんさせていただきました。その中で、指定管理の選定委員会については、文教厚生委員会の管轄外になるので踏み込んだ質問をするなどということもありましたので、総務委員会の傍聴に行かせていただきまして、その中で選定委員会についての質問が出てくるということで行かせていただきました中で質問などは出ていたと思いますが、それについては

報告はできないのでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

6番（則本 陽介君）

そういうことについてはしておりません。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

実際にそういうお話を聞いておりますので、してないと言われる事実がよくわからないんですが、どのように。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

6番（則本 陽介君）

委員長報告として、しておりませんという意味でございます。御理解をいただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

もうほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

産業建設委員長の報告は簡明でよかったんですが、議案第92号とそれから議案第105号、これについて少しだけ聞かせてもらいたいと思います。

トム・ソーヤー冒険村指定管理者の指定についてという問題ですが、これは指定管理される方は立派な方なんですが、いわゆる領域に達しているかどうかという問題を含めてされたかどうかと。で、今何人おられて、管理者が何人で合議制でされとるかということと、今後の方針、今後どういうふうにされていくかということを教えてください。

それからもう一つ、議案第105号については、委員長が簡単に500万円という整備事業を言われたんですが、これはかなり大きな事業で、取りかかりですから産業土木委員会に期待しとんですが、本当にこれが成果をおさめるという責任ある産業土木委員会での論議がちゃんとされたかどうかということを教えてください。

議長（山本 雅彦君）

産業建設委員長。

5番（谷本 有造君）

トム・ソーヤー冒険村の指定管理についての管理者等についての質疑というものは特別にはしておりません。それと、どのような形態でやっているかということも特別にはしておりませんが、皆さんでという判断を下しております。

それと、森林の正式名称は、森林病虫害防除事業委託料500万円ということですが、これについては委員長報告でも言いましたけれども、美作市としては初めての例であって、試験的な要素も含まれていると。これについてはまだまだやってみなけりゃわからないというのが本音のところ、そこはできるだけ広い範囲で取り組んでいき、その搬出したものについては、まきとしてリサイクルできるような構築をしていきたいと、もうこれが全てでございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

もう一回だけ。

期待しております。それで、病虫害について、木も切られて搬出されて燃料にされるということなんで、これは500万円といやあ大きな仕事になると思うんで、産業土木委員長として本当にちゃんとやってもらえるし、今後希望あるいわゆる森林政策を構築していくという意味で決意があれば言うてくださればよろしいし、要望でも結構です。

議長（山本 雅彦君）

産業建設委員長。

5番（谷本 有造君）

西元議員のその言葉、しっかりと執行部担当部に伝えておきます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

報告の中で指定管理のことが結構あるんですけど、指定管理の先と、それにかかわる債務負担行為の関係の議論は大体私も傍聴へ行っと思ったんで、されとんですけど、特に山の学校、作東吉野きんちやい館についてとかの債務負担行為との絡みについては、他にももしっかり、私も傍聴へ行っただけ、はっきり覚えていないんで、もしよければ、この債務負担行為とのあわせての議論を全部全てをされたのかだけ、ちょっとお聞きします。

議長（山本 雅彦君）

産業建設委員長。

5番（谷本 有造君）

それぞれについて議論をして、了としたところでございます。

以上です。

〔4番安本博則君「よろしい」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、議案第80号「美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用など、いわゆるマイナンバー制度ですが、これについては、私は基本的に反対をいたしております。国の制度でやむを得ないという部分が大部分なんですけれども、とりあえずマイナンバー制度については反対をせざるを得ないということです。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第80号「美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成多数。よって、議案第80号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第81号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第81号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成多数。よって、議案第81号は委員長の報告どおり可決されました。

皆さんはつきり立ってくださいね。ちょっとばらばらになってますので、済みません、よろしくお願ひします。

続きまして、議案第82号「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

これにつきましてもマイナンバーの関係の改正でございますので、反対です。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第82号「美作市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第82号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第83号「美作市社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第83号「美作市社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第83号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第84号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

議長、反対討論が先じゃと思うとるから、僕は賛成討論したいんで、賛成討論をさせてもらいます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論。

はい、どうぞ。

10番（西元 進一君）

〔発言の削除〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、これは時間の関係の条例改正でございますので。

〔10番西元進一君「ごめんごめん、済みません。焦っておりました」と呼ぶ〕

それでは、今賛成討論はありませんでしたので、反対討論、賛成討論、もう一度お聞きします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第84号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立……。

〔12番鈴木悦子君「いいですか。今、西元議員が発言されたことはそのまま議事録に残ると思うんです。だから、言われたことは取り消しをしたほうがいいと思うんですが、いかがですか」と呼ぶ〕

申し出がなかったなので、そのまま進めましたが、じゃあ改めてお聞きします。

西元議員、先ほどの発言に対して訂正または削除を求められますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

条例外のことなんで、削除を求めたいと思いますからよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

ただいま西元議員より削除の要望がございました。これに皆さん、同意をしていられることに賛成されま  
すか。

〔「今、条例言われたんじゃけど、条例じゃない、議案だろう」と呼ぶ者あり〕

〔10番西元進一君「議案、議案」と呼ぶ〕

〔「きちっと言うてもらわにゃいけん」と呼ぶ者あり〕

先ほどの西元議員の発言に対して削除の申し出がございましたので、これを許可をいたしたいと思  
いますが、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしということで、これを削除いたします。

それでは続行いたしますが、議案第84号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第84号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第85号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第85号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第85号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第86号「山の学校の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第86号「山の学校の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第86号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第87号「作東吉野きんちやい館の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

岩江議員。反対討論ですか。

〔13番岩江正行君「反対討論」と呼ぶ〕

はい。

**13番（岩江 正行君）**

このきんちやい館、地域に根差した形の中で経営をすることについては、私何も反対するものじゃないんじゃけども、今の経営状況、これはやっぱし執行部のほうがしっかりと指導してもらわにゃいけん。今生産者とここへ名前出られとる管理者のこの方とやっぱし意思疎通ができてないように思います。そういうな形の中で早う言うたら前はたくさん品物があつた、それが最近、生産者の方から持っていくものが非常に少なくなつてきょうというふうな中で、そういうふうな中でこれ今までと同じような金をまるっきり出すということについては、これは納得しがたい。私も産建の中でもこれは反対しておりますということで、反対させていただきます。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第87号「作東吉野きんちやい館の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成多数。よって、議案第87号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第88号「美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第88号「美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第88号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第89号「美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第89号「美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第89号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第90号「能登香の里小房の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第90号「能登香の里小房の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第90号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第91号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第91号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第91号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第92号「美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

西元議員、反対討論からですが。

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、賛成討論ございますか。

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

賛成討論をさせていただきます。

私はこの問題については、相当深くかかわってきたつもりです。それで、副市長を中心にした執行部もきちとした体制でやられておるようです。私はこの問題についてはいろんな隘路があったりして、いろんなことを考えながら執行部も本当に健全に行くように行くように考えてやってもらっております。その中では少し踏み込んで言わせてもらおうと、補助金を削除するとか、いろんな問題が便利にうまく行き出したら、執行部というのは上手にやっていくということでなしに、やっぱり地域の発展のためには少しぐらい、50万円、100万円の銭ぐらいなものをいつも切る切るという話でなしに、やっぱり健全に行くものは健全にやらせていくと。そういう点ではきちっと責任ある体制を今つくっとるわけですから、そういうことからいうと今つくったものを前に進めていくということを考えてほしいということを特に思います。特に執行部の方が本当に副市長を中心によくやってもらっております。そういう点では希望を述べさせてもらっておりますが、いろんな意味できちとした体制を構築しながらこういう第三セクターはちゃんと生き生きとした推進できるような体制をつくってほしいということを切に思います。賛成討論です。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第92号「美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第92号は委員長の報告どおり可決されました。

ただいまより1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第93号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

それでは、議案第93号「美作市放課後児童健全育成事業の指定管理者の指定について」、反対討論を行います。

先ほど委員長報告を聞きましたが、いろいろこの条例について議論はなされておるようですし、その委員会の中で反対といえますか意見が、住民の理解がまだ十分得られていないとか、あるいは県外業者では不安があるというような意見も出ておったようでございますが、いわゆるこの条例というのは子どもをいかに健全に育成するかということが一番中心にならなければならないわけですが、その子ども中心の観点から論議がなされたような形跡がどうも見られないという気がいたしました。

この議案の質疑のときに、私は申し上げましたけれども、もう一度十分理解をしていただくために申し上げますが、子ども・子育て支援の新制度の基本的理念のもと、児童福祉の理念、原理が尊重されることが大前提でなければならないということ、そして児童福祉法第1章総則では、第1条で、児童福祉の理念ということで、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」と、2番で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」、これが第1条で総則の中で定められておるわけです。2条で、児童の育成の責任として、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」というように義務づけられております。そして、3条で原理の尊重ということで、「前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための

原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行に当たって、常に尊重されなければならない」、この3つが児童福祉法の基本にならなければならないと思っておるわけです。しかし、そういうことが基本でなくて、管理者がどうのこうのというような話が主体になってきておるように思います。

この指定管理については、全国的にもこの精神を尊重されて、各自治体が責任を持って直接管理をしておるといのが大部分であって、指定管理者に出しておるのはごく少数だということを言わざるを得ない。県内でも玉野市と美作市ぐらいなもんだというように聞いております。仮に指定管理に出すとしても、子どもに直接責任を持っている保護者がみずから手で放課後児童クラブの運営の責任を担いたいという申し出があるにもかかわらず、指定管理者になってはどうかというような、そういう指導もなされていない。ということは、この応募が2社のみだったというように答弁されましたけれども、そういう審査のあり方についても指定管理の審議の中で問題があるというように思うわけです。

きょう、議会の冒頭で市長が話されましたが、直接保護者にかかわり、あるいは北小にかかわる人はごくわずかだという発言を、わざわざ求めて発言をされております。これは山陽新聞によりますと、12月16日の山陽新聞ですが、美作北小の放課後児童クラブの保護者が、利益を目的とせず、保護者の意向による運営を求め、県外の株式会社任せるとすることは、子どもたちを地域で育てるという基本姿勢に反するという指摘のもとにやっておられる。同児童クラブは運営はみずからの運営委員会が担うことを要望して1,627名の署名をつけて市長、議長に出しておると、こういう報道がなされております。市長が冒頭で言われたのは、こういう数字が上がっても、市外の人じゃとか、あるいは関係のない人が署名しておるといようなことを言いたかったんでしょうけれども、これだけの署名を集めるこの熱意、このものは十分買って出なければなりませんし、それだけの関心を持って市外の人であろうとも美作北小の運営に対して、私は応援しておるよという署名になっておるわけですから、こういうことも十分考慮に入れなければならない、こういうふうに思います。

それから、指定管理者をしようとしている株式会社共立メンテナンスは、学生寮やホテル経営などが主業であって、子ども育成の経験はごく少ないわけです。ましてや株式会社ともなれば、役職員の報酬を出し、そしてその上に利益を上げていかないと株主配当もできないわけですから、こういう児童福祉を利用してのお金もうけに力が入るといようになるわけです。決して黒字経営でいかないと困るわけで、そういう状態ではないかと思えます。

また、指定管理料以外の保護者負担というものが、サービスの向上ということでどうしても保護者に求められるということになってくれはしないかと思うんです。児童福祉法の基本理念を守られ、学校、地域との連携がうまくいくとは思われません。したがって、私は本案について反対を表明して討論とさせていただきます。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論がございました。

賛成討論ございますか。

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

それじゃあ、賛成討論をさせていただきます。

私は議案第93号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」ということで、賛成討論をさせていただきます。

学童保育条例の提案に対する賛成討論をさせていただきます。

私はこの条例が出る前には、美作市学童保育保護者会との連携をとりながら、できることなら学童保育は地域の保護者会が運営できる親たちの自主的運営により、営利を見ない指定管理人に任せる管理費を美作市が支払うことなくできることがベストだと考えて連携をさせていただきました。活動の中で、子どもたちを育み育てることが私は一番よいことであると考え、最終的まで美作学童保育連絡会との共同歩調をとらせていただきました。

しかし、学童保育が私から見ると、正当な学童保育ということにならなくなっているように思えたのであります。そういうことに遭遇いたしました。学童保育を親の〔聴取不能〕に対して、また子どもの健全な育成に対する団体から少し逸脱し、組織が変わってきたように感じるようになりました。私はこのような子どもを正しく育て、将来に対して責任ある親の姿から離れて、この案件を使って行政を困らせる運動に変えていくのではないかと、また親の希望を押し曲げ、自分たちの行政に対する欲望を果たし、運動に変えているのではないかと感じるになりました。運動は一度立ちどまり、冷静に考え対応したほうが議会議員としての賢明な姿ではないかというふうに感じました。

しかし、学童保育の皆さんは、勉強されたことと思います。私はこの条例に対しては私の力のなさを感じました。私はもう少し時間が欲しかったと考えます。また、私が感じるのでありますが、このような条例には他人様の知恵をかりるのではなく、自分たちの力で難局を克服するぐらいなことを考えてほしかったと思います。

皆さん、私は貴重な経験をいたしました。私は子どもは国の宝であります。私たちがいろんな意味で今の現状を克服するために困難を解決するために努力していることを利用し、すき間を縫って入り込み、正当なことをしているようで、〔聴取不能〕で行政を困らす運動に変え、自分たちのヘゲモニーを打ちたて、自分の少しの利益を欲しがるといふものには社会を語る資格はないのであります。運動の本質をすりかえることを試みるやからがいることを注意しながら対応する必要があると感じる次第であります。

しかし、私は学童保護者会の姿は正しいと思います。正しい理念のもとに子どもたちの将来が真に導かれ、運動としてではなく、なくてはならない運動だと考えるものであります。教育の最後のとりではPTAであります。私の力不足でこの問題が指定管理には移行いたしますが、ただ始まったところであり、私は学童保育は、両親が見て納得できるのがよいものと考えています。

最後に私たちのどのような運動でも、瞬間的には対立しているようであります。私たち美作市民は美作市をよくするための運動であります。美作市がどのようなようになってよいという運動ではないのであります。美作市を活性化させ、住みよくさせるための挑戦であります。そのために運動は今始まったばかりであります。これから大事なのでありますが、肝に銘じて頑張りましょう。運動が成果を上げるまで頑張ってください。応援いたします。私の賛成討論といたします。

以上です。

#### 議長（山本 雅彦君）

反対討論は。

重平議員。

#### 2番（重平 直樹君）

反対討論をします。

学童保育には賛成しますが、今回の指定管理には総務委員会でも納得できる説明ではなかったし、保護者にも反対者がいます。まだ時間があるので、再度保護者の皆さんと協議、理解を深めるべきで、今回は反対

させていただきます。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論はございますか。

金谷議員。

**1番（金谷 典子君）**

反対の立場から発言させていただきます。

反対の理由としまして4点ございます。

1番目に、全国的に指定管理制度が始まったのが12年前でございます。その中で社会教育とか保育施設に民間企業はそぐわないというふうな指定管理制度に疑問を持つところがだんだんふえてまいりまして、その理由としましては、最大にコストカットのことが目的であり、やはり利益を上げるという、先ほど本城議員がおっしゃったようなことが、指定管理に民間企業が入ってくるとそこが一番になってくるということです。そして、このことにつきましては、全国的に12年たちました今現在、見直しをしている自治体が多く、指定管理から直営に変えてきているということをいろいろと調べておりますので、全国としても直営の流れが多くなってきているという現状があります。このことは保護者会の方々が署名活動をされた理由と同じになってくると思います。

そして2番目に、地域の子どもは地域で育てるという学童保育の基本的な考え方に東京の業者が入ってくるということは、幾ら連携を持つと言われてもなかなか理解を得られないのではないかとということで、やはり保護者会との連携、指導員との連携ということが子どもの保育に一番大切なことになりますので、そこが失われてくる可能性があるということです。この考え方も保護者会の方々の署名の内容と一致いたします。

3番目に、総務委員会の傍聴で感じたことですが、指定管理の選定方法に公平性が欠けていたのではないかと感じました。内容についてはいろいろとありますので、総務委員会のほうで言われておりましたので、1つには稼働率の問題です。50%であるとか100%であるということが基準としてなかったということもあります。公平性に欠けておった指定管理の方法であるということが3番目です。

そして4番目に、指定管理を行う場合は、市民の理解を必要とするということが大きなポイントになると思います。その中で市内の多くの保護者の方が民間に指定管理を行うということに反対されているということで、近年指定管理による不祥事が続いている美作市において、子育て支援に失敗は許されません。保健福祉部の答弁にもありましたが、指定管理が否決になった場合は直営にするという答弁がありました。そうなることを期待して反対いたします。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論はございますか。

萬代議員。

**7番（萬代 師一君）**

この議案第93号につきましては、美作市の放課後児童健全育成事業は、子育てを支援するという美作市政

の最優先課題ではございます。そして、主役は児童でございます。冒頭、市長より、今回の署名人についての検証状況についての説明がございましたけれども、12月15日付の市長及び市議会への1,600人余りの署名とともに提出された要望書、そして保護者の皆様方の本日までの一生懸命な取り組み、私は重く受けとめます。当分の間は、市直営の運営を提案し、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論ございますか。

尾高議員。

**8番（尾高 誉久君）**

賛成の立場から言わせてもらいます。

まず、直営というのができなかったから社会福祉協議会に指定管理をやったんだと思うんですよ、この流れが。それで、直営ということになしに、9月議会では保護者会を入れて運営委員会をつくってという中で、私も委員の一人として賛成、反対の間でもう少しアンケートをとったらどうかということだったんですが、十分期間があるといっても、もう3月議会だけなんです。4月からは待ってくれないんです。だから、皆さん言われているように、本当に児童が大事なんです。この児童が一番大事なことから、私はあの段階でそれは保護者会はなしで行くほうがリスクが大きくないと判断いたしました。

それを踏まえて、今回も議案第85号でしたか、先ほどの放課後児童クラブの時間延長ということがなされたわけですけど、これ全員一致だったと思います。それで、社協がなぜ来年の3月31日にもうこらえてくれと言ったかといいますと、委員長報告にもありましたように、再度金額を言いますと、平成25年度が2,847万2,000円の指定管理料であったと、その次が26年度が3,395万6,000円になったと、27年度は年度まだ途中であります、4,101万円だと。今回5,000万円だということが高いとか低いとか、また予定価格が、予定価格じゃないんですけど、この問題はちょっと置いといて言いますと、この説明を受けた中で、まずは障がい児が本当にふえてきたと。アレルギーショック問題も一般質問で出ましたが、アレルギーショックの方なんか世話しなきゃいけない。それから、開所時間の延長による経費の増大と、それから総括責任者の設置による増、消費税が恐らくこの5年以内にはもう上がる問題でしょうから、それを鑑みなければいけない。最低賃金は本城議員が、私一度、請願を読んだことがあります、1,000円になすべきだと、今が798円で、5年後には、すなわち東京オリンピックまでには1,000円にするんだということになっているわけですよ。その中であって債務負担行為2億5,000万円というもんが計上された。ここで、どちらかの判断を強いられたときは、私は賛成をせざるを得ないと。

それと、共立メンテナンスの体質というもんが言われとんですけど、確かに体質的なものというのは指摘し、改善する必要があるかもしれません。ただ、私が調べたところでは、NHKの受診料についても一理あるんですよ。1部屋50円、50円だから云々ということで、地裁はその支払い命令を出してますけど、これを不服としてこれからも控訴し、また誰か議員が言われていましたけど、温泉に対する下水道料金についても、係争中です。最高裁に行っているんですから。だから、言い分があるわけです。

と同時に、一つは営利を目的にしてはいけないというものの、要するに会社の体力がなければいけないです。損害賠償の問題が起こった、それにはもう全く要するに自賠償を持つとって、任意保険に入っていないようなもんですよ。その中でこの共立メンテナンスという会社は、たしか資本金が74億数千万円あると思います。当該純利益が41億円ぐらいあります。だからいいというんじゃないんですよ。要するに健全経営がなされている会社だからこそ利益を生んでいるんだろうということで、その点では私は共立メンテナンス

は間違いないと。

また、一方のほうも当然調べております。資本金30万円です。それで、確かに地についたことをやられましようが、大変なリスクを伴うんじゃないかなと。そのときに損害賠償問題というようなことがあったときにはということと、経験がまずはないと。経験がまずはないということ、それから東大阪市は52施設やっていますが、運営委員会とそれから共立ともう一社、民間の会社がやっていますが、ここは補助金制度です。補助金制度でやっているNさんという人に私電話、教育委員会管轄なんで、そこに電話いたしました。それで、これこれこうなんだと、どうなんですか、運営のほうは。特に今のところ問題ないんですけども、私は何々という者ですということを書いて、今度実はこういうふう指定管理したいんだと言いましたら、その方は、ただその方の意見が全てじゃないですから、そのほうがいいですと言われたのには重く受けとめました。

もっと大事なことは、補正予算でも同じですが、今ダンボの問題がなっとなんですけど、この問題ではなくて、今回上程されとる議案第93号は、要するに声なき声の方、すなわち他の8施設というのか7施設というのかある、武蔵のところは今微妙な部分があるんで、7施設は待っておられるんじゃないかと、この部分も大事にしなきゃいけないのが、少数の声を大事にしなさいよと議会というように、声なき声をもっと大事にしなきゃいけないと。これで否決すると、あとの7施設もどういうふうやっていくかという問題なんです。大変大きな問題ですよ。だから、それが課せられている私としては、9月議会を踏まえたら、この方向しかないよと、賛成しかないんだということで、賛成討論といたします。

以上です。

#### 議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

岩江議員。

#### 13番（岩江 正行君）

私はこの議案第93号の指定管理について、反対の立場から討論させていただきます。

総務委員会の傍聴はできませんでした、ちょっと時間がございましたので。きょう委員長報告を聞かせていただいとる限り、この辺のところはどう議論したんかなというようなことに一つ疑問を持っております。こういう丸投げをするんかという一つの問題。これは保護者側の負担金の問題が恐らく係ってくるわけですから、この保護者の負担金をどういうふうに使われるんじゃないろうか、ここの企業は。ここに上程しとる以上は、その辺のところの話もあったと思う。執行部側と共立メンテナンスと話があったんかかなかったんか。なかったら、これ大変な問題じゃな。

それから、保護者の会費を企業は決めるんか。一応委託してしもうたら、これじゃあ今うちは債務負担行為で2億5,000万円じゃと言ようけんども、今言ようる企業がこれじゃあできないと、上げてくれにゃあいけないというふうなことになるんだったら、これどんなになるんじゃないろうかなというふうな、それでまたこれが5年間じゃということになったら、これ大変な問題です。

それと、企業はやっぱり利益を出そうとしとるわけです。利益を出すには、お金を出すことを減らすのが、これはもう商売の鉄則、利は元にあるという、この鉄則なんですよ。そういうな中で、支出を減らすようなことを優先されたらどがいなるかなというふうな一つの懸念も持っております。

それから、企業の合理化は子どもの目線に合ったものでやってくれるじゃろうかどうじゃろうかという心配をしょんですよ。いうのは、一つには先ほど委員長に対する質問をしましたが、今共立メンテナンスに委託業務で預けとる勝田の、こういうふうな報告の義務を怠つとる。異物混入した、報告の義務を怠つと

る。それを行政関係全部、首をかしげることはないんじゃない、ちょっと聞きんさい。報告の義務を怠つとる。これを今言ようる改善命令も出しとらん、改善命令。それはどこの責任というたら、行政の方々が改善命令を出いとらん。これが大きな問題。

それと、クアガーデン、愛の村パーク、五輪坊の関係、これも1年間に1,100万円ほどの、1,100万円ちょっとぐらいあるんでしょ、そのくらいの金をどういうふうな関係で出しょんか知らんけども、今言ようる共立メンテナンスに出しとる。ほじゃけど、あそこのためには全然なつとらんらしい。指導はない。来るのは一月に2日か3日じゃと。そういうふうな中で一月に90万円も100万円もするお金を出しますか。そういうふうなやっぱしお金をもろうたら働かにかあいけんというのが、これはもう人間の感性が働かにかあいけんのですよ。お金をもろうとる以上は働かにかあいけんという、全然これ感性が働かんのか。あんた方も感性が働いとらんの、執行部側も。これは市民の血税じゃという感性が働かんから、こういうふうな問題が起きるん、次から次。

それと、やっぱしこの国の未来を支える子どもたちにしっかりとした指導をする、そういうふうな行政でなくてはならないんじゃないかと私は思います。それで、特に母親たちが行政がもう今言ようるそういうふうな形の中で共立メンテナンスになってしまうんじゃと、丸投げするんじゃというような、そういうふうな中で、涙を出して相談に来られました。やっぱし子どもを本当だったら家で家庭で母親が育てるのが一番脳の発達には一番ええらしいですよ、母親が。それがやっぱし労働環境の不安定化が今とまらない。この中山間の中での問題。これをやっぱし指定管理に出さいでもええような、そういうふうな学童保育はなかつてもええような、そういうふうな行政をやらにかあいけんわけじゃ。それができないような美作市。都市公園じゃなんじゃというて、大きな金をいろいろ話ししょうるけども、もう少し子どもの問題、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、先ほど来、尾高議員のほうからも損害賠償の関係も言われておりましたけども、どことも今言ようる損害賠償が出て使うようなことになったら困る。損害賠償が起きるようなことがあったら困るわけです。ですから、勝田の問題でも、この給食の問題を例えたら不安なんですよ。命は一つはかないわけですから。異物混入されて、これ次長にも言うたんじゃけど、あんた簡単なこと、縫い針だったら、これどがいするんなどというて言うたんよ。パンの中にもよう針が入ったりどうのこうのというような話もあります。保険についたら、どこの小さな会社でも今はかけております。補償は出るんですけど。補償を使うような行政だったら、初めから補償、補償というて言うような話だったら、それはいかなもんか思うんじゃけども、やっぱしこの選定委員会が一番問題になつとる思う、選定委員会が。尾高議員はどうやら詳しく調べた言ようるけども、地元のことについてあや言わんわけじゃな。勝田の給食の問題、クアガーデンの問題、愛の村パークの問題、遠い話はされようりました。大阪じゃあっちの方の話は。けれども、この水道の料金の温泉をちょっといただいたというような話がここへありますけれども、これらは青森県の町会議員がちょっとメーターを改ざんして、使うやつを半分ぐらいに調整して使いよつたらしい。これ60万円ほどのやつが窃盗罪でやられとった、テレビ出とった。これは1億8,000万円か9,000万円ぐらいの金額が出とんよ。それは最高裁、最高裁というの、最高裁の話はどえらい好きなんじゃろうけども、そういうふうなわけにはいかんのか、これ。やっぱし子どもが、その母親が思うとんのは、もうすくすくと育てていただきたいというのが一番ですし、ちょっとこの企業に私勝田の給食の問題が出てから、嫌というほど、もうこの共立メンテナンスが嫌になりましたんで、今回は反対させていただきます。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論はございますか。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

まず、賛成の立場で討論させていただきます。

議案質疑の中で、共立メンテナンスについていろいろと会社についての不安要素がたくさん出てきましたし、あるように質疑の中で言われたと思います。その点について、執行部のほうが会社のほうへ行かれて、聞き取り調査をされたり、あるいはまた電話で指定管理を受けている放課後児童クラブのほうへ電話されたりして聞かれました。今、岩江議員も言われましたけども、NHKの問題、それから下水道の問題等については、今係争中ということでございますので、ここで私たちがとやかく言える立場にないというふうに思っております。

それから、放課後児童クラブの聞き取り調査では、今のところは何も問題は起きてないというふうに委員会でも聞いておりますし、それから委員長長の報告の中でも一部そういう報告があったと思っております。だから、私はこの件については安心をしております。

それから、株式会社だから利益の追求をするような、そういうことがあってはならないというふうに保護者のほうも言われたように聞いておりますし、それから金谷議員からも委員会の中でそういう質問もありました。しかし、本当に株式会社であっても、それから社会福祉法人であっても、赤字であったらこの事業、それからいろんな事業は赤字だったら継続性がないというふうに思っております。続かないというふうに思います。最低限度プラス・マイナス・ゼロ、あるいは少しぐらいの黒字にならないと事業自体がどの事業にしたって継続はできないというふうに思っております。共立メンテナンスさんにつきましては、多角経営ということでいろんな事業を展開をしておられます。ですから、黒字を出す事業、それからプラ・マイ・ゼロぐらいで今回のような放課後児童クラブのような、こういう事業は本当に黒字をどんどん出していくという事業じゃないということは本当によくおわかりのことと思っておりますので、その辺も私もそういうことは絶対共立メンテナンスについてはないと思っております。

それから次に、金額の面について、今回2億5,000万円というふうに設定がしてあります。尾高議員の賛成討論の中でもありましたけれども、27年度、まだ途中半ばですが、4,100万円という予算でやっておられるんですが、この2億5,000万円の5年間で、1年間5,000万円ということなんです。その5,000万円が少し高いんじゃないかというような意見がありましたけれども、それは消費税が上がったり、それから障がい者がふえてくる、それから統括責任者をつくるとか、最低賃金とか、開所時間の延長ということで5年間を見て、5年間のスパンを見て少し高くなったんだろうというふうに、これも私は理解しております。

それから、けさの冒頭で市長が署名のデータを少し分析して言われました。このデータを見ても、端的に言いましても、北小、ダンボの保護者全体が93人、100人と見て、そのうちで三十数名で35.5%ですか、そういう方が署名されています。じゃあ、ダンボに行かせながら、64.5%のこの保護者の方たちの声は全然聞こえてないんです。だから、尾高議員が言われたように、本当にこの声なき声を大切にしっかり聞いていかないと、受けとめていかないといけないというふうに思っております。

そして最後に、この議案が本当に通らなかったら、子どもたちはどうなるんですか、保護者たちはどうなるんですか、一生懸命経済的な理由、いろんな形でお母さん方が働きたい、だから放課後の子どもたちの居場所づくりという一番基本になること、その居場所がなくなってしまうんです。だから、私は本当にこの議案について否決をするというようなことになったら、大変なことになると思います。

以上です。賛成討論とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

安本議員。

#### 4番（安本 博則君）

私は反対の立場から討論させていただきます。

いろいろ今、賛成、反対の中で話は出ていますが、私は指定管理のほうのことからちょっと触れてみたいと思います。

まず、プレゼンをしたときに、片一方の業者は稼働率を100でされとったと。だから、それを50に積算し直して出してくれというようなことは、ここの指定管理者の応募要項の中に、応募書類の修正はできません。ただし、軽微な修正は除くと。果たしてその稼働率50%、100、これが軽微な修正なんだろうかと、一番問題になる基本になる数字になるのが軽微な修正とは思えません。だから、この要綱で定められながら、選定委員会は進めたと思うんですけど、それがまずなされていない。

それと、7者で最初指定管理の会議をされとって、その後で今問題になっとるダンボと大原の武蔵ですか、を追加、途中の中で追加するかもわかりませんよという話は、この間の委員会の中でそれは業者から了解をとってるということで、7者のままの選定委員会をやられて、金額も最初、共立メンテナンスの出されとったのが、とりあえず100だったので相手と比較できない。稼働率が50でやり直してくれと、先ほどこれを言いますと、ここの段階ではやもう要綱が違反している。

それと、じゃあ相手方はどういう数字で出されとったんなどということになってくると、相手方は、ここにあるんで、2,363万8,000円が出されとったと。それで、共立メンテナンスには同じような50で出させて、その出た数字が何と2,958万円、数万円の違い、この辺については相手の書類を共立メンテナンスさんに渡し、情報として、出た数字にしか思えない。たかが数万円しか違わない。だから、意図的に私が思うのには、意図的にとりあえず100で出しとくと、そしてそこで指定管理の選定委員会をやった、ところがこれ50で出てない、100で出とるから、だから50にして直しなさい、そういうときに資料を出したように疑いが持てるわけですよ。たかが数万円の違いですからね。相手に先、資料、要するに後出しだわな、俗に言う。そういうような選定委員会をやられとる。

それと、まだまだいっぱいあるんですけど、公募の中には、もうもともからいえば、その点数が140点中の60%で、84点を超えたのがその共立だったと。先ほども言いましたが、その中での審査の仕方は、50%で出してない審査。ということは、岩江議員だったかな、最初でもう失格じゃないんかと。それで、あえてこれを何とか持っていくために、今言うように50で出させて、相手の数字より数万円低い額で出させている、そういう疑念が持てる選定委員会、副市長が委員長になられてやっとなんちゃけど、これほんまに美作市が萩原市長が美作市コンプライアンス、法令遵守、市政刷新といって常々言われている。本当にこれが法令遵守された選定委員会だったんですか。本当に疑問だらけのこの選定委員会。そこまでして今言われている共立メンテナンスにさせたかったのか。もう一社、正規に出されている人の額が少なかったり、きちっとして出とるわけですよ、書類が。そこに落ちないで、どうしてもその共立、共立というように僕には見えて、いろんな書類、総務委員会に出してもらった資料、それと指定管理者の募集要項もろもろ照らし合わせてみて、本当に疑問だらけ、やり方が。

先ほども言うたように、7者を9者にするときには、確かに相手に了解をとるとる、政策審議監は答弁しました、委員会。だけど、この応募要項の中に、読みますけど、もし選定期間中に対象施設に移行することになった場合、結局7つの施設ということですが、ここで言えば、なった場合は、追加で2者を協議の対象として、その場合、ここからが大事なんですけど、詳細は別途指示をする。その指示も何もないまま、まし

て武蔵、それとダンボは、この9つの放課後児童クラブの中で四十何%、約半分を占める金額というか、率ですか、なっとる。それを7つに決まったとこに、何も応募要項の中にもきちつとうたつとることにも限らず、何の指示もなしに、7者のとこに決まったから、この2者もそこにします、だから9者にします。そんな得手勝手な都合のええ解釈を行政がして、そんな委員会がありますか、普通。

本当、この皆さんどういように判断されてここで賛成、反対するか知らんけど、私はとりあえず確かに保護者会がいろいろ署名を集められたということも大事です。ただ僕が今回一番問題視しよんのは、美作市は法令遵守の町じゃというて市長は言われとんですよ。ほいで、担当の副市長、金額が安いかわからんけど、来てもらっている、意味がないじゃない、そこにおられる意味が。みずからが破るような要項や条例、この間から私言ってます、いろいろなこと。そんなんで副市長、ようそこに私おられるんじゃ思う、不思議でかなわんと思う。

だから、私はとりあえず美作市はコンプライアンス、コンプライアンスというんであれば、きちつと自分たちで決めたことは守って、そして市民に理解を得てやるべきだと思うんです。もうこの書類、いろいろと見てみると、全くその指定委員会のやり方がなっとらん。それから、今言うプレゼンテーションもした、いろいろやってます。その中のやり方、議事録もここにあります。もうとにかく中身を見てもらったらわかります。例の美作市のホームページの中に開示請求の中に出てます、この会議録もろもろが。27年度の選定委員会の資料としてね。もうとにかく内容を見るとむちゃくちゃ、ましてこの美作市放課後児童健全育成事業施設指定管理者募集要項、美作市保健福祉部健康づくり推進課が出されとることからもう全部外れとる。そこまでしてなぜやりたいか、本当に疑問だらけです。

したがって、今回私はこういう法律を無視した、自分たちで決めたことを無視してやられるような議案には賛成できません。したがって、反対といたします。

#### 議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

万殿議員。

#### 15番（万殿 紘行君）

今、後ろからいろいろと皆さん、賛成、反対、申し上げられましたけれども、これ私、この子育て支援の一環でありますけれども、やはり市を挙げて取り組んでいくと。学力の向上、道德教育の徹底、これを市が掲げとんですよ。であるからして、市内でばらばらで取り組むという、9施設ありますけれども、ばらばらで対応せえということには、これまずならん。

この放課後児童クラブ、実は私も合併前に旧英田町時代に、十六、七年前ですか、津山等へ、旧英田になかったもんですから、何とかこしらえようということで津山のほうへ訪ねて行って、いろいろと研究もしてきました。以前は、授業が終わって、家族の方が家へ帰られるまでの守りというたら、子守というたらちょっと失言かもしれんが、一人、家庭で鍵っ子じゃと言われるようなことになっては困るということで面倒を見ましようということで始めとんです。ところが、現在そういう殺伐とした時代なんです、社会状況の中で、保護者のニーズももうそれぞれ違う。そうした中でこういうように決定されておる。私はもうこれでいくべきだと。

以上であります。

#### 議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第93号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成多数。よって、議案第93号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第94号「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第94号「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成多数。よって、議案第94号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第95号「美作市東粟倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第95号「美作市東粟倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第95号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第96号「美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第96号「美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第96号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第97号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第97号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第97号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第98号「美作市コスモス苑の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第98号「美作市コスモス苑の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第98号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第99号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第99号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第99号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第100号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第100号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第100号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第101号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第101号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第101号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第102号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第102号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第102号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第103号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第103号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第103号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第104号「市道路線の変更について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第104号「市道路線の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第104号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

**11番（本城 宏道君）**

ちょっと反対の立場で討論をさせていただきたいと思うんですが、先ほど美作市の放課後児童健全育成事業施設管理運営事業というのがあるわけですが、この中で、6ページですけれども、債務負担行為補正が出ております。いろいろ討論の中でもありましたように、全体の金額が2億5,000万円、年間5,000万円ということですが、こういうものが含まれておるわけです。私はいわゆる指定管理の中で最も安く抑えるということの中から、かなり無理があるなというように思っております。

それから、あと指定管理のこの決定について先ほど全部審議されたわけですけれども、これらが13施設、指定管理が可決されました。しかしながら、指定管理の基準というのが明確になされていないわけです。いろいろ同じような施設であっても4倍も差があるというようなものがこの債務負担行為の中の補正で出ております。そういう関係もございまして、同時にマイナンバーに関する予算がたくさん各所に組まれております。これは国の都合でやったものですから、国の全て国費でもってやるべきだろうと思うんですが、一般会計から一部負担せにゃあいけんような箇所がたくさん出てまいります。そういうようなことで私は反対をせざるを得ないというように思います。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論ございますか。

尾高議員。

**8番（尾高 誉久君）**

賛成討論は先ほどの特に、一度しか賛成討論というのは発言できないという決まりがあるんで、ここで言わせていただきたいなど。

というのは、6ページの美作市放課後児童健全育成事業施設管理運営事業ということで、選定委員会が本当に公平になされたというようなことがありましたが、私はなされたと思っております。というのが、担当部長に聞きましたら、資料として当然こういう場合、仕様書というのを出すんですよね。どういうことかという基準でどういうので公募、提案してきなさいよということの中で、社会福祉協議会の決算書を資料として渡しているということは、文教厚生委員会の議事録の中にもちゃんと明記されておりますので、私はつくって言うよりはしません。事実を言っただけです。だから、選定委員会はそれに基づいてきっちりやられとると。100%と50%というものは、その向こうの社が100%の稼働率でこうですよという中で、審査委員さんが点数をつけられたと。全部見た中で、私の結果的に言うと、全部の方が共立さんがいいと言っているんですよ、結果的には。そこで、140点の60%をクリアできなかった、すなわち84点をクリアできなかったから、そこが外されて、その社は何%という稼働率は出してないんです。保健福祉部長が出した資料に基づいてこれできるとやっているんで、だから選定委員会は本当に公平にやられているということを書いて、この賛成意見、2億5,000万円は妥当であるということの賛成意見といたします。

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論はございますか。

安本議員。

**4番（安本 博則君）**

私は、この議案第105号の今回の補正について、反対の立場から討論します。

先ほど来、債務負担行為の追加の部分で話が出て、僕の後ろにおられる議員は、選定委員会は公正公平にされとったというように言われてます。私は私なりに、先ほども言いましたけど、議案第93号で、選定委員会のときに福原政策審議監が、最初は公募として指定管理料、期間についていろいろ話をして、最初は公募だったというのが非公募になったというのは委員会で、それは全体の調整の中で非公募に決まったということを経験に行かせてもらって、その話を聞いたので、家に帰り、早速議事録をホームページで開いてみました。確かに再調整では公募から非公募になっています。

ただし、ここからが問題なんです。先ほど尾高議員は、選定委員会は公正公平にやられとったと、私は信じてますというようなことを言われましたが、ここの中の山の学校について、これあくまで全ての再調整の分です。全ての調整、全体の。その中で山の学校について、非公募でよいと思う。5年が厳しいのであれば3年でどうかというようないろいろな話の中で、横山委員長が最後に言われた言葉、ここが大事なんです。委員会の決定は、非公募3年、ただし指定管理料は毎年度見直しとする。ここもよろしいわ。債務負担行為は設定しない。設定しないと言いながら、ここに1,080万円、債務負担行為が3年で1,080万円、限度額としてここに出とるわけですよ、追加で。先ほども言いましたけど、自分たちで決めて、最後に委員長がかちとそこに債務負担行為は設定しないと打ち切って、次のきんちゃん館に移とるわけですよ、再調整で。そんな、ほんまさっきも言いましたけど、本当にこれが公平公正なやり方をしとんかかと、選定委員会が。本当に疑問だらけ。自分たちのご都合主義の委員会にしかとれない。

ここになぜこれのつとるか、私はこういうのが自分たちが決めて、設定しないと決めておりながらのせてきとる、この議案については私は賛成することができないので、今回は反対といたします。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論はございますか。

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

賛成の立場から言わせてもらいます。

私はいろんなことを言われるけど、議案第93号の美作市放課後児童健全育成事業のこの議案93号が可決、どういう形にしても可決されたわけで、これのいわゆる条例優先で裏保証がこの美作市一般会計補正予算の裏づけになつとるわけで、当然そういうものからいうと、議案が通ったら、これが生きてくる。2億5,000万円の債務負担行為が当然生きてくるのが当たり前で、確かに議論としてはあります。それはメンテナンスがどうの、それから何がどうのというて。しかし、それは仮定の話で、やってみにゃあわからんわけです。私たちは選定委員会だろうが何だろうが、条例を責任を持って議会で通したわけですから、そういう点ではきちっと責任を持って、その点で言うならば、いわゆる私たちが言ようるのは、臆測や期待で言うたんじゃありませんよ。実際に進んでいく、そういう形のものが具体的に進んでいく過程でどうかこうかという問題を考えるんであって、今立ちどまって、おまえとこはいけんじゃないかというて難癖をつけるだけが議会ではないと私は思います。

だから、そういう点では難癖でなしに前向きに行く、前向きにやっっていくというの中で条例が優先です。条例優先で不十分でも可決されたものが、可決されて生きてきて、しかも債務負担行為が生きてくるというような、これは当然予算の流れから、あるいは議会の流れからいうたら、当然過ぎる話ですから、そういう点でははっきりと賛成の意思を表明しときます。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論はございますか。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

105号の議案、これ今言う難癖を誰が言うたんか知らんけど、難癖じゃ難癖じゃと言うて、自分が言うて自分が納得しょんじゃけん、それはえかろうけども、とりあえず難癖を言うた者はおらんように思うで。その事実を4番議員も事実を言うたわけじゃから、議事録を見て言ようわけじゃから、難癖じゃねんじゃ、これ。あんたの不勉強、これはな。

[10番西元進一君「人の話はえんじゃ」と呼ぶ]

黙って聞いとれ、こりゃあ。

**議長（山本 雅彦君）**

不適切な発言は控えてください。

**13番（岩江 正行君）**

そういうことで、とりあえずこの美作市放課後健全育成事業、この28年から32年度のこの債務負担行為、これについてやっぱし指定管理に出すときには、今までやっとなよりかは、ここを安うしたんじゃというんだつたらわかる。やっぱし大きな企業じゃな、やっぱし立派なちょっとしっかりしたことをやってくれるなというんだつたらわかりますがな。ほじゃけど、これを見て数字見て、至れり尽くせり、早うしちやっ

くれ、しちゃってくれというて、まだこの上にまだ保護者からお金じゃ、先ほど言うたけどお金の問題が出てきたら、これまた大変ですわ。皆さん賛成した人間は皆、議員の皆さんは全部それはその辺のどこについてちやあようわかっと思ふんじゃけどもな。

ですから、とりあえず1年間に何千万円という金が、前に指定管理がやっとなつたところ、たくさん払うんじやというような、こういう話については、もうとんでも聞けれん話ということで、これは反対します。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第105号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成多数。よって、議案第105号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第106号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第106号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第106号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第107号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第107号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」につい

て、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第107号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、請願第6号「「介護報酬の緊急再改定等を求める」請願書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。

本案は原案についての採決となります。

それでは、請願第6号「「介護報酬の緊急再改定等を求める」請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成少数。よって、請願第6号は不採択となりました。

続きまして、請願第7号「総合的文化政策に関する請願」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

安本議員。

**4番（安本 博則君）**

請願第7号について。

**議長（山本 雅彦君）**

反対の討論ですね。

**4番（安本 博則君）**

反対討論です。

私はこの請願を読ませてもらいまして、理解したいんですけど、何か文化センターを新しくするような見え隠れするような請願に思います。なぜならば、これは平成27年3月24日の第4回美作市庁舎整備検討市民委員会の中で市長が最初開会の挨拶ですか、冒頭の挨拶の中で、また庁舎ではないが、文化センターやコンサートホール等の建設についてというように触れてます。その中での請願に見えますので、私は今回その見え隠れするような請願には賛成できないし、ただし例えば今私らも行く行くは世話になると思うんですけど、火葬場の件です。大原が修理等で作東で間に合わせた。でも、今度廃止になる火葬場は、もし何かあって、老朽化は進んでます。そういうので早急に急がなければだめだと、そういう請願であれば大いに賛成して、行く行くは私たち皆さんお世話になるわけですから、そういうことなら賛成できる。何かこの請願を見とくと、例えば音響が悪いから見積もったけど、金額が莫大なんで、それだったら建てたほうがえんじやないかというような意見が見え隠れするような請願なので、私は今回はこの請願については賛成できません。

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論がございました。

賛成討論はございますか。

西元議員。

**10番（西元 進一君）**

賛成討論をします。

私は文教福祉委員会でのこの採択のときにも賛成討論はしたわけですが、文化施設として本当に今美作市が自信を持ってやられるような施設というものがない。それで、現状からいうと非常に狭いというか、設備が不備なものを使いながらやっていると。それで、完結するようなものでなしに、やっぱり1万1,000ぐらいの旧美作町が使ったような施設です。私たちは今は3万は切れております。しかし、3万は切れておりますが、3万市を要望して合併して今日まで来とるわけですから、そういう点では3万市にふさわしい施設が必要だろうというふうに私は思います。そういうことからいうと、3万市にふさわしい文化センターというものが本当に望まれるし、建てられるということが私は切に要望したいというふうに思います。

執行部、特に市長には要望とします。文化センターというのは確かに政策的には余剰なようなものとして見られがちです。しかし、美作市民が十分に使えるような、十分誇りを持って使えるような施設を今つくり出すと。つくり出すためには、どんな困難でも執行部が提案してやり抜くという決意を持ってやってほしいということを切に思います。特に私たちは本当にふるさと創生資金というようなものを編み出して美作市に合併して持って出ております。そういうものも使えるようなものを目指してつくり出してほしいということを切に希望して賛成討論をします。

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論はございますか。

鈴木議員。

**12番（鈴木 悦子君）**

賛成の立場で討論させていただきます。

今まで美作市民の文化意識というのは、なかなか見えてこなかったと思います。特に昨年、ことしというふうに合併10周年、11周年の音楽という面ではすごく美作市民の文化の水準が意識が高かったということを私は思いました。それから、文教厚生委員会でも、討論の中で申し上げたんですが、公民館活動というのが本当に盛んになってきていると思います。そういうことを鑑みて、今の文化センターでは本当に狭いし、老朽化もしておりますしということで、やはり美作市の出湯の町、それからスポーツの町、文化の町というふうに位置づけて新しくやるべきだというふうに思いますし、それから文化の発展ということは地域の発展に本当にイコールする、結びつくものと思っております。ですから、この請願書には賛成したいというふうに思っております。

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論はございますか。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

金があって、人口がどんどんどんどんふえて、金が余るほどあるんだったら何してもええけども、この前も議員連盟の中で、佐用の音楽ホールの関係やこうもちょっと話ししたんじゃけども、やっぱりもうあっち

もこっちも同じような箱物ばあ建てるような、これはもう時期は過ぎとんよ。やっぱし佐用の関係については、いい建物が2つもある。やっぱしこの県北の2市2町1村で議員連盟つくったけど、その中でこういうようなものはやっぱし考えて、うちにはこういうなものがあるけん、こっち来いよ、わしのとこにはこれがないけん、あんたどこへ行こうかというような、こういうふうな発想で行かなんだら、もう金がある人の考えることで、私らはとてもこれから先、年金で飯を食うていこうか思うたら、これ大変じゃ。これ以上税金高うなったらかなわん。国民健康保険が高うなったらかなわんというふうな、そういうふうな考えでありますんで、金持ちの人はもう自分らの金を出いで建ててもらやえんじゃけども、私は今回のこれについては反対です。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論。

金谷議員。

**1番（金谷 典子君）**

文教委員会でも賛成討論をいたしました。音響については、ここに請願にあるとおり改善していくべきだと思います。そのときに私申し上げたんですが、建てかえについては異論がありますということで、その異論をもとに賛成いたしました。

**議長（山本 雅彦君）**

反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論はございますか。

岡崎議員。

**9番（岡崎 正裕君）**

先ほどからいろいろと議論が出ておまして、佐用町もあります。確かに2つのいいホールがございませう。私も多少なりとも音楽をかじるとる以上、ちょっと申し上げておきます。

美作の文化センターにつきましては、いろんなことをやっておりますが、我々が普通考えるポピュラーミュージック、これPA、パブリックアドレスというのを使いまして、音響的にはどうにでもなります。ただ、クラシックの場合は、なかなかこれは基本的に生です。マイクを使いません。そういった中でどういふふうにお客席に音が聞こえるのかというのはホールの設計自体にかかるとるわけなんですけど、残念なことに美作の文化センターはそういう設計にはなっておりませう。

先ほど議論に出ましたけれども、私も建てかえについては、この文章の中ではある程度読み取れるんですけど、私は建てかえについては反対をしております。古くなったとか、そういうことではございませう。現に津山の文化センターと美作の文化センター、美作の文化センターのほうが新しいんですけど、津山の文化センターは本当に有効に使っておりますし、設計が古いのは古いんですけども、割とすぐれた設計であると思っております。ただし、私は美作の文化センターにおいては設計がよかったのかなどうかと非常に疑問には思っておりますが、あそこの音響設備をどうにかよくしようという、ある程度の予算はかかるんですけども、建てかえをすれば、そのほうが安くつくんだとか、そういうことは一切考えずに、ある程度のことはやっていただきたいというふうには思っております。全面的に建てかえというのは私はちょっと、先ほど安本議員の話の中にもありましたが、それは反対しますが、ある程度の音響設備の工事ぐらいはやってもいいのではないかなというふうな考えでおりますので、賛成をいたします。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第7号「総合的文化政策に関する請願」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、請願第7号は委員長の報告どおり採択されました。

続きまして、請願第8号「「所得税法第56条の廃止」の意見書を国に提出するよう求める請願書」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第8号「「所得税法第56条の廃止」の意見書を国に提出するよう求める請願書」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、請願第8号は委員長の報告どおり採択されました。

続きまして、請願第9号「TPP「大筋合意」の撤回を求める請願」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第9号「TPP「大筋合意」の撤回を求める請願」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、請願第9号は不採択となりました。

ただいまより暫時休憩をいたします。

なお、総務委員会の皆さんは議員控室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 24 分 休憩

午後 2 時 46 分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど休憩中に議員控室において、議長、委員、副市長出席のもと、議会運営委員会を開催し、追加議案 1 件について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

今定例会で総務委員会に付託になっておりました請願第 8 号「「所得税法第 56 条の廃止」の意見書を国に提出するよう求める請願書」が採択となり、議員から議案を提出したい旨の申し出があり、協議いたしました。

議員からの議案は発議 1 件であります。発議第 8 号「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について」は、総務委員長外 5 名の委員で発議いたします。

発議第 8 号を追加日程第 1 として、日程第 1、委員長報告、質疑、討論、採決の後に追加し、議案上程の後、質疑、討論、採決といたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第 8 号「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について」、追加日程第 1 として議題といたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、発議第 8 号「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定をいたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 追加日程第 1 発議第 8 号「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について」

議長（山本 雅彦君）

それでは、追加日程第 1、発議第 8 号「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

総務委員長。

**6 番（則本 陽介君）〔登壇〕**

発議第 8 号について説明をいたします。

「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

なお、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書案につきましては、ただいま皆様のお手元に配付させているとおりでございますので、意見書の朗読は省略させていただきます。この意見書を国に提出しようとするものでございます。

以上で委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

窪田常勤監査委員が出席をされております。

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第 37 条第 3 項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、発議第 8 号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第 1、発議第 8 号「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

**日程第 2 発議第 6 号「美作市新庁舎整備特別委員会設置について」  
発議第 7 号「決算特別委員会設置について」**

**議長（山本 雅彦君）**

それでは続きまして、日程第 2、発議第 6 号「美作市新庁舎整備特別委員会設置について」を議題とし、

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長。

**14番（小淵 繁之君）〔登壇〕**

発議第6号「美作市新庁舎整備特別委員会設置について」。

〔以下朗読〕

以上でございます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、発議第6号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

日程第2、発議第6号「美作市新庁舎整備特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました美作市新庁舎整備特別委員会につきましては、委員の定数は18名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日休憩中に美作市新庁舎整備特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。それでは、美作市新庁舎整備特別委員会を後ほど開催いたします。

続きまして、発議第7号「決算特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

発議第7号「決算特別委員会設置について」。

〔以下朗読〕

以上でございます。よろしくお願いをします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、委員会付託省略についてお諮りをいたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、発議第7号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第7号「決算特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました決算特別委員会につきましては、委員の定数は18名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。それでは、美作市新庁舎整備特別委員会、決算特別委員会をこれより開催いたします。

ここで暫時休憩いたします。

皆さん全員、議員控室にお集まりください。

午後3時01分 休憩

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に美作市新庁舎整備特別委員会、決算特別委員会を開催し、美作市新庁舎整備特別委員会委員長に山本重行議員、副委員長に岡崎正裕議員、決算特別委員会委員長に西元進一議員、副委員長に金谷典子議員を選任いたしましたので、御報告をいたします。

- 日程第3 報告第9号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」
- 日程第4 認定第4号「平成26年度美作市一般会計決算の認定について」
- 認定第5号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」
- 認定第6号「平成26年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」
- 認定第7号「平成26年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」
- 認定第8号「平成26年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」
- 認定第9号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」
- 認定第10号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」
- 認定第11号「平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」
- 認定第12号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」
- 認定第13号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」
- 認定第14号「平成26年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」
- 認定第15号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」
- 認定第16号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第3、報告1件、日程第4、認定13件、報告第9号、そして認定第4号から認定第16号

を一括議題といたします。

初めに、日程第3、報告第9号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（安部 薫君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第9号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく財政指標について監査委員の審査を受け、その意見を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに資金不足比率は各会計が現金収支において黒字決算のため該当がありません。

次に、実質公債費比率は15.0%、将来負担比率は79.0%と、いずれも改善傾向であり、4指標全て早期健全化基準以下であります。

また、公営企業会計の資金不足についても発生しておらず、健全段階にあります。

以上、報告とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第9号を終わります。

続きまして、日程第4、認定第4号から認定第16号について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（安部 薫君）**〔登壇〕

続きまして、ただいま上程されました認定第4号から認定第16号、これは「平成26年度美作市一般会計決算の認定について」外12会計につきまして一括して御説明を申し上げます。

決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成26年度美作市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、土地取得特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計、都市と農村の交流施設特別会計、それから老人保健施設事業特別会計、次に矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計、武蔵の里特別会計、後期高齢者医療特別会計、愛の村パーク特別会計それぞれの歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

詳細につきましては、会計管理者が説明いたしますので、どうかよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

会計管理者。

**会計管理者（安東 弘子君）**〔登壇〕

ただいま御上程になりました認定第4号「平成26年度美作市一般会計決算の認定について」から認定第16号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」までの御説明をさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上で平成26年度美作市一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。372ページ以降は、主要事業成果説明書をつけてございますので、お目通しをいただきたいと思います。まことに粗雑な説明となりましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

日程第4の補足説明が終わりましたので、ここで窪田代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

なお窪田監査委員におきましては、長時間の朗読もありますので、水分補給のため水の持ち込みを承認しておりますので、御了承ください。

それじゃあ、どうぞ。

**代表監査委員（窪田 功君）〔登壇〕**

議長のお許しをいただきましたので、市長から審査に付されました平成26年度の一般会計の決算と基金の運用状況、そして財政健全化関係に関する意見書について御説明を申し上げます。

昨年9月議会における決算審査の説明の際に申し上げたことですが、私たち監査委員の標準指針には、監査委員は公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものとする書かれておりますので、それに立脚し、今美作市に求められている決算審査を微力ながらも遂行させていただきました。

この間、そうした趣旨を御理解いただき、決算審査に御協力いただきました多くの関係者の方々に感謝申し上げます。以下、意見等の説明をさせていただきます。

なお、審査がおくれた理由及び責任審査が完遂できず、遺憾ながらも審査打ち切りに至った理由につきましては、決算審査意見書の第3と第4、1ページに書いてございますが、第3と第4に記載したとおり、市側から一部関係書類の提示も説明も受けられず、監査委員には議会のような強制権がございませんので、やむなく打ち切りに至ったものでございます。打ち切り判断したのは、決算審査の意見として指摘等した事項につきましては、これを次年度予算に反映するという制度を生かす努力義務が私たち監査委員にはあると考えたからでございます。

なお、このような事例への対処方につきまして、監査事務局長から総務省に問い合わせましたが、前例もないようで、アドバイスもいただけなかったことから、当市の監査委員において判断することにさせていただきました点、御了知を願いたいと思います。

まず、美作市一般会計及び特別会計決算審査意見書に従って御説明をさせていただきます。

1ページでございます。

審査の対象は、第1に記載のとおりでございます。審査期間は、さきに述べさせていただきましたとおり、平成27年7月13日から平成27年12月4日までの長きに及びました。この間、市内全ての教育施設や図書館、給食センターなどの定期監査と月例監査等もありましたので、それらの間は中断させていただいております。

審査の方法ですが、第3に書かせていただきましたとおり、計数の正確性はもちろんですが、予算執行の適否、収入、支出の合法性、予算の執行が効果的かつ経済的に執行され、その目的を達成しているか、さらには平成26年度の予算編成方針と照らしてどうかなど、多角的な視点から審査と行政監査を実施させていただきました。

審査の結果について申し上げますと、帳簿類には問題は認められませんでした。さきにお話しさせてい

いただきましたとおりの理由で審査が完遂できず、責任審査等が実施できなかったことは、市民から負託を受けて監査に当たらせていただいている監査委員としてはまことに遺憾なことです、事実は事実として御報告申し上げざるを得ません。

さて、一般会計と特別会計を合わせた収支状況は、3ページをごらんいただきます。

3ページの推移表のとおりで、単年度収支は2,361万3,000円の黒字決算で、前年度の黒字額より666万5,000円多くなっています。

市民の御関心が高い市債残高ですが、4ページをごらんください。

市債残高ですが、一般、特別の両会計を合わせた26年度末残高は、321億8,973万2,000円となり、これは前年度末より6億2,628万6,000円少なくなっております。発行額の抑制努力と償還努力によるものと認めます。

次に、5ページ以降の財政力指数関係について申し上げますが、先ほどの会計管理者からの報告の裏面にそれぞれ書いてございます。時間も切迫しておりますので、省略させていただきたいと思います。それぞれ先ほど会計管理者がされました報告書の裏に我々のデータを意見を書いておりますので、ごらんいただきたいと思いますので、飛ばさせていただきます。ただ、市長が本議会の冒頭におっしゃりましたように、改善が進んでおります。その点は可としたいと思っております。

次に、特別会計について申し上げます。

26ページまで飛んでいただきたいと思います。

平成26年度末における特別会計全体の収支は2億4,957万5,000円の黒字となっておりますが、平成26年度末特会におきましては、前年度からの繰越金が2億7,114万8,000円ありましたので、単年度としては2,157万3,000円の赤字ということになりました。

なお、市民の御関心の高い武蔵の里及び愛の村パークへの一般会計からの繰入金については、28ページに記載のとおりでして、28ページの表をつくらせていただいておりますが、28ページに記載のとおりでして、26年度におきましては、武蔵の里には6,002万1,000円、愛の村パークへは3,674万4,000円、合わせて9,676万5,000円という巨額に及んでおります。市長が行政報告で述べられましたように、これに雲海を加えますと、実に1億2,500万円という巨額に及びます。そして、指摘事項、後ほど触れますので、今は開いてもらわなくて結構ですが、指摘事項15に書きましたとおり、雲海の26年度末決算には人件費が計上されていない金額となっておりますので、実質的な繰入金はさらに膨らんだものと推量させていただいております。

これら問題については、何も突然浮上してきた課題ではございませんで、昨年も指摘したことであるほか、市長が行政報告でも触れられるということは、十分認識している課題であるはずですが、現執行体制になってからでもはや1年8カ月も経過してしまいました。これら顕在化している重要課題等について、いつまでも先送りするのではなく、幹部会議で取り上げ、検討されるべき課題であると考えますので、直ちに取組まれるべきかと思っております。

また、このことは議会としても市民の大きな関心事であることを再認識され、より真剣に取り組まれるよう要請します。

35ページをお願いします。

会計管理者の報告は数字でございます。私どもは市民に向かってわかる内容でできる限り説明しておりますので、くどいところもあるかもしれませんが、35ページへ入らせてもらいます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計における収入未済額が4億2,806万円の巨額となっております。これへの取組みも幹部会議で取り上げ、検討されるべき課題と認識いたしております。

42ページへ渡っていただきます。

42ページの基金の運用状況について一言触れておかなければならないことがございます。それはバレンタインホテル運営基金の取り崩しが688万5,000円あったことです。これは施設の修繕費に充てられてはいますが、バレンタインホテルもついに前年度決算で1,289万6,000円もの営業赤字に転落してしまい、ことしは繰越利益剰余金がない中での営業期を迎えていますので、所管の経済部においては今までのような第三セク放任の反省を踏まえていただき、その推移を注意ぶかく見守りながら指揮監督の強化を求めます。

次に、財政健全化意見書等でございますが、先ほどお断りしたとおり、飛ばさせていただきます。

45ページをお開き願います。

次に、監査委員の意見と指摘事項について御説明申し上げます。

現監査委員による決算審査はこれで2回目になりますが、昨年の指摘事項が19項目、今回は実に38項目と倍増するとともに、地方行政の基本法である地方自治法等法令に抵触するような重大指摘事項も7項目にも及ぶに至りました。市政刷新、法令遵守を掲げた条例を制定され、人的手当てまでして取り組んでこられたにもかかわらず、このような結果を見ますと、対応策の是非も含めて根本的なところに問題があると言わざるを得ません。しかも再演事項、前、御指摘したことが直ってない再演事項が実に14項目にも及ぶということは、前例のないことであり、まことに遺憾きわまりないことでございます。

また、平成9年に地方自治法を改めてまでシステム化された監査委員への措置報告、指摘した事項に対しては報告義務が199条の第12項に書いてございますけれども、そのほとんどが励行されず、よって市民への措置状況の公表による市政の透明性確保もできていないのが実情です。これも地方自治法が定める基本的な制度設計にかかわる問題です。さらに、指摘事項の多くは、市長など幹部がかかわり決裁されている中において惹起している、起こっている問題が多いということはゆゆしきことであります。

意見書の47ページへ移っていただきたいと思えます。

まずは、指摘事項の9についてでございますが、武蔵の里と愛の村パークへの実効の上がる改善策がとられないまま、また問題を把握しながらも適切な指導監督もなされないままに連年にわたって続いている巨額の赤字補填金問題です。26年度において2社への補填金額は、先ほど申したとおり実に9,676万円と、およそ1億円もの巨額に及んでおり、市長が行政報告で触れられた雲海の補填金額を加えると、これも先ほど申しましたとおり1億2,500万円という金額になっております。こうしたことを続けていたのでは、本来子育て支援や老人、障がい者福祉などに回せる財源へのしわ寄せとなるほか、人口減少が続く中においては、財政力弱体化にも直結することは明白なことですから、喫緊に解決しなければならない課題であると認識しますし、行政報告で市長も触れられたわけでございますから、十分認識されていることは明白でございます。

第三セクの抜本的な改革の推進につきましては、総務省から平成26年、27年6月を初めとする第三セク債の措置などを含む各種指針等が出されてきましたが、この通達を受けての迅速、的確な対応もされないままに打ち過ぎたこと、また所管の経済部の指導監督の不励行の次第もあって、旧東栗倉工房株式会社と株式会社雲海の唐突な、しかも相次いで破綻をしてきたことは記憶に新しいところで、いまだにその解決もできていません。

放課後児童クラブの関係については先ほど議決されております。問題は、ダンボの保護者会の約8割が自分たちでやるというアンケート結果が出ておりました。意見はいろいろございましょうけれども、今回民間会社に渡すにつきましては、それらも踏まえて執行部としては十全な地域対策と保護者の了解工作が必要かと思えます。これは厚労省が出しております指針に明白に書かれていることでございますので、そのあたりは後は執行部が始末をしてもらうという、言い方は悪いですが、スムーズな4月1日からの移行に対して

最大限の努力が必要かと思っております。

50ページまで移らせていただきます。50ページでございます。

21番の財政改革等の推進について申し上げます。

このことにつきましても既に指導してきたことではありますが、合併特例による地方交付税の減額措置のほかにも、人口減少も予想以上に進展しており、ことし実施されました国勢調査結果を踏まえて見直される地方交付税の減額額も億単位に及ぶことが想定されます。そうした中におきまして、行政ニーズは福祉や子育て支援を中心に増大するほか、市長が行政報告で触れられたように、老朽化した各種インフラの修繕や整備事業も確実に増加していくことは必定でございます。これら増加する負担に耐えていくためにも行財政改革への取り組み強化と不断の努力は必須のことと承知してはいますが、美作市の現状を見たとき、指摘させていただきましており、萩原市長になってからは、例えば行財政改革本部会議等、関係の会議も政策会議ですら開かれていないようなことでもございまして、むしろ後退していると言わざるを得ないことはまことに遺憾であります。

52ページへ移らせていただきます。

52ページの24、職員の指揮監督について、これも再演事項でございます。端的に申しまして、以前からも問題として指摘させていただいたことですが、議員からの指摘もあったように、相次ぐ交通事故の発生一つ見ましても、今までよりも弛緩傾向にあるのではないかと危惧いたしております。例えば、旧東粟倉工房株式会社への不当な出資金支出について、会社役員の実行権を侵害して対処したようなこともありまして、仲裁弁護士からは美作市が指導して取り組んだとまで指摘された上、無効とまで指摘されるような事件があっても、また雲海のようなとんでもない短期破綻の主原因も美作市側の失態であったことは紛れもない事実であることにもかかわらず、てんまつ書も始末書もいまだにとられておらず、処分検討もされていません。また、多くの既に退職者も見てしまっております。

その上、指摘事項26のような担当責任者の再採用と同じポストへの登用に至っては多分市民も含めてとても理解できるものではないと考えております。

雲海事件について損害賠償請求につきましては、既に訴訟を提起されたとのことですが、本件のみでなく、指摘事項の17でも指摘したように、いまだに何の通知もありませんが、監査委員に対する、その提案内容を議事録で見ると、監査結果報告とはかけ離れたものではないかと判断いたしております。

旧東粟倉工房株式会社や袴ヶ仙の問題などもいまだに放置されており、関係者の陳述や供述等の機会も想定される中、このようなずさんなことで、記憶の喪失による支障を来すことは間違いなく危惧されるところであります。

指摘事項の25、26のどこを見ていただきたいと思っております。

指摘事項の25及び26については、いずれもその任用と雇用手続並びに俸給等支払いやその執務先と勤務管理、また嘱託職員が使用した車両管理についても疑念が持たれましたことから、監査を実施しようとしたのですが、関係書類の完全な提示も説明も受けられず、資料3、末尾についてでございますので、後ほど見ていただきたいと思っておりますが、資料3の④及び⑩のとおり、答えられないとのことでもございましたことから、責任監査ができなかったことはまことに遺憾であります。

これらについては人件費支出と車両への給油支出等も伴っていることから、これでは責任監査ができません、決算審査は不能とすることも考えましたが、26年度の決算審査はその意見を来年度予算編成に生かすという地方自治法の本質のもとに、強制権が付与されていない監査委員としては期日切迫の次第もございましたので、ここで一旦打ち切ることと決せざるを得ませんでした。

なお、強制権が付与されている議会におかれましては、こうした経過があったことと、この監査意見書を参考に市民の意見のあることも踏まえていただいた上、厳正に対処されるよう希求します。

56ページへ移らせていただきます。56ページをお開き願います。

次いで、市民の大きな関心事は、26年度から着工された指摘事項31の城山公園計画の問題でございます。

この件につきましては、市民からの監査要求もありましたが、合議が整わず、勧告できなかったことから、地元美作市内に在住する監査委員から緊急提言も行っていますし、情報公開もされておりますので、今さらという感もいたしますが、そのずさんな取り運び方については指摘しておかざるを得ませんでした。

58ページに移らせていただきます。

次に、市長が初日の行政報告の中で触れられました美作市の総合戦略の中にうたわれている関係から、指摘事項36にも触れないわけにはまいりませんでした。総合戦略において、本大好き応援事業が取り上げられている中、美作市内には18の公民館と5つの図書館がありますが、旧勝田町だけは図書館がなく、力を入れておられる公民館活動、その公民館さえも設置されておられません。このことについては、当時の市長から要請に基づき、勝田区長会が区民の意見を集約して図書館併設の公民館の建設を要望したまま、既におよそ5カ年が経過いたしております。そのため土地や基金は、今も活用されることなく現存しておりますので、サービスの公平性はもとより財産の有効活用の観点からも、直ちに取り組みを検討されるよう求めます。

以上、特に重大事項と市民の関心事を中心述べてきましたが、指摘事項の多くは、先ほども申したとおり、市長など幹部がかかわった、または指示等をして計画、実行したもので、もしくは適切な対応や指示を怠ったことによる事項、さらにさきに触れましたとおり地方自治法などの基本法にかかわるような指摘事項が多く見られるという実態でございます。前に述べたように、関係書類の提示ありませんから、つまびらかにはできないものの、決裁までに至る回議と、回す会、回議と合議の過程におけるチェック能力とそのシステムが十分に機能していないのではないかと判断いたしております。

行政とはそもそも法律はもとより定められた条例や規則や規定等などの定めるところにより、また議会が決定した予算をその目的どおりに適正に執行するものでありまして、定め等を無視したような行政は厳しく批判されなければならないものでございます。地方自治法第2条17項の規定でも明らかなように、また東栗倉工房株式会社の事例でも見られるように、場合によっては無効原因となるものでございます。そして、仕事はみんなの知恵と工夫を集め、組織的に、また幅広い市民各層の意見がより一層反映できる形で計画され、執行されるよう努められるべきかと考えます。ところが、現状は規定の会議の利活用さえおろそかになっています。会議は情報の共有化と職員の研修、発言力や発表力の向上にとっても重要なものでございますし、行政の透明性確保の面からも必要なことですので、改められることです。そして、このままでは市政刷新や法令遵守の実現は遠いものと判断しますし、このままでは財政疲弊も危惧されます。

このような状況でありながら、決算審査を打ち切らざるを得なかったことは行財政の透明性が特に求められている今日においては異例、異常なことで容易ならざることでございますし、監査委員に対して説明責任が果たせないような行政執行は考えられないことと認識いたしております。地方公務員法各条の励行、とりわけ職員の勤務評定と表彰、そして処分の徹底による職場規律の確立と士気の高揚も図られなければ、現状からの脱却はあり得ないものと判断いたします。そして、その前提として、市長以下幹部こそがまず襟を正して業務執行に当たられるよう、その必要性を感じます。

監査委員が決算意見書を市長に提出したのは12月7日であり、市長が議会に議案付託したのも同日7日でした。なぜか、議会側において本会議への認定議案上程は2週間後の12月22日のきょう、12月定例会の最終日、しかも全ての議案審議を終えた後というありさまでございます。申し上げるまでもないことですが、予

算及び決算は議会だけでなく、市民からも見ても重要案件であるだけに全く遺憾なことであります。あとは議会の決算審査と執行部の次年度予算への反映に期待しますが、西洋のことわざに倣って申し上げますと、これらのことを理解し改めるのは、監査委員ではございませんで、市長を含む職員皆さんであり、議員ではないかと考えながら、平成26年度の打ち切りという異例な決算審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

ありがとうございました。

窪田代表監査委員、高田監査委員、松本監査委員、安本監査委員には、平成26年度決算を長期にわたり審査をしていただき、心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

これにて退席をしていただいて結構でございます。

ここでただいまより10分間休憩いたします。

午後4時30分 休憩

---

午後4時40分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、これより順次質疑を行います。特に質問があればということで進めていきたいと思いますが、

まず初めに、認定第4号「平成26年度美作市一般会計決算の認定について」、質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、これで認定第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第5号……

〔「今、これから質疑をするん。今ちよろっと聞いても」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後4時41分 休憩

---

午後4時41分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第4号「平成26年度美作市一般会計決算の認定について」、質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第5号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第6号「平成26年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第6号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第7号「平成26年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第7号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第8号「平成26年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」、質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第8号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第9号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

ございませんか。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

滞納があるんじゃないけども、たくさん。こういうふうな形の中で努力したんじゃない、そういうことについて全然説明ないんじゃない。どうどうどうどうどう計数だけ読んでいって、これについてはこういうふうな形の中で努力したんじゃないというものがなかったら、何か知らんけど時間ばっかし、早う済まそう済まそうするようなことばっかしで、これちょっと説明してください。

**議長（山本 雅彦君）**

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）**

住宅新築資金につきましては、岩江議員のおっしゃられるとおり、非常にたくさんの滞納がございます。それで、市民部としましては年度初めに各支所長を呼びまして、支所でも本庁でもございますが、改めて督促催告を行うように指導しております。また、職員が出向きまして高額滞納者には面談をするようにいたしております。しかしながら、貸し付けから時間もたっておりますし、なかなか思うような成果が上がっていないのが現状でございます。今後も一層努力をしてみたいと思います。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

簡単な説明じゃけど、今言ようる保証人のとこのこう話を聞きよんじゃとか、それからもう借りた人がおられんようになつとんじゃとか、そんな実態をきちっと説明して、委員会の中でもこれは議論せなんだんか。今までにこういうような報告として、今までにことしの予算やこうでも出とろう、あろう。新年度予算にあろうがな。ほじゃから、どがいするんなら言よんじゃ。不納欠損にってしまうんか。いつまでもこの形の中でずっとこのまま引こずっていくんか。それとも、そんだけのあるお金を払えるところで誰かに保証人がおるんだったら、ここまでだしたら保証人に払うてもらえませんかとかというような、何かの話がなからにゃあいけんのよ。努力しようる、努力しようるというて一つも努力しとるのがわしらにわかりゃあへんがな、そんなことじゃあ。そうじゃろう。何を努力したんな、ほいで。よろしくお願ひしますというんだたら、ここまで努力したんじゃと、昨年の決算のときにはこれこれだったけども、ことしはこういうな努力をして、こんだけ少のうしたんじゃというものを言うてくれなんだら。毎年そこで同じことを言うて、手を上げて採決だけして、はい、これで終わりましたというような、議会終わりましたというようなことにはならん。ちょっとそこの努力の方法と、した経過、ちょっとそれ説明じゃ。

議長（山本 雅彦君）

執行部、説明ができますか。

[13番岩江正行君「誰がするんな、ほいで」と呼ぶ]

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）

内容のほうを長期的な方が二百数名おられます。それで、それにつきましては連帯保証人あるいは督促の状況などを調べ、また弁護士等とも相談をいたしておりますが、現実にはなかなか厳しいものがございませう。実際に連帯保証人のほうに申し出た件数としては、件数はわずかでございませう。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

200名ほどおるんじゃったら、200名ほどおって、ほいで弁護士にも相談したんじゃと、弁護士はほんならどがい言よん。弁護士のお金もかかるんで、頼んだら、相談したら。弁護士はどがい言われよん。弁護士にも相談したんじゃという、したんじゃ、したんじゃ言わずに、した成果を、200人、去年には201人おったんじゃと、25年度決算には201人おったんじゃと、それがいろいろと努力して、ことしは200になりましたとかというような、その一つの目標を立てて行政をやらなんだら、しました、しました、そんなことじゃあ、我々を説得できんぞ。どんだけ努力されたんなと、努力の成果は見られませんがな、この予算書だけではとて言よります。ほじゃから、弁護士も頼んだ、頼んだんじゃけど、難しいんじゃという、それじゃあ理由になるわけはなからうがな、ほいで。どがいもならんのなら、ならん理由があるはずじゃ、そうじゃろう。

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、その理由も含めて答弁してください。

市民部長。

**市民部長（安藤 郁雄君）**

大変申しわけございません。議員のおっしゃるとおり努力が足りないと言われれば、全くそのとおりで申しわけが、なかなか難しいところがございますが、その連帯保証人につきましてもかなり経過をしているものもございますし、もう既に物件のないものとか、いろいろございまして、債権の回収につきましては大変難しい状況になっております。具体的に何件あって何件というのはちょっと今資料を持ち合わせてございませんが、委員会でもいつもその決算、予算のときも指摘を受けておりまして、これは一市民部といいますか、担当課だけの問題ではなく、全市的に検討しなければならない時期にももう来ていると考えております。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

これについては、一応3回になりましたので、決算特別委員会等でもまた議論をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第9号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第10号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第10号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第11号「平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第12号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第12号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第13号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第13号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第14号「平成26年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、質疑を行います。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第14号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第15号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第15号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第16号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようですので、これで認定第16号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りいたします。

本日上程されております各議案は、審査付託表の記載のとおり、決算特別委員会に付託することに御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

これより決算特別委員会を開催いたしますので、その間、暫時休憩をいたします。

議員の皆様全員議員控室にお集まりください。

午後 4 時52分 休憩

---

午後 5 時10分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

**14番（小淵 繁之君）**〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

休憩中に議員控室において、議長、委員出席のもと、議会運営委員会を開催し、決算特別委員会委員長の

委員長報告と美作市新庁舎整備特別委員会委員長からの閉会中の継続審査の申し出について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

決算特別委員会委員長報告を追加日程第2として、日程第4の後に上程いたします。次に、美作市新庁舎整備特別委員会委員長から「閉会中の継続調査の申し出の承認について」を追加日程第3として追加日程第2の後に上程をいたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、「認定第4号～認定第16号（委員長報告・採決）」と、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」を日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として議題といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、「認定第4号～認定第16号（委員長報告・採決）」と「閉会中の継続調査の申し出の承認について」を日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

これより審査結果報告書を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔審査結果報告書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## **追加日程第2 認定第4号～認定第16号（委員長報告・採決）**

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、追加日程第2、「認定第4号～認定第16号（委員長報告・採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、決算特別委員会に付託となり、休憩中に委員会を開催をいたしております。

この際、決算特別委員長から報告を求めることにいたしたいと思っております。

決算特別委員長。

**10番（西元 進一君）〔登壇〕**

先ほど決算特別委員会が開かれて、決算特別委員会の結果を報告いたします。

先ほど休憩中に決算特別委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

12月定例会で付託を受けた平成26年度決算認定第4号から認定第16号の審査につきましては、協議の結果、継続審査といたしました。

決算審査につきましては、議会閉会中に特別委員会を開催し、3月定例会までに審査を終了する予定であります。

以上で決算特別委員会の委員長報告といたします。ありがとうございました〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

決算特別委員長からの報告はただいまお聞きのとおりであります。

決算特別委員長の報告への質疑を行います。

決算特別委員長報告に対する質疑ですが、委員会は議員全員で構成されておりますので、質疑はないものと思います。よって、決算特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、採決に移ります。

採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第4号「平成26年度美作市一般会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第4号「平成26年度美作市一般会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第4号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第5号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第5号「平成26年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第5号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第6号「平成26年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第6号「平成26年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第6号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第7号「平成26年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第7号「平成26年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第7号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第8号「平成26年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第8号「平成26年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第8号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第9号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第9号「平成26年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第9号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第10号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第10号「平成26年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第10号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第11号「平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第11号「平成26年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第11号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、認定第12号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第12号「平成26年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第12号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第13号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第13号「平成26年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」は、委員

長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第13号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第14号「平成26年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第14号「平成26年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第14号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第15号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第15号「平成26年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第15号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第16号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第16号「平成26年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、認定第16号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

### 追加日程第3 閉会中の継続調査の申し出の承認について

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、追加日程第3、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」を議題といたします。

美作市新庁舎整備特別委員長から、所管事務調査については会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りをいたします。

美作市新庁舎整備特別委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決定をいたしました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をいただきます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

大変御苦勞さまでございます。

本議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、21日間にわたる熱心な御審議、大変にありがとうございます。また、市民の方々におかれましても傍聴並びにケーブルテレビ等における議会に対するさまざまな御関心を頂戴したことを改めて御礼を申し上げます。

会期中の動きが若干ございましたので、その点についてまずお話を申し上げます。

御存じのとおりでございますけれども、先週18日に政府において、政府機関の地方移転について対象機関34に絞り込まれるという決定がなされました。その中に当市が要望してございます自衛隊の体育学校が幸い含まれておったわけでございます。新聞報道等によりますと、岡山県におきましては9つの機関の要望をしたところ、そのうち2つがこの段階まで残ったということでございます。予断は許しませんが、今後のオリンピック等の動向を見ながら積極的に対応し、また途中において合宿等の招致を積極的に展開をしていく所存でございます。

次に、同じく18日に閣議決定をされたわけでございますけれども、平成27年度の補正予算、この中にさまざまな案件、T P P関係等ございますが、地方創生加速化交付金というものが約1,000億円計上され、そしてこれにつきましては原則としてソフト事業100%でございますが、当市として熱心に要望を申し上げておりました、有効なソフト事業に関するハード事業についても全体事業費の50%ということを限度としてではございますけれども、認められるという方向になったというふう聞いておきまして、これについては議会の方々の有志の方々も御要望に参加をいただいたということで、心から御礼を申し上げたいと思います。

続きまして、国の状況についてでございますけれども、本日、市民の方々からも関心の高い子ども関係の施策が大臣折衝において幾つか前進をしたということでございます。

まず、児童扶養手当につきましては、本当に何十年ぶり、30年以上ぶりだと思いますけれども、変更することが決まりまして、2人目以降については倍増ということで大臣折衝が妥結をしたということでございます。

また、保育料につきましては、2人目が半額、そして3人目以降無料ということも大臣折衝で合意をされたということでございまして、地方負担がどこまでになるかにつきましては、今後精査を要しますけれども、まずはこの国の方針に対して歓迎をし、そして当市としてもその方向で来年議論をしたいというふう考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、誘致案件でございますけれども、誘致をお願いをしている学校法人大阪滋慶学園についてでございますけれども、これにつきましては御案内のとおり、スポーツ医学や看護等を念頭に置いてございますけれども、関係各位の御支援と御理解によりまして、正式決定まであと一步ということになっておりますが、同法人との連絡の中で、来年1月15日に同学園の橋本常務理事が当市にお越しになり、恐らく大原公民館で「滋慶学園の地方創生への取り組み」と題して講演をされることが内諾を頂戴しております。市民の方々から熱心な参加をいただき、そのことによって設置に向けた具体的な雰囲気づくりをぜひしてまいりたい、どう

ぞよろしく願いいたします。

また、本議会におきまして質問がございました件のさらなる前進でございますけれども、都市公園につきましては、貸借契約等を進めることによって、来年に開園できる面積の増大をお願いをしております、たしか110ヘクタールという報告を議会の途中で申し上げたと思いますが、現在約200ヘクタール弱ということになっておりまして、来年3月末までに所要の措置を講じて、29年度からの交付税の算入に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、本日の大変な議論になりましたが、放課後児童クラブにつきましては、ほとんどの議員の方々が子どもの幸せという観点から議論をされたことに大変当局として心強いものを感じておるわけでございまして、いただきましたさまざまな御意見が具体の運営に反映されるように今後きめ細かな対応をするよう指示をしておきたいというふうに思っております。

また、監査の報告がございましたが、監査委員の御指摘があったとおり、我々としても法令遵守というのが停滞をしないように、停滞をしているということでございますので、改めてこれはチェックをしていかなければならないと思っておりますけれども、法令遵守につきましては、先ほどの御意見では議会や執行部は改善すべきであるけれども、監査委員会においてはそういうものは見当たらないというお考えもあったようでございますけれども、全て議員の方々や私のように選挙で選ばれている身分というものは、ある程度の自由でございますけれども、その他の方式で選ばれている方々におかれましては公正、中立性など、地方公務員法が厳格に対応されるなど、さまざまな法的な規制もあることにも鑑みながら、市全体としてさらなる法令遵守の取り組みを強化をしてみたいと、こんなふうに考えてございます。

次に、行政懇談会と今後の新年度予算の編成でございますけれども、行政懇談会につきましては、本当に多くの方々が参加をいただき、きめ細かな意見提示を頂戴いたしました。その多くは私どもの町における暮らしやすさ、子育てのしやすさといったことに直結をするものでございまして、これらなるべく早く対応をしたいと考えております。一部については既に対応が行われておりますけれども、予算化をすべきものが相当多くあったことを今記憶をしておりますが、これらにつきましては各担当部局等がそれを来年度予算の要求として出してくるものと想定され、それらにつきましては来年の1月5日から新年度の予算査定というものを早速開始をしていきたいというふうに考えております。

これから年末本番でありますけれども、夜警あるいは季節の変化によるタイヤの交換、そして年越し、年迎えのさまざまな準備等、議員各位並びに市民の方々におかれましても多忙な時期になると存じますが、ぜひ御健康に御留意をいただき、そして輝かしい新年をともにお迎えできるよう御祈念申し上げまして、私からの御挨拶といたします。どうもいろいろありがとうございました。〔降壇〕

#### 議長（山本 雅彦君）

平成27年第5回12月美作市議会定例会の閉会に当たり、一言私からも御挨拶を申し上げます。

12月2日開会以来、21日間にわたり熱心に御審議を賜り、適切な決定により、ここに全議案を議了いたしました。市長を初め執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を十分に尊重していただき、市勢発展、向上のため、より一層の御尽力をいただきますようお願いを申し上げまして挨拶といたします。

お諮りをいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日もって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成27年第5回12月美作市議会定例会を閉会をいたします。

御苦労さまでした。

午後5時36分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成27年12月22日

美作市議会議長 山 本 雅 彦

会議録署名議員 安 藤 功

会議録署名議員 安 本 博 則

そ の 他 資 料

一般質問【平成27年第5回（12月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1	6番 則本陽介	1. 防災力の向上のため 職場や地域で防災士 を育成する取組につ いて	①防災士の認識と育成の必要性について ②防災士育成講座及び公費助成の取組につ いて	市 長 副 市 長 担当部長 消 防 長	30
		2. 空き家対策の推進に ついて	①美作市の空き家対策の取組状況と効果 ②今後の課題と推進策		33
		3. 近年における美作市 への行政視察の推移 と検証について	①25年度から今年度の状況について ②成果と検証について		35
		4. 消防署・救急駐在業 務の現状と施策の継 続について	①河会地区・梶並地区で実施されている近年 の実績について ②今後の方針と継続を望む地域の実状につ いて		37
2	16番 日笠一成	1. 交通網の整備につ いて	①交通弱者対策について	市 長 企画振興 部長 保健福祉 部長	39
		2. 安心・安全な生活環 境について	①猪・鹿・熊等の被害防止対策について		42
3	14番 小淵繁之	1. 里山整備について	①有害鳥獣駆除対策の現状について ②獣肉処理施設の健全経営について ③森林の現状と環境整備について ④山林の活用について	市 長 経済部長	44
		2. スポーツ医学・看護 学校について	①現在までの進捗状況について ②建設場所について ③概算事業費について ④現在ある岡山県立大原高等学校の校舎につ いて ⑤学校建設に対する支援と財源について ⑥学科編成について ⑦建設事業費の負担について ⑧開校時期について		55
4	10番 西元進一	1. 全市民的な課題 農業問題 林業問題 福祉問題について	①供出米の補助について ②山林の整備について ③国民健康保険への市費の投入について	市 長 経済部長	62
		2. 湯郷温泉の発展と活 性化を取り戻す方策 について	①湯郷温泉会館の建設について		71
		3. 右手キャンプ場の水 洗化と全面改装につ いて	①県の施設であるのに、なぜ水洗にならない のか ②県に全責任を負わせられないか		73
		4. 湯郷地区の一方交通 の是正について	①美作市の活性化のために何をすべきか		75
5	8番 尾高誉久	1. 美作市財政の総点検 【第2版】について	①平成26年度に引き続き平成27年度の 「財政の総点検【第2版】」が公表されま した。これについて質問いたします。	市 長 担当部長	78
6	2番 重平直樹	1. 交差点改良と市民の 安全・安心	①危険な交差点の進捗状況と事業計画 ②点字ブロック設置計画 ③横断歩道と信号機の設置計画	建設部長	94
		2. 歩行者に安全な通学 道、自転車道の歩道 の整備について	①障害者・高齢者に配慮したバリアフリー化 の整備について	建設部長	95

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		3. 交通事故の多発し やすい危険な個所 整備計画について	①要望個所の進捗状況 国道路線 県道路線 市道路線 路線毎についてお尋ねします	建設部長	97
7	17番 山本重行	1. 公共施設について	①公共施設等総合管理計画策定の取組状況について ②公共施設の統廃合・総面積の縮減をどのように進めていくのか ③公共施設の活用・利用変更・再編をどのように進めていくのか	担当部長	97
		2. 市制施行記念式典 について	①市制施行記念式典の意義をどのように理解 されているのか	市 長	101
8	13番 岩江正行	1. 都市公園の地権者 の同意について	①進捗状況は	市 長 副 市 長	104
		2. 防災工事と市民の 安全安心	①総事業費はいかほどか	教 育 長 政 策 審 議 監	107
		3. 災害がおきた時の 責任の所在は	①誰が補償するのか	企 画 振 興 部 長	109
		4. 会計検査院の現地 調査と指摘事項	①会計検査院、農水省としては事業が完了したのに成果が上がっていない。未耕作田についての指摘をされているがどのように対処しているのか尋ねる	経 済 部 長 総 務 部 長	111
		5. 本換地事務手続の 現状	①相続登記、本換地の終了はいつごろか		112
		6. NODAレーシング アカデミードライ バー養成学校誘致	①財政支援と投資効果について尋ねる	教 育 長 総 合 戦 略 監 企 画 振 興 部 長	116
		7. 生徒の中に15歳 未満の生徒が在籍 しているとのこと だが、教育委員会 としての見解、法 令遵守について尋 ねる	①憲法第26条第2項、教育基本法第5条では満15歳、9年間の普通教育を受けさせる、就学させる義務を負うとあるが、美作市は学校教育法第16条をどのように遵守されているのかお尋ねします		119
		8. 身体は食べた物で 作られると言われ ています。児童の 成長と栄養管理に ついて尋ねる	①食べ物は将来の健康に直結すると言われて いるが、教育指導がなされているか ②子どもの成長と栄養バランスについて ③食物アレルギーの調査研究について	市 長 副 市 長 教 育 長 政 策 審 議 監	122
		9. 給食センター民間 委託メリット、デ メリットについて 尋ねる	①食の安全、安心危機管理は万全か ②食材購入の立入検査について	企 画 振 興 部 長 経 済 部 長 総 務 部 長	124
9	4番 安本博則	1. 雲海について	①議会提出の決議についての考え	市 長	126
		2. 東栗倉工房につい て	①4500万円追加出資の使用内訳 ②今後の方針と考え	市 長	131
		3. 法令遵守について	①横山副市長の考えておられる法令遵守	横山副市 長	135
		4. 政策会議・幹部会 議・職員提案につ いて	①H24年度分、H25年度分、H26年度 分、H27年10月までの政策会議・幹部 会議の回数 ②H23年度分、H24年度分、H25年度 分、H26年度分 H27年10月までの職員からの提案数	教 育 長 政 策 審 議 監 各 部 長 級 全 員	141

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		5. 教育施設（幼稚園、保育園、小学校、中学校、図書館）について	①エアコン設置計画の考え方 ②各教育施設の改修及び修理、修繕の計画	教 育 長	143
1 0	5 番 谷本有造	1. 安全から安心への 第一歩	①防災・減災・インフラ整備等で発生する土砂・発生土等の処理場所の確保について	市 長	146
		2. 都市公園について	①都市公園整備事業について	市 長	150
1 1	11番 本城宏道	1. 市政について	①都市公園の現状は、用地賃貸契約の成立件数等及び27年度の予定事業の取組み、都市公園としての認可の見込 ②交付税を目的に計画されている様だが、算入される年度はいつからか、またいくら位見込んでいるのか ③地権者の中には、反対意見も多々ある。担当課としてはどう思っているか ④この事業は土地収用法が適用されるのか	市 長 担当部長	156
		2. 全員協議会の中から	①スポーツ医学、看護学校を大原へ誘致するとの事ですが、医療機関での実習は大原病院だけでは受け入れられないが、どうなるのか また学生は学資のためのアルバイトが求められるが確保出来るのか ②日本体育大学特別支援学校はどのあたりを想定しているのか ③国立健康栄養研究所について、倉敷市と共同誘致すると言われたが何をどうするのか。共同提案の内容を詳しく説明されたい		161
		3. 東粟倉工房について	①現時点での取組みと、当時の役員の責任はどう扱うのか		163
		4. 暮らしの便利帳について	①暮らしの便利帳について、更新する考えはないか		165
		5. 農業問題について	①T P Pは大筋合意されたが、反対の運動が強まっている 市長のお気持ちはどうか ②鳥獣被害防止計画の内容と具体的な取組みについて ③規則の改正はなされているのか ④農作物等の被害額はどの様に見積もっているか		165

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		6. マイナンバー制度について	①マイナンバー制度の正式名称は ②管理される個人情報の範囲はどこまでか ③番号の利用機関というののはどの範囲となるのか ④地方公共団体情報システム機構というのがあるのか またどう仕事をするとところなのか ⑤特定個人情報保護評価を実施しなければならないとなっているが、どの様なメンバーでどの様な評議をされたのか ⑥「基礎項目評価」「重点項目評価」「全項目評価」があり公表が義務づけられている。どうされているのか ⑦事業者が従業員の番号を家族を含めて知らなければならないがそれらのセキュリティはどう担保されるのか ⑧事業者の範囲はどこまでか、農家も含まれるのか ⑨個人番号カードは、市役所へ出向いて対面で交付するとなっているが、代理は出来るのか ⑩今日までに、マイナンバーについての問い合わせはあったのか。そしてどのような問い合わせ等について細かく記録に残す様指導されているが、書式はあるのか ⑪以上は支所でも充分対応出来るのか ⑫年金機構の様な漏洩があり、個人情報等が漏洩した場合、誰が責任を負うのか	市 長 担当部長	171
		7. 認知症初期の支援について	①全自治体に支援チームを設置する様になっている様ですが、美作市としての状況はどうなっているか ②具体的な計画について、説明願いたい		175
1 2	1 番 金谷典子	1. マイナンバー法について	①マイナンバー法による美作市民の利便性について ②マイナンバー法により、固定資産税の徴収に更なる利便性を図ることについて	市 長	175
1 3	12番 鈴木悦子	1. 親育ち応援学習プログラムの取り組みについて	①岡山県では、子育て真っ最中の方、孫育て世代まで幅広い世代を対象とした「親育ち」を応援するためのプログラムを開発し、子育てについて語り合いながら学び合う事業が推進されています。この事業の美作市の取り組みについて	教 育 長 保健福祉 部長	180
		2. 高齢者福祉について	①要介護者が増加している中、現状において介護施設が足りているのかどうか ②在宅支援を推進するためには包括支援センターのさらなる充実が必要ではないかと考えますが、市のお考えはどうか ③国は介護離職率0%を目指すと言っていますが、市としてはどのような対応を考えているのか		185
1 4	15番 万殿紘行	1. (株)雲海について	①(株)雲海温泉のその後の経過について尋ねる	市 長	191
		2. 男女共同参画について	①女性の社会進出の手助け 介護、定住対策、結婚、子育てについて		
		3. 道徳教育について	①心の教育 ②本読みの習慣	教 育 長	199

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
15	9番 岡崎正裕	1. 学校等の誘致について	①自衛隊体育学校、スポーツ医学・看護学校 日本体育大学特別支援学校、国立健康栄養 研究所 以上4つの施設について誘致運動をしてい るが、美作市の負担はどの程度になるのか	市 長 担当部長	204
		2. 林野高校の支援について	①志願者数が減少し、定員割れが続く状況を 市としてどう支援していくのか	市 長	208